令和２年第５回北中城村議会臨時会会期日程表

開　会　　７月２８日（火曜日）
閉　会　　７月２８日（火曜日）　　会期　１　日間

月日	曜	会議別	開議時刻	摘　　要
７．28	火	本会議	午前１０時	開　会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉　会

令和２年第５回北中城村議会臨時会会議録

招集年月日	令和２年７月２８日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和２年７月28日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	閉会	令和２年７月28日　午前11時12分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武　すま子	出
	２番	稲福恭秀	出	９番	天久朝誠	出
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	欠	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	６番議員		金城高治			
	７番議員		比嘉盛一			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長		比嘉直也			
	議事係長		仲村静香			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	新垣邦男	教育長	砂川惠重		
	副村長	比嘉聰	教育総務課長	喜納克彦		
	総務課長	仲本正一	生涯学習課長	與儀光敏		
	総合調整監兼企画振興課長	石渡一義	建設課長	瀬上恒星		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	楚南兼二		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武　のり子	農林水産課参事	鹿島直昭		
	上下水道課長	安次嶺正春	学校教育指導主事			
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第１号

令和２年７月２８日（火曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第３３号	令和２年度北中城村一般会計補正予算（第３号）について	説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定
4	議案第３４号	公営墓地進入路整備工事（その１）工事改定契約について	〃
5	議案第３５号	公営墓地造成工事請負契約について	〃
6	決議第　３号	在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議について	即決
7	意見書第４号	在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和２年第５回北中城村議会臨時会を開会します。

開　会（午前１０時００分）

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、金城高治議員及び比嘉盛一議員を指名します。

日程第２．会期の決定

○議長（名幸利積）

日程第２．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日１日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日１日間に決定しました。

日程第３．議案第３３号　令和２年度北中城村一般会計補正予算（第３号）について

○議長（名幸利積）

日程第３．議案第33号　令和２年度北中城村一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第33号　令和２年度北中城村一般会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

議案第３３号

令和２年度北中城村一般会計補正予算（第３号）について

令和２年度北中城村の一般会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和２年７月２８日　提出

北中城村長　　新　垣　邦　男

令和２年度北中城村一般会計補正予算（第３号）

令和２年度北中城村の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４８３，８４６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１，１４２，９６５千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		3,467,383	270,973	3,738,356
	2 国庫補助金	2,375,798	270,973	2,646,771
18 県支出金		1,206,424	7,953	1,214,377
	2 県補助金	745,369	7,953	753,322
20 寄附金		50,001	100,000	150,001
	1 寄附金	50,001	100,000	150,001
21 繰入金		582,965	86,320	669,285
	2 基金繰入金	582,964	86,320	669,284
24 村債		804,900	18,600	823,500
	1 村債	804,900	18,600	823,500
歳入合計		10,659,119	483,846	11,142,965

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,464,858	229,055	3,693,913
	1 総務管理費	3,276,609	223,653	3,500,262
	2 徴税費	97,331	5,402	102,733
3 民生費		2,958,527	21,555	2,980,082
	1 社会福祉費	1,377,288	3,939	1,381,227
	2 児童福祉費	1,581,239	17,616	1,598,855
4 衛生費		1,144,324	1,053	1,145,377
	1 保健衛生費	749,704	1,053	750,757
6 商工費		221,867	63,942	285,809
	1 商工費	221,867	63,942	285,809

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8　消　防　費		249,646	7,029	256,675
	1　消　防　費	249,646	7,029	256,675
9　教　育　費		1,353,655	161,212	1,514,867
	1　教育総務費	126,078	196,156	322,234
	2　小学校費	358,593	△26,156	332,437
	3　中学校費	153,931	△14,322	139,609
	5　社会教育費	413,495	4,337	417,832
	6　保健体育費	232,801	1,197	233,998
歳　出　合　計		10,659,119	483,846	11,142,965

第２表　債務負担行為補正

１．追加　　（単位：千円）

事　項	期　間	限度額
役場第一庁舎改築事業（庁用備品リース）	令和３年度　～　令和22年度	82,239

詳細については、副村長に説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉　聰）

それでは、議案第33号　令和２年度北中城村一般会計補正予算（第３号）につきまして御説明いたします。

３ページをお願いします。

第２表の債務負担行為補正、追加が１件ございます。役場第一庁舎改築事業（庁用備品リース）、期間が令和３年度から令和22年度、限度額が8,223万9,000円です。

次に、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

６ページをお願いします。

17款国庫支出金、２項国庫補助金、１目民生費国庫補助金、６節の児童福祉費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金国庫補助金647万7,000円の補正につきましては、放課後児童クラブが新型コロナウイルス感染拡大防止のために要する費用への補助金です。

４目教育費国庫補助金、４節学校教育施設整備費国庫補助金、公立学校情報通信ネットワーク環境施設の整備費補助金2,074万円につきましては、村内の公立小中学校のＩＣＴを活用した学習環境整備のためのネットワークの整備費補助金です。

続きまして、公立学校情報機器整備費補助金3,539万円及び121万1,000円につきましては、村内の公立小中学校の児童生徒へ１人１台のタブレット端末を整備するための補助金及びそれを支援するスクールサポーターへの補助金です。

29目地方創生交付金２億686万4,000円の補正につきましては、国の２次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応のための地方創生臨時交付金で、国の10割補助となっています。

説明欄の各事業費の内容は歳出で御説明いた

します。

７ページをお願いします。

18款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金795万3,000円につきましては、新型コロナ感染拡大防止のため、放課後児童クラブ及び認可外保育所への補助金として、子ども・子育て支援交付金県補助金及び保育対策総合支援事業県補助金をそれぞれ計上しています。

８ページをお願いします。

20款寄附金、１項寄附金、１目一般寄附金１億円の補正につきましては、今年度のふるさと応援寄附金が増加していることに伴う補正です。

21款の繰入金、２項基金繰入金、３目財政調整基金繰入金2,962万3,000円の補正につきましては、財源不足を補うための繰入金です。

５目のふるさと応援基金繰入金5,669万7,000円の補正につきましては、ふるさと応援寄附金の返礼品費用や事務経費に充てるための繰入金です。

24款村債、１項村債、６目教育債1,860万円につきましては、村内の公立小中学校のネットワーク整備事業に充てるための村債です。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

９ページをお願いします。

２款の総務費、１項総務管理費、１目一般管理費5,669万7,000円の補正につきましては、ふるさと応援寄附金の増加に伴う返礼品や事務経費の費用を各節に計上しています。

４目財産管理費、16節公有財産購入費724万2,000円の補正につきましては、平成30年度に売却した字荻道の用地を買い戻すための費用です。

17節備品購入費60万1,000円につきましては、新型コロナ感染防止対策のために窓口等で使用するアクリル板等の費用です。

５目の企画費1,000万円の補正につきましては、医療現場での３密対策やオンライン診療等の環境整備を支援するため、村内病院へ補助を行うための予算を計上しています。

８目電算費、12節委託料、スマホ収納システム改修事業につきましては、公共料金のスマホ支払いを導入するための費用です。行政ＩＴ化推進事業、コンビニ交付システム導入につきましては、コンビニでの住民票等の各種証明の発行を実施するための費用です。行政ＩＴ化推進事業、オンライン環境整備につきましては、第２波に備えた行政機能のデジタル化を図るための費用です。

10目の防災諸費、１節需用費1,794万7,000円の補正につきましては、災害時における感染拡大防止策を講じるため、避難施設に必要な物品等を整備するための予算を計上しています。

10ページをお願いします。

23目ふるさと応援寄附金費１億円の補正につきましては、ふるさと応援寄附金を基金積立てするためのものです。

35目の調査建設費104万1,000円の補正につきましては、第一庁舎改築後の新庁舎で使用する議場や応接室、事務所内の机や椅子等の備品の賃借料を計上しています。

11ページをお願いします。

２項の徴税費、２目賦課徴収費540万2,000円の補正につきましては、ウェブ口座振替を導入、運営するための費用を各節に計上しています。

12ページをお願いします。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、17節備品購入費150万円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のためにオンライン相談支援体制を構築するための機器の導入費用を計上しています。

18節負担金補助及び交付金225万円の補正につきましては、県の住宅確保給付金の支援決定を受けた生活困窮者に対し、当該給付金と家賃の差額分を補助するための予算を計上しています。

13ページをお願いします。

２項の児童福祉費、２目保育所費、18節負担金補助及び交付金426万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に要する費用の認可外保育所への補助金です。

４目の児童館費、18節の負担金補助及び交付金1,284万9,000円の補正につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に要する費用の放課後児童クラブへの補助金です。

14ページをお願いします。

４款の衛生費、１項保健衛生費、４目の保健事業費105万3,000円の補正につきましては、新型コロナ感染拡大防止のための医療用マスク等の費用を計上しています。

15ページをお願いします。

６款の商工費、１項商工費、２目商工業振興費、10節需用費及び11節役務費の宅配ボックス助成事業につきましては、希望する村民へ簡易型の宅配ボックスを支給することで、接触機会の最小化を図るための費用を計上しています。

12節委託料及び14節の工事請負費、中央公民館工事、シェアキッチンにつきましては、村内事業者が利用できる加工施設を整備し、加工及び販売体制の支援を行うための費用を計上しています。

12節委託料、地域通貨導入業務委託料につきましては、村独自の地域通貨プラットフォームを構築し、村内企業で利用できるようにすることで地域の活性化を図るための費用を計上しています。

18節の負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症対策中小企業支援金2,000万円の補正につきましては、売上げが減少した村内中小企業へ経営支援を行うための予算を計上しています。３密対策による快適な空間創出事業補助金800万円の補正につきましては、村内宿泊事業者に対し、感染対策を実施しながら宿泊できる体制を支援するための予算を計上しています。

16ページをお願いします。

８款の消防費、１項消防費、１目消防施設費702万9,000円の補正につきましては、第２波に備えた救命救急体制の構築を図るため、中城村とともに中北消防へ負担金を支出するための予算を計上しています。

17ページ以降の９款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明いたします。

私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川惠重）

引き続き教育費予算の主な内容について御説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、12節委託料につきましては、学校ＩＣＴ化を進めるために各学校のＩＣＴ環境整備の設計や使用マニュアルの作成などを行うためにＩＣＴ技術者を配置するための委託料として242万4,000円、村立小中学校校内ネットワーク設備整備費として6,278万8,000円を計上してございます。

17節備品購入費につきましては、小学１年生から４年生及び中学２年生、３年生の児童生徒分のタブレットパソコン購入費用として8,987万9,000円、また、６月議会で御承認いただいた小学校費、中学校費のタブレットパソコン備品購入費4,106万5,000円を一括で発注するため、事務局費に組み替えるものでございます。

18ページ、19ページの10節需用費につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のための消毒用アルコール、手洗い用石けん等の購入費として計上してございます。

続きまして、20ページをお願いします。

生涯学習課の主な予算について説明いたします。

９款教育費、５項社会教育費、２目公民館費、17節備品購入費としましては126万5,000円を計

上しておりますが、コロナ感染拡大を防止するため、サーマルカメラと台風等災害時の一時避難所としてこれまでオアシスのみで対応してきましたが、コロナウイルスの終息が見えないため、ホール、ロビー等の利用も想定されるため、発電機を購入予定の計上です。

同じく20ページ、３目文化財保護費、18節の負担金補助及び交付金において、中城城跡の観光誘客施設活用推進事業費217万2,000円を計上しておりますが、中城村との事業であり、本村の負担は10分の１となっております。

同じく20ページ、４目あやかりの杜運営費、17節備品購入費は、あやかりの杜備品購入費で、サーマルカメラ購入費として90万円を計上しております。

21ページをお願いします。

９款６項保健体育費、２目体育施設費、17節備品購入費は、村民体育館の備品購入費で、サーマルカメラ購入費として90万円を計上してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉次雄議員。

○１３番（比嘉次雄議員）

１点だけです。歳出の９ページ、２款２項の総務管理費の中で、公有財産購入費、買い戻すという説明があったんですけれども、買い戻す必要があるのか。言わばこれは相手側、業者が求めてきたものの土地ですよね、いわゆる水耕栽培するためのものだと私は理解しているんですけれども、なぜ買い戻さなくてはいけないのかということを質問します。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

比嘉次雄議員の御質問にお答えします。

この村有地は、平成30年度に一度売りはしましたが、植物工場という目的以外のものを造ることについては、契約上できないということをうたっていましたので、植物工場含めてもできないということがあったもんですから、村としてはほかの事業者に転売して、ほかの事業をされると困るということがあったものですから、今回戻入れをしたということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○１３番（比嘉次雄議員）

目的外使用になる可能性があったということですよね。水耕栽培をするためにその土地を購入された業者がですね、それがもしかしたら水耕栽培じゃなくしてほかの目的に使用されるという可能性が、契約書の中に、それは、そういうことはいけませんよというのは当然うたわれていたということで、相手業者が買い戻してくださいとか、そういう言い分、何かあったんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えします。

事業をするに当たって、村も一緒にいろいろ相談しながらやっていた経緯があります。その中で事業運営がですね、撤退するということがあったもんですから、再度また沖縄でも事業を探しているところでしたが、もうできないという、会社自体がもう断念するということがあったもんですから、村としては買い戻した次第であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○１３番（比嘉次雄議員）

３回目ですけれども、この買戻ししたという

ところで、次の目的、いわゆる今後の展開の方法というのはあるわけですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

お答えいたします。

じゃそれに代わる目的があるかということですが、今のところありません。要は、この村有地はあくまでも植物工場、水耕栽培、村の政策の中でやろうということになっておりました。そういうことで契約書もですね、それ以外には駄目ですよということなものですから、それを転売とか、また別の、勝手に使用されると困るということで、取りあえず買い戻して、さらにどういう事業を展開できるかということで、村の政策に合致したものをやっていきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

金城高治議員。

○６番（金城高治議員）

９ページの２款１項８目12節の3,012万円のスマホ収納システムの事業なんですけれども、この窓口の低減するための事業だと聞いているんですけれども、これはシステム自体をコンビニ受付システム導入とか、機械だけのシステムなのか。それと、村のほうではスマホ収納システムでどのような使い方をやっていきたいのか、その辺、説明をよろしくお願いします。

それと、15ページの10節宅配ボックス助成事業、３つにまたがって宅配ボックス助成事業が出ているんですけれども、これはどういったボックスを、どういった形で設置していくのか、その内容をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

お答えいたします。

スマホ収納サービスの今回委託料を組んでいるのですが、これは、まずスマホ収納なんですけれども、今現在、北中城村のほうでは窓口の収納とか、あと口座振替の収納をしていただいているんですけれども、口座振替に関しましては、窓口等で人と会わずにお支払いとかしていただけるんですけれども、窓口ですとどうしても人と会ってお支払いとかしていただいている状況ですので、スマホ収納サービスを導入することによって、もちろん窓口の業務も低減にはなるんですけれども、利用者の方たちが例えばコンビニに行って人と会ってお支払いとかする環境を減らすということで、スマホのほうで24時間どこでも収納ができるというような形で今回のサービスを導入したいと思っています。

この委託料に関しましては、今、例えばコンビニで収納しているんですけれども、そのときにコンビニで収納したのか、スマートフォンで収納したのかというのを分かるために表示の改修をするための委託料でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私のほうから、15ページの宅配ボックスについて御説明いたします。

これは、大きさが約60リットルぐらいの袋になっています。ただ、折り畳むと非常に小さなものになります。これを玄関の扉にぶら下げておいて、宅急便屋さんが来たときにそれを開いて、その60リットルの袋の中に入れて鍵をかけるというシステムになっています。それによって、宅配業者さんと直接接することがないというコロナ対策になります。

全部パッケージで商品になっていまして、これが１組3,980円になっていますんで、取りあえず200組を村民の方を募集してちょっと様子を見てみようかなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○６番（金城高治議員）

９ページのほうから質問したいんですけれども、納税とか支払いをスマホでするというのは、住民の方々がどのような形で、窓口に来ないで、例えば住民票を取りにきたとか、そういった部門までのものもこれで済ませるようなシステムを取りたいのか、その辺をお聞かせください。

それで、15ページの宅配ボックスなんですけれども、200人を対象に応募するというのか、どういった形で応募するのか。また、この宅配の方が来た場合に、どうしてもサインとかそういったものも必要じゃないのかなというのもちょっと気になるんですけれども。これを置いてあるとサインは要らないよということなのか、その辺お聞かせください。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

お答えいたします。

まず、利用者の方たちはスマホのほうにアプリですね、ＬＩＮＥ　ＰａｙとかＰａｙＰａｙというようなアプリを導入していただきまして、そこで最初に口座の登録をしていただくんですけれども、納付書が届いたときにバーコードが印字されておりまして、このアプリのほうでバーコードを読み取って、お支払い金額、オーケーというところを押すと、支払いができるというようなことになりますので、窓口に行かないでも24時間お家でお支払いができるというようなシステムになっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

１つ、公募についてはホームページか広報紙でという形になるかなというふうに思っております。

それと、先にですね、例えばアマゾンとかで買うときに、この袋に入れてくださいということをまず明記をします。そうすると、宅急便屋さんが来てそれに入れるんですけれども、それは専用のアプリで分かるようになっています。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○６番（金城高治議員）

９ページはいいんですけれども、理解しました。

この宅配ボックスの、今アマゾンとかで購入したものがボックスの中に入るということで。これ限定されると思うんですよ、この業者にですね。どれぐらいの密が軽減されるかというのがちょっとよく分からないんですけれども。この宅配ボックスを置いたときに、留守のときにそういった形でやるのかなと思うんですけれども。これが特にね、ぽんと置いていて盗難にあったとか、そういった対策等は、宅配ボックスを受けた方々にはどんなふうに告知するのかというのをちょっと私は疑問があるんですけれども、その辺まで、盗難に遭ったとか、そういった宅配でこのボックスに入れたとかというのはスマホで確認しないとできないのか。応募したときにお年寄りの方で、このスマホの利用が分からないとか、そういった応募の仕方というのもまた軽減されると思うんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

１つは、やりとりにスマホが必要なのは仕方ないと思うんです。あと、盗難防止については、セットの中に専用のセキュリティーワイヤーとか鍵などが一緒にセットになっております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

８ページのふるさと納税寄附金、先月、ふるさと納税寄附金に関して一般質問したら、5,000万の予算だったのが１億になりますということを答弁していたんです。そして、この１億になる理由は何かと、めどが立っているんですかと言ったら、６月の時点で3,000万超しているんで、多分１億にはなるだろうと。それで、目標が高いほうがいいじゃないですかという答え方だったんですけれども、今回正式に予算が計上されていますから、結局収入は低く固めに抑えないといけないでしょう、通常はね。だけれども、5,000万の目標だったのがいきなりそれを１億に持っていったら、これ固めに、間違いなく入ってくるという何か理由があるのかどうかお聞きしたい。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

ふるさと納税については、平成30年度の年間が約1,500万円でした。令和元年度が約5,500万円の結果でした。今回、令和２年度で、既に７月16日の時点で前年度の5,500万円に達しています。まだ１年間の３分の１か４分の１終わった時点で既に5,500万いっていますし、通常、ふるさと納税は12月が非常に伸びるわけですから、それから推測して、トータルで多分１億5,000万円いくだろうということで、一応この枠を取っておかないと、返礼品の対応等ができないので、一応こういう枠を取らせていただいております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

もう一度確認なんですけれども、私は財政について何度も質問していますけれども、村長の答弁でもいつも収入がやっぱり低めですよね。抑えて収入をやっておかないと、万が一の場合、この収入が入ってこなかったら、予算執行できませんから。そういうことだったのに、今回は希望的観測も入れて大きく増やしていると。だから、めどが立っていればいいんですよ。めど立っていないのに、今5,000万超しているから１億いくだろうという考え方はおかしくないかなと思うんですけれども、すみません、もう一度お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ちっともおかしくないと思います。今、担当課長からあったように伸び率が非常に大きいもんですから、恐らく１年たつと１億超すんじゃないかなと思っています。やっぱりこういうのは、その年ばかりじゃなくて何年かやってきているわけですから、この伸び率がどんどん上がってきているということは当然予測できるということですから、決して無謀な予算組みではないだろうということを思っていますんで、恐らく１億は超すんだろうと思っていますんで、そのように計上させていただきました。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

最後にもう一回確認しておきます。

当然多く入ってくれば入ってくるほど非常にうれしいことではあるんですけれども、今コロナがありますよね。その状況の中で、たくさん集まればいいんですよ、そういう影響があって、例年どおりいくかどうかという心配あるわけですよ。そういう心配があるので、今確認しているわけです。ほとんど間違いないだろうと、ほぼ間違いないだろうという気持ちで収入を計上すると、やっぱり後々困るんじゃないかなという心配して言っているわけですけれども、集められるんだったら、これにこしたことはない、

非常にうれしいことですから。ということで、もう答弁はよろしいですから。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

12ページをお開き願いたいと思います。

３款１項１目の18節住居確保給付金差額補助事業なんですけれども、この前給付をしたんですけれども、実態はどうなっておるんでしょうか。あと、件数もお伺いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えいたします。

12ページ、３款１項１目の社会福祉総務費の住居確保給付金差額補助事業でございますけれども、この事業につきましては、既に国のほうで住居確保給付金という事業を実施してございます。また、県のほうでも上乗せという形で実施しているんですけれども、それでも実態として、家賃分に対する補助額がどうしてもまだ差額が生じてしまっているというところで、その差額分を埋めるための事業として今回計上してございます。

ですけれども、ただ、今回補正のほうに計上してございますけれども、国のほうでこの住居確保給付金事業を拡充しようという今動きが出てきているという報道がございますので、その状況を踏まえた上で村の上乗せ事業を実施するかというのは見極めていきたいと考えております。

申請状況でございますけれども、対象となる方に関しましては、国の住居確保給付金事業を活用されている方が対象になりますので、６月現在で21件の申請があったというふうにこちら把握しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

国の創生事業も利用しながら、また村がこの負担金を出すというのは非常にいいことだと思っております。ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

15ページの18節新型コロナウイルス感染対応中小企業支援金、これ多分、商工会からの要請だと思うんですけれども、それは間違いありませんか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

15ページの新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援金というのは、既に今やっているですね、村独自で20万円を売上げが下がった中小企業の皆さんに銀行等の融資が出るまでのつなぎとして支援させていただいているものなんですけれども、前回計上した金額よりも、応募されている方が現在で167件あるもんですから、前回計上した金額をちょっと超えてしまったもんですから、今回追加で2,000万円上乗せで計上させていただいているというものになります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

大分件数が多いようですけれども、これ2,000万でも数字的には厳しいんじゃないでしょうか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

前回3,000万積んでいますので、トータルで5,000万、財布ができているということになります。

○１０番（比嘉義弘議員）

ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

質問します。

今の義弘議員とちょっと同じところなんです、15ページです。

６款１項２目の18節です。新型コロナウイルス感染対応中小企業支援金と、それから、３密対策による快適な空間創出事業補助金、２件ございますけれども、これの詳細と、どのような形で村民の皆さんに周知するのかと、この２点をちょっと教えていただけますか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

上段の新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援金は、既にもうずっとやってきているもので、現在も日々申請に来られているという状況です。これは、広報とかでも、ホームページでも十分、あと、商工会からもお声がけいただいているので、村内の企業者さんには十分もう周知しているということで、その結果、私たちが予想したよりも多くの方に御利用いただいているかなと思っております。

その下段の３密対策というのは、空間創出事業というのは、今回２次のコロナ対策で計上させていただいたものなんですけれども、これは今考えているのは、村内の宿泊施設さんですね、お客さんが来なくて皆さん困っていらっしゃいます。そのために新しくお客さんを迎えるには、やっぱり３密対策をしないといけません。そのためには、客室を改修するとか、あと接触機会の低減、それと現在のＧｏ　Ｔｏトラベルへの対応とかにかかった費用について、支援をしていこうという考えで計上しているものでございます。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

確かに１番目の中小企業支援金については、かなりの方から、大変経済界が疲弊しきっていますのでね、反応がおありになるということは私も承知をしていますけれども、こういったコロナ禍において、広報周知というのは私は難しい部分もあるかと思いますけれどもね。３番目の３密も含めて、ぜひとも可能な限りの周知方法をやっていただければなと。

そこで、ちょっと２番目の３密対策についてのこの宿泊云々なんですけれども、この辺ちょっと詳細をもう一度教えていただければなと。例えば民泊とか、そういったところも含めて可能なのかどうかと、その辺のお考えを。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

現在考えているのは、旅館業の営業許可を取ったところというふうに考えております。そして、補助率は80％にしようかなと思っております。上限額があってですね、客室数掛ける２万円を上限にしようかなというふうに考えております。

一方、提出書類についてはできるだけ簡素化したいなというふうに思って、書類の数は減らして受け付けて、速やかに配布していきたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時４５分　休憩

午前１０時４５分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

結構な取組かと思いますんでね、確かにこの新型コロナ禍の中で大変かと思いますけれども、事務の簡素化も含めて、目的が経済が疲弊していますんで、ぜひともその辺は周知方、よろしくお願いしたいなと、以上です。お願いします。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号　令和２年度北中城村一般会計補正予算（第３号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第33号　令和２年度北中城村一般会計補正予算（第３号）については原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第３４号　公営墓地進入路整備工事（その１）工事改定契約について

○議長（名幸利積）

日程第４．議案第34号　公営墓地進入路整備工事（その１）工事改定契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第34号　公営墓地進入路整備工事（その１）工事改定契約についてを御説明申し上げます。

議案第３４号

公営墓地進入路整備工事（その１）工事改定契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和４７年条例第５７号）第２条の規定により議会の議決を求めます。

記

１．契 約 の 目 的：公営墓地進入路整備工事（その１）
北中城村字　島袋・渡口　地内

２．改定契約金額：￥１３８，８０９，０００－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥１２，６１９，０００－

３．契約の相手方：沖縄市比屋根４丁目２９番１号
太田建設　株式会社
代表取締役　太　田　秀　吉

令和２年７月２８日　提出
北中城村長　　新　垣　邦　男

別添、工事請負改定契約書並びに工事変更協議書を添付してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

それじゃちょっと質問させていただきます。

セメント改良なんですが、これ前回も出てきているわけですよね。今回4,290立米がセメント改良で残土処理するということ、その内訳みたいなものがありまして、これは契約書の１ページ、数量変更総括の１ページです。この中で、100キロと50キロのセメント量があるわけですね。その中で、2,620立米がセメント量、１立米当たり50キロを攪拌するという形だと思うんです。それから、1,670立米で、これが100キロ。その違いについてお聞きしたい。

それから、工期が今月いっぱいですね、あと４日。現場の進捗状況、工期内完成ができているのか、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

大城議員の御質問にお答えいたします。

まず、数量表を添付しておりますので、そこで御覧ください。

セメント改良の欄に50キロ・パー・立米、平米ですかね、これ、と100キロ、この２種類のセメントの混合量の違いの工種がございます。これにつきましては、同じボリュームに対してセメントをどれだけ混合するかというのを示しております。つまりセメントを混ぜることによって、そこのもともとあった土を硬くするというのがセメント改良の目的でございますので、実際セメントを多く入れないといけない場合には、それだけ混ぜないといけない、もともとの土が軟弱だったというふうな御理解でよろしいと思います。

それで、今回改良するに当たりまして、もともとあった地盤の土にもやはり種類があったということで、これによって、セメントの改良の量を算定するのに試験練りというものを行います。試験練りを行って、セメントをどれだけ混ぜたら所定の強度が出てくるのか、発現するのかというのを確認して、このセメント混合量を

決定しております。

そういうことで、まず場所によって混ぜるべきボリュームが違うということを御理解いただけたらと思います。

また、現在のこの工事、今回議案で上げさせていただきました、そのうち工事の進捗状況につきましては、現在の進捗率としては100％上がっておりまして、現場のほうはですね。今月の30日に竣工検査を実施する予定になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

工期内完成目指して、やっぱり基本は無事故、無災害、そういう状況で工事が完成するだろうと、もう間際ということであります。現場管理についてもお疲れさまというふうに申し上げたい。

それで、残土処理する土なんですが、これは一旦掘削をして、どこか仮置きをして、セメントが50キロの分の仮置きをする。それから、100キロの分をどこかに仮置きをして、それを攪拌するときの方法、どういう形でやられているのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

攪拌の方法につきましては、実際、現地に掘り起こした土をまず採取してセメント量を決めるんですけれども、実際、掘削した土が結構水分が多い土もございますので、移動する際に、幾らダンプトラックに乗せたとしてもこぼす可能性があるんですよ、道路上とかに。ですので、現場内で一旦掘り起こして、混ぜ込むべきセメントをバックホウで混合する形を取っております。実際埋め戻す際にも、この混ぜ終わった土からのテストピースと言いまして、ちゃんと混ざっているかどうかの確認試験もやっておりますので、こういった形で元の掘ったところに埋め戻しているような状況でやっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

分かりました。施工管理がいらっしゃると思いますので、その方が現場立会いされていると思うんですけれどもね。

この仮置きするスペースがあれば、しばらく掘削をして、しばらくここで曝気をすると。曝気をして、その後、これなんかもやっぱり予算、この経費削減ということでいくと、ある程度曝気をして、それで50キロを全部でやっちゃうというような対応は取れなかったんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

曝気という方法につきましては、自然に水分が抜けることを待たないといけないというやり方ですので、逆にその期間が待てなかったというところもございます。先ほどからお気にされている工期を守るということもございますけれども、やはりこの曝気を待つ際、どうしても水分が多く含まれていると、それだけ長く時間がかかるもんですから、こういった方法につきましても、工期、あとこういった混合量も含めてトータル的にこの混合量を定めたものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、

会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号　公営墓地進入路整備工事（その１）工事改定契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第34号　公営墓地進入路整備工事（その１）工事改定契約については原案のとおり可決されました。

日程第５．議案第３５号　公営墓地造成工事請負契約について

○議長（名幸利積）

日程第５．議案第35号　公営墓地造成工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第35号　公営墓地造成工事請負契約について御説明申し上げます。

議案第３５号

公営墓地造成工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和４７年条例第５７号）第２条の規定により議会の議決を求めます。

記

１．契約の目的：北中城村字　島袋・渡口　地内
公営墓地造成工事

２．契約の方法：指名競争入札

３．契約金額：￥２０６，６４６，０００－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥１８，７８６，０００－）

４．契約の相手方：㈲明城建設・㈲尚建設　建設工事共同企業体

代表者　沖縄市池原二丁目１５番３５号
㈲明城建設　代表取締役　山　城　重　幸

令和２年７月２８日　提出
北中城村長　　新　垣　邦　男

別添、工事請負契約書と入札結果書を添付してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ちょっと１点教えてください。

残念ながら、拝見しましたらまた村外業者の方が落札されてしまいました。これは村当局もお分かりかと思いますけれども、年度当初でいつも村内業者の優先発注という要請、陳情は、これ我々の議会のほうでも全会一致で採択されましたけれども、その辺の村の考え方と今回の経緯といいますかね、その辺、差し支えなければ教えていただきます。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

村内企業優先発注というのは常に心がけております。そういう意味では、今回もＪＶですが、村内企業も参入しているということですから、結果的にこういう形になってしまったということであります。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

心がけていただいているようですので、今後の村内業者の育成も含めて、ぜひともその辺は、くどいようですけれども、年に１回必ず村内業者の優先発注ということで陳情要請もございますんで、これは私ども議会のほうでも全員が全会一致でやっていますんで、言うまでもないと思いますけれども、これからも御配慮のほうよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号　公営墓地造成工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第35号　公営墓地造成工事請負契約については原案のとおり可決

されました。

日程第６．決議第３号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議について

○議長（名幸利積）

日程第６．決議第３号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ついに私たち145万沖縄県民が恐れていました子どもたちの新型コロナ犠牲者が発生しました。末端の教育現場で御苦労されている皆さんの御心労は、また、怒りはいかばかりかとお察しいたします。

日本は、世界に誇れる平和憲法を掲げる法治国家ではないか。国民の生命、安全・安心を一体誰が守るのか。政府が国民の生命、安全・安心を守らないで一体誰が守るのか。米軍の占領意識丸出しの行為の現れではないか。またまた、145万沖縄県民を巻き添いに恐怖に陥れようとしているのか。常々米軍はよき隣人を語っているのは偽善なのか。人権を重んじる米国とは一体何なのか。米軍の日本、沖縄入国に際しては、占領意識丸出しのフリーパス、パスポート必要なし、検疫の必要なしと、我が物顔で平和を希求する日本、沖縄へ入国してくる現実。私たち国民、県民には信じられない事実がまかり通っている。戦後75年たった今も、まさに沖縄差別が歴然とはびこっているこの現実に、145万沖縄県民の怒りが蔓延している。

政府は、誇らしげに令和の時代の幕開けと称賛していたが、145万沖縄県民への差別、不幸はいまだ変わっていない。145万沖縄県民の法の下の平等実現をここに早急なものとするよう要求するものであります。

それでは、読み上げて提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決議第３号

在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和２年７月２８日　提出

北中城村議会議長　名　幸　利　積　　殿

提出者：北中城村議会議員
山　田　晴　憲

賛成者：北中城村議会議員
比　嘉　次　雄

比　嘉　義　彦
稲　福　恭　秀
安　里　道　也
天　久　朝　誠
金　城　高　治
比　嘉　義　弘
大　城　律　也
喜屋武　すま子
比　嘉　盛　一
伊　集　守　吉

在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議（案）

令和２年７月７日に普天間飛行場所属の米軍属５人が感染したことが明らかになってから７月２６日現在、普天間基地１１０人、キャンプハンセン１１８人、嘉手納基地などで９人確認され、米軍基地内の累計感染者数が２３７人となった。

また、在沖米海兵隊が新型コロナウイルス感染症対策として人事異動および転勤者を対象に７月以降、基地の外にある北谷町内のホテルを滞在場所として使用していることも判明、その後、使用をやめるとしたが、県内から別の任地に異動する米兵の宿泊施設として引き続き使用することについては、周辺住民の不安を解消するため、基地内で解決するべきである。

さらに、６月に県内各地で米軍関係者が無許可で多数参加したイベントが開催され、クラスターの原因となった可能性もある。また、基地従業員として村民３０５人が基地内で働いている現状を鑑み、本村としても村民の安心・安全・生命を守るため、在沖米軍の感染防止対策の徹底は基より、その感染状況及び行動履歴の公表は重要事項である。

よって、北中城村議会は下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

１．在沖米海兵隊の県外・国外からの人事異動者を対象とした経過観察は基地内で行うとともに、感染拡大収束まで軍人や軍属などの基地内隔離と外出禁止を徹底すること。
２．県外・国外から沖縄への軍人軍属の移動を中止すること。
３．基地内の警戒を最高レベルに引き上げ、普天間飛行場とキャンプハンセンを閉鎖し感染拡大防止策を徹底すること。
４．米軍関係者の感染者数、基地内の医療体制、検査体制、濃厚接触者数及び行動履歴など具体的な情報を直ちに開示すること。
５．米軍基地関係者に対する新型コロナウイルス感染に関する検査を速やかに実施すること。

６．日本人基地従業員の感染防止対策の徹底と休業の際の補償を行うこと。
７．日米地位協定を抜本的に改定し、検疫法などの国内法を適用すること。

以上、決議する。

令和２年（２０２０年）７月２８日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先
駐日米国大使　在日米軍司令官　在日米四軍沖縄地域調整官　第３海兵遠征軍司令官
在沖米国総領事

以上であります。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第３号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。決議第３号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める決議については可決されました。

日程第７．意見書第４号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書について

○議長（名幸利積）

日程第７．意見書第４号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

同じく読み上げて提案とさせていただきますので、議員皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

意見書第４号

在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和２年７月２８日　提出

北中城村議会議長　名　幸　利　積　　殿

提出者：北中城村議会議員
山　田　晴　憲

賛成者：北中城村議会議員
比　嘉　次　雄
比　嘉　義　彦
稲　福　恭　秀
安　里　道　也
天　久　朝　誠
金　城　高　治
比　嘉　義　弘
大　城　律　也
喜屋武　すま子
比　嘉　盛　一
伊　集　守　吉

在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書（案）

令和２年７月７日に普天間飛行場所属の米軍属５人が感染したことが明らかになってから７月２６日現在、普天間基地１１０人、キャンプハンセン１１８人、嘉手納基地などで９人確認され、米軍基地内の累計感染者数が２３７人となった。

また、在沖米海兵隊が新型コロナウイルス感染症対策として人事異動および転勤者を対象に７月以降、基地の外にある北谷町内のホテルを滞在場所として使用していることも判明、その後、使用をやめるとしたが、県内から別の任地に異動する米兵の宿泊施設として引き続き使用することについては、周辺住民の不安を解消するため、基地内で解決するべきである。

さらに、６月に県内各地で米軍関係者が無許可で多数参加したイベントが開催され、クラスターの原因となった可能性もある。また、基地従業員として村民３０５人が基地内で働いている現状を鑑み、本村としても村民の安心・安全・生命を守るため、在沖米軍の感染防止対策の徹底は基より、その感染状況及び行動履歴の公表は重要事項である。

よって、北中城村議会は下記の事項が速やかに措置されるよう強く要請する。

記

１．在沖米海兵隊の県外・国外からの人事異動者を対象とした経過観察は基地内で行うとともに、感染拡大収束まで軍人や軍属などの基地内隔離と外出禁止を徹底すること。
２．県外・国外から沖縄への軍人軍属の移動を中止すること。
３．基地内の警戒を最高レベルに引き上げ、普天間飛行場とキャンプハンセンを閉鎖し感染拡大防止策を徹底すること。
４．米軍関係者の感染者数、基地内の医療体制、検査体制、濃厚接触者数及び行動履歴など具体的な情報を直ちに開示すること。
５．米軍基地関係者に対する新型コロナウイルス感染に関する検査を速やかに実施すること。
６．日本人基地従業員の感染防止対策の徹底と休業の際の補償を行うこと。
７．日米地位協定を抜本的に改定し、検疫法などの国内法を適用すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和２年（２０２０年）７月２８日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

内閣総理大臣　外務大臣　防衛大臣　沖縄及び北方対策担当大臣　沖縄防衛局長

以上であります。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで質疑を終わりま

す。

これから意見書第４号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。意見書第４号　在沖米軍に対する新型コロナウイルス感染防止対策を求める意見書については可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和２年第５回北中城村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前１１時１２分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北中城村議会

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和２年第６回北中城村議会定例会会期日程表

開　会　　９月　４日（金曜日）
閉　会　　９月２４日（木曜日）　　会期　２１　日間

月日	曜	会議別	開議時刻	摘　　要
９．４	金	本会議	午前10時	開　会 会議録署名議員の指名　会期の決定　行政報告　議案説明 議員全員協議会
９．５	土	休　会		各　自　研　究
９．６	日	休　会		各　自　研　究
９．７	月	本会議	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算等） 質疑、委員会付託（決算認定等）
９．８	火	委員会	午前10時	委員会審査（決算書抜き出し・各課通知）
９．９	水	本会議	午前10時	一般質問
９．10	木	本会議	午前10時	一般質問
９．11	金	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
９．12	土	休　会		各　自　研　究
９．13	日	休　会		各　自　研　究
９．14	月	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
９．15	火	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
９．16	水	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
９．17	木	委員会	午前10時	委員会審査（委員長報告まとめ）
９．18	金	委員会	午前10時	委員会審査（委員長報告まとめ）
９．19	土	休　会		各　自　研　究
９．20	日	休　会		各　自　研　究
９．21	月	休　会		各　自　研　究　　（敬老の日）
９．22	火	休　会		各　自　研　究　　（秋分の日）
９．23	水	委員会	午前10時	委員会審査、議員全員協議会
９．24	木	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（決算認定、陳情、決議等） 閉会中の継続審査及び調査の申出 閉　会

令和２年第６回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和２年９月４日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和２年９月４日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和２年９月４日　午前11時51分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武　すま子	出
	２番	稲福恭秀	出	９番	天久朝誠	出
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	８番議員		喜屋武　すま子			
	９番議員		天久朝誠			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長		比嘉直也			
	議事係長		仲村静香			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	新垣邦男	教育長	砂川惠重		
	副村長	比嘉聰	教育総務課長	喜納克彦		
	総務課長	仲本正一	生涯学習課長	與儀光敏		
	総合調整監兼企画振興課長	石渡一義	建設課長	瀬上恒星		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	楚南兼二		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武　のり子	農林水産課参事	鹿島直昭		
	上下水道課長	安次嶺　正春	学校教育指導主事			
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第１号

令和２年９月４日（金曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第３６号	北中城村税条例の一部を改正する条例について	説明
5	議案第３７号	北中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第３８号	北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第３９号	北中城村監査委員条例の一部を改正する条例について	〃
8	議案第４０号	令和２年度北中城村一般会計補正予算（第４号）について	〃
9	議案第４１号	令和２年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について	〃
１０	議案第４２号	令和２年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	〃
１１	議案第４３号	令和２年度北中城村下水道事業会計補正予算（第２号）について	〃
１２	認定第　１号	令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃
１３	認定第　２号	令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
１４	認定第　３号	令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
１５	認定第　４号	令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
１６	認定第　５号	令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
１７	議案第４４号	令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分について	〃

日程番号	議案番号	事件名	摘要
１８	議案第４５号	学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について	説明
１９	同意第　６号	北中城村農業委員会委員の任命について	即決
２０	同意第　７号	北中城村農業委員会委員の任命について	〃
２１	同意第　８号	北中城村農業委員会委員の任命について	〃
２２	同意第　９号	北中城村農業委員会委員の任命について	〃
２３	同意第１０号	北中城村農業委員会委員の任命について	〃
２４	同意第１１号	北中城村農業委員会委員の任命について	〃
２５	報告第　７号	令和元年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について	報告
２６	報告第　８号	令和元年度決算に基づく北中城村公共下水道事業特別会計の資金不足比率の報告について	〃
２７	報告第　９号	令和元年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について	〃
２８	報告第１０号	令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の報告について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和２年第６回北中城村議会定例会を開会します。

開　会（午前１０時００分）

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。

令和２年６月から８月の会務報告。

６月４日、中部広域市町村圏事務組合例月出納検査が本村で実施され、監査を行いました。

12日から19日まで、第４回６月定例議会を開催しました。

７月１日、北中城村商工会の地元産品奨励及び地元企業優先使用の要請受入れを行いました。

同日、中城北中城消防組合議会が開催され、出席しました。

同日、沖縄振興拡大会議のウェブ会議が開催され、出席しました。

８日、第70回社会を明るくする運動、総理大臣メッセージ伝達式が開催され、出席しました。

同日、県産品優先使用要請訪問団の要請受入れを村長部局とともに行いました。

28日、第５回７月臨時議会を開催しました。

８月20日、中部広域市町村圏事務組合例月出納検査及び令和元年度基金運用審査が中部市町村会館で実施され、監査を行いました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告として、９月２日に議会運営委員会を開きましたので、報告します。また、令和２年６月定例会以降に受理しました請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情処理一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、御承知おきください。

また、村監査委員より、地方自治法第235条の２第３項の規定により、令和２年６月から令和２年８月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お手元にお配りしてありますので、御参照ください。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、喜屋武すま子議員及び天久朝誠議員を指名します。

日程第２．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第２．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から９月24日木曜日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は本日から９月24日までの21日間に決定しました。

日程第３．行政報告

○議長（名幸利積）

日程第３．行政報告を行います。村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、行政報告をいたします。

令和２年６月から８月までであります。

６月15日、国勢調査北中城村実施本部を立ち上げております。

６月23日、令和２年沖縄全戦没者追悼式が開催をされております。今回はコロナで規模が縮小されておりました。

６月25日、令和３年度沖縄振興予算要請に向けた意見交換会が中部合同庁舎で行われ、参加

をしております。

７月９日、海外短期留学の実行委員会、令和２年度の総会が南城市で行われ、今年度からは会長、事務局長は本村が担うということになっております。

７月16日、在沖米軍基地内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の要請を外務省沖縄事務所と沖縄防衛局で行ってきました。

８月４日、沖縄振興特別措置法の延長に向けた意見交換会をウェブ会議で行っております。

８月21日、令和２年度沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会総会をウェブ会議で行っております。

以上が行政報告といたします。

○議長（名幸利積）

以上で村長の行政報告を終わります。

日程第４．議案第３６号　北中城村税条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第４．議案第36号　北中城村税条例の一部を改正する条例についてから日程第18．議案第45号　学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約についてまでの15件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第36号　北中城村税条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

議案第３６号

北中城村税条例の一部を改正する条例について

北中城村税条例（昭和４７年北中城村条例第４９号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年９月４日　提出
北中城村長　新　垣　邦　男

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、北中城村税条例の一部を改正する必要がある。

北中城村税条例の一部を改正する条例

（北中城村税条例の一部を改正する条例の一部改正）

北中城村税条例の一部を改正する条例（昭和４７年北中城村条例第４９号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
附　則 （読替規定） 第10条　法附則第15条から第15条の３の２まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349条の３の４から第349条の５まで又は附則第15条から第15条の３の２まで、第63条若しくは第64条」とする。 （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） 第10条の２　略 ２から21　略 23　法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は０とする。 第24条　略 （新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例） 第25条　所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第５条第４項に規定する指定行事のうち、村長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻を請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第１項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第４項に規定する村放棄払戻請求権相当額の法第314条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の７の規定を適用する。 （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）	附　則 （読替規定） 第10条　法附則第15条から第15条の３の２まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第８項中「又は第349条の３の４から第349条の５まで」とあるのは、「若しくは第349条の３の４から第349条の５まで又は附則第15条から第15条の３の２まで、第61条若しくは第62条」とする。 （法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合） 第10条の２　略 ２から21　略 23　法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は０とする。 第24条　略

第26条　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条第４項の規定の適用を受けた場合における附則第７条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。	

附　則

（施行期日）

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

税条例の一部を改正する条例の新旧対照表を添付をしてございます。１ページです。左が改正条例、右が現行条例ですが、下線部分が改正となっております。

１ページですが、これは（読替規定）の第10条及び第10条の２につきましては、地方税法の改正の影響を受けての条のずれということになっております。

第10条の内容ですけれども、新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の家屋などに対する固定資産税の減税措置及び先端設備に該当する家屋等についての特例措置の内容となっております。

10条の２の内容は、わがまち条例の内容となっております。

第25条ですが、住民税、寄附金控除の内容ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響によって、指定された文化芸術等イベント中止などした主催者に対して、チケットの払戻し請求権を放棄した場合に、寄附金の税控除の特例が認められる制度を創出したというものになっております。

第26条の新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別控除の特例ですが、内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延などの対応として、住宅借入金等特別税控除について、その適用期限を令和16年まで延長ということになっております。

附則といたしまして、この条例は令和３年１月１日から施行するとなっております。

続きまして、議案第37号です。北中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

議案第３７号

北中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

北中城村固定資産評価審査委員会条例（昭和４７年４月１７日条例第５３号）の一部を改正したいので地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

令 和 ２ 年 ９ 月 ４ 日　　提 出

北中城村長　　新　垣　邦　男

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴ない、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正する必要がある。

北中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

（北中城村固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

北中城村固定資産評価審査委員会条例（昭和４７年４月１７日条例第５３号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
（書面審理） 第６条　省略 ２　前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第１項第２号及び第２項第３号において「情報通信技術活用法」という。）第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 ３～５　省略	（書面審理） 第６条　省略 ２　前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第１項第２号及び第２項第３号において「情報通信技術利用法」という。）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 ３～５　省略

附　則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

この条例の一部を改正する条例ですが、新旧対照表を添付をしてございます。左の下線部分が変更となっておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

附則といたしまして、（施行期日）この条例は公布の日から施行するということになっております。

続きまして、議案第38号です。北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

議案第３８号

北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年北中城村条例第１６号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年９月４日　提出
北中城村長　新垣邦男

提案理由

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の改正に伴い、北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がある。

北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年北中城村条例第１６号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（８）　省略 （９）　教育・保育給付認定　法第20条第４項に規定する教育・保育給付認定をいう。 (10)　教育・保育給付認定保護者　法第20条第４項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。 (11)　教育・保育給付認定子ども　法第20条第４項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 (12)　満３歳以上教育・保育給付認定子ども	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）～（８）　省略 （９）　支給認定　法第20条第４項に規定する支給認定をいう。 (10)　支給認定保護者　法第20条第４項に規定する支給認定保護者をいう。 (11)　支給認定子ども　法第20条第４項に規定する支給認定子どもをいう。 (12)　支給認定証　法第20条第４項に規定す

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第４条第１項に規定する満３歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。	る支給認定証をいう。
(13)　特定満３歳未満以上保育認定子ども　令第４条第１項第２号に規定する特定満３歳以上保育認定子どもをいう。	(13)　支給認定の有効期間　法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。
(14)　満３歳未満保育認定子ども　令第４条第２項に規定する満３歳未満保育認定子どもをいう。	(14)　教育・保育　法第14条第１項に規定する教育・保育をいう。
(15)　市町村民税所得割合算額　令第４条第２項第２号に規定する市町村民税所得割合算額	
(16)　負担額算定基準子ども　令第13条第２項に規定する負担額算定基準子どもをいう。	
(17)　支給認定証　法第20条第４項に規定する支給認定証をいう。	
(18)　教育・保育給付認定の有効期間　法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。	
(19)　省略	(15)　省略
(20)　省略	(16)　省略
(21)　法定代理受領　法第27条第５項（法第28条第４項において準用する場合を含む。）又は法第29条第５項（法第30条第４項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第１項及び第２項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第１項及び第２項において同じ。）に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。	(17)　法定代理受領　法第27条第５項（法第28条第４項において準用する場合を含む。）又は法第29条第５項（法第30条第４項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第１項及び第２項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第１項及び第２項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
(22)　省略	(18)　省略

(23)　省略	(19)　省略
(24)　省略	(20)　省略
(25)　省略	(21)　省略
(26)　省略	(22)　省略
(27)　省略	(23)　省略
(28)　省略	(24)　省略
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第13条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	第13条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第２項第２号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。
２　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第３項第１号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。	２　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第３項第１号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3　特定教育・保育施設は、前２項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	3　特定教育・保育施設は、前２項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
4　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	4　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
（１）・（２）　省略	（１）・（２）　省略
（３）　食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用	（３）　食事の提供に要する費用（法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第２号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）
ア　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア）　法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円 （イ）　法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）　57,700円（令第４条第２項第６号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）	

イ　次の（ア）又は（イ）に掲げる満３歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に３人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）　法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者を除く。）である者

（イ）　法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び２番目の年長者である者を除く。）である者

ウ　満３歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

（４）・（５）　省略

５　特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

６　特定教育・保育施設は、第３項及び第４項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要し

（４）・（５）　省略

５　特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

６　特定教育・保育施設は、第３項及び第４項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

ない。 附　則 （連携施設に関する経過措置） 第５条　特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	附　則 （連携施設に関する経過措置） 第５条　特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附　則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

続きまして、議案第39号　北中城村監査委員　　し上げます。

条例の一部を改正する条例についてを御説明申

議案第３９号

北中城村監査委員条例の一部を改正する条例について

北中城村監査委員条例（昭和４７年条例第１６号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和２年９月４日　提出

北中城村長　新垣邦男

提案理由

地方自治法が改正されたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正する必要がある。

北中城村監査委員条例の一部を改正する条例

北中城村監査委員条例（昭和４７年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

新	旧
（趣旨） 第１条　（略） （請求又は要求による監査） 第２条　監査委員は法第75条第１項、第98条第２項、第242条第１項若しくは第243条の２の２第３項の規定による監査の請求又は法第199条第６項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から７日以内に監査に着手しなければならない。	（趣旨） 第１条　（略） （請求又は要求による監査） 第２条　監査委員は法第75条第１項、第98条第２項、第242条第１項若しくは第243条の２第３項の規定による監査の請求又は第199条第６項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から７日以内に監査に着手しなければならない。

附　則

（施行期日）

この条例は公布の日より施行し、令和２年４月１日から適用する。

この条例も次のに改正するということで新旧対照表が添付をされています。左側が新で、第２条の下線部分が変更ということになっております。

附則といたしまして、（施行期日）がこの条例は、公布の日から施行し令和２年４月１日から適用するというふうになっております。

続きまして、議案第40号　令和２年度北中城村一般会計補正予算（第４号）についてを御説明申し上げます。

議案第４０号

令和２年度北中城村一般会計補正予算（第４号）について

令和２年度北中城村の一般会計補正予算（第４号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和２年９月４日　提出

北中城村長　新垣邦男

令和２年度北中城村一般会計補正予算（第４号）

令和２年度北中城村の一般会計補正予算(第４号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４９１，７８３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１，６３４，７４８千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加、変更及び変更は、「第３表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金		5,160	8,900	14,060
	1 地方特例交付金	5,160	8,900	14,060
13 地方交付税		1,148,000	52,983	1,200,983
	1 地方交付税	1,148,000	52,983	1,200,983
17 国庫支出金		3,738,356	19,738	3,758,094
	1 国庫負担金	871,148	275	871,423
	2 国庫補助金	2,646,771	19,463	2,666,234
18 県支出金		1,214,377	2,369	1,216,746
	1 県負担金	421,628	138	421,766
	2 県補助金	753,322	2,129	755,451
	3 委託金	39,427	102	39,529
21 繰入金		669,285	△53,576	615,709
	1 特別会計繰入金	1	202	203
	2 基金繰入金	669,284	△53,778	615,506
22 繰越金		20,000	317,009	337,009
	1 繰越金	20,000	317,009	337,009
23 諸収入		83,088	20,852	103,940
	3 雑入	81,087	20,852	101,939
24 村債		823,500	123,508	947,008
	1 村債	823,500	123,508	947,008

歳　入　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入合計		11,142,965	491,783	11,634,748

歳　出　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		96,184	△97	96,087
	1 議会費	96,184	△97	96,087
2 総務費		3,693,913	240,364	3,934,277
	1 総務管理費	3,500,262	235,393	3,735,655
	2 徴税費	102,733	4,582	107,315
	3 戸籍住民基本台帳費	65,720	286	66,006
	5 統計調査費	9,327	103	9,430
3 民生費		2,980,082	137,824	3,117,906
	1 社会福祉費	1,381,227	101,976	1,483,203
	2 児童福祉費	1,598,855	35,848	1,634,703
4 衛生費		1,145,377	3,127	1,148,504
	1 保健衛生費	750,757	3,127	753,884
5 農林水産業費		302,463	14,535	316,998
	1 農業費	295,450	14,252	309,702
	2 林業費	4,209	283	4,492
6 商工費		285,809	△106	285,703
	1 商工費	285,809	△106	285,703
7 土木費		406,451	16,449	422,900
	2 道路橋梁費	78,999	6,407	85,406
	3 都市計画費	273,562	10,042	283,604
9 教育費		1,514,867	76,687	1,591,554
	1 教育総務費	322,234	30,142	352,376
	2 小学校費	332,437	3,063	335,500
	3 中学校費	139,609	300	139,909
	5 社会教育費	417,832	27,730	445,562
	6 保健体育費	233,998	15,452	249,450
13 予備費		20,446	3,000	23,446
	1 予備費	20,446	3,000	23,446
歳出合計		11,142,965	491,783	11,634,748

第２表　債務負担行為補正

１．追加　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
アワセ地区環境影響評価事後調査業務（８年次）	令和３年度　～　令和３年度	1,100

第３表　地方債補正

１．追加　　（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般単独事業債 （役場第一庁舎改築事業（外構工事）	13,300	（借入方法） 証書借入又は地方証券発行の方法による。 （借入先） 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	５％以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。
公共事業等債 （安谷屋第２地区かんがい施設整備事業）	13,700			
計	27,000			

２．変更　　（単位：千円）

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
緊急防災・減災事業債 （防災無線整備事業）	6,400	（借入方法） 証書借入又は地方証券発行による。 （借入先） 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	５％以内（ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。	6,700	変更なし	変更なし	変更なし
公共施設等適性管理推進事業債 （役場第一庁舎改築事業）	576,100				635,300			
一般事業債 （渡口地区雨水排水路整備工事）	10,700				11,300			
臨時財政対策債	141,000				189,008			
計	734,200				842,308			

３．廃止　　（単位：千円）

起　債　の　目　的	限度額	備　　考
一般補助施設整備等事業債 （安谷屋第２地区かんがい施設整備事業）	11,600	公共事業等債で協議するため取り下げ
計	11,600	

詳細については副村長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉　聰）

では、議案の第40号　令和２年度北中城村一般会計補正予算（第４号）につきまして御説明いたします。

まず、４ページをお願いします。第２表債務負担行為補正、追加が１件ございます。アワセ地区環境影響評価事後調査業務（８年次）、期間が令和３年度、限度額が110万円です。事業内容は、アワセ土地区画整理事業における環境影響を沖縄県へ報告するための調査業務でございます。

次に５ページをお願いします。

第３表地方債補正、追加が２件ございます。一般単独事業債（役場第一庁舎改築事業（外構工事））、限度額が1,330万円、続きまして、公共事業等債（安谷屋第２地区かんがい施設整備事業）、限度額が1,370万円、起債の方法、利率及び償還の方法は記述のとおりであります。

次、６ページをお願いします。

第３表の地方債補正、変更が４件ございます。緊急防災・減災事業債（防災無線整備事業）、限度額が640万円から670万円へ変更、公共施設等適正管理推進事業債（役場第一庁舎改築事業）で限度額が５億7,610万円から６億3,530万円へ変更、一般事業債（渡口地区雨水排水路整備工事）、限度額が1,070万円から1,130万円へ変更、臨時財政対策債、限度額が１億4,100万円から１億8,900万8,000円へと変更しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

７ページお願いします。

第３表の地方債の補正ですが、補正廃止が１件ございます。一般補助施設整備等事業債（安谷屋第２地区かんがい施設整備事業）、限度額が1,160万円です。

次に、歳入につきまして事項別の明細書で主な補正について御説明いたします。

10ページをお願いします。

12款１項１目地方特例交付金890万円の補正及び13款１項１目地方交付税、普通交付税6,798万3,000円につきましては交付決定によるものです。特別交付税1,500万円につきましては昨年度の実績に合わせた減税の補正です。

17款の国庫支出金、２項国庫補助金、１目民生費国庫補助金1,795万1,000円につきましては、説明欄の補助金や各給付金の増額補正に伴うもので、村内の保育所や児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター等の新型コロナウイルス感染拡大防止のための、国の10割補助金及び給付金を計上しております。

11ページをお願いします。

18款県支出金、２項県補助金、２目民生費県補助金、４節の児童福祉費県補助金、待機児童対策特別事業補助金270万円につきましては、県の一括交付金を受けた認可外保育施設への補助金です。

子ども・子育て支援事業費補助金310万9,000円につきましては、幼児教育・保育無償化に係

る事務経費やシステムの改修経費へ充てるための補助金です。

保育士正規雇用化促進事業補助金117万7,000円につきましては、県の一括交付金を受けた認可保育所への補助金です。

７目の沖縄振興特別推進交付金につきましては563万5,000円の減額補正となっておりますが、説明欄の各事業の計画変更や実施状況等に合わせて財源の組替えを行っています。

各事業の詳細は歳出で御説明いたします。

12ページをお願いします。

21款繰入金、２項基金繰入金、３目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の差額分について5,324万円を減額補正して戻入れするものです。

13ページをお願いします。

22款の１項１目繰越金３億1,700万9,000円の補正につきましては、令和元年度決算に伴う繰越金の補正でございます。

23款の諸収入、３項雑入、２目雑入、土地賃借料（村民体育館）1,545万1,000円につきましては、令和元年度の村民体育館の賃借料との相殺分の予算を計上しています。

介護広域連合負担金に係る精算償還金501万2,000円につきましては、令和元年度の実績に基づく精算償還金です。

14ページお願いします。

24款村債、１項村債、１目総務債、２節の臨時財政対策債4,800万8,000円につきましては、発行可能額確定に伴う補正でございます。

７節公共施設等適正管理推進事業債の村役場第一庁舎改築事業5,920万円につきましては、県との起債協議を行った結果、起債対象面積が増加し、起債可能な額が増えたことにより増額補正しています。

７目農林水産債の安谷屋第２地区かんがい施設整備事業につきましては、県との起債協議の結果、一般補助施設整備等事業債から公共事業等債へ区分が変更となったことによる補正です。

次に歳出につきまして、主な補正について御説明申し上げます。

なお、歳出につきましては、人件費等の増減につきましては説明を省略させていただきます。

16ページをお願いします。

２款の総務費、１項総務管理費、４目財産管理費、14節工事請負費につきましては、雨漏れが発生している別館事務所の外壁の補修工事を計上しています。

８目電算費、12節の委託料につきましては、説明欄の各業務に係るシステム改修委託料を計上しています。

17ページをお願いします。

12節の委託料におきまして、庁舎移転に伴う各電算機器の移設及び設置作業の費用を計上しています。

14節の工事請負費につきましては、庁舎移転に伴うサーバー室設置工事費用を計上しています。

16目の財政調整基金費１億5,850万5,000円につきましては、地方財政法に基づき、令和元年度決算剰余金の２分の１を積み立てるものです。積立て後の残高は３億1,213万9,000円です。35目の庁舎建設費、12節の委託料につきましては、第一庁舎移転後の外溝工事実施設計委託料を計上しております。

18ページをお願いします。

14節工事請負費におきまして、庁舎移転に伴う電話回線配線や総合行政情報通信ネットワーク移設の費用、震度情報ネットワーク端末局移設の費用を計上しています。

22ページをお願いします。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、12節委託料、福島交流事業委託料につきましては、新型コロナウイルスの影響により今年度の事業が中止となったことから減額補正しております。

27節の繰出金、その他繰出金4,000万円につきましては、国民健康保健特別会計の赤字補塡繰出金を計上しております。

８目の障害者自立支援諸費6,328万7,000円の補正につきましては、令和元年度の障害福祉サービス費確定に伴う国・県への還付金です。

23ページお願いします。

２目の保育所費及び次の24ページ、４目の児童館費と６目子育て支援センター費におきまして、コロナウイルス対策に係る経費を計上しています。説明欄の括弧書きでコロナウイルス緊急包括支援交付金及び子ども子育て支援交付金と記載されている事業については国の10割補助を受けて行うものです。

続きまして、23ページの２目保育所費、12節委託料及び14節工事請負費におきまして、喜舎場保育所空調整備更新工事に係る事業費を計上しております。

25ページお願いします。

４款の衛生費、１項保健衛生費、４目保険事業費、12節の委託料、市町村健康づくり運動実践活動助成事業業務委託料につきましては、沖縄県保健医療福祉事業団の10分の７の助成金を活用して、「健康長寿」をキーワードとしたオリジナル健康フードや健康メニューを創出することを目的とした委託料を計上しています。

26ページお願いします。

５款の農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金1,341万6,000円につきましては、一括交付金を活用したパイプハウス整備事業補助金を計上しております。

28ページをお願いします。

６款の商工費、１項商工費、２目商工業振興費、18節負担金、補助及び交付金1,494万4,000円につきましては、新型コロナウイルスの影響で今年度の祭りが中止となったことにより減額補正しております。

３目観光費、12節委託料につきましては、一括交付金を活用した多言語観光案内サイン整備事業委託料を計上しております。

29ページお願いします。

７款の土木費、２項道路橋梁費、２目の道路新設改良費、12節委託料におきまして、当初予算に計上した道路台帳作成業務及び主要村道の予備設計業務を増額補正して計上をしております。

30ページお願いします。

３項の都市計画費、２目土地区画整理費、12節委託料におきまして、ライカム地区内の事業認定検討資料作成業務委託料を計上しております。

続きまして、アワセ地区環境影響評価事後調査業務（８年次）につきましては、土地区画整理事業における環境影響を調査し、沖縄県へ報告するための業務を計上しております。

３目公園費、10節需用費におきましては各公園施設の修繕費を計上をしております。

31ページ以降の９款教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明をいたします。

私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川惠重）

引き続き、教育予算の主な内容について御説明申し上げます。

31ページをお願いします。

９款教育費、１項教育総務費、２目事務局費、２節の給料及び３節につきましては、職員の産休、育休代替職員を雇用するため計上してございます。

10節需用費の35万円につきましては、沖縄県の２分の１の補助金と地方創生交付金を活用した新型コロナ感染拡大防止に関する消耗品として計上してございます。

17節備品購入費の2,764万円につきましては、

ＧＩＧＡスクール構想に対応する学校ＩＣＴ教育環境整備を目的に、一括交付金を活用し、村立の小中学校の各教室に大型提示装置を整備するものでございます。

32ページをお願いします。

２項小学校費、１目学校管理費、10節の需用費につきましては、新型コロナ感染拡大防止に関する消耗品費及び地方創生交付金を活用して学校の照明器具を修繕するために計上してございます。

17節備品購入費の160万1,000円につきましては、来学年度用の新学習指導要領が実施されますので、教科書改訂に伴う教師用教科書及び指導書の後期分の購入費として計上してございます。

33ページをお願いします。

３項中学校費、１目学校管理費、10節の需用費の30万円につきましては、小学校費と同様に新型コロナ感染拡大防止に関する消耗品費として計上してございます。

続いて、生涯学習関連の主な予算ですが、少し前に戻りますが、17ページをお願いします。

２款総務費、１項総務管理費、15目文化振興費の18節負担金、補助及び交付金の補助金50万円につきましては、安谷屋自治会の字誌発刊に伴う補助金を計上してございます。

あと、後ろのページいきますが、34ページをお願いします。

９款教育費、５項社会教育費、１目社会教育総務費の12節委託料として、公民館施設長寿命化計画策定業務費として2,178万8,000円計上しておりますが、村の公共施設等総合管理計画を基に、村が保有及び管理する公共施設を対象に、今後の財政負担の縮減や効率的な施設修繕を検討するための施設ごとの実施計画等を作成するものです。

同じく、教育費の５項社会教育費、２目公民館費、10節需用費の修繕費として空調修繕費30万円、消防設備修繕費70万6,000円、受水槽塗装面修繕費60万円を計上しておりますが、いずれも設備点検の際の修繕箇所がありましたので計上してあります。

同じく12節委託料においては、中央公民館タイル防滑処理施工委託料及び庁舎移転に伴う引っ越し作業委託料を計上してあります。中央公民館の利用者は高齢者から子どもまでと幅広く利用されており、雨降りや湿度が高い日などは公民館入り口付近のタイルによる事故を未然に防止するための防滑処理を施工します。

同じく17節備品購入費は、生涯学習作業用車両購入費30万円を計上しております。軽トラックの購入を予定しております。

２ページ飛びまして、36ページをお願いします。

６項保健体育費、２目体育施設費、13節使用料及び賃借料として1,545万2,000円を計上してありますが、体育館施設用地賃借料と村民体育館リース料金との賃料相殺分について計上してあります。

以上です。

○村長（新垣邦男）

それでは、続きまして、議案第41号　令和２年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを御説明申し上げます。

議案第４１号

令和２年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

令和２年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和２年９月４日　提出
北中城村長　新垣邦男

令和２年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和２年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，６８９千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，３０２，３６３千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11 繰越金		1	40,000	40,001
	1 繰越金	1	40,000	40,001
12 諸収入		210,832	△38,311	172,521
	4 雑入	210,827	△38,311	172,516
歳入合計		2,300,674	1,689	2,302,363

歳　出　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		66,955	689	67,644
	1 総務管理費	54,406	319	54,725
	2 徴税費	12,278	370	12,648
9 諸支出金		2,007	1,000	3,007
	1 償還金及び還付加算金	2,007	1,000	3,007
歳出合計		2,300,674	1,689	2,302,363

詳細については健康保険課長のほうで説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第41号　令和２年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の主なものについて御説明いたします。

事項別明細書でもって御説明させていただきますので、５ページをお開きください。

まず歳入ですが、10款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、６節その他一般会計繰入金4,000万円は、令和元年度の赤字補塡分の繰入金の増額補正でございます。その内容といたしましては、主に特別調整交付金の減が約5,300万、国保財政安定化支援金の減が約1,000万、繰越金の減が約1,000万、それに対し、歳入歳出差額の約3,600万円を繰上充用いたしました。今回の一般会計繰入金4,000万でその差額を充てることとなります。

続きまして、12款諸収入、４項雑入、６目歳入欠陥補塡収入3,831万1,000円の減につきましては、歳入歳出の調整分でございます。

次、６ページお開きください。

歳出となりますが、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費31万9,000円のうち、10節の需用費、印刷製本費及び12節の被保険者証切替え通知はがき作成委託料は、これまで庁舎内で行っていた連帳プリンターの印刷分を、プリンター廃棄により印刷会社に発注することによるものです。また、委託料の機器移設委託料は庁舎移転によるネット機器の移設によるものです。

次、７ページをお開きください。

１款総務費、２項徴税費、１目賦課徴税費の補正額37万円の増は、10節需用費及び12節委託料ともに連帳プリンター印刷分を印刷会社に発注することによるものです。

続きまして、８ページをお開きください。

９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目一般被保険者保険税還付金、22節税過誤納還付金100万円の増ですが、これは所得更正等の影響で還付金が増えたことによるものです。

以上で説明を終わります。

○村長（新垣邦男）

それでは、次に、議案第42号　令和２年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを御説明申し上げます。

議案第４２号

令和２年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

令和２年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和２年９月４日　提出

北中城村長　新垣邦男

令和２年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和２年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，７７１千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１０，７６１千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　後期高齢者医療保険料		171,641	591	172,232
	1　後期高齢者医療保険料	171,641	591	172,232
3　国庫支出金		0	198	198
	1　国庫補助金	0	198	198
5　繰入金		36,337	204	36,541
	1　一般会計繰入金	36,337	204	36,541
6　繰越金		1	1,778	1,779
	1　繰越金	1	1,778	1,779
歳入合計		207,990	2,771	210,761

歳　出　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		1,982	402	2,384
	1　総務管理費	950	198	1,148
	2　徴収費	1,032	204	1,236
2　後期高齢者医療広域連合納付金		205,286	2,166	207,452
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	205,286	2,166	207,452
3　諸支出金		622	203	825
	2　繰出金	1	203	204
歳出合計		207,990	2,771	210,761

これも詳細については担当課長のほうに説明　　をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第42号　令和２年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

事項別明細書で御説明しますので、５ページをお開きください。

まず歳入ですが、１款１項後期高齢者医療保険料、２目普通徴収保険料、２節滞納繰越分59万1,000円の増でございますが、これは令和２年４月から８月分の滞納繰越し分の収納実績額でございます。

次に、３款国庫支出金、１項１目国庫補助金、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金19万8,000円の増につきましては、令和２年度システム改修分の国庫補助でございます。こちらは６ページをお開けください。６ページの歳出、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、12節委託料に充当されていて、平成30年税制改正に伴う所得課税情報の項目設定内容の変更等のシステム改修となります。

次に、戻りまして、５款繰入金、１項一般会計繰入金、１目の事務費繰入金20万4,000円の増につきましては、令和３年１月から３月の督促状の証明の印刷製本委託料金でございます。これも庁舎内の連帳プリンターで印刷しておりましたのが、プリンターがなくなることにより印刷会社に発注することによるものです。こちらは歳出の７ページの１款総務費、２項１目徴税費、10節印刷製本費の6,000円と、12節委託料19万8,000円に充当されています。

５ページへ戻りまして、次に６款１項１目１節の繰越金177万8,000円の増につきましては、平成31年度決算の剰余金の計上となっております。

続きまして、歳出ですが、８ページをお開きください。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金、補助及び交付金の216万6,000円の増でございますが、こちらは平成31年度の保険料の精算分となっております。

続きまして、９ページをお開きください。

３款諸支出金、２項繰出金、１目他会計繰出金、27節繰出金の20万3,000円の増でございますが、こちらは平成31年度の事務費等の精算分として一般会計へ繰出しするものでございます。

説明は以上でございます。

○村長（新垣邦男）

それでは続きまして、議案第43号　令和２年度北中城村下水道事業会計補正予算（第２号）についてを御説明申し上げます。

議案第４３号

令和２年度北中城村下水道事業会計補正予算（第２号）について

令和２年度北中城村下水道事業会計補正予算（第２号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和２年９月４日　提出

北中城村長　新垣邦男

令和２年度北中城村下水道事業会計補正予算（第２号）

第１条　令和２年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第２条　予算第４条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，４１８千円、引継金２７，３１３千円、当年度分損益勘定留保資金引継金１６，８１６千円及び当年度利益剰余金処分額５，４２８千円で補填するものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，４１８千円及び引継金４９，５５７千円で補填するものとする。」に改める。

第２条の２　予算第４条の２本文中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ１１，６１２千円及び１３，５６５千円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ１６，４９９千円及び１３，４８１千円である。」に改める。

第３条　予算第１０条本文を削除する。

以下、詳細については上下水道課長のほうに説明させたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、議案第43号　令和２年度北中城村下水道事業会計補正予算（第２号）について御説明いたします。

今回の補正は令和元年度の決算結果を踏まえまして、当初予算の内容の一部を精査による変更を行うものでございます。したがいまして、事業内容と全体の事業費についての変更はございません。

内容についてですけれども、第２条、予算、これは当初予算を意味します。予算第４条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額241万8,000円、引継金2,731万3,000円、当年度分損益勘定留保資金引継金1,681万6,000円及び当年度利益剰余金処分額542万8,000円で補填するものとする。」としていたものについて、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額241万8,000円及び引継金4,955万7,000円で補填するものとする。」として、引継ぎ金のほうの金額が増額となっておりまして、これに改めるものでございます。

続いて、第２条の２、予算第４条の２本文中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,161万2,000円及び1,356万5,000円である。」としていたものを「未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,649万9,000円及び1,348万1,000円である。」に改める。

第３条、予算第10条本文を削除するとしておりまして、当初の予算、第10条の本文の内容としましては、利益剰余金の処分といたしまして、補填財源の適用を担保するために、当年度利益剰余金のうち542万8,000円は減債積立金として処分する旨の記載がございましたけれども、前述のとおり、引継ぎ金の中で補填が賄えたということで、その10条の文言の必要がなくなったというものでございます。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、認定第１号　令和元年度北中城　　ます。
村歳入歳出決算の認定について御説明申し上げ

認定第１号

令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令 和 ２ 年 ９ 月 ４ 日　　提 出
北中城村長　　新　垣　邦　男

令和元年度　北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳 入 決 算 額　　8,281,755,947 円
歳 出 決 算 額　　7,918,196,747 円
歳入歳出差引額　　363,559,200 円

令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B－(C＋D)	予算現額と収入済額との比較 C－A
1　村税		2,436,908,000	2,603,650,797	2,545,110,138	4,022,796	54,517,863	108,202,138
	1　村民税	888,429,000	967,643,137	939,716,178	1,650,522	26,276,437	51,287,178
	2　固定資産税	1,389,668,000	1,453,684,393	1,425,257,539	2,123,720	26,303,134	35,589,539
	3　軽自動車税	53,991,000	63,932,682	61,745,836	248,554	1,938,292	7,754,836
	4　村たばこ税	104,819,000	118,390,585	118,390,585	0	0	13,571,585
	5　特別土地保有税	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
2　地方譲与税		35,210,000	35,551,003	35,551,003	0	0	341,003
	1　地方揮発油譲与税	9,600,000	9,005,000	9,005,000	0	0	△ 595,000

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B－(C＋D)	予算現額と収入済額との比較 C－A
	2　自動車重量譲与税	25,000,000	25,936,000	25,936,000	0	0	936,000
	3　地方道路譲与税	0	3	3	0	0	3
	5　森林環境譲与税	610,000	610,000	610,000	0	0	0
3　利子割交付金		962,000	962,000	962,000	0	0	0
	1　利子割交付金	962,000	962,000	962,000	0	0	0
4　配当割交付金		3,449,000	3,445,000	3,445,000	0	0	△ 4,000
	1　配当割交付金	3,449,000	3,445,000	3,445,000	0	0	△ 4,000
5　株式等譲渡所得割交付金		2,461,000	2,461,000	2,461,000	0	0	0
	1　株式等譲渡所得割交付金	2,461,000	2,461,000	2,461,000	0	0	0
6　地方消費税交付金		252,026,000	252,013,000	252,013,000	0	0	△ 13,000
	1　地方消費税交付金	252,026,000	252,013,000	252,013,000	0	0	△ 13,000
7　ゴルフ場利用税交付金		7,460,000	7,620,760	7,620,760	0	0	160,760
	1　ゴルフ場利用税交付金	7,460,000	7,620,760	7,620,760	0	0	160,760
8　環境性能割交付金		7,076,000	7,074,001	7,074,001	0	0	△ 1,999
	1　環境性能割交付金	7,076,000	7,074,001	7,074,001	0	0	△ 1,999
9　国有提供施設等所在市町村助成交付金		78,874,000	78,874,000	78,874,000	0	0	0
	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金	78,874,000	78,874,000	78,874,000	0	0	0
10　施設等所在市町村調整交付金		245,932,000	245,932,000	245,932,000	0	0	0
	1　施設等所在市町村調整交付金	245,932,000	245,932,000	245,932,000	0	0	0
11　地方特例交付金		31,096,000	42,315,000	42,315,000	0	0	11,219,000
	1　地方特例交付金	11,776,000	11,776,000	11,776,000	0	0	0
	4　子ども・子育	19,320,000	30,539,000	30,539,000	0	0	11,219,000

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B－(C＋D)	予算現額と収入済額との比較 C－A
	て支援臨時交付金						
12 地方交付税		1,163,349,000	1,148,749,000	1,148,749,000	0	0	△ 14,600,000
	1 地方交付税	1,163,349,000	1,148,749,000	1,148,749,000	0	0	△ 14,600,000
13 交通安全対策特別交付金		1,830,000	2,634,000	2,634,000	0	0	804,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,830,000	2,634,000	2,634,000	0	0	804,000
14 分担金及び負担金		107,590,000	118,787,080	114,177,311	248,500	4,361,269	6,587,311
	1 負担金	107,590,000	118,787,080	114,177,311	248,500	4,361,269	6,587,311
15 使用料及び手数料		45,334,000	47,724,692	47,724,692	0	0	2,390,692
	1 使用料	17,456,000	18,547,032	18,547,032	0	0	1,091,032
	2 手数料	27,878,000	29,177,660	29,177,660	0	0	1,299,660
16 国庫支出金		1,713,780,000	1,560,516,002	1,552,536,002	0	7,980,000	△ 161,243,998
	1 国庫負担金	805,467,000	845,154,040	845,154,040	0	0	39,687,040
	2 国庫補助金	903,296,000	709,730,172	701,750,172	0	7,980,000	△ 201,545,828
	3 委託金	5,017,000	5,631,790	5,631,790	0	0	614,790
17 県支出金		1,087,301,000	928,006,304	928,006,304	0	0	△ 159,294,696
	1 県負担金	396,874,000	409,222,828	409,222,828	0	0	12,348,828
	2 県補助金	661,219,000	485,527,992	485,527,992	0	0	△ 175,691,008
	3 委託金	29,208,000	33,255,484	33,255,484	0	0	4,047,484
18 財産収入		44,687,000	45,342,054	42,499,534	0	2,842,520	△ 2,187,466
	1 財産運用収入	44,685,000	45,342,054	42,499,534	0	2,842,520	△ 2,185,466
	2 財産売払収入	2,000	0	0	0	0	△ 2,000
19 寄附金		50,031,000	56,318,000	56,318,000	0	0	6,287,000
	1 寄附金	50,031,000	56,318,000	56,318,000	0	0	6,287,000
20 繰入金		321,299,000	321,299,051	321,299,051	0	0	51
	1 特別会計繰入金	242,000	242,051	242,051	0	0	51
	2 基金繰入金	321,057,000	321,057,000	321,057,000	0	0	0
21 繰越金		337,971,000	337,971,412	337,971,412	0	0	412

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B－(C＋D)	予算現額と収入済額との比較 C－A
	1 繰越金	337,971,000	337,971,412	337,971,412	0	0	412
22 諸収入		121,888,000	122,907,802	117,424,739	0	5,483,063	△ 4,463,261
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000,000	2,873,419	2,873,419	0	0	873,419
	2 村預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 雑入	86,538,000	86,686,383	81,203,320	0	5,483,063	△ 5,334,680
	4 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	5 貸付金元利収入	33,348,000	33,348,000	33,348,000	0	0	0
23 村債		423,658,000	391,058,000	391,058,000	0	0	△ 32,600,000
	1 村債	423,658,000	391,058,000	391,058,000	0	0	△ 32,600,000
歳入合計		8,520,172,000	8,361,211,958	8,281,755,947	4,271,296	75,184,715	△ 238,416,053

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A－(B＋C)	予算現額と支出済額との比較 A－B
1 議会費		96,248,000	95,306,321	0	941,679	941,679
	1 議会費	96,248,000	95,306,321	0	941,679	941,679
2 総務費		1,489,151,064	1,459,231,042	0	29,920,022	29,920,022
	1 総務管理費	1,330,337,455	1,304,806,452	0	25,531,003	25,531,003
	2 徴税費	102,266,131	100,165,392	0	2,100,739	2,100,739
	3 戸籍住民基本台帳費	45,613,478	43,753,147	0	1,860,331	1,860,331
	4 選挙費	8,598,000	8,478,427	0	119,573	119,573
	5 統計調査費	843,000	581,839	0	261,161	261,161
	6 監査委員費	1,493,000	1,445,785	0	47,215	47,215
3 民生費		2,940,357,000	2,671,770,325	3,168,000	265,418,675	268,586,675
	1 社会福祉費	1,382,693,000	1,353,396,773	0	29,296,227	29,296,227
	2 児童福祉費	1,557,664,000	1,318,373,552	3,168,000	236,122,448	239,290,448
4 衛生費		1,037,334,694	876,183,887	141,408,000	19,742,807	161,150,807
	1 保健衛生費	669,938,000	513,382,379	141,408,000	15,147,621	156,555,621
	2 清掃費	367,396,694	362,801,508	0	4,595,186	4,595,186
5 農林水産業費		241,365,554	197,639,891	39,402,000	4,323,663	43,725,663

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A－(B＋C)	予算現額と支出済額との比較 A－B
	1 農業費	234,622,554	190,945,826	39,402,000	4,274,728	43,676,728
	2 林業費	3,947,000	3,939,953	0	7,047	7,047
	3 水産業費	2,796,000	2,754,112	0	41,888	41,888
6 商工費		194,912,000	185,318,509	0	9,593,491	9,593,491
	1 商工費	194,912,000	185,318,509	0	9,593,491	9,593,491
7 土木費		860,357,200	831,628,199	19,425,000	9,304,001	28,729,001
	1 土木管理費	50,149,000	49,621,943	0	527,057	527,057
	2 道路橋梁費	240,512,000	217,079,489	17,789,000	5,643,511	23,432,511
	3 都市計画費	569,696,200	564,926,767	1,636,000	3,133,433	4,769,433
8 消防費		236,253,000	236,252,084	0	916	916
	1 消防費	236,253,000	236,252,084	0	916	916
9 教育費		962,903,731	914,634,438	0	48,269,293	48,269,293
	1 教育総務費	117,862,270	116,113,255	0	1,749,015	1,749,015
	2 小学校費	204,147,804	194,933,702	0	9,214,102	9,214,102
	3 中学校費	130,010,760	124,582,978	0	5,427,782	5,427,782
	4 幼稚園費	55,949,000	53,912,544	0	2,036,456	2,036,456
	5 社会教育費	185,796,000	182,932,161	0	2,863,839	2,863,839
	6 保健体育費	269,137,897	242,159,798	0	26,978,099	26,978,099
10 災害復旧費		1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
11 公債費		451,032,000	450,232,051	0	799,949	799,949
	1 公債費	451,032,000	450,232,051	0	799,949	799,949
12 諸支出金		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 普通財産取得費	2,000	0	0	2,000	2,000
13 予備費		10,254,757	0	0	10,254,757	10,254,757
	1 予備費	10,254,757	0	0	10,254,757	10,254,757
歳出合計		8,520,172,000	7,918,196,747	203,403,000	398,572,253	601,975,253

歳入歳出差引残額　363,559,200 円

うち基金繰入額　0 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額　0 円

このため翌年度繰入繰上充用金　　0 円

令和２年９月４日提出

北中城村長　新　垣　邦　男

詳細については副村長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉　聰）

それでは、認定第１号の令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

令和元年度決算書の前のほうに令和元年度の主要施策の成果説明書が添付をされておりますので御参照ください。

なお、金額については1,000円単位で御説明いたします。

１ページをお願いします。

初めに、１の決算収支の状況についてですが、一般会計の決算規模は歳入総額が82億8,175万6,000円、歳出総額が79億1,819万7,000円となり、前年度に比べて歳入が５億3,337万3,000円、6.9％、歳出が５億778万5,000円、6.9％の増となりました。歳入歳出差引額は３億6,355万9,000円となり、実質収支が３億3,700万9,000円、単年度収支が4,611万4,000円、実質単年度収支が3,857万5,000円となっております。

次に、２の予算の状況については、歳入予算の執行率は97.2％、対前年度比較で2.0ポイントの減、歳出予算の執行率は92％で対前年度比較2.0ポイントの減となっております。

次に３の歳入の状況についてですが、歳入については自主財源の柱である村税が前年度に比べて7,288万5,000円、2.8％の減となりました。これは主に昨年度の個人住民税、分離譲渡所得がなくなった影響によるものです。

一方、地方交付税は交付税検査による錯誤で返還分がなくなった影響で増となりました。

その他の増減が大きい項目を見ますと、国庫支出金がハード事業では防災無線整備事業や村道北中城高校127号線整備事業の影響で、ソフト事業では幼児教育無償化に伴う補助金等の影響で増となっております。

県支出金は、県の一括交付金を活用したしまぶく放課後児童クラブ支援事業の影響で増となりました。

繰越金は、国・県補助事業で次年度に還付が必要となる補助率以上の歳入が減少したことによる減となります。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時２７分　休憩

午前１１時２７分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

○副村長（比嘉　聰）

２ページお願いします。

２ページの４、歳出の状況ですが、目的別の歳出の主な増減については、総務費が防災無線整備事業や役場第一庁舎改築事業の影響で増となりました。

民生費は、しまぶく学童クラブ建築工事や幼児教育無償化のための認可保育所等への負担金の増加の影響で増となりました。

土木費は、アワセ土地区画整理組合負担金が大幅に減少したことにより減となりました。

教育費は北小及び島小の空調の工事や村民体育館の賃借料、学校給食費補助金等の影響で増となりました。

次に、性質別の歳出の主な増減については、

扶助費が幼児教育無償化のための認可保育所等への負担金の増加や、子ども医療費助成金の増加の影響で増となりました。

普通建設事業費は、防災無線整備事業やしまぶく学童クラブ建設工事、役場第一庁舎改築事業等の影響で増となっております。

補助費等は、中北消防組合負担金や学校給食費補助金、障害福祉サービス諸費、国庫・県支出金還付金の増加の影響で増となっております。

積立金は、財政調整基金積立金や特防の基金積立金、庁舎整備基金積立金が減少したことにより減となっております。

次に、５の自主財源と依存財源の内訳ですが、村税等の自主財源の総額は34億9,837万7,000円で、自主財源比率は42.4％で、前年度に比べて２億3,626万2,000円、6.3％の減となりました。また、地方交付税や国庫支出金等の依存財源の総額は47億8,337万9,000円、依存財源比率は57.6％で、前年度に比べて７億6,963万5,000円、19.2％の増となっております。

次、６の一般財源と特定財源の状況ですが、一般財源の総額は53億1,395万4,000円、一般財源比率63.9％で、前年度に比べて１億5,226万9,000円、2.9％の増となりました。また、特定財源の総額は29億6,780万2,000円、特定財源比率36.1％で、前年度に比べて３億8,110万4,000円、14.7％の増となっています。

３ページお願いします。

７の、次に将来にわたる財政負担の状況についてですが、令和元年度末の地方債現在高は47億7,243万1,000円で、前年度の末より2,813万4,000円の減となっております。これは、令和元年度中の償還額が借入金を上回ったことによるものです。

また、令和２年度以降の債務負担行為に係る支出の予定額は29億5,346万円となっております。

積立金の現在高の状況についてですが、積立金の令和元年度末現在高は10億5,081万6,000円で、前年度末より１億1,983万8,000円と減少しました。その主な要因は、庁舎整備基金が3,943万5,000円の減、ライカムロウワー基金が3,178万1,000円の減、特防基金が3,100万3,000円の減となったことなどによります。全体としては基金取崩し額が積立額を上回りました。

次に９の、主な財政の指標についてですが、実質収支比率が8.4％、それから公債費負担比率が7.9％、財政力指数が0.68、経常収支比率が87.9％となりました。財政力指数は数値が高いほどいいとされ、0.68は本村では過去最高の数値です。経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費の義務的な経常経費が増となったほか、交付税が返還の影響で減となった影響で増となりました。

財政健全化法に基づく指標は、実質赤字、連結実質赤字はございません。実質公債費比率、将来負担比率はともに早期健全化基準を大きく下回り健全な状態となっています。

また、４ページから10ページには令和元年度の決算の資料と、11ページから32ページには令和元年度における各課ごとの主要な施策の成果説明書を記載しておりますので、御参照ください。

以上を申し上げて、令和元年度の北中城村一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○村長（新垣邦男）

続きまして、認定第２号です。令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

認定第２号

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和２年９月４日　提出
北中城村長　新垣邦男

令和元年度　北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額　2,181,079,696 円
歳出決算額　2,216,736,044 円
歳入歳出差引額　△ 35,656,348 円

令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B－(C＋D)	予算現額と収入済額との比較 C－A
1 国民健康保険税		394,970,000	456,947,207	398,516,702	2,583,079	55,847,426	3,546,702
	1 国民健康保険税	394,970,000	456,947,207	398,516,702	2,583,079	55,847,426	3,546,702
2 一部負担金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 一部負担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3 分担金及び負担金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
4 使用料及び手数料		300,000	444,700	444,700	0	0	144,700
	1 手数料	300,000	444,700	444,700	0	0	144,700
5 国庫支出金		1,650,000	1,585,000	1,585,000	0	0	△ 65,000
	2 国庫補助金	1,650,000	1,585,000	1,585,000	0	0	△ 65,000
6 県支出金		1,514,457,000	1,484,179,922	1,484,179,922	0	0	△ 30,277,078
	1 県負担金・補助金	1,514,456,000	1,484,179,922	1,484,179,922	0	0	△ 30,276,078
	2 財政安定化基	1,000	0	0	0	0	△ 1,000

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B－(C＋D)	予算現額と収入済額との比較 C－A
8 財産収入	金支出金						
		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
10 繰入金		263,158,000	263,156,908	263,156,908	0	0	△ 1,092
	1 他会計繰入金	248,157,000	248,156,908	248,156,908	0	0	△ 92
	2 基金繰入金	15,001,000	15,000,000	15,000,000	0	0	△ 1,000
11 繰越金		28,398,000	28,397,671	28,397,671	0	0	△ 329
	1 繰越金	28,398,000	28,397,671	28,397,671	0	0	△ 329
12 諸収入		93,530,000	4,798,793	4,798,793	0	0	△ 88,731,207
	1 延滞金、加算金及び過料	332,000	404,000	404,000	0	0	72,000
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4 雑入	93,196,000	4,394,793	4,394,793	0	0	△ 88,801,207
13 市町村債		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳入合計		2,296,467,000	2,239,510,201	2,181,079,696	2,583,079	55,847,426	△ 115,387,304

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A－(B＋C)	予算現額と支出済額との比較 A－B
1 総務費		68,040,000	65,692,855	0	2,347,145	2,347,145
	1 総務管理費	57,186,000	55,516,939	0	1,669,061	1,669,061
	2 徴税費	10,583,000	9,950,416	0	632,584	632,584
	3 運営協議会費	56,000	27,500	0	28,500	28,500
	4 趣旨普及費	215,000	198,000	0	17,000	17,000
2 保険給付費		1,449,064,000	1,404,826,140	0	44,237,860	44,237,860
	1 療養諸費	1,214,076,208	1,194,211,473	0	19,864,735	19,864,735
	2 高額療養費	213,277,792	195,074,667	0	18,203,125	18,203,125
	3 移送費	110,000	0	0	110,000	110,000
	4 出産育児一時金	21,000,000	15,040,000	0	5,960,000	5,960,000

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A－(B＋C)	予算現額と支出済額との比較 A－B
	5 葬祭費	600,000	500,000	0	100,000	100,000
3 国民健康保険事業費納付金		679,277,675	679,040,862	0	236,813	236,813
	1 医療給付費分	483,547,000	483,451,053	0	95,947	95,947
	2 後期高齢者支援金等分	145,250,000	145,109,134	0	140,866	140,866
	3 介護納付金分	50,480,675	50,480,675	0	0	0
4 共同事業拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6 保健事業費		45,924,000	42,309,480	0	3,614,520	3,614,520
	1 保健事業費	45,924,000	42,309,480	0	3,614,520	3,614,520
7 基金積立金		15,001,000	15,000,000	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	15,001,000	15,000,000	0	1,000	1,000
8 公債費		3,000	0	0	3,000	3,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 広域化等支援基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9 諸支出金		11,111,000	9,866,707	0	1,244,293	1,244,293
	1 償還金及び還付加算金	11,111,000	9,866,707	0	1,244,293	1,244,293
10 予備費		28,045,325	0	0	28,045,325	28,045,325
	1 予備費	28,045,325	0	0	28,045,325	28,045,325
歳出合計		2,296,467,000	2,216,736,044	0	79,730,956	79,730,956

歳入歳出差引残額　　0 円

　うち基金繰入額　　0 円

　又は

歳入歳出差引歳入不足額　　35,656,348 円

このため翌年度繰入繰上充用金　　35,656,348 円

令和２年９月４日提出

北中城村長　新　垣　邦　男

これも詳細については健康保険課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私のほうでは、決算書をもって説明したいと思います。

認定第２号　令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、歳入歳出決算書の事項別明細書の228ページと229ページをお開きください。

まず、歳入のほうからですが、歳入、１款国民健康保険税ですが、歳入総額の18.27％を占めており、調定額が４億5,694万7,207円に対して収入済額が３億9,851万6,702円となっております。対前年比となりますと414万6,143円の増収となっております。

保険税の収納率につきましては、今年度は全体で87.21％となり、前年度の86.09％に対して1.12％の増となっております。また、時効によりまして、285万3,079円が不納欠損となっております。

続きまして、230ページと231ページをお開きください。

５款の国庫支出金でございますが、収入済額が158万5,000円で歳入総額に占める割合は0.07％ですが、これは今年からの支出金となっております。こちらは国保制度改正に伴うシステム改修に対する補助金です。

次に、232ページ、233ページをお開きください。

６款の県支出金でございますが、収入済額が14億8,417万9,922円で、歳入総額に占める構成比は68.04％です。前年度よりも3,138万4,945円の減、2.1％の減となっております。これは特別交付金の減が主な理由となっております。

次、10款の繰入金でございますが、収入済額が２億6,315万6,908円、歳入総額に占める構成比は12.0％で前年度比較になりますと2,126万9,108円の減、7.48％の減ですが、これは財政安定化支援事業繰入金の減が主になっております。

次に234ページと235ページをお開きください。

11款繰越金でございますが、収入済額が2,839万7,671円で、歳入総額に占める構成比は1.30％、前年度に比べますと997万8,158円の減で26.0％の減になっております。

続きまして、236ページ、237ページの一番下にあります歳入合計となりますが、予算現額が22億9,646万7,000円に対し、収入済額が21億8,107万9,696円、執行率は94.97％となっており、前年度よりも6,523万3,808円、2.99％の減となっております。

続きまして、歳出ですが、242ページ、243ページをお開きください。

２款保険給付費でございますが、支出済額が14億482万6,140円で、歳出総額に占める構成比は63.4％、前年度の比較では1,643万9,342円、1.2％の増となっており、理由としましては、未就学児分が約3,000万円増となっております。

次に、244、245ページをお開きください。

一番下のほうにある３款の国民健康保険事業費納付金でございますが、支出済額が６億7,904万862円、歳出総額に占める構成比は30.6％、前年度の比較は1,717万8,458円、2.6％の増となっております。これは県全体の医療費推計から年齢調整後の医療水準や所得水準等を考慮した市町村ごとの納付金となっております。

次に、246、247ページをお開きください。

６款保険事業費でございますが、支出済額が4,230万9,480円で歳出総額に占める構成比は1.9％、前年度より569万6,226円、15.6％の増となっております。こちらは特定健診の受診者

対策で、国の調整交付金の事業として350万ほどの事業が新規になっております。

次に、252ページ、253ページをお開きください。

９款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、３目保険給付費等交付金償還金の810万6,407円でございますが、これは県からの交付金を精算した際の償還金となっており、国保制度の県統一化２年目の今年度から新たに発生しております。

歳出合計となりますが、予算現額22億9,646万7,000円に対しまして支出済額が22億1,673万6,044円で、執行率は96.5%。前年度に比べ117万9,789円、0.05%の減となっております。

以上ですが、なお、決算書に添付してあります令和２年度北中城村国民健康保険事業の主要施策の成果及びその他予算執行の実績についての資料を併せて御参照ください。

以上で終わります。

○村長（新垣邦男）

それでは、続きまして、認定第３号です。令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

認定第３号

令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和２年９月４日　提出
北中城村長　新垣邦男

令和元年度　北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額	210,145,708 円
歳出決算額	208,367,135 円
歳入歳出差引額	1,778,573 円

令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B－(C＋D)	予算現額と収入済額との比較 C－A
1　後期高齢者医		169,661,000	171,851,244	170,553,761	4,036	1,293,447	892,761

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B－(C＋D)	予算現額と収入済額との比較 C－A
療保険料	1　後期高齢者医療保険料	169,661,000	171,851,244	170,553,761	4,036	1,293,447	892,761
2　使用料及び手数料		37,000	55,900	55,900	0	0	18,900
	1　手数料	37,000	55,900	55,900	0	0	18,900
4　寄付金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1　寄付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
5　繰入金		36,679,000	36,679,967	36,679,967	0	0	967
	1　一般会計繰入金	36,679,000	36,679,967	36,679,967	0	0	967
6　繰越金		2,567,000	2,567,557	2,567,557	0	0	557
	1　繰越金	2,567,000	2,567,557	2,567,557	0	0	557
7　諸収入		292,000	288,523	288,523	0	0	△ 3,477
	1　延滞金、加算金及び過料	12,000	12,300	12,300	0	0	300
	2　償還金及び還付加算金	276,000	276,223	276,223	0	0	223
	3　預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4　貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	5　雑入	2,000	0	0	0	0	△ 2,000
歳　入　合　計		209,237,000	211,443,191	210,145,708	4,036	1,293,447	908,708

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A－(B＋C)	予算現額と支出済額との比較 A－B
1　総務費		1,982,000	1,833,830	0	148,170	148,170
	1　総務管理費	1,026,000	990,865	0	35,135	35,135
	2　徴収費	956,000	842,965	0	113,035	113,035
2　後期高齢者医療広域連合納付金		206,256,000	206,012,031	0	243,969	243,969
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	206,256,000	206,012,031	0	243,969	243,969
3　諸支出金		864,000	521,274	0	342,726	342,726

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A－(B＋C)	予算現額と支出済額との比較 A－B
	1 償還金及び還付加算金	621,000	279,223	0	341,777	341,777
	2 繰出金	243,000	242,051	0	949	949
4 予備費		135,000	0	0	135,000	135,000
	1 予備費	135,000	0	0	135,000	135,000
歳出合計		209,237,000	208,367,135	0	869,865	869,865

歳入歳出差引残額　1,778,573 円
　うち基金繰入額　0 円
　又は
歳入歳出差引歳入不足額　0 円
このため翌年度繰入繰上充用金　0 円

令和２年９月４日提出

北中城村長　新　垣　邦　男

詳細については、健康保険課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

こちらのほうも決算書で説明いたします。

259ページ、260ページをお開きください。

認定第３号　令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

まず歳入の主なものといたしまして、第１款後期高齢者医療保険料が歳入全体の81.16％を占め、調定額１億7,185万1,244円に対し、収入済額が１億7,055万3,761円となっており、前年度に対しまして572万3,914円、3.47％の増になっております。これは主に75歳到達の新規加入者の増によるものでございます。

保険料の収納率につきましては、特別徴収、普通徴収を合わせた現年度の徴収率が99.49％、前年度に比べ0.08％の増になりました。また、滞納繰越し分を合わせた全体分は現年度分の徴収率が99.24％で前年度に比べ0.22％の増になっております。

続きまして、第５款の繰入金ですが、これは一般会計からの繰入金で、収入済額が3,667万9,967円で、歳入総額に占める構成比は17.45％となっております。前年度に対しては117万5,074円、3.10％の減となっており、これは基盤安定繰入金の軽減特別措置の軽減期間が終了したためでございます。

次に、263、264ページをお願いします。

収入合計でございますが、予算現額が２億923万7,000円に対し収入済額が２億1,014万5,708円で、収入率は100.4％、前年度に比べますと531万1,107円、2.59％の増となっております。

次、歳出ですが、265ページ、266ページをお開きください。

歳出の主なものといたしまして、２款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、支出済額が２億601万2,031円で歳出総額の98.87％を占めております。前年度に比べ628万5,283円、3.15％の増となっており、これは新規加入者の増による保険料増加に伴っての後期高齢者医療広域連合への納付金の増となっております。

次、267、268ページをお開きください。

歳出の合計となっておりますが、予算現額が２億923万7,000円に対し支出済額が２億836万7,135円で、前年度に比べ610万91円、3.02％の増となっております。

こちらも決算書に添付してあります令和元年度北中城村後期高齢者医療保険事業主要施策の成果、その他の予算執行の実績について詳しく載っておりますので、そちらも併せて御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○村長（新垣邦男）

よろしいでしょうか。

続きまして、認定第４号であります。令和元年北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

認定第４号

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和２年９月４日　提出
北中城村長　新垣邦男

令和元年度　北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額	572,516,471 円
歳出決算額	501,836,392 円
歳入歳出差引額	70,680,079 円

令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B－(C＋D)	予算現額と収入済額との比較 C－A
1　使用料及び手		81,601,000	109,022,426	103,818,132	3,010	5,201,284	22,217,132

歳　入　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B－(C＋D)	予算現額と収入済額との比較 C－A
数料	1　使用料	81,600,000	108,400,826	103,196,532	3,010	5,201,284	21,596,532
	2　手数料	1,000	621,600	621,600	0	0	620,600
2　国庫支出金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1　国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3　県支出金		157,018,000	157,021,000	106,101,000	0	50,920,000	△ 50,917,000
	1　県補助金	157,018,000	157,021,000	106,101,000	0	50,920,000	△ 50,917,000
4　繰入金		204,400,000	204,400,000	204,400,000	0	0	0
	1　一般会計繰入金	204,400,000	204,400,000	204,400,000	0	0	0
5　繰越金		39,297,000	39,296,534	39,296,534	0	0	△ 466
	1　繰越金	39,297,000	39,296,534	39,296,534	0	0	△ 466
6　諸収入		1,000	805	805	0	0	△ 195
	1　村預金利子	1,000	805	805	0	0	△ 195
	2　雑入	0	0	0	0	0	0
7　村債		167,200,000	118,900,000	118,900,000	0	0	△ 48,300,000
	1　村債	167,200,000	118,900,000	118,900,000	0	0	△ 48,300,000
歳　入　合　計		649,518,000	628,640,765	572,516,471	3,010	56,121,284	△ 77,001,529

歳　出　　（単位：円）

款	項	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不用額 A－(B＋C)	予算現額と支出済額との比較 A－B
1　公共下水道費		496,865,100	352,480,332	0	144,384,768	144,384,768
	1　下水道費	158,210,100	119,489,024	0	38,721,076	38,721,076
	2　下水道事業費	338,655,000	232,991,308	0	105,663,692	105,663,692
2　公債費		150,197,000	149,356,060	0	840,940	840,940
	1　公債費	150,197,000	149,356,060	0	840,940	840,940
3　予備費		2,455,900	0	0	2,455,900	2,455,900
	1　予備費	2,455,900	0	0	2,455,900	2,455,900
歳　出　合　計		649,518,000	501,836,392	0	147,681,608	147,681,608

歳入歳出差引残額　　70,680,079 円

　うち基金繰入額　　0 円

　又は

歳入歳出差引歳入不足額　　0 円

このため翌年度繰入繰上充用金　　0 円

令和２年９月４日提出

北中城村長　新　垣　邦　男

詳細については、上下水道課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、認定第４号　令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、主な内容について事項別明細書のほうで御説明させていただきます。

274ページ、275ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですけれども、１款使用料及び手数料の調定額は１億902万2,426円で、前年度に比べて56万2,511円減となっております。しかし、これは公営企業会計への移行に当たりまして、２月末で打切決算をさせていただいておりますので、実質は前年度よりも増えた内容となっております。

不納欠損額3,010円につきましては、料金滞納のうち、時効処分として整理をさせていただいたものでございます。

収入未済額といたしまして520万1,284円がございますけれども、これは主に使用料金の発生月と納入月に実質１か月ほどの差がございますので、その時間差によるものでございまして、現時点ではおおむね回収済みでございます。

下水道使用料の内訳といたしましては、民間分が6,623万4,977円、基地分が3,696万1,555円となっておりまして、おおむね民間分が３分の２、基地分が３分の１という状況でございます。

続いて、３款県支出金の調定額１億5,702万1,000円、そのうち収入済額が１億610万1,000円、収入未済額が5,092万円となっておりますけれども、これにつきましては島袋地区浸水対策の３号調整池整備工事第２期工事が繰越しとなったため、その事業費用が実質収入未済となっているものでございます。

続いて、276ページ、277ページをお願いします。

７款村債、調定額が１億1,890万円、予算現額１億6,720万円に対して4,830万円の減額となっておりますけれども、これにつきましても浸水対策事業の繰越しによるものでございます。

起債の内訳といたしましては、公共下水道事業債3,017万円、流域下水道建設負担金事業債が1,900万円、公営企業会計適用債が1,500万円、次のページをお願いします。繰越明許といたしまして、これは平成30年度の予算の繰越しの分でございますけれども、これが島袋地区浸水対策の３号調整池整備工事第１期工事分に関連する事業費用で、公共下水道事業債5,320万円となっております。

以上の結果、歳入の合計は調定額が６億2,864万765円、収入済額５億7,251万6,471円、不納欠損額3,010円、収入未済額5,612万1,284円となっております。

続いて、歳出について御説明いたします。

280ページ、281ページをお願いします。

１款公共下水道費、１項下水道費、１目一般管理費の主な支出内容といたしましては、13節委託料の中で公共下水道事業会計システム導入支援業務533万3,580円、平成31年度公共下水道事業法的化移行支援業務990万円、公営企業会計導入準備支援業務123万6,623円としまして、公営企業会計への移行に伴う業務の実施が大半を占めております。

続いて、282ページ、283ページお願いします。

19節負担金、補助及び交付金の不用額、これが196万9,596円ございますけれども、その中で大きなものが接続工事補助制度資金、これは公共下水道につなげていただくための助成制度でございますけれども、これが当初の予算に対して90万円が未活用でとどまったと。また、雨水利用促進助成金、これは島袋地区の浸水対策として、家庭において雨水対策をやられた場合の助成金でございますけれども、これを100万円計上していたところ未活用で終わったというところでございます。

続いて、284ページ、285ページお願いします。

２目維持管理費、19節負担金、補助及び交付金の不用額2,816万858円となっておりまして、これは公営企業会計移行に伴う打切決算の額も含めて、当初の見込みよりも下水道の使用水量が実績として少量にとどまったため、負担金が減少となったものでございます。

続いて、286ページ、287ページをお願いします。

２項下水道事業費、１目下水道事業費、13節委託料、繰越明許費1,000万円と、15節工事請負費の繰越明許費8,869万6,000円につきましては、いずれも浸水対策３号調整池整備工事の第２期工事に関連する事業費となっておりまして、この繰り越した分につきましては、令和２年度、今年度で既に発注済みでございます。

主な執行内容といたしましては、13節委託料の中で公共下水道汚水工事現場技術業務706万2,000円、これは新規下水道の管路布設工事に伴います現場の技術管理を行うものでございます。

また、公共下水道喜舎場・渡口汚水幹線実施設計業務、これは管更生工法といたしまして532万4,000円がございます。これは既設の管路、こちらが村内でも古い時代のものでございますけれども、劣化が見られたため、管路内部の補修を行うための設計を実施したものでございます。

続いて、15節工事請負費、この中では公共下水道島袋汚水枝線工事第28工区としまして2,416万7,000円で、島袋地区内、これは美島通りから児童館の付近についておよそ270メートルを新たに布設したものでございます。

喜舎場第１雨水幹線改良工1,522万4,000円につきましては、これは場所が居酒屋三郎の近くにあるんですけれども、民有地内に幹線水路がございまして、そこの土地所有者から土地利用を図るためにということで、もともとオープンな水路、開渠となっていたものを埋設型に要望に応じて変更をさせていただいた、その対応をさせていただいたというものでございます。

続いて、19節負担金、補助及び交付金、これにつきましては県の流域下水道建設負担金として中城湾流域、これは具志川処理場になりますけれども、これが６万9,000円、中部流域、伊佐浜処理場、これが1,920万5,000円となっております。

続いて、１目下水道事業費繰越明許でございますけれども、13節委託料につきましては島袋地区浸水対策の３号調整池整備工事、これは第１期工事分でございますが、浸水対策事業貯留施設整備工事現場技術業務としまして693万円、浸水対策事業磁気探査業務4,299万4,800円となっております。この磁気探査がかなり高額となっていますのは、地盤改良を行うためにかなり深いところまで確認が必要であるということで、ボリュームが大きかったということでございます。今回２期工事が繰越しとなったのも、この磁気探査業務で内容の中でかなり金属の反応があって、その対応に苦慮したということがございます。

続いて、15節請負工事費としまして、次ページお願いいたします。浸水対策事業貯留施設整備工事8,506万8,500円につきましては、３号調整池整備工事第１期工事、それも本体工事部分

でございます。

以上の結果、歳出の合計は予算現額６億4,951万8,000円に対しまして、支出済額が５億183万6,392円、翌年度繰越額繰越明許費が9,869万6,000円、不用額が4,898万5,608円となっております。

なお、令和元年度末時点での公共下水道の整備率についてですが、人口普及率、これは行政区域内の人口に対して、整備が終わって利用可能な区域内の人口の割合、これが62.9％となりまして、前年度に比べて1.4％増。水洗化率、利用可能区域内の人口に対して実際に接続が済んだ人口の割合、これが67.5％として前年度に比べて2.1％増となっております。

以上です。

○村長（新垣邦男）

それでは、続きまして認定第５号です。令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを御説明申し上げます。

認定第５号

令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第３０条第４項の規定により、令和元年度北中城村水道事業会計決算を、監査委員の意見（別冊）を添えて議会の認定に付します。

令和２年９月４日　提出
北中城村長　新垣邦男

この詳細については、上下水道課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、認定第５号　令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

事業報告のほうで説明させていただきます。12ページをお願いいたします。

事業の概況といたしまして、令和元年度における給水戸数、これが7,351戸となっておりまして、前年度に比べて198戸の増。

よろしいでしょうか。先ほどの冊子版とは別になっておりますので、その後ろのほうについております。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時４９分　休憩
午前１０時５０分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

お願いします。

○上下水道課長（安次嶺正春）

それでは、改めて、また冒頭からちょっとやらせていただきます。

事業の概況といたしまして、令和元年度における給水戸数は7,351戸となっておりまして、前年度に比べて198戸の増。給水人口は１万7,577人となっておりまして、前年度に比べて

217人増、普及率は100％を継続しております。

年間の配水量につきましては269万3,520立方メートル、内訳としまして、民間が237万1,359立方メートル、基地分が32万2,161立方メートルとなっております。前年度に比べて配水量全体量が３万2,491立方メートル増、内訳としまして、民間が７万3,774立方メートル増、これに対して基地分につきましては４万1,283立方メートルの減となっております。

有収水量につきましては251万8,711立方メートルとなっておりまして、有収率は93.51％、前年度に比べて1.19％減となっております。

財政状況といたしましては、収益的収入が５億3,774万1,382円、前年度に比べて0.54％増、これに対して収益的支出のほうが５億1,681万8,248円となっておりまして、前年度に比べて0.85％増。純利益といたしまして2,092万3,134円を計上しております。

資本的収支につきましては、資本的収入968万円に対しまして資本的支出が8,242万7,888円となっておりまして、収支不足額7,274万7,888円につきましては、過年度損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、それと減債積立金から補塡しております。

補助金事業による工事といたしましては、島袋配水ポンプ場の機械電気設備の更新工事を実施しております。そのほか主な事業といたしましては、県道宜野湾北中城線道路改良に伴う配水管の移設工事、その他水質検査について前年度と同様に実施しております。

以上です。

○村長（新垣邦男）

よろしいでしょうか。

続きまして、議案第44号です。令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分についてを御説明申し上げます。

議案第４４号

令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分について

みだしのことについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定に基づき、令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分の議決を求めます。

令和２年９月４日　提出
北中城村長　新垣邦男

令和元年度　北中城村水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,774,005,740	678,260,686	35,641,525
議会の議決による処分額	10,392,111	0	△ 25,392,111
建設改良積立金の積立	0	0	△ 10,000,000

（単位：円）

		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	利益積立金の積立	0	0	△ 5,000,000
	資本金への組入れ	10,392,111	0	△ 10,392,111
処分後残高		1,784,397,851	678,260,686	（繰越利益剰余金） 10,249,414

これも詳細については、上下水道課長のほうに説明をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

議案第44号　令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分について御説明いたします。

表紙をめくっていただきまして、計算書、表を御確認願います。

未処分利益剰余金3,564万1,525円のうち、建設改良積立金として1,000万円、利益積立金として500万円、資本金への組入れとして1,039万2,111円、翌年度への繰越利益剰余金として1,024万9,414円として処分いたしたく上程いたします。

以上です。

○村長（新垣邦男）

続きまして、議案第45号であります。よろしいでしょうか。

議案第４５号

学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について

北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４７年条例第５７号）第３条の規定に基づき、次のとおり物件供給契約の締結について、議会の議決を求めます。

記

１．契約の目的：学校給食共同調理場厨房機器等備品購入

２．納入場所：北中城村立学校給食共同調理場

３．契約の方法：指名競争入札

４．契約金額：￥２３，４３０，０００－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥２，１３０，０００）

５．契約の相手方：浦添市牧港五丁目１８番３号
ニッコー株式会社
代表取締役　宮　里　直　樹

令 和 ２ 年 ９ 月 ４ 日　　提 出
北中城村長　　新　垣　邦　男

別添に物件供給契約書、さらには備品購入、納入物品の一覧、そして入札結果書を添付してございます。よろしくお願いいたします。

日程第１９．同意第６号　北中城村農業委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第19．同意第６号　北中城村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、同意第６号　北中城村農業委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

同意第６号

北中城村農業委員会委員の任命について

北中城村農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住　　所　　浦添市

氏　　名　　玉　城　　卓

生年月日　　昭和５９年生

令 和 ２ 年 ９ 月 ４ 日　　提 出
北中城村長　　新　垣　邦　男

提案理由

農業委員会等に関する法律第８条に基づき、北中城村農業委員会委員を任命する際に議会

の同意が必要なため。

略　　歴　　書

住　　所　　浦添市
氏　　名　　玉　城　　卓
生年月日　　昭和５９年生

学　　歴
第一福祉大学人間社会福祉学部人間福祉学科　卒業

職　　歴
平成１８年　４月～平成２０年　４月
（株）エレガンス福岡　愛・あいデイサービスセンター
平成２０年　５月～平成２３年　５月
（株）かいごの森　ゆうなデイサービスゆうなの森
平成２３年　６月～平成２４年　６月
（同）かがやき　支援センターなつめ
平成２４年　６月～平成２４年１１月
（一社）琉球リハビリテーション振興協会　グループゆめ般
平成２４年１２月～現在
（同）ソルファコミュニティ　ＴＥＡＭ　ｖｉｌｌａｇｅ

その他の経歴
第１６期　北中城村農業委員会　会長

玉城氏の略歴書を添付をしてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第６号　北中城村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第６号　北中城村農業委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第２０．同意第７号　北中城村農業委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第20．同意第７号　北中城村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

比嘉次雄議員は地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場を求めます。

（１２番　比嘉次雄議員　除斥）

○議長（名幸利積）

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、同意第７号　北中城村農業委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

同意第７号

北中城村農業委員会委員の任命について

北中城村農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住　　所　　北中城村字荻道

氏　　名　　比　嘉　次　雄

生年月日　　昭和３０年生

令和２年９月４日　提出
北中城村長　　新　垣　邦　男

提案理由

農業委員会等に関する法律第８条に基づき、北中城村農業委員会委員を任命する際に議会の同意が必要なため。

略　　歴　　書

住　　所　　北中城村字荻道
氏　　名　　比　嘉　次　雄
生年月日　　昭和３０年生

学　　歴
　沖縄国際大学　卒業

職　　歴
　昭和５４年１０月～平成１４年１２月　　ＪＡ沖縄北中城支店
　平成１４年　９月～　　北中城村議会議員

その他の経歴
　第１５期　北中城村農業委員会　委員
　令和元年　北中城村地産地消出品者協議会　会長
　令和元年　北中城村認定農業者取得

比嘉次雄さんの略歴書も添付をしてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第７号　北中城村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第７号　北中城村農業委員会委員の任命については同意することに決定されました。

（１２番　比嘉次雄議員　着席）

日程第２１．同意第８号　北中城村農業委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第21．同意第８号　北中城村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、同意第８号　北中城村農業委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

同意第８号

北中城村農業委員会委員の任命について

北中城村農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住　　所　　北中城村字大城

氏　　名　　井　上　房　男

生年月日　　昭和２９年生

令和２年９月４日　　提出

北中城村長　　新　垣　邦　男

提案理由

農業委員会等に関する法律第８条に基づき、北中城村農業委員会委員を任命する際に議会の同意が必要なため。

略　　歴　　書

住　　所　　北中城村字大城

氏　　名　　井　上　房　男

生年月日　　昭和２９年生

学　　歴

福岡県立大牟田南高等学校

職　　歴

昭和４８年　４月～昭和５８年　３月		千代田機器工業株式会社
昭和５４年　９月～昭和６３年　３月		おおむた市民生活協同組合
昭和６３年　４月～平成２７年　３月		生活協同組合グリーンコープ連合
平成２８年　４月～現在		農業

その他の経歴

第１６期　北中城村農業委員会　最適化推進委員

別添、井上氏の略歴書も添付をしてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第８号　北中城村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第８号　北中城村農業委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第２２．同意第９号　北中城村農業委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第22．同意第９号　北中城村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、同意第９号　北中城村農業委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

同意第９号

北中城村農業委員会委員の任命について

北中城村農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住　　所　　北中城村字熱田

氏　　名　　大　城　八重子

生年月日　　昭和２３年生

令和２年９月４日　提出
北中城村長　　新　垣　邦　男

提案理由

農業委員会等に関する法律第８条に基づき、北中城村農業委員会委員を任命する際に議会の同意が必要なため。

略　　歴　　書

住　　所　　北中城村字熱田
氏　　名　　大　城　八重子
生年月日　　昭和２３年生

学　　歴
コザ高等学校　卒業

職　　歴
昭和６０年　　～平成１３年　　株式会社ホーメル
平成１３年　４月～現在　　琉球新報販売店

その他の経歴
平成１３年１０月～平成１６年　９月　　北中城村農業委員会農業委員

平成２０年１０月～平成２３年　９月　　北中城村農業委員会農業委員
第１６期　北中城村農業委員会　委員
北中城村農林水産振興促進協議会　委員

大城氏の略歴書は別添、添付をしてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第９号　北中城村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第９号　北中城村農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

日程第２３．同意第１０号　北中城村農業委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第23．同意第10号　北中城村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、同意第10号　北中城村農業委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

同意第１０号

北中城村農業委員会委員の任命について

北中城村農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住　　所　　北中城村字ライカム

氏　　名　　吉　村　正　夫

生年月日　　昭和３３年生

令 和 2 年 9 月 4 日　　提 出
北中城村長　　新　垣　邦　男

提案理由

農業委員会等に関する法律第８条に基づき、北中城村農業委員会委員を任命する際に議会の同意が必要なため。

略　　歴　　書

住　　所　　北中城村字ライカム
氏　　名　　吉　村　正　夫
生年月日　　昭和３３年生

学　　歴
琉球大学法科大学院　卒業

職　　歴
昭和５８年　４月～平成１２年　１月　　日能研講師
平成１２年　４月～平成２０年　３月　　学習塾　経営
平成２２年１１月～平成２３年１２月　　最高裁判所司法研修所　研修生
平成２４年　１月～現在　　吉村正夫法律事務所

その他の経歴
平成２５年　４月～現在　　北中城村アワセ土地区画整理組合　理事長
第１６期　北中城村農業委員会　委員

これも吉村氏の略歴書は添付をしてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第10号　北中城村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第10号　北中城村農業委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第２４．同意第１１号　北中城村農業委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第24．同意第11号　北中城村農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、同意第11号　北中城村農業委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

同意第１１号

北中城村農業委員会委員の任命について

北中城村農業委員会委員に下記の者を任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住　　所　　北中城村字島袋

氏　　名　　安座間　敏　幸

生年月日　　昭和４０年生

令和２年９月４日　提出

北中城村長　　新　垣　邦　男

提案理由

農業委員会等に関する法律第８条に基づき、北中城村農業委員会委員を任命する際に議会の同意が必要なため。

略　　歴　　書

住　　所　　北中城村字島袋
氏　　名　　安座間　敏　幸
生年月日　　昭和４０年生

学　　歴
城西大学経済学部　中退

職　　歴

平成　元年　４月～平成　元年　９月		セントラルヘリコプター（株）
平成　元年　９月～平成　３年　５月		サンライズエアーシステム（株）
平成　３年　８月～平成　５年　１月		（株）ペルファヴォーレ
平成　５年　９月～平成１１年　３月		（株）グリーンテック
平成１１年　５月～平成１５年　３月		湊組土木（株）
平成１５年　４月～平成２２年　６月		（株）柳澤組
平成２３年　４月～平成２６年　３月		沖縄県中部農林土木事務所計画用地班嘱託員
平成２６年　７月～現在		農業生産法人安座間珈琲農園　合同会社代表社員

その他の経歴
第１６期　北中城村農業委員会　委員

別添、安座間氏の略歴書は添付をしてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第11号　北中城村農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第11号　北中城村農業委員会委員の任命については同意することに決定されました。

日程第２５．報告第７号　令和元年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

○議長（名幸利積）

日程第25．報告第７号　令和元年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

報告第７号　令和元年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告についてを御説明申し上げます。

報告第７号

令和元年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、別紙のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付して本会議に報告します。

令和２年９月４日　提出

北中城村長　新垣邦男

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定基づく健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	－	－	5.6	61.8
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0

財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備　考　　健全化判断比率のそれぞれの欄において「－」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結赤字額がないことを表す。

健全化判断比率ですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づく健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、さらには連結実質赤字比率もございませんことを報告をいたします。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第２６．報告第８号　令和元年度決算に基づく北中城村公共下水道事業特別会計の資金不足比率の報告について

○議長（名幸利積）

日程第26．報告第８号　令和元年度決算に基づく北中城村公共下水道事業特別会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

報告第８号　令和元年度決算に基づく北中城村公共下水道事業特別会計の資金不足比率の報告について報告をします。

報告第８号

令和元年度決算に基づく北中城村公共下水道事業特別会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和２年９月４日　提出

北中城村長　　新垣邦男

資金不足比率

比率名	令和元年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	－（%）	20.0 （%）	下水道事業特別会計

注）資金不足額がない場合は、「－」で記載している。

資金不足比率ですが、令和元年度、資金不足比率はございません。御報告いたします。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第２７．報告第９号　令和元年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（名幸利積）

日程第27．報告第９号　令和元年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

報告第９号　令和元年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

報告第９号

令和元年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和２年９月４日　提出

北中城村長　新垣邦男

資　金　不　足　比　率

比率名	令和元年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	－（%）	20.0 （%）	

注）資金不足額がない場合は、「－」で記載している。

資金不足比率ですが、令和元年度はございません。御報告いたします。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第２８．報告第１０号　令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の報告について

○議長（名幸利積）

日程第28．報告第10号　令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

報告第10号　令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について御説明申し上げます。

報告第１０号

令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の３第２項の規定により、令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告書及び決算報告書を別紙のとおり提出いたします。

令和２年９月４日　提出

北中城村長　新垣邦男

別添、沖縄県町村土地開発公社の事業報告及び決算報告書を添付をしてございます。お目通しをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前１１時５１分　散会

令和２年第６回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和２年９月４日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和２年９月７日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和２月９月７日　午前11時07分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武　すま子	出
	２番	稲福恭秀	出	９番	天久朝誠	出
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	８番議員		喜屋武　すま子			
	９番議員		天久朝誠			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長		比嘉直也			
	議事係長		仲村静香			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	新垣邦男	教育長	砂川惠重		
	副村長	比嘉聰	教育総務課長	喜納克彦		
	総務課長	仲本正一	生涯学習課長	與儀光敏		
	総合調整監兼企画振興課長	石渡一義	建設課長	瀬上恒星		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	楚南兼二		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武　のり子	農林水産課参事	鹿島直昭		
	上下水道課長	安次嶺正春	学校教育指導主事			
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第２号

令和２年９月７日（月曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1	議案第３６号	北中城村税条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託省略、討論、決定
2	議案第３７号	北中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第３８号	北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
4	議案第３９号	北中城村監査委員条例の一部を改正する条例について	〃
5	議案第４０号	令和２年度北中城村一般会計補正予算（第４号）について	〃
6	議案第４１号	令和２年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について	〃
7	議案第４２号	令和２年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	〃
8	議案第４３号	令和２年度北中城村下水道事業会計補正予算（第２号）について	〃
9	認定第　１号	令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	質疑、委員会付託
１０	認定第　２号	令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
１１	認定第　３号	令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
１２	認定第　４号	令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
１３	認定第　５号	令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
１４	議案第４４号	令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分について	〃
１５	議案第４５号	学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約について	質疑、委員会付託省略、討論、決定

○議長（名幸利積）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．議案第３６号　北中城村税条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第１．議案第36号　北中城村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号　北中城村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第36号　北中城村税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第２．議案第３７号　北中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第２．議案第37号　北中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号　北中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第37号　北中城村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する

条例については原案のとおり可決されました。

日程第３．議案第３８号　北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第３．議案第38号　北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号　北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第38号　北中城村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第４．議案第３９号　北中城村監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第４．議案第39号　北中城村監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号　北中城村監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第39号　北中城村監査委員条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第５．議案第４０号　令和２年度北中城村一般会計補正予算（第４号）について

○議長（名幸利積）

日程第５．議案第40号　令和２年度北中城村一般会計補正予算（第４号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

それでは、質問させてもらいます。

歳出のほう16ページ、２款１項１目１節報酬、会計任用職員（ふるさと納税）と説明があるが、業務内容、期間、なぜこの時期での補正の対応なのかお聞かせください。

同じく16ページ、２款１項１目12節委託料、人事評価システム構築業務の詳しい内容をお聞かせください。

また、同じく16ページ、別館事務所外壁補修工事、雨漏りによる補修ということで説明がありましたけれども、別館というのはどこなのかというのと、あと築年数のほうもお聞かせください。

続いて、23ページ、３款２項１目３節職員手当、時間外勤務手当３項目ありますが、それぞれこの時期での計上が大きいような気がしますが、その理由があるのかお聞かせください。

また、同じくこの職員手当ですけれども、一般職員期末手当の計上があります。その理由もお聞かせください。

続いて、25ページ、４款１項４目12節委託料、市町村健康づくり運動実践活動助成事業業務委託料、副村長説明では、健康フードや健康メニューを創設する委託料としていましたが、この事業で食品やメニューを開発して、次の展開としてどのようなことを考えているのか、また、委託先はどのような企業または団体を想定しているのかお聞かせください。

続いて、26ページ、５款１項１目１節報酬、同じものなので、28ページの商工費のほうも６款１項１目１節報酬、会計任用職員、地方創生の臨時債での計上ですけれども、業務内容と時期、お聞かせください。

続いて、34ページ、９款５項２目１節報酬と、あと２節の給料ですけれども、同じ会計任用職員であるが、報酬と給料分かれていますが、どういった業務内容なのかお聞かせください。

同じく34ページ、９款５項１目12節委託料、公共施設長寿命化計画策定業務は、教育委員会が持つ施設全てを予定しているのかお聞かせください。

あと最後に、同じく34ページ、９款５項２目17節備品購入費で、生涯学習作業用車両購入費とありますが、詳しい内容を求めます。

以上です。お願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

私のほうからは、16ページの２款１項１目12節の人事評価システムの委託料ですが、人事評価については、３年ほど前から導入しておりますけれども、今エクセル等で管理している手前、どうしても各課長の評価にばらつきがあるものですから、これを統一して、後々は昇給昇格等含めて、給与等に反映しないといけないものがあるものですから、今回、システムとあと研修関連を含めて、ここに委託料として計上しております。

それと、同じく２款１項４目の14節の別館事

務所の外壁補修工事ですけれども、別館の東側というんですか、小学校から前の駐車場、小学校から降りてくるところの今ちょっと閉鎖している駐車場のそばの別館、どうしても雨漏りがここ一、二年ずっとあるものですから、そこの雨漏り工事を予定しております。

築年数は定かではありませんが十数年たっていると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

私のほうからは、２つです。

まず、16ページのふるさと納税関係です。

ふるさと納税は、実は年末に業務が集中します。なぜかというと、ふるさと納税の寄附控除が受けられるワンストップ特例申請の事務処理が年度末に集中するためでございます。

そのため、その処理をする会計任用職員をふるさと納税のお金で雇用をする予定でございます。

次が25ページ、市町村健康づくり運動実践活動助成事業業務委託料の内容ですけれども、これは財団法人沖縄県保健医療福祉事業団が実施する事業で、総事業費の10分の７を事業団が助成するものです。

今回、採択された事業内容は、「キタナカキッチンプロジェクト」と称し、食における健康づくりの場を構築し、健康長寿をキーワードとしたオリジナル健康フード、オリジナル健康メニューを創出し、村民への食における健康意識の向上を目的としております。

御質問にあった委託先なんですけれども、ＥＭコスタビスタの料理長であるとか、琉球大学ウェルネス研究所などを考えております。

今後の展開なんですけれども、当事業で開発されたメニューは、村内飲食店のメニューとして提供し、健康づくり増進だけではなく、地域経済活動の創出にも寄与していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

私からは23ページお願いいたします。

民生費児童福祉費の児童福祉総務費における時間外手当と一般職の期末手当の補正でございますけれども、今回の時間外手当につきましては、３つの補助事業の内示または交付決定を受けて10割補助でもってのその時間外手当がつきますので、その辺を補正で上げております。

具体的に申しますと、幼児教育保育無償化の事業と、あと子育て世帯への臨時特例給付金、それから独り親世帯への臨時特例給付金の財源がございましたので、その時間外手当を組み入れているものでございます。

あと一般職の期末手当につきましては、ほかの手当の不足が生じておりましたので、この一般職期末手当のほうから一時流用しておりましたので、それをまた補う形で今回、期末手当のほうに補正増という形で戻しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（楚南兼二）

私より26ページ、５款１項１目１節報酬についてお答えいたします。

今回のこの補正につきましては、新型コロナ感染症の影響により、事業者から採用の内定を取り消される方、離職を余儀なくされた方、あるいは就職が困難な方を対象に、会計年度任用職員の採用を予定しております。

業務内容といたしましては、全国農地ナビの補正業務、営農意向調査実施補助業務でございます。

期間につきましては、令和２年10月から令和３年３月までを予定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

上間議員の質問にお答えしたいと思います。

私のほうからは、34ページ、９款５項１目12節委託料、公共施設長寿命化計画策定業務委託料なんですが、この業務につきましては平成29年度に策定しました北中城村公共施設等総合管理計画に基づき、施設個別の実施計画を策定するものです。

生涯学習課所管の施設が多数占めるため、事務局として他課とも連携しながら、予算を執行いたします。

今回の計画では、本村が所有する公共施設のうち、老朽化や修繕の状況を確認し、10年から30年の期間で効率的な修繕、改善、改廃などの計画を策定する事業であります。

同じく34ページ、２目の１節報酬と２節の給料の任用職員での違いなんですけれども、フルタイム職員並みの５時15分までの勤務と、あと１日６時間以内の勤務の違いで分けています。

同じく34ページの17節の備品購入費で、これは軽トラック、うちのほうの軽トラック、今、修繕しながら使っておりますけれども、今回、リースアップの車を低額で購入できるということで、車両の更新を図る予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時１７分　休憩

午前１０時１７分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

28ページの商工費の会計年度任用職員、これはうちの課の職員が９月１日の辞令で福祉課のほうへ行きましたので、そこを補うということで、彼女のやっていたコロナ対策事業とか、村産品の商品開発などを引き継いでやっていただきます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

それでは、ページ若い順から再質問します。

16ページのふるさと納税での会計任用職員ということなんですけれども、県とかでもやっぱり今コロナ対策で、臨時的な任用職員を採用するということで、今回、村のほうでも何件かあるということなんですけれども、今回、ふるさと納税だけに集中しているから、この地方創生での臨時職員採用ではなかったのかというの、この16ページの２款の報酬のほう、お聞かせください。

あと人事評価システムのほうなんですけれども、そこは各課同じような評価に持っていくためのシステム構築なのか、それをどういうふうにして同じような基準にやるのか、その辺もお聞かせください。

23ページ、期末手当のほうは分かりました。時間外勤務のほうが多いということで、職員の負担というんですか、そういったのがないのか。また、これから削減するために、どういうふうに考えるのかお聞かせください。

あと25ページの市町村の健康づくり実践助成業務、この開発したメニューを地域の村内の飲食業のほうにやってもらうということなんですけれども、それはめどがあるのか、どこかもうあらかじめ相談しているのか、しっかり業務が最後までできるような形になっているのかをお聞かせください。

あと26ページ、28ページはコロナ関連ということで了解しました。

あと34ページ、９款の教育委員会のほうですけれども、フルタイムとパートタイムということなんですけれども、フルタイムの新しい業務というのは、任用職員では基準が相当あると思うんですけれども、この時期での職員採用と思うんですけれども、どういった職種を補うのかお聞かせください。

あと次、34ページ、公共施設長寿命化なんですけれども、そこは全部の小学校、公民館含めての全部をやるということでよろしいのかお聞かせください。

あと生涯学習課、作業用車両、ちょっと30万ということで、どういったのを考えているのかということだったので、今の説明で納得しました。分かりました。

以上をまた回答をお願いします。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

16ページのふるさと納税ですけれども、あくまでふるさと納税の業務だけをしてもらうので、ふるさと納税の寄附金の中で雇うという考えです。

あと25ページの健康づくり、メニューはこれから考案するわけですから、店舗さん、いろいろ和食のお店だったり、洋食のお店だったり、ケーキのお店があるので、メニュー開発してからということになると思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

上間堅治議員の質問にお答えします。

私は、16ページの人事評価の件ですが、まず評価は全課、全課長含めて同じ評価を今予定しております。

基準についても、この目標設定が基準に載るように、適正化の会議とか、評価者の研修等含めて、どこの課の課長でも同じシステムに基づいて、評価を一定にしたいなということで、今回上げてあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

23ページ、私のほうからは、時間外手当の件の再質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の時間外手当ですけれども、コロナ関連の給付金であったり、あるいは児童福祉施設へのそのコロナ関連の補助事業等がかなり増えている状況でございます。そういった意味で対応するために、こういった時間外手当をつけているところであるんですけれども、それだけではどうしても負担大きくなってしまいますので、先ほど総合調整監からありましたように、９月１日付で併任辞令という形で、企画振興課とあと生涯学習課から主査クラス、主事クラスの職員の応援というか、併任事例で来ていただいておりますので、そこで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

上間議員の質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、社会教育費の12節委託料の公共施設長寿命化計画なんですけれども、これは先ほど説明しましたように、村が策定しました計画書、平成２年度に長寿命化計画策定されているんですけれども、村の公共施設、今のところ31施設、全課の施設を網羅して、その中でも生涯学習課の各地区の公民館とか、あやかりの杜とかいろいろありますので、うちらが事務局となって契約を一本化しますけれども、それぞれの施設毎の調整とか、業務については、その担当課の業務になります。

それと、同じく34ページの公民館費で１節の

報酬と２の給料なんですけれども、今先ほども福祉のほうから説明がありましたように、９月から職員が福祉課のほうに併任辞令で出向していまして、その後任として任用職員を採用するのが報酬のほうで組んでおります。

２節の給料のほうに組んでいるのは、12月の庁舎の完成に伴いまして、私たち教育委員会も移動になりますので、またその際に中央公民館の貸出し業務、使用の申込みとか、それの臨時のためのこの職員については６時間の職員ということで配置したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

すみません、再質問というか、１点だけちょっと質問するの忘れたので、16ページ、別館事務所外壁修理工事なんですけれども、これは１か所だけか、何か所だけか分からないんですけれども、説明では、もう十数年たっているということで、プレハブで結構ほかにも破損というか、不具合があると思うんですけれども、それも検査とか、そういったのも含めてやったのか、ただこの雨漏りしているところだけ直す考えなのか、何というのかな、ついでに今言っている長寿命化ですか、そういった考えの中で早めの補修というのも考えているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

別館事務所の雨漏り工事ですけれども、会議室に水が相当今溜まる状態がありまして、全体的に工事をやったところにいろいろ調べさせてはいるんですが、なかなか原因が見つからないということで、全体含めて、もう補修工事をやらないと雨漏りが収まらない状態ではないかということで、もう全体を含めて今回、工事を予定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

それでは、よろしくお願いいたします。

６ページをお願いいたします。

第３表地方債補正、臨時財政対策債というのが出ているわけです。これが１億8,900万円、その内訳をお聞きしたいんですけれども、これ建設公債なのか、それとも赤字公債でこの臨時財政対策債を組んだのか、その辺をお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

主な要因として、交付税の算定方法の見直しで、地域社会再生事業費が新たに創設された影響で増加となっております。

地域社会再生事業費は、地方法人課税の見直しに伴う財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に取り組むための経費です。

人口構造の変化や人口集積の度合いに応じた指標で算定されているものです。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

私がお聞きしているのは、この内容なんです。建設公債なのか、赤字のためにこれを組んだのか、それをお聞きしている。

内容は分かりますよ。今、企画総合調整監が説明されたものは。これ20年間組んでいましたかな、30年ですか。そして、その間に人口が増えるのか、減るのか。学校が増えるのか、職員が減るのか、これによって交付税が変わってくるわけでありますから、ですから、その内容をお聞きしたいわけですよ。

30年間もこの返済組んでいるわけですから、これは建設国債であれば、僕は理解できるわけですけれども、赤字のために30年間もこの予算を組むというのであれば、もう少し具体的な説明をいただきたいなというところであります。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉　聰）

じゃ、私のほうからお答えさせていただきます。

臨時財政対策債というのは、国の財政が逼迫している状況の中で、普通交付税で足りない分を国が後年度償還利息負担することになっています。

通常だと、ほかの起債の分に関しては、後年度支払いしていくんですけれども、臨時財政対策債というのは、国の都合で財源が確保できないものですから、後年度で国が負担してやるものであります。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

今、副村長の御説明、それから総合調整監の御説明お聞きしまして、これは僕の判断では、財政が足りないから、この臨時財政対策債を組んだというふうに僕は聞こえるわけです。道路をつくったり、あるいは学校をつくったり、公共施設、インフラ整備をするんだったら、これは次の世代まで一緒に負担しましょうということ。

これはしかし、今お話聞くと、予算が足りないから組んだというようにしか、僕には理解できないわけですね。それについては、やっぱり行政としても安易なこの借金ですよ、これは見直すべきだろうというふうに。

だから、はっきり言ってください。建設国債なのか、公債なのか、赤字のために財政が足りないから組んだのかというもの、はっきりさせていただきたいなというふうに思うわけです。

もうこの臨時財政対策債の元利償還、これは何十年間も続く。やっぱり基準財政需用額、教育費、厚生労働費とか産業、これもしかしさっきお話があったように、人口が変わるかも分からないんです。増えればいいんですけれども、減ったらどうするんですか。

それから、教職員の数、先生方、それから児童・生徒数、高齢者とか、増えた場合はいいんですけれども、減った場合は、その辺で計画は崩れるんじゃないかなというふうに思うわけです。

ですので、最後に、このできるだけ財源不足は、この地方交付税、どう取り組むかというもの、行政も努力をして、どうしてもいうのであれば、その辺の内容の説明も必要だと思いますよ。ただ、こっちに臨時財政対策債とか組むだけでは不十分だと思います。村民はこれ理解できないだろうというふうに思います。

以上質問して、私の質問を終わります。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（比嘉　聰）

先ほどからちょっと建設債とか、そういうものとちょっと絡み合わせられていると思うんですけれども、実質的には、これ後で国から返済されるものです。

国が非常に財政が逼迫して、普通交付税で本来なら補塡されるものが、その足りない分を起債で充てて、その起債分に関しては、国が後から補塡することになっているんですよ、利息分含めてですね。

ですから、おっしゃるように建設債とか、そういう特定財源については、きちっと公共事業債とか、ほかの起債で手当てしているんですよ。

ですから、これはいわば村がする事業、一般の事業に対しても補塡できます。実際のお話として、本来だと普通交付税で手当てする分が足

りないものですから、国の財政が、それを国が起債を認めて、その償還分に関しては、国が後で補塡することになっています。

ですから、厳密にいえば借金ではありません。これはぜひ理解してほしいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時３３分　休憩

午前１０時３７分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

３点ほど質疑をしたいと思います。

まず、16ページの２款１項７目の平和費、18節の負担金補助及び交付金の女性の翼補助金なんですけれども、これが５万円削減されておりますけれども、その理由をお聞かせください。

女性の翼は、今回コロナウイルスで海外への研修ができないということで、県内研修を組んでいるので、これから実施するところなんですけれども、どうしてそれ削減したのか、村の決定でそうなったのかお聞かせいただきたいと思います。

あと２点目に25ページ、４款１項３目19節扶助費なんですけれども、未熟児養育医療費があるんですけれども、これは国庫負担金もあるんですけれども、本人の村民税納額に応じて一部負担もあると思うんですけれども、これまでの平成30年度の決算額を見ますと173万6,577円、それから令和元年度は352万3,428円支出しておりますけれども、この今回の50万というのは、何件なのか。

そして、これまでの状況、今後また、この未熟児というのは、何か増えているような感じがするんですけれども、村としては、どういうふうにこれについて考えているのかお聞かせしていただきたいと思います。

あと１点ですけれども、26ページの５款１項３目の農業振興費、18節の負担金補助及び交付金、パイプハウス整備事業補助金、前にも補正がありましたけれども、それは今回は２件分ということなんですけれども、前の方たちのものなのか、あるいは新たに農業者がいるのか、そしてどんな作物をするかお聞きしたいという点と、それから今後のそのプレハブの補助金についての計画についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

私のほうからは、16ページ、２款１項７目18節の女性の翼補助金の５万円の減ですが、この補助金は、あくまで国外の研修のための補助金として組んでおりましたが、中止を受けて５万円今回減にしているところです。

すみません、県内研修については、ちょっとまだ話は聞いておりませんけれども、あくまで国外のための一部補塡ということの補助金なので５万円を減にしているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私のほうからは、25ページ、４款衛生費、１項保健衛生費、３目母子保健費、19節扶助費の未熟児医療費についてですが、こちらのほうは去年の実績が12件で、30年度が４件、29年度が４件、28年度が16件というふうに、年度ごとでちょっと実績にばらつきがあります。

なので、今回既に支払い見込み額がもう予算をほとんど、予算が200万だったんですが190万が支払い見込みとなっており、まだ未請求があと３件あるということで、この今回の補正になっています。

未熟児につきましては、年度ごとでちょっとばらつきがありますが、沖縄県全体的に増えているということは言われています。なので、私たちとしては、窓口でまず母子手帳を請求に来たときに、事務の担当だけではなく、必ず保健師が最初から御説明をして、この栄養状態とかいろいろなものに対して、未熟児にならないようなことの御説明をさせていただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（楚南兼二）

私より、５款１項３目18節パイプハウス整備事業補助金についてお答えいたします。

この事業、一括交付金を活用して、今回新たに２名２件の施設整備を予定しております。

作物については、キュウリとゴーヤを予定しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○８番（喜屋武すま子議員）

25ページの４款１項３目19節について、未熟児養育医療費については、ぜひ今後ともケアをしていただいて、できるだけ未熟児を出産しないように、村としても力を入れていただきたいなと思っております。

これは医療費の抑制にもなるので、お願いしたいと思います。所見を伺いたいと思います。

それから、パイプハウスなんですけれども、今後の計画はどうなるのか、やはりこれは今後そういうパイプハウスの整備というのは、農業者にとって、とても大事なことで、非常にやっぱり農業に従事する人は、そういうパイプハウスの建設を望んでおりますので、今後の計画についてもお聞かせください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

喜屋武すま子議員のおっしゃるとおり、今後ともこの未熟児が出ないように、こちらのほうもフォローをしていきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

やはりどうしても沖縄の場合、露地栽培では厳しい施設整備が求められてきます。そういう意味では、ＪＡさんと農業関係団体と、もし希望者がいれば随時対応していきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

３点あります。

１点目は、先ほど大城律也議員が質問した地方債の件であります。

公共施設適正管理推進事業債、これ約5,920万の補正がありますけれども、それは何のために使うか、もう一度御説明いただきたいと思います。

それと、臨時財政対策債も、これは4,800万8,000円の補正がありますけれども、何を目的にしているのか、この点を御説明ください。

13ページ、23款諸収入、１件だけ、土地賃貸料、これ村民体育館でありますけれども、その中にスポーツクラブの土地も含まれているのか、これを確かめたいと思います。

それから、もう１点、28ページ、６款商工費、１項12節の委託料、多言語観光案内サイン整備事業、これ具体的に御説明いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時４５分　休憩

午前１０時４７分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

私のほうからは、６ページ、公共施設等適正管理推進事業債、役場第一庁舎の改築事業ですが、増えた理由は、県との起債協議がありまして、当初は概算でどのぐらいの起債とやるんですけれども、面積が確定したために、このぐらい借りられますよということで、今回借り入れる金額が増えているということであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時４８分　休憩

午前１０時４８分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

比嘉義弘議員の御質問の13ページ、23款諸収入、３項雑入、２目雑入の１節雑入の中の土地賃貸料（村民体育館）と書いてあるんですけれども、実際は土地としてお貸ししているのは、先ほど議員がおっしゃられていました村民体育館の部分、あとスポーツクラブ部分を合同で一体でお貸ししておりますので、この一体でお貸ししている分の金額となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

28ページの多言語観光案内サイン整備事業ですけれども、これは村内に観光客が来られたときに、どこに何があるかとか、あとこっちへ行けば中城城跡があるよとかという看板を立てる事業で、村内全域に今40基計画して、平成28年度から、予算見ながら少しずつ整備を継続しているものでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

先ほどの公共施設の適正管理推進事業というの5,920万の補正がされているけれども、これは当初の見積りと現在実際の見積もりとちょっと差があったので補正したということですけれども、私はまたそういうことではなくて、逆に例えばこちらで要望して、何か別の施設ができるのかなとか、あるいはまたその見積りが本当に、人材が、何と言うのかな、この資材が高くなったとか、そういった意味でのことと考えていましたけれども、今理解できましたので分かりました。

それから、２つ目の土地賃貸料の件ですが、村民体育館の件ですが、これはゆくゆくはまた少し、20年後にはこれは問題になるというか、やっぱり少し調整しなくちゃいけない件になるんじゃないかなと思って質問しましたけれども、今理解しました。

あと今、３点目の多言語観光案内サイン整備事業に約1,465万8,000円ということで補正されていますけれども、これ当初予算でもできなかったのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

これは一括交付金を活用してやっていて、本音を言えば当初からやりたかったんですけれども、一括交付金の枠が年々減ってきていますので、ほかのもののほうに充てていて、今回コロナの影響で少しできない事業等があって、その分のお金をこっちへ回したという形になっています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

さきの答弁に少し時間かけて１つずつ整備していきたいということですけれども、これ一括交付金もまた期限がありますよね。そういった意味でもある程度早めにやらなくちゃいけない部分があるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

議員おっしゃるとおり、できれば整備したいんですけれども、予算の範囲内でやるしかないかなと思っています。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号　令和２年度北中城村一般会計補正予算（第４号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第40号　令和２年度北中城村一般会計補正予算（第４号）については原案のとおり可決されました。

日程第６．議案第４１号　令和２年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

○議長（名幸利積）

日程第６．議案第41号　令和２年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号　令和２年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第41号　令和２年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

日程第７．議案第４２号　令和２年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について

○議長（名幸利積）

日程第７．議案第42号　令和２年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号　令和２年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第42号　令和２年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり可決されました。

日程第８．議案第４３号　令和２年度北中城村下水道事業会計補正予算（第２号）について

○議長（名幸利積）

日程第８．議案第43号　令和２年度北中城村下水道事業会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号　令和２年度北中城村下水道事業会計補正予算（第２号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第43号　令和２年度北中城村下水道事業会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

日程第９．認定第１号　令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第９．認定第１号　令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く13人の委員で構成する令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く13人の委員で構成する令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第６条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員はお手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

令和元年度北中城村一般会計
歳入歳出決算審査特別委員会名簿

①	安　里　道　也	⑧	喜屋武　すま子
②	稲　福　恭　秀	⑨	天　久　朝　誠
③	伊　集　守　吉	⑩	比　嘉　義　弘
④	大　城　律　也	⑪	山　田　晴　憲
⑤	上　間　堅　治	⑫	比　嘉　義　彦
⑥	金　城　高　治	⑬	比　嘉　次　雄
⑦	比　嘉　盛　一		
委員長	天久朝誠	副委員長	稲福恭秀

日程第１０．認定第２号　令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第10．認定第２号　令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第２号　令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第１１．認定第３号　令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第11．認定第３号　令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第３号　令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第１２．認定第４号　令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第12．認定第４号　令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第４号　令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第１３．認定第５号　令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第13．認定第５号　令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第５号　令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第１４．議案第４４号　令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分について

○議長（名幸利積）

日程第14．議案第44号　令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号　令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第１５．議案第４５号　学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約

について

○議長（名幸利積）

日程第15．議案第45号　学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号　学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第45号　学校給食共同調理場厨房機器等備品購入の契約については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前１１時０７分　散会

令和２年第６回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和２年９月４日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和２年９月９日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和２年９月９日　午後３時17分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武　すま子	出
	２番	稲福恭秀	出	９番	天久朝誠	出
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	８番議員		喜屋武　すま子			
	９番議員		天久朝誠			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長		比嘉直也			
	議事係長		仲村静香			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	新垣邦男	教育長	砂川惠重		
	副村長	比嘉聰	教育総務課長	喜納克彦		
	総務課長	仲本正一	生涯学習課長	與儀光敏		
	総合調整監兼企画振興課長	石渡一義	建設課長	瀬上恒星		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	楚南兼二		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武　のり子	農林水産課参事	鹿島直昭		
	上下水道課長	安次嶺正春	学校教育指導主事	玉城有		
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第３号

令和２年９月９日（水曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1		一般質問	

一　般　質　問　通　告　書

順位	質問者	件名
1	比　嘉　盛　一	１．村民体育館賃貸借契約書 ２．アリーナ用敷地の企業への無償貸与について
2	稲　福　恭　秀	１．平和行政について ２．村道及び里道管理について
3	大　城　律　也	１．役場庁舎改築事業について ２．新型コロナウイルス感染症対応について ３．村長の公約達成感と衆議院選立候補について
4	上　間　堅　治	１．英語教育について ２．島袋冠水対策について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第１．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

おはようございます。

通告に従い質問いたします。

私はこれまで、村民体育館の賃貸借契約について、平成31年３月議会の一般質問で取り上げ、以来、四度も同じ質問を繰り返してきました。なぜ四度も同じ質問を繰り返したのか、その理由は、毎回、先方の都合でまだ面談できていないとの答弁だったからです。

私が村長の依頼に基づき契約書の訂正依頼を提出したのが平成31年3月27日付です。その内容について建設課長と面談したのは４月15日です。あれから1年以上が経過しながら、いまだに先方との面談が行なわれていないというのは怠慢としか言いようがありません。

前回の一般質問で分かったことは、村長にはやる気がなく、契約書に一度も目を通していないということです。村長は、契約に際して中身を見ずに押印したことを認めました。私が問題提起した後も契約書に一向に目を通さなかったということはどういうことでしょうか。それは怠慢です。それで村民に寄り添う政治ができますか。絶対にできません。

村民体育館は誰のための体育館ですか。それは企業のためのものではありません。村民主体で考えると現在のような体育館にはなりません。

村民主体ではないという理由を３点申し上げます。

１つは建築費です。観光交流施設にすれば村民負担を大幅に縮小できたはずです。ただ名称だけではなく、設計の方法によっては体育館付観光交流施設にできたと思っております。そして、一括交付金を活用すれば村民負担は２億円弱で建設できる計算をしておりました。それが企業優先に計画が進み、実に12億円もの借金、20年のリース払いですけれども、それを抱えることになってしまいました。それが現在の村財政逼迫の要因の一つにもなっております。

２つ目の問題は、体育館の仕様の問題です。ちゃちな舞台、スピーカーの声が聞き取れない音響の悪さ、長時間利用すると膝を痛めかねない直張りの固いフローリング、何とも安上がりな体育館を造ってしまったのでしょうか。

そして、最も大きな問題は駐車場です。幾度も問題になりながら、村長はこの駐車場問題もまだ解決しておりません。解決できないばかりか、その糸口さえも見えておりません。ある警察関係の方が「駐車場がこんなに狭くては村民体育館を利用するのは考え問題だ。ここでは出発式など行事を開催することはできない」と話しておりました。健康保険課や福祉課の要望でクーラーも設置しながら、村民検診などにも使われておりません。

そして、３つ目が、今後、大きな問題を引き起こす可能性のある契約書の内容です。昨年３月議会に質問の最中に村長から遮られ、一部しか問題提起はしておりません。そのとき村長は、「御指摘ありがとうございます。今後、内容については専門家を交えて検討していきます」との答弁でした。私は村長の言葉を信じて途中で質問を割愛しました。

しかし、１年６か月も過ぎて、いまだに検討がされていないどころか相手方と面談さえされていないというのは、あのときの答弁はその場限りの答弁だったと言わざるを得ません。村長

を信じた私が愚かだったと反省しております。

そこで、今日は契約書にある全ての疑問点をただしていこうかと思っております。

これから質問です。

１、契約書に（案）の区分表が添付されている。正式契約書に間違い箇所のある（案）を添付するとは、許しがたい事務ミスです。その経緯と問題箇所の説明を求めます。

２、第22条（解除）、条項２項（３）本村が「手形交換所の取引停止処分があったとき」、どういうときにそういうことが起きるのか説明を求めます。

３、同２項の（４）「公序良俗に反し、その他著しい不信の行為があったとき」、これは何を意味するのか説明を求めます。

４、第13条の３項、法令に定める貸主の義務である保守点検の結果を、なぜ、北中城村が貸主に定期報告をしないといけないのか説明を求めます。

５、第17条（本件建物の瑕疵）、建物の瑕疵担保責任は建物所有者が建築業者に対し請求するものである。貸主が借主に対し瑕疵担保責任を負わないとする条文が疑問。その説明を求めます。

６、第14条（諸費用の負担）、２項、塩害及び風害防止対策は法令に定める貸主の義務である保守点検であり、村が費用負担をすべきものではない。説明を求めます。

７、第23条（建物滅失等による本契約の終了）、その中の３項「建物の修理・修復の期間中も村は債務の支払いを免れない」とあるが、使用不能の期間中は支払いを停止すべきである。説明を求めます。

８、第28条（届け出義務）、「村の所在地、村長の氏名など重要事項に変更があった場合は速やかにその旨を書面で届け出る」とあるが、甲・乙のどちらが上位か分らない。村が上位になるか、あるいは、少なくとも対等の立場に立つべきではないか。見解を求めます。

９、第16条、付加財産の設置や撤去、これの２項、本村の負担で実施する付加財産の設置及び撤去は原則村内業者に発注すべきであり、なぜ３社の協議で決めないといけないのか。説明を求めます。

第13条の２項もこれと同様です。

11、契約は賃貸借契約か転貸借契約か、説明を求めます。

問12、第24条は「甲に明け渡す」ことを「乙に明け渡す」に訂正すべきではないか。

13、第27条（守秘義務）、「本契約の内容を第三者に漏らしてはならない」とあるが、第三者の定義について説明を求めます。村民の大切な税金を使うリース契約であるので、村税を負担する村民は、私は当事者と書いたんで、当事者と書いたから前回みたいな答えが出てくるので、村民は関係者です。北中城村の村政の執行部である課長の皆さんも関係者です。村の方向性を決める議会も当然、関係者です。

14、体育館ＰＦＩ事業については、リース料の債務負担行為は議決したが、賃貸借契約については議決していない。議決すべき事項ではないのか説明を求めます。

15、アリーナ用敷地の企業への有償貸与については、補助金の適正化法違反になるとのことですが、無償貸与は認められているのか、説明を求めます。

（「反問」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時０７分　休憩

午前１０時０９分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、答弁する前にちょっと確認したい

なと思っています。

随分乱暴だなと、質問が、私は思っています。

まず、怠慢ということですが、これまで議論をしてきて、交渉をしてきているわけですよ、ずっと。だから、区分分担がおかしいというのは確かにそれはありました。それは訂正しますよということと言ってきました。今、経緯をやっています。だから、やがて出ると思いますが、まず全く何もしていないということではないと思います。

契約書に一度も目を通していない、村長は。そんなばかなことはないんじゃないですか、いつ言ったのか。

そして、村長は契約に際して中身を見ずに押印したと。中身も見ずに押印できますか。なぜこれを言うのかがよく分かりません。

そして、もう１点は、体育館つき観光施設にすれば、一括交付金をすればよかったじゃないかということですが、これも言いました。一括交付金は厳しいですよとずっと言われてきて、できないからこういう形でやってきたんですね。

議員は、これは一括交付金が活用できるというのを県や国へ確認できたんですか。これは議員がもしそれはできるよと言うんだったら、私やっていますよ。私は国と交渉して、できないと言われたので、厳しいですよと、これは。沖縄の特殊事情で、年々、一括交付金は厳しい査定が来ているわけですよ。以前もできないとはっきり申し上げました。それをできるという根拠は。

そして、体育館が財政逼迫の要因となっているという、これも根拠。本当にこの体育館のおかげで財政的に逼迫しているのか、私はそうは思っていません。財政も負担行為も、議会に提案をして承諾を得たんですよ。

もう１点は、体育館の仕様の問題。これは村長が独りで決めたものじゃないんですよ。体育館検討委員会でしっかり審議をされてここまできているわけです。それも議会が提案して、説明もしてきました。了解してもらってやってきているわけです。もうこのちゃちな舞台、スピーカー聞き取りの音響の悪さ、フローリングの悪さ、何とも安上がりと。10億もかけて安上がりにはならないんじゃないかなと思っています。だから、その根拠がよく分からんわけですよ。何でこんな質問をするのか。

議会で言いたい放題、これは村民聞いていますから、村長は勝手に体育館を自分勝手に造ったというイメージでやられたら大変困るわけです。議会の承認なくてはできませんよ、これは。負担行為の承認をいただいているわけです。

警察関係が出発式ができないとクレームが来ているみたいな話ですが、警察関係の出発式のために体育館を造ったわけじゃないんですね。

ですから、クレームが私へ直接来ていません、警察関係者からは。

だから、こういうこと全てやって、クーラーも設置しながら村民健診などをやっていないと。当然、村民健診は将来的にはやるけれども、今は中央公民館に備品等があるから、それを移動するのは大変だろうということなんで。そして、中央公民館を使えなくなったら、当然、村民体育館も可能性があるだろうと思っております。

ですから、こういう、今までいろいろ議論してきた中で答えてきたわけですよ。だから、今さら蒸し返すような形でやっているので、その意図がよく分からない。要するにその辺の御説明をお願いしたいなと思います。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時１３分　休憩

午前１０時１５分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

まず、今日の質問の意図は、これまで何度もこの契約書について質問しているけれども、その都度、まだ会っていないでしょう。まだ会っていない、まだ詰めていない、こういうことでずっと流されてきたんです。だから、私、頭にきているんです。今日、５回目です、同じもの。だから、頭にきている中に、何でこういう契約書で隠すのかというのがあって、それで、これを書くために過去のものを出してきたわけです。

何から答えていいか分からんけれども、一括交付金については私が直接行って、村長はちゃんと計画書を作って持っていきましたか、相談しましたか、県と。絶対、あの言い方からすると、電話したと言っていましたでしょう。だから、電話で一括交付金できますか、体育館はできません、当たり前ですよ。じゃ、何で与那原町はできたのか、これは前のあの頃に戻りますよ、これを討議すると。いや、私はできると思っているんです。いまだに思っているんです。だから、体育館付観光交流施設にすれば一括交付金をつけられると今でも私は思っています。だから、２億で済んだのを12億もかけているから、財政逼迫につながってくるのは当たり前でしょう。

それから、警察は一回出発式をやって、あのときえーと言ってみんな怒ったんですよ、交通安全協会の事務局に。それで、もう二度とここではできないと。なぜかと言うと、みんな上に行きましたから、駐車場は。だから駐車場がないからここではできないと言っていました。

あと何答えればいいですか。

だから、今、今日、やるのたくさんあるんですよ。こういうもので時間を取っちゃったら困るんですけれども。

この内容は、契約書の内容はでたらめだから、今日ここででたらめの内容をただしたいんです。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時１６分　休憩

午前１０時１７分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

村長は確認したかということですが、一括交付金、ちゃんと持っていって確認しました。厳しいですよと、これははっきり言われました。県も国も、無理ですよと、認められないと、ですからこういうことをやりましたんで、それをぜひ理解しておかないと、できたのにできなかったという話になると困るんで、これよろしくお願いしたいと思います。

細かい話は、答弁は建設課長に答弁させたいと思うんですが、まず基本的にはこれまで議論してきたことは、盛一議員が仕様書の区分負担、これおかしいんじゃないかという指摘がありました。前回から言っているのは、担当課長、建設課から案の段階で教育委員会に提出してしまったと。その流れは確かに行政ミス、それも案が通ってしまったと、入ってしまったと、これは認めました、すみませんと、これは事務的なミスですと。当然これはルネサンスと調整して変えますよと。向こうも了解しましたと、変えましょうと、この話を今ずっとやってきて、ただ向こうは、コロナ対策とかいろいろあったもので少し時間をくださいということでやっています。今、担当課長が連絡し合って改正に向けて今準備中です。だから、そんなにこれは大きな問題になるとは思っていないんですね。これはしっかりやります、訂正部分は。

もう１点は、いろいろ上げているんですが、こういう項目的に上げていること自体、契約書、これは盛一議員は専門家にお願いして、専門家と相談して北中城村の契約書はおかしいよという御指摘があったのか、あるいは主観的な思い

でこの契約書の質問をなさっているのか、まずこのことも踏まえて少し答弁できたらお願いしたいなと思って、教えてほしいんですが。

あと、結構細かくありますので、その辺については担当課長のほうに答弁させたいと思っております。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

では、比嘉盛一議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今回比嘉盛一議員から上げられました御質問に関しましては、既に昨年度の３月定例議会及び昨年度の12月定例議会も同様な御質問がございまして、御質問の中身の半分以上の項目についてお答えしたつもりではございますけれども、また、その他の事項につきましても各議会での委員会の質疑等でお答えした部分もございます。ただ、今回、繰り返しのお答えになるかと思いますけれども、御説明したいと思います。

村長からありました１、①の回答につきましては、私のほうからもまた同様に御説明いたします。

契約書の作成、この内容の確認、これに関しましては建設課で主に担当しておりました。直接、建築工事自体が絡む問題でもございましたので、そのまま建設課のほうで担当しております。相手方、ルネサンスのほうと調整をしておりました。

実際、村長の説明どおり、契約書に捺印する段階、契約書として成立させる場合に、施設、これは備品等も含みますけれども、これを所管する生涯学習課のほうで捺印の段階では所管の立場として捺印の行為を行ってもらうということで、この最終段階におきまして、契約書面の最終チェックが建設課のほうでできておりませんでした。実際に契約書のこの修正前の案である区分表が間違ってこの契約書に添付されていたという状況がございまして、この部分につきましては大変私ども遺憾に思っているところでございます。

２番、第22条（解除）の２項の３、「手形交換所の取引停止処分があったとき」、どういうときに、そういうことが起きるのか説明を求めるということでございますけれども、実際、北中城村が手形を利用して取引することはまず考えられないということでございます。ただし、この文言につきましては、ルネサンスさんからの提示があった文言でもありますけれども、実際、私どものこういった支払い等に直接の影響のない文章でもございましたので、私どもとしては特に問題のない文書として取り扱ったところでございます。

続きまして、③同２項の４、「公序良俗に反し、その他著しい不信の行為があったとき」、何を意味するのか説明を求める。この文言につきましては、通常の御理解で問題ないと思いますけれども、例えば相手方に対し無理難題な要求を押しつけたり、暴対法等に指定される団体、こういった団体を利用し、または使役して相手方に対する要求を有利にしたりするような行為がこの「著しい不信の行為」に当たる一行為だとこちらでは考えております。

続きまして、④第13条の３項、法令に定める貸主の義務である保守点検の結果を、なぜ、北中城村が貸主に定期報告をしないといけないのか説明を求める。これにつきましては、１でも説明したとおり、どちらが所有して、所有者の権利というか義務としてやるべき行為、これは法定点検というものがございますけれども、この１で間違っている部分が文章に反映されているものでございましたので、この件につきましては修正をこれは求めていた部分ではあったんですけれども、この部分が修正されておりませんでした。

⑤第17条（本件建物の瑕疵）、建築の瑕疵担保責任は建物所有者が建築業者に対し請求するものである。貸主が借主に対し瑕疵担保責任を負わないとする条文が疑問である、説明を求める。５番に関しましては、建物に関して実際の所有者はリース会社でございます。貸主でなく所有者が瑕疵の責を持つべきであるという、貸主じゃなくて、建物のもともとの所有者であるリース会社が瑕疵の責任を持つべきであるというのが理解していただけると思いますけれども、またそのような事象が発生した場合は、その瑕疵に対応すべきその実際の工事を請け負った業者、こちらに対し借主である北中城村が直接交渉ができるような文章という配慮でこの文言がつくられたというふうにこちらでは捉えております。

６番、第14条（諸費用の負担）の２項、塩害及び風害防止対策は「法令に定める貸主の義務である保守点検」であり、村が費用負担をするべきではない。説明を求める。これも１番で説明したとおり、どちらが所有者であって、貸主であって、どちらが借主かという部分につきまして、まだ案の状態でありましたので、このあたりにつきましては修正すべき文言でもございますので、このあたりについては先方のほうにも修正に関しては了承を取っているところでございます。

７番、第23条（建物滅失等による本契約の終了）、３項「建物の修理・修復の期間中も村は債務の支払いを免れない」とあるが、使用不能の期間中の支払いは停止すべきである。これにつきましては、これもまた御質問が以前ございまして、説明したとおりでございますけれども、もともとこの契約につきましては、契約書に書いてあるとおり定期、20年間リースしますよというようなのを基にした契約書でございます。この期間中に利用できない期間があったとしても、私どもは月定額でお借りしているというような状況でございますので、じゃ、定額トータル金額を優先するのか、それとも20年間を優先するのかという問題がございます。私どもにつきましては、20年間というのを重要視したいと考えておりますので、特に問題ない文章かと考えております。

８番、第28条（届け出義務）、「村の所在地、村長の氏名など重要事項に変更があった場合は速やかにその旨を書面で届け出る」とあるが、甲・乙どちらが上位か分らないというふうにおっしゃられていますけれども、これも以前御説明したとおり、通常、契約では基本的に同等であるべきものだと私どもは考えております。議員が主張する村が上位に立つべきなどの考え方は、考え方としてちょっと是正すべきかなと思います。

続きまして、⑨第16条（付加財産の設置・撤去）の２項、本村の負担で実施する付加財産の設置及び撤去は原則村内業者に発注すべきであり、３社の協議で定めるべきではない。説明を求める。これは実際、この建物の持ち主が実際は判断すべきものかと考えます。ただし、私どもの意見も聞いていただけるということで、契約書の文言には３社というような書き方になっております。ただ、実際この文言からいたしましても、この３社、もともとの持ち主、あと貸主、リース会社、あとルネサンス、あと北中城村このそれぞれが認める村内業者であれば特に問題なくこの保守工事等についてはやっていただけるものかと思っております。

続きまして、第13条の２項、⑨と同様、業者選定方法について説明を求める。これは、今９番で述べたとおり、特に注文する側が特に問題ないと認めた業者に発注することには、特に問題ないかと思われます。ですので、村内業者さんがこういった注文主に認めていただけるような業者さんであれば、特に私どもがどうこう言うあれではないと思われます。

続きまして、⑪契約は賃貸借契約か転貸借契約か、説明を求める。これも以前にお答えしたとおりでございますけれども、特にこの契約書の原文、たたきになりました部分がルネサンスさんのほうでつくられた文章でもございますので、向こうの会社としての見解ということで、この文言を使われたことについてはこちらとしても特に問題ないかと考えております。

続きまして、⑫第24条、「甲に明け渡す」を「乙に明け渡す」に訂正すべきではないかという御質問なんですけれども、これも同様、問題ない表記と考えております。

続きまして、⑬守秘義務につきましては、これは先ほどの質問の中身の修正がございましたのを、村民及び執行部及び議員等も関係者というようなお話があったんですけれども、これについても前回の議会であり、当時こちらとしては当事者ということで議員がおっしゃっていると考えておりまして、村長より以前にこの件も説明済みであって、当事者という言い方については議員の拡大解釈ではないかというふうにこちらのほうでは捉えていたんですけれども、関係者というふうに言い改められましたので、それであれば、関係者には間違いないかと考えております。

⑭体育館のＰＦＩ事業について、リース料の債務負担行為は議決したが、賃貸借契約については議決していない。議決すべき事項ではないのか説明を求める。これは地方自治法を多分御存じだとは思うんですけれども、特にこの議決に関して必要性のあるというような事例ではございません。そのために、これに議決が必要かとおっしゃるのであれば、特に必要ないとしか回答しようがございませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

続きまして、２番です。アリーナ用敷地の企業への無償貸与の件なんですけれども、これもやはり令和元年12月の定例議会のときに、これも比嘉盛一議員からの御質問に対して回答しているところでございますけれども、アリーナ用地につきましては補助金を利用して購入しております。この補助金を利用したこういった不動産の取扱いにつきましては、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律に基づきまして、補助金等により取得した財産、不動産及びその従物、こういったものは目的外で貸付けや廃棄等の処分は禁止されている。そのため、貸付行為は有償、無償を問わず認められないものと解釈するものでございます。

ただし、この辺は御理解いただきたいと思うんですけれども、これは以前にも説明しておりますが、アリーナ用敷地につきましては、スポーツクラブ側へ貸与はしておりません。この敷地は、アリーナの事業計画が休止している期間については、一時的に体育館利用者が駐車できるスペースとして開放しております。この利用の中で空きスペースがある場合にはスポーツクラブの利用者も利用してよいという認識であることも、これまで駐車場に関する御質問に併せて説明しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

今聞いて、たくさんまだ再質問で言うのがあったんですけれども、飛ばすと分からなくなりますから、最初からいきたいと思います。

まず、区分表の件なんですけれども、村長、今、区分表について大したことないような言い方していたんですけれども、この区分表の間違いは大したことないと思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

区分表は大したことはないとは言っていませんよ。いや、そういうことは言っていません。

区分表がミスで案でそのまま出したことについては、大変申し訳ないなと前回も謝らせていただきました。担当課も、それをぜひ是正しようということでルネサンスと調整して、今、改正していますから、それに合った文言も訂正していくということで了解を取っているんですよ。ただ、時間が若干こういう状況だったんでかかってしまったということですから、それはしっかり訂正は訂正でやっていきたいなと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

案を契約書につけたこと自体が大きな問題ですよ。そんな契約書に案もつけたということ自体、これも大きな問題。それから、この案の区分表にあった中身の問題を、村長、理解していますよね。何ですか。案と正式な区分表の違いで大きなところは何ですか、間違いは。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

契約書に区分表があるじゃないですか、ここに、こういう区分表が。これは要するに本体と設備、これが違っているということがあるんで、それは確かに事務的にミスがあったということは認めて、これはぜひ訂正しますよということで、相手方とも話をしているわけですね。ですから、おっしゃるとおり、これは大きなミスだよということ、だから前回も謝りました、これは。そういうことは契約書だから二度とないようにしなさいということで指導して、ルネサンスとも了解をもらって、じゃ、その辺は訂正しましょうということでやっているわけですよ。だから、何が問題かといったら、当然、この区分表の書き方が間違っていますということですから、これは訂正しますよという話です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

マスクしているのではっきり聞こえないんだけれども、区分表のどの部分が大きいミスですかと今聞いている。

これは村長が答えるべきじゃないですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

皆さん方の机のほうに資料として、これは比嘉盛一議員が準備していただいたんですか、契約書の写しに関しまして。これの一番最後のページ、Ａ３の紙で添付してあります資料を御覧いただければ分かりやすいかと思います。よろしいでしょうか。

この管理区分ということで、甲、北中城村、乙、株式会社ルネサンスということで表記があるんですけれども、これを読み込んでいただければ分かると思います。一番上段、左上ですね、建物及び外構につきましては、資産区分としては乙のものですよと。ただし、修繕とか更新、老朽化した場合に、通常、施設として要求される能力を更新する場合には、じゃ甲が負担してくださいよというような表になっております。これは、実際は乙の資産区分であれば乙がやらないといけない部分が、逆に甲のほうにというように区分してありますので、あくまでも、これは案の中で調整している中でこの部分は指摘して直すべきだということで調整していたところでございます。今の流れで全てのこの表を御覧いただくと、比嘉盛一議員がどこが一番重要かとおっしゃっている部分がちゃんと答え切れるか分からないんですけれども、この甲、乙に関して読んでいただければ、このどちらが負担すべきかというような話がこの表に載っていると思うものですから、この辺が甲と乙が入れ替わっているんじゃないかということが問題かなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

村長が全然分かっている様子がないんで、前回の議会でも何が私が聞いている問題ですかと聞いたら、答え切れなかった。２回聞いたけれども、２回とも答え切れなかった。今でも理解していない。これ、甲と乙が逆になっているんですよ。これは大きな問題ですね。

これ、体育館の修繕費も当然、甲になるんですけれども、乙になっているから大きな問題だということなんですけれども、これは、さっき村長、専門家にも聞いていますかと言ったけれども、一応、調べていますよ。これは民法の606条の１項にちゃんとあります。これは所有者が義務だと。ちゃんと調べて質問していますから、適当な私の考えだけでやっていませんので、これは御了解願いたいと思います。

それで、これを606条の１は任意規定なんです。契約書の特約なんです。どっちが優先すると思いますか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

民法優先じゃないですか。

さっきから言っているように、村長は意味分かっていないんじゃないかという質問ですが、そうじゃなくて前から言っているのは、確かに甲、乙が違っているよということを大事なことだから、しっかりこの辺を詰めなさいという話をしているわけですよ。ここらは理解してますよ、村長も。だから、今、訂正していますよということ。だから、これが大事だよと言うから、それはそうですねということで前回も申し上げたわけですよ。そして、村の責任、ルネサンスの責任、しっかりこれはやりましょうということで調整させてもらっているわけですね。だから、これはやりますよと毎回言っているわけですよ。だから、それを何度も何度もやっていない、やっていないと言っているけれども、ちゃんと調整していますから、その辺は理解していただきたいなと思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

何もやっておりません。１年半もかけてこの項目だけもできないなんて、何もやっていないと言われても仕方ないですよ、これ。これは重要なことですよ。今、任意規定のことを聞いたんですけれども、村長、答えなかったんですけれども任意規定であって、特約があったら特約が優先するんです。だから、この契約書を持ち出されたら、体育館が壊れたら誰が直しますかといったら、あっちが契約書を持ってきて村が直せと言ったら断りようがないですよ。それが特約ですから、契約ですから。だから私が重要ですよと言ったのは、だから前回これだけでも早く直せないかと言ったのは、そこなんです。一番重要なところです、この間違いは。

では、もう一回これを聞きたい。今のものがありますので、村長、あと二、三か月しかありません。絶対直せますか、３か月以内に。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

やっていないんじゃなくて相手方があるから、村が単独で直すんだったらすぐ直せますよ。相手の立場を考えると、相手も今コロナ対策でやっていますと、ただ理解していますよと、直しますと言っているわけですから、当然直しますよ。今、最終段階で詰めています。だから、これを何もやっていないという話になると、議員が心配するのは当然かもしれませんが、しっかり指摘されたことは訂正していきながら、調整していきながらやっていきますよということを

ちゃんと答えているわけですよ。担当課としては、今、一生懸命やっているわけです。ただ、向こうも本社とのやり取りもあるんで、なかなかそこまで今コロナの対策で、理解していますと、ちゃんと理解していますのでやりますよということを確認しているので、その辺はぜひ御理解していただきたい。確かにこれはちょっと時間がかかったのが申し訳ないなと思っているんですが、それはしっかりやっていきたいと。

３か月ですか、残任期間、それまでにはしっかりやりますので、安心してください。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

３か月でやると言っていますので、ぜひお願いします。

コロナ対策というのは、まだ３月から始まったばかりで、去年の３月から今年の２月まではコロナ対策はありませんでしたけれども、それまで何もやっていないから、余計、私、怒っているんですよ。でももう約束しましたら、必ずやってくださいよ。この分は終わります。

次、銀行取引停止処分ですけれども、さっき答弁で手形を出すことはありませんと。じゃ、手形を切りたいときには切ってもいいんですか。課長。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時４２分　休憩

午前１０時４３分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

再度御質問いただきましたので、先ほど述べたとおりでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

私が言いたかったのは、手形発行したくてもできないんですよ。何でできないか。手形を発行したいとき、那覇手形交換所に加盟していないと発行はできませんから、できないのにこういう条項があること自体、僕は間違っていると思っているんです。こういう条項は、契約というのはお互いの意見の合致ですよね。合意ですよね。だから、合意なのに関係ない文章を書くべきじゃない。必要最小限で書くべきであって、手形の発行云々は関係ないから、取引停止処分なんていうことは絶対にない、100％ないです。だから、そういう条項を省いてくださいというのが私の考えです。

だから、村長、去年の３月に弁護士の了解の下につくったと言ったんですけれども、この弁護士は指摘しなかったんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時４４分　休憩

午前１０時４６分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

私はもう一回言うけれども、契約はお互いが合致してつくるものだから、これに合致しないものはまず書かない、これが契約書だと思います。ちゃんと辞典にもありますよ、お互い合致してサインするだと。じゃ、これはもうこれでいいか。

公序良俗、これも一企業が自分たちじゃなくて、村は公序良俗に違反するなよと、おかしいでしょう。これも自分たちじゃないですよ、村だけに言っているんですよ。おかしいと思いませんか、村長。

○議長（名幸利積）
村長。
○村長（新垣邦男）
特にそれはおかしいとは思いませんよ。両方そういう甲、乙はあるわけだから。
だから、さっき言ったように、全てこっちの都合のいいと言うんですけれども、関係ないからこっち削るよとかそういうことじゃなくて、基本的には向こうが主ですから、向こうの意見も尊重しないといけないじゃないですか。当然、こっちに該当しませんよ。該当するんだったらこれはまずいでしょうと言えるけれども、ほとんどないわけだから、その辺は一々突き詰めていくと非常に話もややこしくなるんじゃないかなと思っているわけですね。だから、そこは村に対して影響ないんで、別にそんなに問題視することないんじゃないかなと思いますが。
○議長（名幸利積）
比嘉盛一議員。
○７番（比嘉盛一議員）
私が問題にしているのは、向こうは関係なく、村はこれがあったら解除しますよとあっちから一方的に言われているんです。だから、さっき言った企業優先になっているんです。自分たちのことは棚に上げて何も言わないで、村がこんなことすると解約しますよ、自動解約しますよと言われていると思うんですよ。だから、一企業が地公団に対してこんな言葉使っていいんですかと、おかしくないかというのを聞きたいです。村長。
○議長（名幸利積）
村長。
○村長（新垣邦男）
特段おかしくないんじゃなんですか。企業優先というより、企業にお願いしてこっちは借りてやっているわけだから、基本的に、例えば村に負担が出るとか、村に問題が出てくるというんだったら、それはチェックしてやりますよ。だから、そんなに村が、村の財産を使っているものではないわけだから、それは財産というか主はルネサンスさんですから、その契約書を尊重すればいいんじゃないかなと思うんですが、それがいけないんですかね。
○議長（名幸利積）
比嘉盛一議員。
○７番（比嘉盛一議員）
村長、一番最初に、「村長、プライドはないんですか」と私言ったのを覚えていますか。こんなこと言われたら、プライドないと言われますよ。村長の恥じゃなくて、北中城村の恥だと僕、思っています。いいです、これ、もう終わり。
○議長（名幸利積）
村長。
○村長（新垣邦男）
村長はプライドなくてもいいんですが、村はプライドがないのかという話は通らないと思いますよ、これは。プライドの問題じゃなくて、どうして安くやって早く仕上げるかということですから、これは議会にも承認されたじゃないですか。
○７番（比嘉盛一議員）
していませんよ、契約書は。
○議長（名幸利積）
許可をもらって発言。今、答弁中です。
○村長（新垣邦男）
それは、そうじゃないと体育館できないでしょう。負担区分しているじゃないですか。
○７番（比嘉盛一議員）
契約書は承認していない。
○村長（新垣邦男）
いや、これはだから議決事項ではないけれどもこれまでも説明してきて、今体育館がしっかりできているわけですよ。できた体育館に、当然、指摘があれば訂正しますよということで、今まで指摘があったことはやります。それを

一々、ああでもない、こうでもない、プライドの問題になると話は違いますよと、それは。民間活用ということも言われているわけですから、それはプライドの話とは違いますよということだけは御理解いただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

村長、何でもかんでも私が反対しているから、全部これ言い訳しているように聞こえるんですけれども。これもさっき言ったように無意味な条項を入れるなと私、言っているんですよ。それはもういいとして、もうこれは一企業が村に対してこんなことを言っていること自体、大変失礼なことだと私は思うんです。

次、定期報告について。これは定期報告は直すんですか、13条の３は。課長。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

先ほど御説明の中でもお話ししたとおり、まず、この基の契約書についている案、この文言自体、表の甲・乙区分自体がもともと入れ替わっているような表になっておりますので、逆にこの修正したものについて文言を変えるべきということでルネサンスのほうには伝えてあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

ここも変えるんだったら問題ないけれども、変えないんだったら相当大きな問題だったんですよ。これは保守点検をするわけだから、維持管理ですからね。このＰＦＩ事業を提案したときに、維持管理は全部向こうが持つから、だから自分たちで造るよりは、単独で造るよりはこの分安くなりますよと、この金額幾らというかというと、あのときに私、一般質問しているんです。そうしたら、質問の中で、この一覧表にもありますけれども、試算表にも、１億5,600万。だから、この分は向こうが持ちますよという約束で議会の議決をもらったのに、これを村が持つことになると、うその提案書を出したことになりますからね。これは直すんだったら別に構わないけれども。そう理解していますよね、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

だから、前回から言っていますけれども、直しますよと言っているわけですよ。だから、いや、直さないんじゃないかと。

○７番（比嘉盛一議員）

この条項は、今、初めてです。

○村長（新垣邦男）

いや、違う、関連しているんですよ。関連するから、当然、区分負担を直したらこれも直ってくるわけですね。当然直しますよ、これは。だから、盛一議員から御指摘いただいたことはしっかりやりますよと言っているわけです。理解していますよ、これは。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

じゃ、しっかり直していただきたいと思います。

私、ついでですけれども言っておきますけれども、公正証書がありますよね、土地の賃貸借契約で。公正証書があって、この公正証書に、乙は本契約の存続期間中、本件土地及び建物を良好な状態で保存するように努めなければいけない、だからこれは当然向こうがやりますよというのは公正証書に入っていますので、これは一応話しておきたいと思います。

次、瑕疵担保責任。瑕疵担保責任は、配慮し

ていると書いてあるでしょう。相手が配慮をしてこれを入れてあるんだということなんですけれども、これは、瑕疵担保責任は、もともと所有者が建築業者に対して直せというのがこれ瑕疵担保責任です。これを全く関係ない村が建設業者に直せとは言えないですよ、正直言って。じゃ、向こうが請求権を譲渡しますと、村に。これは何かというと、ルネサンスが村に対して煩わしい仕事はあなたたちやってくれと、それを押しつけられたように思うんだけれども、どう思いますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

この文言の捉え方については、各個人差があると思います。特に利用する人間が不具合とかをやっぱり感じるものをこの持ち主に対して伝えるというのが一つございますけれども、これについて、実際この瑕疵に対して手当てをしないといけない建築業者に直接伝えることができるというのを認めていただいているというような文言かと解釈できると思いますので、私どもは、そこまでこれが北中城村にとって不利な文言になっているとは考えておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

課長がもうそう考えているんだったら、もうそれでいいのかなと思うんですけれども、実際は、自分たちにはこの条文としては私はおかしいと本当は思っている。解釈の問題じゃないですよ。瑕疵担保責任はどんなものだって決まりがあるんだから、解釈の問題じゃない。

これだったかな、６番の塩害、風害も一緒ですよね、直すということですよね。じゃ、これもいいとして。

次は、７番、第23条。これは前に課長からも聞きはしたんですけれども、これはあくまでもリース契約ですよね。リース対象物件が壊れた、修理に２か月かかります、使えないのにリース料を払うのはおかしくないかと。村長、見解をお願いします。建物が壊れた、修理に２か月かかります。でもリース料を払わんといけませんよという、説明してください、これ。

村長、答えてください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

先ほどの答弁、お答えにも含まれておりましたけれども、もともとこれは賃貸借契約の第９条、もしお手元にある資料ございましたら御覧ください。本契約の賃貸借期間は2018年10月15日から2038年10月14日までとする。本契約は賃貸借契約の満了によって終了し、更新はないものとするという表記がございます。つまり、20年間というのは確定しております。また、支払いの金額についても決まっております。それで、逆に期間を延ばさないで、その中間で支払いを滞らせる場合には、逆に支払金額をそれ以降について割増ししてあげないと、逆に支払金額が満足できないことになります。

議員がおっしゃられているのは、逆にそれを延長すべきなのか、リース期間を延長したほうがいいんじゃないか、使えなかった期間、お金を払わない期間で20年間に相当する金額を満足させるのかということがちょっと、私どもに対してもそういったアドバイス的なあれが伺えなかったので、この点についてはちょっと議員の意見を伺いたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

私の基本的な考え方は、借りている、使用料を払う、じゃ、修理したとき、今借りられない、

使用料を払うというのは普通あり得ませんよね。この契約書に支払総額が入っていないでしょう。支払総額が入って、これだけ払うので、最終的にはこれだけ払わんといけませんよという金額が入っていませんよ。だから、普通のリース契約だったら借りている間払う、借りていない間は払わない、そして期間が来たら終わる。総額、書いてありません。何で総額書かなかったか、これ理由は分からんのですけれども、総額を書いたら、もしかしたら借入金と一緒になってしまうんですよね。だから、ＰＦＩ事業にこの借入金的な性格はちょっとできないんじゃないかと私は思ったんですけれども。

だから、村長、どう思いますか。体育館を借りてリース料を払う、修理に２か月かかる、使えない、リース料を払うのはおかしくないですか。村長の考えをお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

リース契約ですから、20年という、もうその分を使わなきゃ払わないよという話にはどうなのかなと。払いませんと言えるのかどうなのか、法的に。じゃ、その分はどこかでまた話し合う中でどこかで補償するとか、そういうことになるのか分かりませんけれども、ただ、一方的に、いやもう払わないよと言えるのかどうなのかは、ちょっとこれは私調べてみないと分かりませんが。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

もう時間が大分過ぎてしまって。

私は借りている間は払う、修理している間は払わない、これが当たり前じゃないかなと思いますけれども、これはもう一度じゃ考えてみてください。この契約書に総額がありませんから、幾ら払わんといけないという総額がありません。

それから、８番に届出義務がありますけれども、これも立場の問題ですよ。村長が変わったら速やかに文書でもって向こうへ届けないといけない。じゃ、向こうの社長変わったら届けなさいというのがないんです。だから、向こう中心になっているんです。向こうの言いなりになっているんです、これ。おかしくないですか。また、村長、私を何で笑う。村長が変わったら届けなさい、社長が変わったら届けますという言葉はないんですよ。だから、こういう契約書はお互いの合致だから、両方入れないとおかしいでしょう。検討をお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

この解釈はあれじゃないですか、借りているほうだから、借りている責任者が変わったら当然届け出るんですよね。

○７番（比嘉盛一議員）

契約です。

○村長（新垣邦男）

だから契約、当然だから契約で。貸しているほうは特段社長が変わるというような話をこちらに、当然義務はあるかもしれないけれども、契約書まで書き換える必要性があるのかどうか私も分かりませんが、これは村が借りているわけだから、当然、村長が変わったら、変わりましたよという契約の差替えは必要だと思うんですが、これが貸主まで、ルネサンスの社長が変わったからそれまで要求するということがそれは必要なのかどうか、私もちょっと調べないと分からないんで、この辺は、もし分かるんだったら、やらんといかんというんだったらやる必要もあるのかなと思いますが、ちょっとこの辺は私も明確じゃありません。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

やらんといけないというのは多分ないです。だから、今、村長がおっしゃった、これを借りているから、だから借りているからの義務みたいな言い方をしていますよね。これがもしあるんだったら、それでも構いませんけれども。

だから、私、さっきから言っているのも、向こうがつくったものに印鑑を押しているから、これが私はおかしいと思うから、こういうものも問題になってくるわけです。

次、いきます。

次、賃貸借か転貸借か。賃貸借と転貸借の意味、ちょっと説明してもらえますか、課長。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

説明に当たる程度の質問じゃないと思いますけれども、読んで字のごとしかと考えますけれども、賃貸借は貸し借りですよね、のための契約書。転貸借というのは、もともと持っている方が別途いらっしゃって、それを結局又貸しするというような契約書のことを転貸借契約と一概にそういうふうに読み取れるかと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

ルネサンスと首都圏リースは、ルネサンスが首都圏リースから借りて、これを村に貸します。だから、これを転貸借と言うんです。じゃ、ルネサンスは村に転貸借じゃなくて、あなたに貸します、はい、借ります、これは賃貸借ですよ。

言葉ね、公正証書の中にもこれは言葉はありますよ。公正証書の中に、両者は後日、定期建物賃貸借契約を締結するという言葉がありますよ。転貸借じゃない、賃貸借。だから、村が別に貸すんじゃないから、これは契約書の一番真っ先でしょう。そこが間違っていたらおかしいでしょう。これはもう一回検討してください。そういう指摘があるけれどもどうかといって。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

先ほども御説明したとおり、この契約書のもともとの原案については先方から示されたものでございます。向こうの見解としてはこういった言葉の選び方をされたということで、特にこちらとしては、特に私どもが別の事業者ないしは自治体とかに又貸しをするということはまずあり得ませんので、特にこういう言葉使いでも問題ないかと判断して、特に指摘はしていなかった部分でございますけれども、議員がそこまでおっしゃるのであれば、やはり懸念事項として先方に伝えたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

先方に伝えるんだったらいいですよ。ただ、これを課長の考えで、いや、向こうが持ってきているから問題ありませんというのはおかしいから、言いなりですよ、これ。だけれども、そうじゃなければいいです。じゃ、一応、話をして、向こうがこれで間違いないという見解だったら別に構いません。

次は、第24条。もう時間ないから飛ばそうかな。この第24条は、皆さん、読めば分かると思うんですけれども、甲というのが、言葉が２回出てきます。甲は終了するときは、こういうことをして甲に返しますとあるんです。甲はこういうことをして乙に返しますが普通じゃないかと。これは課長の皆さん、全部これ、もう時間がないから文章を読んでみて、おかしくなければおかしくない、おかしいならおかしいということでちゃんと瀬上課長に伝えてほしいと思います。私はこれ、文章的に絶対おかしいと思う。議員の皆さん、３名ぐらいに聞いたんですけれ

ども、みんな、これは甲はおかしいと、乙じゃないかということを言っていたんですけれども。これはもう時間がかかると問題だから、時間かけません。

次、守秘義務について。第三者について、村長、もう一回説明してもらえますか。村長、こっちにある守秘義務の第三者。第三者に漏らしてはいけない。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当時者以外じゃないですか、第三者は。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

村の税金でリース契約するのに、村民は第三者と前もおっしゃっていましたけれども、当時者は誰かと言ったら村民と課長。それ以外、皆、第三者、おかしいでしょう。当事者じゃないかもしれない、だけれども第三者じゃない。秘密事項じゃない。こんなに秘密にしたいですか、不透明な行政じゃないでしょう。透明にするには、こういうものがありますよということを村民には見せないといけない。じゃ、議員はどうかというと、議員は二元代表制ですよ、村を代表していますよ、見る権利はある。村長が暴走しないように監督する権利もあるし、義務もある。それから、課長の皆さん、執行部ですよ。分からなくていいですか、課長の皆さん。

村長はとんでもない答え方をしていますよ。読んでいいですか、村長。

私が、何で課長の皆さんに配らないんだと言ったら、だから担当課長には得ているじゃないか、ほかの職員に配ったって、ほかの課長が分かるはずないよと、ほかの課長が判断できるかと、事業内容もよくそこまで理解していないのに。課長の皆さん、怒りませんか。体育館を造っているのに、その契約書を見せなさいと言ったら、どうせ課長へあげたって分からないよ、あなたは、こんなことを言ったんですよ、この前、去年の３月です。これも非常に大変な問題でもありますけれども。だけれども守秘義務というのは、関係者はみんな見せないといけないんです。

そこでいいんですけれども、村長、村政の主役は誰ですか。村長ですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

主役は村民ですよね。もう１点、当事者は村長ですよ。課長でもない、当事者は、代表だから。

○７番（比嘉盛一議員）

事務の当事者です。

○村長（新垣邦男）

事務は関係ない。これは契約の当事者は村長ですよという確認ですよ。第三者は、当然、議員も村民も公表してくれ、見せてくれと言うんだったら見せますよ、それは。請求すればいい話ですから、見せないとは言ってないですよ、一度も。

○７番（比嘉盛一議員）

見せないと言っていましたよ。

○村長（新垣邦男）

だから、逆に、じゃ議員が考える第三者って誰ですか。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

これはいい例があります。この契約書には、本契約の内容を第三者に知らすなと、これだけですよね、略すると。庁舎について何て書いてあるか。本契約の履行過程で知り得た相手方の秘密を第三者に漏らすなと。それは第三者では、職員、従業員、コンサルタントなどを除く、関係者を除くんです。だけれども、これは契約書

を見せちゃいけない。当事者以外に見せないというのはおかしいでしょう。大和リースさんはすばらしいですよ、こういう書き方をしているから。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それはそれぞれ会社によって違うんじゃないかなと思うのは、特段、守秘義務を負うから第三者に見せないということで、これは議会にも村民にも見せませんよということは言ってないですよね。

○７番（比嘉盛一議員）

いえ、言っていました。

○村長（新垣邦男）

誰が。

○７番（比嘉盛一議員）

断られましたけれども、課長に。課長に断られましたよ。

○議長（名幸利積）

許可をもらって発言してください。今、答弁中。

○村長（新垣邦男）

請求があればちゃんと見せますよ、それは誰にだって。そんな守秘義務といって村民に見せないというわけにはいかんじゃないですか、どう考えたって。

○７番（比嘉盛一議員）

当然でしょう。

○村長（新垣邦男）

それは理解していただかないと。村民にも見せない、議員にも見せないのかという話になると、これはまた全然視点の違う議論になっちゃうんで、当然議員さんですから、これは当たり前の話でしょうと、僕からすると。だから、その辺は、それが続くということじゃなくて、大枠そういう理解をいただかないと、これはあくまでもルネサンスさん側の契約で特段支障がないんじゃないかということの判断でやっているわけですね。だから、そこまで言われると、じゃ、もう一度、恐らく本村だけじゃなくていろんなところと契約しているはずですよ。いろんな問題のあることなのかも検証しなきゃいけないし、これはもう議員がああでもない、こうでもないという話になると、非常に議論がここで、この議会でやる議論なのかどうか分かりませんけれども、ぜひそれはよろしくお願いしたいなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

これは重要な議論ですよ。

私、これを請求して、ものの２か月かかりましたよ。今、課長がここにいますけれども。何でかといったら、守秘義務があるから、はい、了解と見せられないと。それで、31年３月の議会に課長の皆さんに配ってくださいと言ったら、断られましたよ。守秘義務だから、課長の皆さんには配らんと。おかしいでしょう。だから、課長、村民、議員、みんな第三者じゃないということを、村長、今、おっしゃっていますけれども、本当はあのときそう思っていたかどうか分からんですけれども、やっぱり課長でも共通の認識を持たんといけないですよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当時まだ整理されていない状況の中で、恐らく、じゃ、請求があれば見せますよと、これをみんなに配って、はい、どうぞどうぞというわけにもいかないんじゃないのと。

○７番（比嘉盛一議員）

契約した後ですよ。

○村長（新垣邦男）

課長の皆さんに担当課以外に、あなた見なさい、チェックしなさいという話にはならないん

じゃないですかということで私、言ったと思いますよ。

○７番（比嘉盛一議員）

議会での話です。

○議長（名幸利積）

許可をもらって発言してください。今、答弁中です。

○村長（新垣邦男）

だからそう言ったわけですよ、僕は。一々こういう契約書を他の課長に見せる必要もないんじゃないですかと。当然、見たいんだったら請求すれば見られますから、見せないというものでもないですよという話をした覚えがありますけれども。あまりもうがちがちに第三者に何で見せないかという話にはならないと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

村長、今はがちがちじゃないかもしれない、あのときはがちがちでしたよ。課長の皆さんに配るのは駄目と言われたんですよ。課長が言ったか村長が言ったか分かりませんけれども。あれは議会です、議会で。普通、配れと言ったら、これは契約書でもう成り立っている、正式に。正式な契約書のコピーを配ってくれと言ったのに断られたんですよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

あの当時、議会で言ったのは、わざわざ配りませんよと言ったんです、僕は。見せませんとは言ってないですよ。一々、忙しいわけだから、担当課長へ配って見なさいよということはしませんよと言ったんです。これを履き違えて、誰にも見せないのかと、村長独りでこれをするのかという話じゃないですよということは理解していただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

守秘義務があるから配らんと、私、言われました。こっちでの村民の財産である体育館の話をするのに、課長の皆さんは上の空ですよ、何も分からない。ある課長に聞きました、意味分からないと言っていました。全く分からんみたい。何もないんだから。だから、そういう状態になるので、課長の皆さん、常に意識は共有しておかないと、本当に密室ですよ。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

ただ、この体育館の契約書だけじゃなくて、ほかの契約書たくさんありますよ、各課。これを全部の全課長に見せて。

○７番（比嘉盛一議員）

それは言ってない。

○村長（新垣邦男）

一緒ですよ、だから。

○７番（比嘉盛一議員）

違う、一緒じゃない。

○村長（新垣邦男）

それは一緒でしょうと。

○７番（比嘉盛一議員）

一般質問で取り上げる……

○議長（名幸利積）

許可をもらって発言してください。今、答弁中です。

村長。

○村長（新垣邦男）

今、そういう話ですから、各課契約たくさんありますよ。これは担当課に任せないといけないことだし、それを全部に見せるということはしていませんよと、する必要性もないんじゃないですかと僕は言ったわけですよ。

意味はそうですよ。だから、それぞれ自分の抱えている仕事に関する契約書だったら当然チ

ェックもするし、関心も持つでしょう。それを、ほかの他課の契約書を皆配って、はい、あなた方見なさいよ、チェックしなさいよという話にはならないですよと。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

村長、今、はき違えているの分かりませんか。私がこの体育館を問題にするから、課長の皆さんには配らないと、課長、意味が分からんでしょう。議会でですよ。それを配らんかったと、断られたと言っているんですよ。

もう終わる。もう終わってください。もう時間がない、焦る。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

さっきから言っているように、皆、共有理解というのは当然後でやっていいわけですよ。

○７番（比嘉盛一議員）

ただ座っていますよ。

○村長（新垣邦男）

だから、一々これを見て、盛一議員がああでもない、こうでもないと言ったときに、これは我々としても専門家にも相談しながらやっているわけですから、じゃ、ほかの管理職に、あなた方が見てこれをチェックしなさいよと、どこが間違っている、どこが間違っていないって判断できるのかという話ですよ。違うでしょう、これは。顧問弁護士もいるわけだから、しっかりそういう人たちに最終的に見せて、どうかということだろうと思いますよ。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

村長が本気で言っているか、作り事を言っているかそれは分かりませんけれども、次にいきます。もう時間がない。

ＰＦＩ事業。ＰＦＩ事業は、さっき地方自治法と言っていたんですけれども、あれは議決事項じゃないかと私は思います。勉強の結果、地方自治法第96条の１項に、これは請負契約の政令で定める基準以上で条例で定める額以上の契約について議決しないといけないと、その契約書はということなんですけれども、それを言っているんですよね。

だけれども、その次に、これは⑤になるんですよ。⑮に「法律又はこれに基づく法令により議会の権限に属する事項」というのがあるんですよ。法律に基づくものは、この地方自治法第96条の１以外にやらんといけないの。

じゃ、ＰＦＩ法の中に12条をどう理解しましたか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

これも以前、議会で御質問があったと思います。

このＰＦＩ事業等につきましては、ＰＦＩ法と言われます法律に関して記載されている事項ではございますけれども、議決に関しましては、この債務負担行為の承認をもって議決と見なされるという表記もございます。そういうことをもちまして、特に改めて賃貸借契約については議決の必要はないと判断しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

もっと深く突っ込んでやらんと駄目ですよ。これは債務負担行為で議決したら、今度は作業を進めていいですよです。今度は作業終わって、今度その契約をするときにもう一度議決しないといけないというのは、この12条にありますよ。12条を見ましたか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

比嘉議員がどこを指摘されているのか、ちょっと手持ち資料もございませんのであれなんですけれども、私どもとしましては、こういった行為を進めるときには、こういった法律も含めて、実際事業の進捗を図るものでございます。

その際に、この国のＰＦＩ推進室という部署が、この専門部署がございますけれども、こういったところにも問合せをいたしました。特にこういったもので、この債務負担行為をちゃんと承認もらっている事業であれば、このあたりの全てこの事業の流れに関しては、改めてこの賃貸借契約については必要ないというふうな御助言をいただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時１６分　休憩

午前１１時１８分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○７番（比嘉盛一議員）

じゃ、今の場合は、この12条と施行法の第３条を一応は調べて、次回にちょっと聞きたいと思います。

最後の問題にいきます。

体育館のそばのアリーナ用地ですけれども、これは有償は駄目だと。無償はいいですかと聞いたら、前回、調整監が無償は問題ないと思いますと答えているんです。これはちゃんと議事録がありますけれども、答えましたよね。だけれども、調べてみたら問題があったわけですね。

僕は適化法の問題だと言うから、適化法を調べましたよ。ちゃんと適化法に、以下、目的外には使用はできないというのがあるんです。じゃ、どういうときにできるかと。これは防衛省だから、防衛省の長の許可を取ればできるとあるんです。有償、無償の区別はないんです。だから、また出したんです。前回、無償は問題ないと言うから。

でも、さっき課長が答えたのは、もう正確な答え方ですよね。実際は貸していませんよ、空いていたら使ってください。村長、すぐに立て看板を撤去させてくださいね。どうなんですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時１９分　休憩

午前１１時２１分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

ルネサンスの臨時駐車場ですけれども、大きな看板があるということなので、すみません、確認してこれを対応したいと思います。

○７番（比嘉盛一議員）

以上、終わります。

○議長（名幸利積）

一般質問を続けます。

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

通告に従って、私から２点ほど質問いたします。

まず、平和行政について。

今年、８月15日の終戦75年を迎え、国内唯一の住民を巻き込んだ地上戦、20万人の尊い命が奪われた沖縄戦の記憶は、風化の一途をたどっており、あの忌まわしい戦争の悲劇を語る体験者が高齢化により年々減りつつあり、再び戦争への道に後戻りしないか懸念されている。

沖縄県においては米軍基地が駐留し、基地の固定化により基地負担を強いられ、米軍基地からもたらす様々な問題が発生、沖縄県の地域振興に弊害をもたらし、解決の糸口がまだ見えて

こない。

令和の時代に入り若者を中心に、さきの大戦の出来事は過去の記憶として認識が薄らいできており、親から子どもへ語ることもなくなった今日、戦後生まれが大半を占めることとなった。

語り部が減少していく中、今後、どうつないでいくか今後の課題でありますが、唯一残されている沖縄戦の記憶をとどめる戦争遺跡の保存の重要性は日に日に増しており、全県で1,554か所確認されており、うち都市開発や風化、埋没などにより247か所が姿を消したとマスコミの調べで明らかになった。沖縄戦の実相、いわゆる物言わぬ語り部の記憶をとどめる戦争遺跡をどう継承していくか喫緊の課題であり、文化財指定した市町村18団体、今後、検討していく戦争遺跡は12か所挙げられ、保存しようという動きがある。本村もその戦争遺跡の実態について、村史「戦争編」発刊に当たり、戦争体験者からの証言を得ていると思いますが、貴重な文献として世に残したいものであります。

平和行政、平和教育の施政について、以下の質問をいたします。

平和行政について。

①県内唯一の村民ぐるみの団体、平和を守る北中城村民の会の活動状況。

②戦争体験者の語り部の承継について。

③村内の戦争遺跡調査を行ったことはあるか。

④戦争遺跡の文化財指定について、戦争遺跡を調査し保護活用の予定はあるか。

⑤平和教育の取組状況は。

次に、２番に、村道及び里道管理について。

地方分権一括法により平成17年に道路として機能している里道について、国から各市町村に無償譲渡され、財産管理や境界確認、占用使用許可など村管理業務となっている。しかしながら、地域住民の身近な生活道路として密接な関係にあるにもかかわらず、村管理の位置づけがなされていないケースが多々あるかと思われますが、住宅建築の際、建築確認申請や分筆登記申請に相当な時間を要している状況にあり問題が指摘されている。また、関連して北中城村土木公共物維持管理規定により、集落内は字管理となっているが、なぜ字管理なのか、道路行政の一端について以下の質問をします。

①里道の定義について。

②無償譲渡を受けて里道管理の状況・現状把握の方法。

③地域に密着した里道の境界は明確か、財産管理状況は。

④機能していない里道の管理状況は。

⑤自治会管理となっている部落道の根拠は。

⑥６月定例議会一般会計補正（第２号）道路新設改良費。

12節委託料、これは村道及び里道調査測量業務112万8,000円が組まれていますが、その詳細と執行状況ですね。

あと、⑦村道認定・字管理の基準についてお尋ねします。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、稲福恭秀議員の御質問にお答えいたします。

まず、１点目、平和行政についてであります。

おっしゃるとおり、戦後75年、沖縄戦の実相がだんだん風化していくという状況で、その継承者も少なくなっていくと、語り部の皆さんも少なくなっていくというこれはもう実態です。ただ、これをどう継承していくかというのは非常に大きな問題なのかなと思っております。この辺は体験している方が語るということが非常に重要で説得力というんですか、それが緊迫感もあっていいのかなと思っているんですが、ただ、これを戦争を知らない世代にどう伝えていくかというのは非常に難しいなと思っておりま

す。この辺はぜひ皆さんたちと知恵を出し合って、いろいろな皆さんの意見を聞きながらやれることやっていきたいなというふうに思っております。

平和行政の取組みについては、それぞれ担当課のほうで答弁をさせたいと思っておりますが、４番目の戦争遺跡の文化財指定について、戦争遺跡を調査し、保護活用の予定はあるかということですが、資料としてはいろいろ作成をして残していますけれども、戦争遺跡を調査して活用するかというのは、まだ具体的にこれからそれをどう活用していくかというのは、文化財指定も踏まえてまだ検討はされておりません。

あと詳細については、それぞれ担当課長のほうに答弁をさせたいと思っています。

２点目、村道及び里道管理についてですが、これも細かい御質問がございますので、建設課長のほうに状況等を踏まえて答弁させたいと思います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

私のほうからは１点目の平和行政についての１点目、「平和を守る北中城村民の会」について御説明します。

村民の会は、1983年に結成されておりまして、今37年目を迎えております。現在の活動といたしまして主に中学生を長崎青少年平和学習への派遣、沖縄戦追体験学習、平和図書の配布、沖縄戦没者追悼式及び平和集会等への参加など地道ではありますが、平和を守り育てる活動を展開しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

稲福議員の質問にお答えしたいと思います。

私のほうからは、平和行政の②③、④のほうは村長から答弁ありましたので、②と③についてお答えしたいと思います。

②の戦争体験者の語り部の承継についてですけれども、この承継の問題については、平成30年、令和元年度にも山田議員のほうからも承継問題について質問がありましたけれども、改めてお答えしたいと思います。

戦争体験者の高齢化が進む中、語り部の承継については、個人の意思や思想があり、厳しいのが現実の課題と思います。今後は、村史、主に戦争編が第４巻として発刊されていますので、それの活用や視聴覚教材を活用し、若者世代へ戦争の悲惨さを伝えていけるものと思います。

③のほう、村内の戦争遺跡調査を行ったことはあるかということですけれども、これも戦争編の証言者の聞き取りとかその他の文化財調査の一環として実施済みです。

また、戦争遺跡に絞った調査は、沖縄県立埋蔵文化センターが平成22年から平成29年にかけて、本村を含め全県的実施しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川惠重）

稲福議員の質問にお答えいたします。

⑤番平和教育についてですが、教育の指針に基づいて計画的、組織的、継続的に推進指定を行っております。内容としましては、外部講師の講話、それから今さっきいろいろ出ています資料等やあるいは本をもとにした平和集会や特設授業の実施を行っています。

それから、フィールドワークとしましては、平和祈念資料館で学習したり、それから戦跡巡りなどを行っております。そのほか各教科や道徳の授業の中で、平和に関する学習をするなど行っております。

平和については、非常に重要なことですので、子どもたちに考える機会を多く与え、平和を尊

ぶ心を育てるように努めております。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

では、私のほうから稲福議員の２番、村道及び里道の管理についての御質問にお答えしたいと思います。

まず１番、里道の定義について、これは前議会でも答弁させていただいたんですけれども、現在道路、村道、県道、国道、この自治体が管理すべき道路というものは、道路法の適用を受ける道路でございます。また、この法律適用を受けない道路というのもございまして、これが法定外というふうに呼ぶんですけれども、これの道路上の形状を持つものを里道として提示できるものと考えております。

続きまして、②無償譲渡を受けて里道管理の現状及び現状把握の方法はということでございますけれども、現在里道管理等につきましては、建設課のほうで関係書類、これは国から無償譲渡を受けたときの資料、こういったのも含めて保管しておりますので、建設課でこういったものを所管しているところでございます。

続きまして、３番、地域に密着した里道の境界は明確か、財産管理状況はということで、この御質問に関しましては、里道の境界は明確かということでございますけれども、実際里道と呼ばれる土地に関しまして、各私有地ないしは公共用地が隣接しているような状況でございますけれども、これと接するものについてそれぞれ現在は測量の際に座標といいまして、１点を計算で出せて実際に現地に復元できるような数字を用いるような測量が主流なんですけれども、もともとこういった無償譲渡を受けた土地について、まだこういった座標管理などは追いついておりません。現状といたしましては、まずこういった土地が村が管理すべき場所であるのかどうかというのは建設課のほうで確認はできるんですけれども、こういったものに関しましては、大まかな位置や形状などは把握ができるところではあるんですけれども、実際に明確にするためには実際現地で測量をやることによって画定させないといけないというような状況がございます。

続きまして、④機能していない里道の管理状況はということでございますけれども、機能していない里道につきましては、もともとこの地方分権一括法に基づきますと、本来国に対し譲渡申請ができないというような約束事がございます。こういったこともあるため、基本的にそういった里道と呼ばれる土地につきましては、そのまま国が管理することとなっているところでございます。

続きまして、自治会管理としている部落道の根拠は、これは恐らくこれも前回ほかの議員さんの質問の中でお答えした部分ではあったんですけれども、現在北中城におきましては、土木公共物維持管理規程、これは昭和45年に制定されたものなんですけれども、これの第４条に3.5メーター以下、これは幅員です。幅が3.5メーター以下の道路の維持管理については、各部落、これは自治会を意味します、で分担して維持管理の責任を負うということになっております。これに基づきましてこの自治会管理ということで前回も説明させていただいております。

続きまして、⑥６月定例議会の補正で承認いただきました村道及び里道調査測量業務の内容と執行状況についての御質問なんですけれども、現在これは仲順荻道線、北中城中学校の正門入り口の横、この路線から荻道交差点を行くところの途中で歩道部が私有地によって遮られている部分がございます。この部分につきまして歩道部を拡幅整備する目的で、現在この基本調査つまり測量、こういったものをこの予算を利用しまして発注済みでございます。

実際はこれにつきましてどのぐらいの土地が必要なのか、あと今その買いたい土地にこの民間のお宅があって、そこのブロック塀とか既設の構造物があるものですから、こういったものの状況を実際工事するためにはこういったものの移動ないしは補償等も出てきますので、こういったものの調査も含まれております。

続きまして、⑦番の村道認定・字管理の基準、この⑦番の字管理の基準ということについては、先ほど述べました⑤でお答えしたとおりでございますけれども、村道認定につきましては、これも村道の認定に関しましては、議会へ御説明する議案として提出したいといけないものでもございますので、このあたりについては御存じかと思うんですけれども、村道の認定基準要項というものがございます。これに即して改めて村道を認定するというような手続をとっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

再質問します。

まず、平和行政について今回答がありましたけれども、平和を守る会ですが、緻密な活動ということで守る会のそれでありますが、現在守る会の会員数、あと中学生長崎少年平和学習の派遣何名なのか、その時期と期間、そして沖縄県戦没者追悼式への参加の人数とか団体とかはどういった団体なのか、あと学生への参加呼びかけはできないのか、平和教育は教育の指針ということもあるわけですけれども、守る会が学校、学生への参加要請はできないのかなということをちょっと質問します。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

稲福恭秀議員の御質問にお答えします。

まず平和を守る会の会員数ですけれども、会員は基本的に全村民となっていますから約１万7,000名だと思っております。

次に、派遣の人数ですけれども、８月に、長崎の平和学習にあわせて中学生４名と職員先生を１人を派遣しているところであります。

それと追悼式の参加人数ですが、各種団体の長及び議会議員、三役、課長の皆さん含めて、大体約50名近くをマイクロバスで行っているところです。それに向けて学生への参加の呼びかけということですが、ここ最近では長崎に行くメンバーを追悼式に参加したという経緯はございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

長崎の派遣者も参加呼びかけというんですが、ほかにも学校現場に対して参加呼びかけがあるかどうか、教育の指針と立派なこと言われているので、その辺をお願いします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川惠重）

本村の教育の指針の中にはこの平和教育をどう行うかというのが細かく書かれていますが、その中にはこの平和集会の参加というのは具体的には書かれていないです。ただそういう大変重要な沖縄のこれまでの戦争に対する思いというのがあるわけですから、これまた検討しながら、ただ学校現場というのはまたいろいろな分野がありまして、すぐ参加というのも子どもたちいろいろな活動していますので、相談しながらしか進められないと思いますので、検討はしていきたいと思います。ただ、どの大会あるかというのはこれいろいろなな交通手段等もありますので、かなりその辺は慎重に検討する必要があるかなと思っています。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

なぜこういう質問しているかと、やはり追悼式において学生代表で挨拶というか、お話しありますよね。そういう子どもたちのこういう年代層からの訴えというのは物すごい大きいのがあるので、ぜひ今後の追悼式への参加、平和集会もいいんですが、そういう学生の代表に立って切実の意を語るわけですから、その思いは同じ年齢で相当伝わるのではないかなという気がするので、教育長、検討されるということですので、よろしいです。

あと語り部のこともあるんですけれども、やはり時代背景も変わり若者中心に、さきの大戦は過去の記憶として薄らいでおり、親から子どもへ語る機会がなくなった今日、やはり戦後生まれが８割を占めることとなった。村ぐるみで活動している平和を守る会、今度37年目ということですが、以前は会員は5,894名、これはさっき全村民とおっしゃっていましたけれども、実際の会員というか、会費を納めている人数だと思うんですけれども、やはりこれは20周年記念式からの数字なんですけれども、やはり時代の背景もあります。以前に比べて会の存在感や活動に陰りがあるような気がします。今の会の持ち方として、読み聞かせ会の支援とか、やはり平和ガイドの構築、語り部と講師の育成、学校現場と連携した平和学習の充実、青年組織との連携など存続に向けて検討の余地はあると思うんですが、いかがでしょうか。語り部がいない中でそういう講師を育てるというか、そういうことはないかどうか。

あと2023年に守る会40周年に当たると思うんですけれども、この会をやはり活性化するためにも記念事業の実施をすべきだと思うんですが、村長から念頭にあるかどうか、任期３か月というんけれども、その辺も含めて２点お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

稲福委員から御指摘があったように、なかなか平和を守る村民の会結成37年ということですが、当初は結成にもかかわっているんですが、事務局は民間だったんです。民間の皆さんでやると、行政はあくまでサポートということだったんですが、だんだんそれが当初は村民一人一人が100円ということだったんですが、世帯に移行してきたということもあって、自治会長さんに会費をお願いをして徴収をお願いしているんですが、なかなかそれも厳しいよという時代になってきております。

ですから、この維持していくというのは非常に重要なことでありますが、どういう形で将来的に維持をしていくかということをどうしても行政主導になると行き詰まりというんですか、本来そこに行政が補助を出しているわけですから、本来なら主体的やっていただく民間の皆さん、そしてその事務局体制強化やっていただきたいなとは思っているんですが、それもなかなか厳しいので、いろいろな人たちとの意見交換をしながら、どう継続していくかということをぜひ考えていきたいなというように思っています。

当然37年ということですが、40年に向けて継続してやっていく必要もあるだろうと、あと三、四ですからそのときにまた40周年のその事業計画等々も踏まえて、その時代に検討していければいいのかなというふうに思っているところであります。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

どうも事務局体制が役場に移ってサポートで精一杯ということで、以前の守る会ではちょっ

と厳しいというふうな今雰囲気をしました。しかしせっかく守る会ということですので、ただ行事をこなすということではなく、先ほど語り部もいなくなる時代であるので、以前平和ガイドというのがあったり、昔はつるちゃんですか、そういう読み聞かせ会等々も中村家でありました。そういう等々子どもたちに生の声を聞かす機会というのはつくればできると思うんです。そういう人たちは読み聞かせ会、ほかのメンバーある中で、やはりそういう子たちが将来講師というんてすか、外部起用は先ほど出ていたんですけれども、そういう人たちの平和ガイドみたいのをこの予算を使ってお任せしたらどうかなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

以前はそういう個人的に非常に推進していこうという方々がいらっしゃって、個人で学習しながら語り部というグループがございました。特に子どもたちを夏休みに戦跡地巡り等々も踏まえてやってきた実態はあるんですが、なかなか個人にお願いをするというのも非常にやりづらいというんですか、よっほど興味があって私積極的にボランティアやりますよという方々がどんどん出てくれば非常にサポートしていくという意味ではやりやすいなと思っているんですが、なかなか行政からお願いして強制的にというわけにもいかないなと思っております。

以前は結構活動家というんですか、平和に対する思いの強い人たちが積極的にその運動を展開していったという経緯がございますが、なかなか今の時代これをつくっていくのにはどうすればいいのかなというふうに非常に苦慮しているというのがこの辺の部分でありますので、ぜひその辺は今後も何らかのアイデアというんですか、意見交換をしながら構築できたらいいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

語り部の承継についてなんですけれども、やはり以前の活動家が少なくなったということなんですけれども、やはりまだ読み聞かせ、実際絵本を出している方々もいるので、あと読み聞かせ等々そういう人材はまだしっかりお願いすればできるかなと思うんですけれども、そして人材バンクでそういった人材登録されているとか、そういう人材の掘り起こしをして継承につなげる人材の育成というのはできないのか、そういう手を挙げている方々いるかと思うんですけれども、人材バンクとかそういう状況の中で人材の掘り起こしはできないかどうか、お尋ねします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

そういう人材バンクがあれば非常に道も開きやすいかなと思っているんですが、なかなか今そこに、中には確かに個人的に読み聞かせやったりそういう活動をしている方もいらっしゃるんですが、それもわずかだと思います。ですから、これをなるべく広げていきたいなというのは人材バンクの結成が可能かどうかということを踏まえて、ちょっとそういう意識のある皆さん、そして関心を持っていらっしゃる皆さんがいればぜひお話をしたいなと思ってはおります。

これを具体的にどうしていこうかというのはなかなか会長である私もそうなんですが、なかなかその辺が見出せないというので苦労しているというような状況は確かにございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

人材バンクについては、教育委員会には置かれてはいないでしょうか。その辺のことよろし

くお願いします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

お答えします。

人材バンク、それぞれどういう得意分野があるかいろいろとあると思うんですけれども、ちゃんとした業務としての作成というんですか、いろいろな多岐にわたるそういう私はボランティアで派遣されてもいいよとかという登録ということだと思うんですけれども、私が来てからはこの新しい更新とかはした覚えはありません。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

最近は人材登録の呼びかけというのはやってないのではないかなという気がします。今のところそういう該当者がいないということで私は理解します。

次に、北中城村内の戦跡調査を行ったかということですけれども、今のところは文化財センターですか、26年にかけて実施したということであります。これ村史の戦争編ですか、そこに戦争遺跡が80か所あるんです。それ結構すばらしい貴重資料が僕はあると思うので、今質問しています。お手元の資料、資料１を見ていただきたいんですが、教育長、資料１をお願いします。

冒頭に村内の戦争遺跡、避難場所、陣地を含めて80か所このマップから、壕23か所、病院壕２か所、隠れ場、岩影８か所とか、戦車壕７か所、陣地６か所、あと崖７か所とか、あと機関銃陣地、これ壕ですね、銃座も含めてということ、あと弾薬倉庫、あと構築壕４か所、そして監視所２か所、あと貴重な村役場資料保存庫１か所というのがあります。薬品庫１か所、暗渠、これは屋宜原だと思うが１か所ほかということで、戦争編からの資料を得て質問していますが、下の写真、これ私８月25日に撮影しました。これは場所は大城タンクの付近なんですけれども、左側は平和を守る会の記念誌の資料マップです。それに基づいて実際現場へ行ってきました。右上の写真は入り口です。矢印左の方向は、この銃眼は東方向を向いています。斜め下のほう、この銃眼はそれは西方向を向いています。そして右側の写真は大きく岩をくり抜かれていますけれども、これも北方向ということで、当時の戦争、直接北谷の海岸から上がってすぐ上陸したと思うんですけれども、そういうふうなものが大変目に浮かぶような気がします。

あと下の写真、これ左側これも同じ日に撮影しましたけれども、これは荻道集落南側小高い森のインナーイーモーです。高台で慶良間諸島や那覇、そして浦添が展望できるタッチュー山があって、岩山に登り当時を忍ぶが草木が生い茂り、昔の実相はないということで、右側の古い写真に移りますけれども、これ同じ場所です。これフェンスで囲まれて入れないんですが、タッチュー山というのが見えますけれども、ここに２人の人物がありますよね。これ見て本当に当時はここで見送りしたということが浮かぶんですけれども、この人物がいるという事態があります。これはこの写真は大正８年の頃のインナーイーモーに人影が写っていますけれども、戦前は本土への出稼ぎ、外国への旅立ちのときにその人たちを見送る家族、親戚、友人らが航海の安全を願ったと、これ唐船ドーイという歌があるんですけれども、先の大戦で沖縄戦で那覇が空爆を受けている爆撃ですか、10・10空襲の様子、あとアメリカ軍の戦艦が慶良間諸島の沖合に結集している様子が手に取るように分かったということで、この門を下ると大きなガマがあり、ここで芝居や三味線の練習をしたということ、これは荻道誌から得られました。

次のページなんですが、これも平和を守る会

20周年の記念誌ですけれども、あの写真①です。これ島袋小学校が身近にあるんです、学校現場。今これ危険ということで整備されてないんですけれども、これも貴重な遺跡だと思います。

④は島袋の民家なんですが、機銃掃射を受けて弾痕の跡ですね。⑤は旧シェラトンタンク下の壕、⑤は以前前回予算の中でも質問しましたけれども、御神山の壕です。名幸のガマ、これも戦争編から拾ったんですが、この２つのガマで明暗を分けたということで、御神山に隠れた方は大分助かって、この300メーター離れた名幸のガマではほとんど亡くなられたということです。これも戦争編にありましたので、次の再質問します。

語りの継承については聞いたので、③の戦争遺跡は調査したということはないという回答でしたけれども、今文化財センターですか、調査したという答弁で、この調査資料があれば提供していただきたいです。いかがですか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

資料については埋蔵文化センターが発行している北中城村に７か所ですね、こういう形で資料、文化財センターが出していますので、後ほど資料を提供したいと思います。北中城村これ冊子になっているものですから、村の分だけを出したいと思います。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

戦争文化財を指定してと先ほど村長答弁はありましたけれども、今のところ具体的な指定の予定はないということですけれども、先ほどこういうすごい資料があるので、それを見て予定がないというのはちょっと残念であるんですが、やはりこの遺跡を見ることによって語り部がいない分それは次世代に十分伝わると思うんです。ものを言わないけれども、形とかそういうのをちゃんと文化財指定すればやはりこれは十分伝わるし、これが追体験学習というんですか、そういうふうに僕はいくと思うんですが、やはりこういう貴重資料があるので、まず調査して７箇所挙げているので、再調査してやってもらいたいんですが、今文化財指定した市町村、さっきも言った13団体、今度実施する市町村が12市町村、ちなみに中部では読谷村、中城、西原町ですね、あと北谷とかそういうのもあるので、やはりこれ体験者がすごい貴重な財産ということを言っているので、やはり村長、前の議会答弁でも遺跡としてどのぐらいあるか、実数をまだ把握していませんので、教育委員会で確認したいと思いますと答弁、そして文化財、戦争遺跡が既に当然必要であれば村としてもやらなければいけないだろうと思っていますと、文化財の担当のほうで細かい作業やっているので確認しているということで答弁してます。この辺は確認したかどうかです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほど担当課長からあったように調査は実施済みだということで、７か所あるということですが、ただこれを戦争遺跡を文化財指定をやろうという段取りまではまだ具体的に詰めてはありません。これをどういう形で戦争遺跡の指定という形でまず指定をし、どう活用していくかというこのことをしっかりと方向性を見せながらやっていかないと、ただ指定したとそれで終わったのでは余り意味がないような気もするものですから、少しこれは検討させていただきたいなというふうに思っております。

議員がおっしゃるように他の市町村でもそういう取組みをやっているということですから、本村もどういう取組みができるのかを少しこれから研究させていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

いろいろ資料に基づいてぜひやらんといけないと思える部分はあるかと思うんです。ただ今から検討という、もちろんすぐできる話ではないと思うんですけれども、やはり調査、あれは文化財センターですか、そこ７か所があるのでまず調査してみて、これ北中城村の文化財は80ページあるので、ああいう冊子もつくってやはり平和教育にも使えるし、これからの平和学習を地域にあったものも知らんともちろん那覇というか、南部の方向で行くというのもいいんですが、我が村はどうなっているかということで、各市町村遺跡文化財しているので、物すごいこれは財産ということでやっているので、うちの村も同じ考えだと思います。やはり語り部もそう言っていますので、要は沖縄戦を知っている人が残念ながら今亡くなっているというか、深刻の状況ですということあるので、ぜひこれお願いしたいと思います。これ検討するということですか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

今村史も編さん中ですので、こういうことを踏まえて総合的にどういう取組みで戦争遺跡として指定をしていくかということもしっかり検討しなければいけないだろうと思っていますので、検討するということでご理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

これも６月の定例議会の話になるんですが、生涯学習課長、やはりこの委員の方々と相談の上決定されますということですけれども、今村長も検討するというので村史編さん委員も今立ち上がるわけですから、その委員の皆さんとこれからそういうのに議題に挙げるかどうか、その辺。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

質問にお答えしたいと思います。

文化財指定、戦争の遺跡としてでしたら価値はあると思うんですけれども、指定文化財となるとそういう基準がありますので、今うちの文保審のほうでは検討のまだ段階にも入っておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

どういう規定か分かりませんけれども、ぜひ残したいという村長の方針であればこれは動いてほしいんですけれども、この辺は専門委員の方々等のやはり意見を聞いて、誰もがこれ残すべきという返事が多分出てくるので、それをぜひ検討されたい、これもまた次回にお聞きしたいと思います。

それで、平和教育についてなんですけれども、今長崎平和学習ですか、青少年派遣されている方の活用というんですか、これは守る会からそういう子どもたちを引率して４名ほど行っているということなんですけれども、やはり先ほどの答弁で平和教育の指針に基づいて平和学習をやっているということですが、やはりコロナの影響で講師呼んでの全体集会も厳しいと思うんです。今後の学習の持ち方も変わると思うんですが、やはり子どもたちのそういうふうなこの方針といったそういうのに育むとかいろいろあったのですが、そういう人たちの学生の皆さんの活用というんですか、今クラブ活動の一環の中で、例えば平和学習クラブとかそういうのを生徒の自主性というんですか、そういうクラブ

を組織して、先生方の補助的なものとか、自分たちが起こして何かやろうとか、例えば学校新聞とかパネルの作成とかリーダー的存在といいますか、そういうのもあればもっとこういった平和学習ですか、そういう子どもたちにも芽生えてくるのではないかなと思うんです。いかがですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（玉城　有）

お答えいたします。

平和教育については、本村も重要な非常に学習というふうに捉えておりまして、毎年確実に実施をしてまいりましたけれども、これがコロナウイルスの感染防止の観点から休校になったり、または計画しておりました学習が今非常に厳しい状況にあります。

現時点では３密を避けるためにいろいろな学習集会、平和集会等は厳しい状況にありますけれども、ただ全体集会とか放送で行ったりいろいろ工夫しながら、または講師を招いたものでも人数を少なくして間隔をあけて実施したりとか、できる方法でいろいろやってはいるんですけれども、その中でも先生方はいろいろ工夫しておりまして、子どもたちがいろいろ子どもがかかわり合いながらその活動に参加できるように、子どもが主体的にできるようにということで、活動の場をしっかりつくっております。

議員が今おっしゃっているようにやはり子どもたち主体的にそういった平和学習を学んでいくということが必要ですので、おっしゃるような形で活動ができたらいいなというふうに思いますけれども、こういった内容に関してはまた学校といろいろ相談したりとか、学校にもまた情報提供したり呼びかけをしながら考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

残り時間なくなっていますけれども、短縮して、この資料の３番をお願いしたいと思いますが、先ほど地方分権推進を図る関係法律、整備に関する法律ということで、機能している利用については、平成17年３月31日北中城村の譲与申請へ村の財産ということになっています。そういうお答えです。

それで、この写真、先ほど測量工事も仲順荻道線ですか、測量をやっているよという話ですが、その近くなんですけれども、これこの写真は今ポイントを打っているんです。なぜかといったらやはり住宅建築したいためにこの二重線は里道との境界ですが、右側に分筆あるそこに２メーターの道がないとお家つくれないので、この２メーター、２メーターをやって４メーターの道路をつくりたいんですが、既に測量終わっているんです。この部分は機能しているし、生活に密着した道路ということで誰が見てもできるわけですから、なぜこの部分が村に移管されてないのかというのを質問したいです。

これ字界ですので、左側は亀甲原です。右側は荻道、樋川原です。494番地、499番地ということで、これ幅員が3.5メーターないし３メーター10です。道路基準からいえば２メーター50からは土地等の譲与すればできるという基準もあるようですけれども、これを真っすぐ上に向かうと下の写真、下の写真は今度たどり着いて今度は東方向を向いていますけれども、同じ道なんです。それ次不思議なことにこの500番地と安谷屋樋川原1150の左側に里道があるんですが、ここは村が財産贈与受けているんです。同じこの里道をまたがって左側は村が管理して、こっちの真っすぐの直線は村管理でないから境界立ち会いができないと、そうなると分筆登記ができないんですよね。それはなぜできないかと、一つの窓口からすればこれは譲与受けてい

ませんよというそういうふうな感じで、測量士は帰ったんですけれども、この辺譲与申請、総合事務局ですか、財産管理課ですか、ちょっと調べたんですが、そこに行くと村が譲与申請すればできるという話もあるんですが、ただこれはもう復帰前から機能している里道ですので、何でこれが譲与されてないのかということをお聞きしたいです。その辺お願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

それでは、稲福議員の御質問にお答えいたします。

稲福議員が準備していただいた資料のほうの上の部分、大きな写真と下の写真なんですけれども、現在国から譲与を受けている里道につきましては、確かにこちら建設課のほうで所管している書類関係にもちゃんと譲渡を受けているということで資料はございます。ただし、この上の大きな写真で里道というふうに、これ稲福議員が記入されたと思うんですけれども、この里道という部分は移管を受けておりません。といいますのは、この里道というふうにお書きになられたのは実際本当に里道なのかという証明もございません。といいますのがこの里道らしき土地につきましては、筆界未定の土地に隣接しておりまして、こちらが約50筆程度の筆界未定土地に隣接する、もしくは縦貫しているような土地の一部となっております。あえてこれを里道として当時指定して譲渡移管を受けていなかったのではないかという推測はできます。

現在こちらのほうの写真に写っている道路につきましては、村道に認定されていない道路でございます。俗にいう生活道路と呼ばれる道路に位置づけられておりますけれども、確かにこちらに配置してあるこの土地について、里道の形状として認定できるというような国の判断であれば村としてはこれの譲渡に関して受けるべきかなというふうな判断は所管課としてございます。

現在何で同じ里道なのに違うのかというようなおっしゃり方をされていたんですけれども、実際厳密に言いますと現在の段階では同じ里道ではございません。ですので、これは一緒に混乱しないようにしていただきたいんですけれども、実際もともと筆界未定に接する土地については、やはり呼び方のとおり筆界とあとどなたが所有しているものかというのも確定してないような土地でございますので、思い込みは大変あれなんですけれども、ちょっとこのあたりについては冷静に対応していただけたらというふうに私どもとして考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

冷静に対応してもらいたいのは役場のほうにも聞いているんですけれども、これ筆界未定というんですが、この地域は筆界未定ではないんです。ちゃんと地番もされています。先ほどの仲順荻道線、向こうにも里道通っていますよね。里道通っているんです。しかしこれ誰が見ても機能しているという観点ですので、これは譲与申請、これは総合事務局国有財産管理課ですか、財産統括に問い合わせやっているんですけれども、これ移管に向けて協議中ということを聞いていますけれども、これは国に対して譲与申請すれば２週間でできるという話で協議中ということを聞いているんですが、その辺は今現在どうなんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

協議中ということは確かでありますけれども、実際この写真上に里道と書いてある部分については筆界未定の土地には間違いございませんの

で、ここを里道と言い切ってしまうと誤解が生まれますので、このあたりのちょっと言葉の取扱いについては慎重にやっていただけたらと思います。ただし、このあたりの取扱いについては、国と村で協議しながら特に問題なく進めていけたらなというふうに考えておりますので、実際このあたりの問題が解決した際にはまた御連絡、当事者の方には御連絡差し上げたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

先ほども言ったようにこれは住民が使える道路でないといけないわけで、それと分筆登記がそれがスムーズにいけない状況になると、こっちのお家もつくれない状況になるというのは、果たしてこういう決め方でいいのか。

あと今協議中ということですが、いつ解決するのかお尋ねします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

これいつというふうなお尋ねなんですけれども、とりあえずこちらとしてはそういうふうに向こうにまず協議申請しているところなので、まだ向こうからのその回答についてはまだいただけてませんで、いつぐらい回答が出るというのはちょっと申し上げられません。

あとこういった諸問題が実際里道というものは村内各地に分散して散らばっておりますので、この場所だけではないんですけれども、やはりその場所場所によって同じような問題などの相談がございます。ただし、村だけでの判断ができる土地とできない土地もございますので、このあたりは御理解いただかないとちょっと私どもとしては心苦しいところがございますけれども、こういった事務処理に関しましては、私ども担当者も含めてできる限りやっておりますので、このあたりは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○２番（稲福恭秀議員）

時間がないので最後の質問します。

理解してほしいというのはこっちが言いたいんですけれども、こっちは今さっき協議中ということで、今国に問い合わせ中というか、譲与申請しているということで理解していいのか、あと国の返事待ちということで理解していいのかお尋ねします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

その御理解でよろしいかと思います。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時２１分　休憩

午後　１時４０分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

まず初めに、コロナ禍であります。

大変な状況を迎えておりまして、自粛自粛ということでありまして、その期間、村長の６時半からのあの放送、ああいうのを聞かせて改めて緊張感を持って対応を進めていかんなと。それから、行政の皆さんの村民の安心・安全を守るために一生懸命取り組んでもらっていることに、改めて感謝申し上げたい。

熱田自治会においても、女性の皆さん方が、毎日自粛期間中、午後３時になると公民館に五、六名の方が集まってきて、りっかりっか体操の

放送を流して、自粛をしている高齢者の皆さんの健康を守ろうということで、毎日頑張ってもらっておりました。そうした福祉課の女性の方も、応援に来てもらったりしているところであります。改めて感謝申し上げたい。

さて、一般質問に入ります。

この庁舎建設工事について、事業について、質問をしていきたいというふうに思っております。

まず、建設現場、安全に工事をしていただく、そういう中で、安全管理と施工管理は表裏一体であります。どうかこの庁舎が見事に完成しますように、無事故、無災害で完成させていただきたい、そういう思いで一般質問に入ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、役場第一庁舎改築事業における現場施工体制について。

建設工事における現場施工体制については、建設業法において規定されております。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律においても、施行体制の適正化、不正行為の排除の徹底を基本原則の中に位置づけ、一括下請負の全面禁止、受注者の現場施工体制の報告、発注者による現場の点検等が規定されております。これらの法令等に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確な建設工事の施工体制を把握しなければなりません。建設工事は、各種専門工事の総合的組合せにより多様化し、かつ重層下請構造で施工をしております。建設工事の適正な施工を確保するため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、下請、孫請など当該工事に関する全ての建設業を営むものを監督し、工事全体を管理しなければなりません。

①工事現場に掲げる標識について。

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに建設許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、建設業法により請負業者は工事現場における標識類の掲示が義務付けられております。公衆の見やすい場所に掲げなければならない。標識類の掲示状況について伺います。

②特定建設業について、発注者、建設工事の最初の受注者から、直接請負った１件の工事について、下請代金の額、下請契約が２つ以上あるときはその総額4,000万円、建築一式工事の場合は7,000万円以上となる建設工事を施工するときに必要です。建設業許可について伺います。

③建設業の許可を受けている建設業者は、請負った工事をする場合には、一般建設業・特定建設業関係なしに、工事施工の技術上の管理をする者として、必ず現場に主任技術者をおく必要があります。また発注者から直接工事を請負う、そのうち4,000万円、建築工事の場合7,000万円以上を下請契約して工事を施工するときは、特定建設業の許可も必要であります。主任技術者に替えて監理技術者を置く必要があります。技術者の配置状況を伺います。

④建設業法第22条により、一括下請負は、請負う金額の大小に関係なく、公共工事に関して、完全に一括下請は禁止されております。１次下請と２次下請間でも適用されている。建設業全体に適用されております。施工体制台帳の提出で請負状況を確認しているか伺います。

⑤役場第一庁舎改築事業の工事契約相手方について伺います

⑥庁舎改築事業の工事看板設置について。

工事名北中城村役場第一庁舎改築事業、工期、発注者、北中城村長新垣邦男、主管、これは管理している課です、設計・監理、工事施工者、構造、階数、建築面積、延べ面積、駐車台数、上記の名称等で工事看板設置が必要と考えます。

工事契約相手方に指示すべきと考えます。当局の判断を伺います。

⑦現場環境改善費、これ昔は、イメージアップ費と言っておりました。経常積算で計上されていると思います。

計上費目、地域連携項目を活用して、建設現場のあの白い壁の有効活用で、下記の項目を表示して、歩行者、通行車両から見る現場の圧迫感を解消して、現場のイメージアップを図る必要がある。工事契約相手方に指示すべきとだと考えます。当局の判断を伺います。

例えば、新庁舎完成イメージ写真、あの足場とか囲い下にでかでかと掲示をする、村のキャラクター、それから、女性長寿日本一、これ日本一ですから、これの塀を使った表示をすべきじゃないかなというふうに思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について。

①特別定額給付金は８月末までに県内の全市町村で申請期限を迎えた。本村は８月24日締切日となっています。村民に１人10万円を配る特別定額給付金について、給付は着実に進んでいると思いますが、そこで対象者の世帯主の金融機関口座に家族分を振り込む世帯単位でみると、給付を終えたのは全体の何パーセントに当たるか、給付状況を伺います。

②それぞれの市町村で財政事情は異なるわけでありますが、独自支援の財源の多くは地方創生臨時交付金や財政調整基金などが活用されております。新型コロナウイルスは終息したわけではなく、今後、第２波、第３波に備えるためには、財政の健全性を十分把握しておく必要があります。独自支援策は自治体間のアイデア競争の様相である。本当に困っている人を把握して、優先的に支援を届けることが重要である。市町村の財政は一定ではない。異なる支援策は不公平感がある。県や市町村会が中心になって支援策を統一する必要がある。当局の見解を伺います。

③学校の新型コロナウイルス感染者対応について。学校であります。子どもの感染はいつ起きてもおかしくない。学校は感染者が出るという前提で対策を考えないといけない。子どもの不安をどのように鎮めるのか、教職員や保護者の不安をどのように鎮めるのか、感染者が出たら学校はどう動くのか、不安を和らげる子どもの心のケアするためのゆとりある学校運営が必要であります。当局の取組を伺います。

④学校での熱中症予防行動、紫外線対策について。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、マスクは飛沫の拡散予防に有効である。基本的な感染対策として着用を指導していると思いますが、人も我もこの酷暑であります。マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかる。高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあります。マスクを着用する場合には、強い負荷の運動は避ける。喉が渇いていなくてもこまめに水分補給が大切であります。距離を十分取れる場所では、マスクをはずすことも重要であると専門家は指摘しています。当局の取組を伺います。

３番、さていよいよ大きな、わが村の大事な大事なものを迎えるわけであります。新垣邦男村長の公約の達成感について伺います。また、衆議院議員立候補について決意を伺います。

今回の令和２年第６回北中城村議会定例会は新垣邦男村長にとって、４期16年の集大成であります。自治行政は極めて複雑多様化しております。その対応の最も問われている重大な局面の中の自治行政であります。

北中城村は村民の総意と協力の下、あらゆる苦難を乗り越えてきました。村の歴史の教訓を肌で感じるとき、村行政はこれを契機にさらに大きく飛躍発展を期さねばなりません。北中城

村の望む未来像を描き上げ、着実に最も効果的に行政を運営してきたのであります。先輩方が堅持してきた行政であります。真に豊かな北中城村を創造し、快適なふるさとつくりに精魂を傾けてきたのであります。

新垣邦男村長就任後の取組で、活力ある北中城村を維持するため、限られた財源のなかで、重要政策の選択をしながら、行政・財政の運営、村民主役の村政経営をあらゆる場面ですすめられてきました。任期も目前となりましたので、16年間の諸政策に対しての達成感について、村長の熱い思いをお聞きしたいと存じます。

また、次期衆議院選沖縄２区に、照屋寛徳衆議院議員の後継として新垣邦男村長の擁立が決定をしています。衆議院議員の任期も残り１年であります。いつ解散総選挙があってもよいよう常在戦場の心構えを強くしなければなりません。選挙区が拡大します。オール沖縄の統一候補として、市町村長と多くの団体の支持を取りつけて、いよいよ決戦の時であります。私も村民の一人として全力で応援していきたい。そこで新垣邦男村長の公約達成感と衆議院選挙立候補の決意を伺いたいと存じます。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

まず、１点目です。役場庁舎の改築事業についてということで、２点ほどございます。詳細については、これは、建設課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

役場庁舎改築については、７点ほどあります。これも踏まえて、担当課長のほうに答弁させたいというふうに思っております。

あと、新型コロナの感染症対応ですが、これも多くございますが、今、一生懸命、その対応役場一丸となってやっている状況であります。詳細については、それぞれ担当課長のほうに答弁をさせたいと思っております。

給付状況は、結構高い割合で給付をされているという認識を持っております。

私からは、３点目の村長の公約達成感と衆議院の立候補について決意ということですが、大変ありがたい御質問で恐縮であります。

振り返ってみると、４期16年ですが、そういえばいろいろあったなという思いであります。公約実現に向けて、しっかり取り組んでいこうという思いでやってきました。当初合併問題、村内行財政改革、さらには、保育所の民間への移行、さらには、アワセゴルフ場跡地の開発等々、主なものを挙げると、いろいろあったなと思っております。ただ、公約はまだ達成されていないものもあると、そして、その途中の進行しているものもあれば、既に終わっているものもあるということですが、全体的に言うと、７割、８割はやってこれたのかなと思っております。ただ、まだまだ手つかずの滞っているアリーナ問題等々踏まえて、今後ちょっと課題を残しているなというようなことがありますけれども、できなかったことは引き継ぎながら、またやっていけたらなというふうに思っているところであります。

いずれにしましても、最後までしっかり任期を達成して、引き継いでいきたいという思いがありますので、これからの北中城村、非常にポテンシャル高いだろうと思っております。ただ、かなりスピードの求められる行政運営になっていくのかなと思っているんですが、これは、これまで村民の皆さん初め、議会議員、そして、職員の協力があってやってこられたことですから、行政は継続であります。次の村長にもまた頑張っていただいて、村の発展にまた大きく汗をかいていただけたらなという思いがあります。

衆議院選挙ですが、私個人的には、全くそう

いう意思はございませんでした。去年からそういう話が出て、照屋寛徳現衆議院議員が後継という御指名いただいて、いろいろ組織の中でも御議論があったようですが、最終的には決定ということで、今、新垣邦男全体の２区の後援会が立ち上がって、正式に近々設立をみるだろうというふうに考えております。寛徳先生の後を引き継ぐというのは、大変重責なものがありますが、寛徳先生が後援会長ということで、各町村長の皆様方支援をしていただくということで、ただ、８市町村ございます。その支部づくりもしっかりやっていきたいというふうに思っているところであります。ですから、北中城村も近々ぜひ支部を立ち上げて、村民の皆様、そして、村議会の皆様にも御協力いただきながら、頑張っていきたいなという決意を新たにしているところであります。

ただ、２区中部ですが、非常に大きい課題があります。特に基地問題初めいろんな事件事故があります。そして、中部地域のこれからの発展、特に中城湾港を中心とした発展、さらには、沖縄市、北中城村、北谷町を中心とした、そして、宜野湾、中城、西原、浦添、それぞれの地域とどう一緒になってやっていくかということは、とても経済的な効果も発展の大きな礎になるだろうと思っておりますので、その辺はしっかり政策づくりを考えていきながら、皆さんの協力をいただきながらやっていきたいなというふうに思っているところであります。

何はともあれ、村長としての任期をしっかりやり遂げていくのが大事だろうと思っていますので、この辺はまた、皆様方のお力添えもいただきたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは、大城律也議員の御質問の①番についてお答えしたいと思います。

役場庁舎の改築事業につきましては、主管課としましては総務課ではございますけれども、今回の御質問が建設業法に関わるものと捉えておりますので、私のほうから説明させていただきます。

まず①番、工事現場に掲げる標識について。

この標識での掲示状況について伺うということでございますけれども、これは、現場毎日、私どもも通勤の際に工事の現場をちょうど周回する形で現庁舎に入ってくるんですけれども、工事着手後の現場の仮囲い、ちょうど単管といいますか、このパイプに目隠し板というものを、今、つけておりますけれども、現場自体が。これに表示されているのを確認しております。

表示の状況ということでございますけれども、これは、建設業法で大体定められた標準の様式の掲示が行われているというのを確認しておりますので、現在もそういった形で、ちょうど車の工事車両が出入りする県道部分に面したところに掲示してございますので、またこれからでも御覧いただけたらと思います。

続きまして、②番、特定建設業についての建設業許可についての御質問なんですけれども、まず、建設業といいますのが、建設工事、これは建設業法で定められた、現在は29業種が指定されておりますけれども、これによる完成を請け負う営業を行う事業、こういった業種のことを言いまして、これを営もうとする者が受けなければならない許可制度のことでございます。この許可を受けようとする者の営業所の設置状況によって、大臣許可及び知事許可にそれぞれ区分されておりまして、今回の庁舎建築工事を受注している株式会社仲本工業につきましては、特定建設業の許可を有されております。また、今回の現場につきましては監理技術者を配置しておられます。

続きまして、③番です。

建設業の許可を受けている建設業者について、技術者の配置状況をお尋ねなんですけれども、③番については、ちょっと前の②番のほうでもお答えしたとおり、現在の建設業法によりますと、受注者、つまり元請け、これは仲本工業さんが当たるんですけれども、4,000万円、これは建築１式工事の場合は6,000万円以上となった場合には、特定建設業者については、監理技術者を配置しなければならないという定めがございます。先ほど申し上げたとおり、当該現場においては、監理技術者に、この方の所有資格は一級建築士の資格をお持ちの方を配置されておられます。

次に④番です。

建設業法第22条により、一括した請負関係のことで、施工体制台帳の提出による請負状況を確認しているかということでございますけれども、今回の工事につきまして、誤解のないようにお願いしたいんですけれども、もともとこの庁舎の改築事業全体につきましては、村と現在大和リースの間で締結されています。この中の建築の工事に関しては、大和リースさんと仲本工業さんの契約で進められております。だから、直接村が発注して、仲本工業さんが請け負われているという形ではございませんので、このあたりは御理解していただきたいと思います。

このため、今回の工事は、施工体制台帳については直接仲本工業さんから、直接村へ提出する書類ではございません。ただし、今、月１回、定期的に工事の進捗の確認ないし諸問題とか発生した場合の解決に向けての打合せの機会を、会議を持っております。これは、参加者としましては、村と、あと設計事務所と大和リース、あと仲本工業が参加してやっているんですけれども、このとき、不定期ではあるんですけれども、施工体制が変更された場合については、この変更の報告を受けて、それを確認をしているところでございます。

続きまして、⑤番、役場第一庁舎事業の工事契約相手方について伺うということでございますけれども、これも今、先ほど説明したとおり、事業全体については、村が大和リースと契約している中で、その中の一部、つまり建築工事については、大和リース株式会社が発注者となって、株式会社仲本工業さんとの契約の上で工事が進められているということでございます。

続きまして、⑥番、工事看板の設置について。

工事看板の設置について、今、記載された内容を挙げていただいているんですけれども、この件について、工事契約相手方に指示すべきと考えます。当局の判断を伺います。先ほど申し上げたとおりなんですけれども、実際この工事内容の建設業法に基づく、標準型に基づくような掲示はしてございますので、このあたりにつきましては、後ほどでも御確認いただけたらと思います。

続きまして、⑦番現場環境改善費が計上されているのではということで、現場のイメージアップを図る必要があり、このイメージアップの内容について指示すべきと考えられているという御意見なんですけれども、これも、説明したとおり、御提案の内容については直接村と仲本工業が契約した工事ではございませんので、直接私どもから仲本工業さんへ指示すべき事項には当たらないというふうに判断しております。

ただし、イメージアップと言いますと、やはり議員が先ほどおっしゃられたとおり、歩行者や通行車両からの現場の圧迫感の解消など、現場の環境をよりよくするために使われるべき費用ということで項目がございますけれども、これは、当初大和リースからの提案で、村内の小学生から希望者を募った上で、村キャラクターの絵を現在描いてもらって、今、目隠し板、仮囲い、こちらに掲示したいというような計画の提案がございました。これにつきましては、村のほうでも同意しまして、向こうに協力する形

で、声かけ等も協力してやったんですけれども、実際この募集した時期が、ちょうど３月頃にやりたい、ちょうど目隠し板の基礎の調査とかが大体１月、２月くらいやっておりまして、仮囲いが完了したのが大体３月前後ということもございますので、この頃、実際掲示したいという話で進めていたんですけれども、コロナ対策の影響があって、３密を避けようというような声かけないしはそういった働きかけもございましたので、村から大和リースに対して、このプランはちょっと断念してほしいということをやった経緯がございます。

①番に挙げられている新庁舎完成イメージ写真、これは先ほど御発言の中で大きく現在の壁面と言いますか、そういったところに大きな完成予想図などを出したらというような御提案だったんですけれども、現在庁舎完成予想図とか、内部の各課配置計画図については、第２庁舎の１階ロビーのほうで、今年の１月からずっと掲示しているような状況でもございます。

ただ、大きさで言いますと、そこまで大きいものではございませんけれども、このあたりは御了承いただきたいと思います。

現状の御説明としては以上です。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

私のほうからは、２点目の新型コロナウイルス感染症についての①番をお答えいたします。

特別定額給付金の世帯給付状況でありますが、99.5％となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

②番目は私のほうから、支援策については統一するものと、各自治体が地域の状況を踏まえて独自に行うものの両方が必要であると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川惠重）

大城律也議員の③番、コロナ感染症対応についての③番にお答えいたします。

大城律也議員御指摘のように、感染者はいつ学校で発生するか本当に分からない状況にあります。非常に緊張感といいますか、それを持って感染症対策を講じてまいっております。

学校の再開をしましたその週、１週間ちょうどありましたので、その１週間を生徒の学校での過ごし方だとか、それから、いじめ防止だとか、それから、心のケアとかを重点的に指導する習慣と位置づけて指導をしてまいりました。

その後も、教育委員会では、県や専門機関の情報や学校の状況を得ながら、定例の校長会や臨時校長会等を召集して、情報の交換や意見交換を行って、県や村の感染状況に合わせて対応を行ってまいりました。これまで対応したこととしましては、学校登校時に体温測定等、それから、３密を軽減するとかというのを具体的には行ってきております。それから、感染拡大防止のための具体的なマニュアル等をつくりまして、学校との協議を進めて感染防止をしてまいりました。濃厚接触者やあるいは感染者等が発生した場合の対応の仕方や、それから、消毒の具体的な仕方等についても、学校でも説明会をもってきております。

これからも新型コロナウイルス感染防止の対応については、国や県の方針をもっと収集して、ガイドラインを示しながら、子どもや保護者の不安をできる限り取り除けるよう、あらゆる場面を想定して準備と感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

④番目の、学校での熱中症予防行動、紫外線対策についてですが、学校が再開して１月にな

りますともう５月に入りましたので、大変熱中症等が心配されましたので、学校のほうには、臨機応変にマスクの着脱をしながら、授業等進めるようにとの話合いを持っています。

マスクの着用は国や県が推奨をしておりますので、本村の学校でも基本的にはマスクの着用を進めております。ただし、議員のおっしゃるとおり、マスクを着用することによって熱中症のリスクが高まりますので、体育や作業など運動をする際には３密を避けた状況をつくり、マスクを外して活動しております。

併せて熱中症・紫外線の暑さ対策としては、体育や外で行う学習に関しては必要以上に太陽の下では活動しないように。そして、こまめに水分を補給するなど、子どもの体調を見ながら日陰で休憩を取るなどの配慮をしているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

ありがとうございました。

順次①番のほうから、再質問をさせていただきます。

まず、１番目、工事着手後、囲いに目隠し板に掲示済みですというのは、これ何々が提示されているのか。もし今、御存じでしたら。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

お答えします。

現在、掲示済みのものとして確認できておりますのは、今回の発注、もしくは受注者、あと建設業の許可証ないし許可番号、あと配置技術者の資格、名称、あと緊急連絡先等が掲示されているのを確認しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

発注者と受注者合同で、プロセスチェックというのがあるんです。実際そのとおり、この内容に沿ったものが提示されているか、建設業法で。

まず確認いたします。この工事を契約したのは、大和リース株式会社ですね。本村と工事契約は。仲本工業じゃないでしょう。これは間違いありませんですよね。本村とその庁舎改築事業の契約は、工事契約ですよ、大和リース株式会社ですね。違いますか。ですから、本村と直接この事業に契約しているのは大和リース株式会社、間違いありませんかね。間違いないですか、建設課長。

○議長（名幸利積）

建設課長。

休憩します。

午後　２時１８分　休憩

午後　２時１８分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

この庁舎事業は、金の出し入れ、大和リースでよろしいですか、そこと工事契約をしましたと。違うか、リース料契約か。それで、このリース契約、じゃ、現場管理はどちらが実際、責任を持ってやられるのは。大和リースですね、責任持って。じゃ、お聞きしますよ。そこがはっきりすれば、ちょっと再質問もこれからやっていきやすいんですけれども。じゃ、大和リースは建設許可はお持ちですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

確実ではございませんけれども、やはり大和リースさんは直接工事される業者さんではない

ので、建設業の許可は取得されていないと考えます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

ちょっと僕もよく、一般的に言えば、大和リース株式会社が本村と事業契約をして、大和リースにお支払いしていることですね。ということは、仲本工業は、名前出していいのかどうかよく分かりませんが、大和リースの下請ですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　２時２０分　休憩

午後　２時２１分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

じゃ、大和リースは建設業許可なくても、この事業は。

（「大和リースは施主です」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

許可もらって、質疑と答弁してください。

○４番（大城律也議員）

何かややこしくなっておりまして、見ていて。この基本的に、それでは、表には、現場に表示するものついては、もう大和リースはもう出てこないと。建設業許可表示とかです。そういうのは大和リースは関係ないという感じですか。分かりました。それでは、分かりました。例えば現場で事故が発生した。そのとき責任を持つのはどこの会社になりますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

御質問の現場で工事をやっている最中に事故が発生して、実際働いている方がけがされたなどという事故がございましたら、実際工事を請け負っている株式会社仲本工業さん、こちらが保険ないしはそういったものを利用されて対応されることになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

そうですか。いろいろと、現場、いろんな予期せぬことが発生しますので、一般的に言えば、この施工体制台帳の下に、今、仲本工業さんがじゃ、そういう総括の現場の責任者でありますということになると、仲本工業さんと契約をしたという形にして、じゃ、その下請はいないんですか。下請、仲本工業から下請した業者とか、500万以上は建設業許可が必要なんですけれども、もちろん仲本工業は沖縄県でもリーダー的存在の大きな会社ですばらしい会社です。その会社は非常に評価もしているし、ただ、この現場の体制を確認をしたいなと。仲本工業さんも自分で全てを鉄骨の組立から、いろいろ足場の組立、全部自社でやっているということになるんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私どもが把握している範囲では、元請が株式会社仲本工業さんでございますけれども、下請、直接部分的にいろんな工事を下請発注されておられます。下請工事を発注されている中でも、また、さらに専門的な部分に関しましては、孫下請まで発注されているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

現場見ていて、建設業許可の表示しているのは、今の言っている会社だけしかないんです。

じゃ、その下請で500万円以上の工事をしたら、建設業法でも、建築許可を持った会社に下請発注しなさいとあるわけです。１社の建設業許可の表示しかないんです。現場には、ですから、自社で全部やっているのか、下請に出してないと、そういう状況を現場管理されているのかなということなんです。

それから、労働災害保険です。たくさん出てくるんです。労働災害保険建設許可労災保険成立表、それから、建築基準法による確認済表、これも現場には掲示されております。その３つしかない。ですから、仲本工業さんが元請という形にするんであれば、１次下請、２次下請、３次下請もあれば、この建設業法にのっとった業者、それも掲示する義務があるんじゃないかなという確認をさせてもらっております。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

施工体制台帳につきましては、これは工事を進める上で、日々変わっていくものでございますので、このあたりにつきましては、掲示するようにはこちらからはアドバイスと言いますか、助言的なものはやっております。ただし、まずは書面でということで、施工体制が変更とか修正になった場合には、まず私どもにもその資料提供としてやっていただいているような状況です。

現場に掲示することに関しましては、現在、その元請さんのものが貼られているのは御確認済みということで、その下請以降の掲示がないということでございますけれども、これも私どもから今後、こういった掲示ミスとかがないようにはそういったアドバイスはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

これは、もう待ったなしです。発注者の立場として、すぐ指示を出してやらないと、手遅れになる部分がある。

まず、建設業許可、２次下請があれば早めに掲示する。労基署も含めて安全パトロールが入ってきたらもうアウトですよ。それから、施工体系図の表示、それから、下請通知書、元請けに出す、この表示、建退共、建設業に加入していますよという表示、それから、緊急連絡票、これも通行人、一般の方々が確認できるように表示しなさいというのが、これもありません。だから、現場で何か気づいたときに、どこに連絡すればいいのか、役場になるのか、本来でしたら、その現場事務所にパッと電話できるような方法を取らなければならないだろうというふうに思っております。今言っているもの、これ早急にチェックをして、現場に表示すべきものであるというふうに思っておりますが、これ、それぞれの各現場、たくさんの発注をしていますから、そういう現場でも、これは最低限の条件ですから、これはしっかり確保していただければなと、確認です。

それから、特に、一括発注の禁止、これはすごいですから。自分でやるんだったら問題ありませんので、下請だしているんだったら、その下請の建設業許可の表示、これ確認をしていただきたい。

それから、現場を見ると、安全スローガンとか何もないです、現場に。これやっぱり一般の大衆からも確認できるように、指示をしていただければなと、もし仲本工業さんが割と直接工事契約していないないというんであれば、大和リースさんに指示をして、大和リースさんが指示をすればいいすればいいわけです。直接できない、立場上できないんであれば。こっちは金を出しているほうですから、大和リースさんに強力に指示をすべきであろうというふうに思い

ます。

それから、この工事看板、こっちには現場に表示してありますとやっているんですけれども、実際現場で表示されているの昨日の看板もあるんです。僕一般質問出す時点で何もないのに、その後に大急ぎで、多分パソコンでつくったのか。あれは役場がつくったんですか、それとも業者がつくって掲示したんですか。工事名とか昨日貼られているものもあるんです。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

その役場がつくったという意味がちょっと分かりかねますけれども。

○議長（名幸利積）

質問と答弁でしてください。

○建設課長（瀬上恒星）

ちょっと、今、御質問の何を指しておっしゃられているのかがちょっと意味が分からないもので、ちょっとこの前に、私どもから、仲本工業に指導したらどうかというようなお話だったんですけれども、これは逆に越権行為的なものになりますので、まずは私どもから大和リースにこういった意見、または助言があるので、現場をこういうふうにしてもらえませんかというような働きかけはできます。これが、今後は元請けである大和リースさんから、今度はその受注者である仲本工業さんへの逆に指示という形であれば、この連絡もしくは命令系統がちゃんとつながりますので、この誰が元請、誰が発注者、誰が受注者というような関係を、混同しやすいんですけれども、この辺りを整理していただかないと、逆に何で勝手に村が直接仲本工業と交渉するんだというような話にもなりかねませんので、この辺りはちょっと混乱しないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　２時３１分　休憩

午後　２時３１分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

ですから、例えばここに仲本工業さんと直接関係ないので指示できませんという回答書が来ているわけです。じゃ、直接やらない、発注者なのにどうするのかなというふうに、僕は非常に疑問に思う。ですから、そうであれば、大和リースに指示をして、さっきも言ったように、環境、700万円ぐらい積算されているわけです。その中でやるべきものいっぱいあるわけです。あと何もしなければ、丸々利益になってしまいます。だから、あれも指示をして、あの環境整備イメージアップ費ですから、この範囲内でやってくれという指示もしないと、非常に現場管理まずいんじゃないかなという気がします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

基本的なことを抑えてほしいなと思います。村は、先ほども言いました大和リースとリース契約、その工事関係は大和リースが民間、民民ですよ、だから。それは当然表示すべきとかやるんでしょうけれども、ひょっとしたら、それが全て公共がやるものと違っている可能性もあるんで、議員から提案があったよということは、大和リースに伝えます。伝えますが、それが本当に、やらないといかんのか法的に間違っているのかどうなのかというのは、これはちょっと検証しないと、我々公共工事とは違うんで、この辺は理解を少しやっておかないと、全て公共工事がやっているようなものじゃないじゃないかというのとちょっと違うんで、この辺は、民民との工事関係なんで、少し我々確認したいと

思っているんですが、恐らく大和リースも仲本工業もそれぞれ一流の会社ですから、それは十分認識をしているんじゃないかなと思いますが、せっかくの提案ですから、これは確認をしたいと思います。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

僕はやっぱりいいものつくってほしくて、それで提案しているわけです。それで、このものの顔ですから、建物が。誰でも北中城村立派な庁舎造るんだねという、あれヌーヤガとしかならない、今の状態では。あの表示がないから。役場庁舎とか。これは、文字しか書かれてないです。だから、もっと堂々とぱしっとやってほしいなと、大々的に。僕が確認しているのは、現場環境費というのが一般的にありますか、積算の中に。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

もともとイメージアップ費と呼ばれていたこの環境改善費、これに関しましては、公共工事で積算する場合には計上項目になっております。ただし、これが民間で採択すべきものなのかというところまでは私どもも把握できておりません。

実際このイメージアップと言いますと、その業者、現場もしかりなんですけれども、発注者ないしはその工事を請け負っている業者自体が、やはりイメージアップに直接つながるような行為に関する費用でもございますので、ぜひこのあたりを、大和リースさんが積算されて、恐らく仲本工業さんに発注されていると思いますので、このあたりにつきましては、この費用の利用の仕方についても、またお話を伺いたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○４番（大城律也議員）

分かりました。

そういうことで、いいものつくって、後でいろんなかけ引きが発生しないように、しっかりやっていただきたいなというふうに思います。

それじゃ、次へ行きます。

この、学校のコロナウイルスですけれども、これは提案というか参考にしていただければと。教室は本来クーラーつけていますから、密封をされている。まさに３密状態なんです。そこで参考になるのが、一つ、僕も情報として、パチンコ屋さんなんです。パチンコ屋さんで最初はクラスターが発生するから、休業してくれと、パチンコ屋は全国的にやり玉に挙がった。しかし、パチンコ屋で感染症が出たのは１人もいない、全国で、これなぜか。換気なんですよ、換気。密閉されているんですけれども、建築業法で、面積によって１時間に５回から10回換気をしなさい。窓を開けるわけじゃないですけれども、ちゃんとした装置がついている。ですから、このコロナウイルスの対策の一つ参考になるのは、換気なんです。そうしてあの人はパチンコ台に向かって、話もしない、一生懸命ですから、隣の人と話しない、飛沫がない。そういうものが一つ。学校でしゃべるなというわけにはいきませんので、難しいのはそこなんです。

ただ、一つは窓を開けても、しっかりクーラーかけっ放しで、換気を１時間に何回もやっていただければ、ある程度の感染症対策になるんじゃないかと、ここは提案であります。

そろそろ時間でありまして、庁舎の建設、なかなかややこしい系列のようで、施工体制台帳というのはしっかりして、そこから、提出義務はないと言っているんですけれども、やっぱり提出義務はありますよね。仲本工業さんが出すのか分かりませんけれども、提出義務がありま

す。これは確認して、現場の施工体制図、１次、２次、３次どっちが入っているかなというのを確認したい。万が一現場で不祥事が発生したときに、どう対応するのか分からなくなりますよ。しっかりこの辺も、施工体制が１次、２次、３次入って、今日何次目という状況をあるでしょうから、報告も受けながら、確認をしておかないと、非常にややこしくなる可能性が出てまいりますので、そこを提案という形でして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

それでは、通告に従い一般質問いたします。

２点ほどよろしくお願いします。

まず英語教育についてです。本村ではＤＯＴＥプログラムや中学生・高校生海外短期留学など、新垣村政になって英語教育に力を入れてきています。これまでの事業に対する評価と展開、伺います。

２点目に、島袋冠水対策について。

毎年のように本土では集中豪雨、甚大な被害が出て大きなニュースになっています。県内でも毎年大雨警報や洪水警報が数多く発令され、冠水地域では３号調整池の早急な完成が望まれています。現在の進捗状況と、以前に税制面からの支援ができないかということで検討をお願いしましたが、その検討の結果があれば見解を伺います。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、上間堅治議員の御質問にお答えいたします。

まず、１点目、英語教育です。

議員おっしゃるとおり、英語にＤＯＴＥプログラム、そして、海外短期留学等々、長年にわたってその子どもたちの英語教育には力を入れてきて、着実に英語力も向上しているのかなというふうに思っております。

詳細については、教育委員会のほうに答弁をさせたいと思っております。

２点目の島袋冠水対策です。

これも、地域の皆さんからは、毎年こういう形があって大変だということで、何とか早急に冠水対策をやろうということで、今、鋭意取り組んでいる状況であります。やがて完成するんだろうと思っておりますんで、その調整池ができたら、随分緩和されるのかなと思っております。そういう意味では、その進捗状況については、上下水道課長のほうに答弁をさせたいと思います。

税制面からの支援ということですが、これも後ほど税務課長のほうに答弁をさせたいと思っておりますが、税に関しては、基準に該当が難しいというような状況もありまして、なかなか厳しいなと思っております。北中城村だけがそういう対応ができるのかということもございますんで、その詳細については、課長のほうに答弁をさせたいと思います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川惠重）

上間堅治議員の質問にお答えいたします。

英語教育についてですが、平成14年度より海外短期留学派遣事業を開始して、令和元年度時点では195名を派遣しております。また、ＤＯＴＥプログラムや夏休みを利用した英語キャンプの参加者は、これまで述べ240名となっております。

卒業生の中には、大変この留学によって刺激を受けまして、向学心に燃えるといいますか、非常に頑張った卒業生もいらっしゃいます。現在米国留学は３人を含め、米国の大学への進学者が多数おります。今度の去った３月には、東大現役合格者も出るほど非常に刺激にはなって

いると評価しております。中学校におきましても、英語検定においてすばらしい成果が出ております。準１級複数名とか成果が出ているかと思います。

今後も４市村で構成する沖縄県内市町村海外短期留学協議会と連携し、今後も継続して事業を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

では、私のほうから、御質問２点目の島袋冠水対策について、そのうち、３号調整池の整備工事の進捗状況についてお答えいたします。

３号調整池の整備工事につきましては、現在、第２期工事として、調整池の掘削及び間知ブロックの施工を行なっているところでございます。これまで、８月末までの状況からいたしますと、計画工程よりも若干進んでいるということで、順調に来ているところでございます。

また、附帯施設としてポンプ設備のほか、村道側から３号調整池につなげる水路整備工事、これはランハウスのところから３号調整池に向けに、流水、流れを誘導する水路でございますけれども、この整備を並行して行っております。

一連の工事を今年12月末完了、つまり年内に完了し、年明け３年１月の供用開始を予定しております。

その他、浸水対策の関連といたしましては、幹線水路の粗度軽減対策工事、従来ライニング工法と呼んでいるものでございますけれども、これを進めておりまして、こちらについても、今年度の末に全線完了する予定となっております。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

私のほうからは、島袋冠水対策における税制面からの支援についてお答えいたします。

税制面からの支援といたしましては、徴収猶予、分割納付、固定資産税の減免がございます。

まず、徴収猶予につきましては、地方税法第15条に基づき、災害等を受け、納付することができない事情がある場合は納期限から１年以内を期限限度として徴収を猶予するものでございます。

分割納付につきましては、地方税法第15条第３項及び本村税条例第８条に基づき、徴収猶予に係る徴収金に対して分納納付をするものでございます。

固定資産税の減免につきましては、本村税条例第71条に基づき、災害によって埋没・崩壊・流水・流出・水没などで使用できなくなった土地及び家屋について、平成12年４月１日付自治税企第12号事務次官の通知にある事項に該当する場合は減免等をするものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

それでは、再質問します。

まず、英語教育は後にして、島袋の冠水対策から行っていきたいと思います。

一連の工事、今年度12月、この３号調整池関係なんですけれども、今、順調に工事は進んでいるということなんですけれども、もう、私前で見ていてなんですけれども、このバイパスというんですか、直接この道から調整池に入れる水路の工事というのも、８月中旬辺りにやるということで予定していて、業者のほうから、便りも来ていたんです。でも、一向に進まない、９月に入ってやっと進んでいる状況というのと、また、ライニング工事も、大分前にのり面のほうを洗浄機でやっていた覚えなんですけれども、それからまた一向に進まないということで、本

当に順調に進んでいるのかというのが、私の目から見て、ちょっと疑問だなというふう思うんですけれども、再度確認しますが、12月の完成はできるのか、この辺はよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

議員のおっしゃられている、まずは村道側からの水路工事、８月からの着手ということで、最初に手がけたのが、その水路整備に当たりまして、水道管の移設作業が必要となったということで、まずはそこを先行させていただきました。その後、どうしても台風の影響などもございまして、最近、また作業のほうを再開しているという状況になっております。

それと、ライニング工事についてなんですけれども、このライニング工事が３号調整池２期工事に含めている部分と、別途その上流に対しては別発注で契約をしておりまして、恐らく、先行していたのは、その２期工事に含んだ部分、そこの洗浄作業が先に行われていたかなというふうに思います。

こちらにつきましては、また現場の段取りを含めて、今後また進めていくということになりますけれども、まずは、今の状況と言いますか、やはり台風だとか、結構雨が多い時期でございますので、やはり作業が集中してできないというようなこともありますので、そういった気象の状況を踏まえながら、順次進めていくということになると思います。今の状況からすると、年内完成ということに変わりはございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

今の話だと大丈夫ということなんですけれども、今、答弁にもありましたように、台風とか、私が初めに話したように、大雨警報とか頻発して出ている、この状況も踏まえて、考えて余裕を見ての12月の工事終了、末の終了というふうに考えているのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

通常、その工事の中では、不稼働係数という、休みの日だとか、雨の日、それで作業が止まるというものも考慮された工期の設定を行っております。一般的な不稼働の率に対しても考慮されているんですけれども、例えば今年、異常に台風が多いとか、長雨が続くとか、そういった場合には適宜またその見直しも必要とはなってくると思いますけれども、そこはまた現場の工夫といいますか、努力のほうも含めて、今の目標としては年内の完了ということに変わりございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

地域住民も、やっぱりもう工事も進んでいるということで、早急な完了が望まれているとことですので、事故ないようにしっかり進めていただければなというふうに思っています。

続いて、防災カメラなんですけれども、この水路を映しているカメラ、１か月以上調整中ということなんですけれども、その原因とか、いつ頃直るのかというのは分かるのかをお聞かせください。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（仲本正一）

お答えいたします。

カメラ自体がもう壊れておりまして、カメラだけでなく役場まで通る配線も含めて、今、見

直して発注を予定しています。

この配線の手続に１か月くらいかかると聞いていますので、早めにお願いしていますけれども、１か月ぐらいをめどに今発注しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

このカメラ活用している方も多分多いのかなというふうに思っています。なぜなら、大体どのくらいに来たら道が冠水するよというのを把握できているので、雨降っている中で川のほうに行ってやるよりかは、家でカメラを見たほうが大体対策打てるんで、その辺はしっかり早めにやっていただければなというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

それと、冠水対策全体のことで質問させてもらいます。ライニング工事と、また調整池、一応２つほど考えているということなんですけれども、ほかに事業検討しているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回、島袋地区の冠水対策、浸水対策、これにつきましては、調整池が３つ、現在進めております３号調整池、これＪＡ側になりますけれども、近くにあります、今仮設の池がございますけれども、そこを５号調整池として、こちらについては来年度以降に着手をしたいというふうに考えております。それと、以前から行っておりますけれども、ライニング工事です。これ全線が今年度中に完了すると。もう一つ、４号調整池、これはゆうな公園に埋設型の池をつくるというものでございますけれども、それと、もう一つの対策として、国道側、要は山里側のほうのバイパス水路、これらをもって一連の対策としておりますけれども、そのゆうな公園側の４号調整池、それと、国道側のバイパス水路、こちらについては、規模が大きい、工期もかかる、予算もかかるということで、今の計画としましては、先ほどお話しました仮設池の５号調整池、こちらが恐らく来年から再来年にかけての施工になると思いますけれども、それが終わった後に着手をしていくということになっております。

ということで、早く整備をというところはございますけれども、もう少しちょっと時間がかかるという状況となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

やっぱり予算のほうとか、いろいろ検討しない部分はあるというふうに思っていますので、ぜひできればこの山里から来る水も、バイパスを通してライカム交差点側にやるのもしっかり考えていただければなというふうに思っています。

今、考えている調整池２つ、あとライニング工事は、来年度以降に完了するということなんですけれども、今できる３つの対策は、この被害の軽減はどのくらい抑えられるのか、この今３つ、例えば１時間当たり何ミリ程度まで降っても道は溢れないよとか、そういった計算とかあればお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

ここの島袋地区浸水対策は、先ほど述べた対策、この組合せでもって冠水を抑えるという計画となっておりまして、１個１個で、すぐにこれが何か評価できると、どの程度の評価という

ところは難しいんですけれども、恐らく現在進めておりますライニング工事、後、調整池３号、５号、これができますと、従来の程度に比べて恐らく半減ぐらいは可能ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

やっぱり半減ぐらいということなんですけれども、結構水というのは結構上がってくるということは、認識していると思うんですけれども、どうなのか、もう２年以上、３年以上もしかかるとしたら、まだまだ心配しないといけないのかなというふうに思っています。ぜひ、しっかりもうちょっと広げた早めの対策、早めに完成できるような形を整えてもらって、安心して住めるような形にしていただきたいなというふうに思っています。

税制面の件なんですけれども、私が質問したというか、お願いしたのは、こういった固定資産税のもう評価された税ではなくて、固定資産税をやる場合に、評価基準というものがあると思うんですよ。その評価基準、大体70％ぐらいでやっていると思うんですけれども、その評価基準を下げられないか、緩和できないかという話なんですけれども、この辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（名幸利積）

税務課長。

○税務課長（喜屋武のり子）

上間議員の御質問にお答えいたします。

土地評価額に関してなんですけれども、こちらのほうは、地形の状態とか、土地の価格などを基に決定しております。そのために、災害による土砂崩れとか、また、形状が変わったとか、水が引かなくて使用ができないなどの場合は、再評価とか地目変更などで評価額が変わることはございます。しかしながら、形状が変わらない土地など、以前と同様に使用ができる場合は、現状回復ができる土地ということで、土地評価額の減額ではなくて、徴収猶予とか、分納とか、固定資産税の減免などでの税制支援ということで、一応考えてはおります。

また、現状回復ができる場合における評価額の減免を行っている近隣市町村というのは、現在のところ確認が取れておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

確認が取れていないからやらないというのであったらちょっと困るなというふうに私は思っていまして、県と国のほうに、少し確認というか質問を送ってもらって、村長も見ていると思うんですけれども、質問内容が、毎年冠水が起こる地域は、資産の評価としては、同じ地域でも評価が低いと考えるが、この固定資産税評価基準は、どのように反映されるのか。例えば課税基準の緩和減免等の救済措置を、市町村単独で行えるかという質問に対して、全文は抜粋するんですけれども、水害等を含めた災害に関する住宅の所要の補正は、評価の均衡を図るため、状況に応じて必要がある場合に、またその基準率が新たな不均衡をもたらさないよう、十分留意した上で、課税庁である市町村において、適用が検討されるということです。

また、国のほうの回答では、毎年冠水が起こることにより、土地の価格事情に影響があると認められる場合、固定資産評価基準に定める評価基準の中で、該当価格事情を土地に関わる評価に反映させることができますが、その判断は市町村において、当該状況が価格状況に著しく影響を与えるか等を慎重に検討した上で、適切に行われるものであるということです。

実際、この地域に対しては、村が３か所冠水

地域、雨が降ると冠水しますよ、ここはというふうに出しているんです。土地の取引の中でも、この看板を見て契約を断ったという事例も出ています。そういうのに当たらないのか。評価は低くなっていると私は思っているんです。この地域のほうに。それを反映できないのかということなんですけれども、それも県・国の回答では、市町村で任せていますよということなんですけれども、この辺どういうふうにお考えなのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

確かに、県や国はバランスよくやってくれと、最終判断は市町村に任せますよというんですが、じゃ、市町村で本当にそれが個別的にバランスよくやれるかというと、例えば、今、全国市町村そうだと思うんですが、先ほど担当課長から説明があったように、ここが完全に決壊して、もう跡形もないというんだったら、当然これは見直さんといかんだろうというのが、今、一般的な見方なんです。１筆ごと、全部完全にこれが消滅してしまったと、これ大災害ですよ。そのときには、当然それに、基準に当てはめてやらなきゃいけない。ただ、今の例えば島袋地域の冠水の中では、評価を完全に見直していくとなると、じゃ、そこだけじゃなくて、ほかもたくさんあるでしょうという話になってきた場合、そこだけではなくてということになると、なかなか単独の市町村でそういう評価というのは難しいなというのが一般的な市町村の担当課での認識なんです。ただ、この辺はもう少し研究しないといけないんじゃないかなとは思っています。ですから、これは明確に住民の皆さんに納得いただけるような対応をやらないといけないだろうと思っていますので、今は、極端な場合は当然やりますよというんですが、こういうなかなかどこまでやっていいかというのが、判断が今、実は市町村の中では、担当課の中ではいろいろつき切れないというのがありますので、その辺も恐らく、例えば北中城村だけそうするということになると、じゃ、ほかの市町村にも影響してくる。

ある程度税は統一的なものでやっているものですから、当然国・県は市町村に任せますよと言っているけれども、本当にそういうことがやっていいのかどうなのかというのは、なかなか市町村も判断をしかねているというのが現状だろうと思っています。

ですから、この辺はもう少し研究をしなきゃいかんのかなというのが現状だろうと思っていますので、確かに言うように、全くできないということではありませんが、判断基準がなかなか厳しいなというのが現状であります。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

この税に関して、この評価基準に関しては、私は政治判断ではないかなというふうに思っているんです。先ほどから言っているように、たまに、年に何回とかじゃなくて、数年に何回とか、そういった形で冠水しますよ、もう相当な大雨が降ったときに冠水しますよということじゃなくて、毎年冠水しているところなんですよ、こっちは。ここは毎年。毎年何回も冠水しているところなんですよ、水あふれているところ。そういった部分で極端に変えれというわけでもないし、もちろんしっかり今、村は冠水対策として事業を行っている。この事業を行っている間だけは、減免しましょう、少し緩和しましょう。しっかりできれば、じゃ、後はまた普通に戻しますよという考え方というのもあってもいいのかなというふうに思っているところではあるんですけれども、なかなか税に公平性、平等性という形で、近隣市町村等を見ながらということなんですけれども、先ほどから言うように、

私は本当にこれは政治判断で、できないのかな、やってくれないのかな、やってくれたらありがたいなというふうに思っているところです。

また、これから研究調査等やるということなんで、しっかりその辺も踏まえて、ぜひ負担が少ないような形で、この冠水が収まる対策が全て終了するまで、しっかりやっていただきたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

上間議員のその提案は非常に十分理解はできるんですが、ただ、これ政治的判断となると、これは余計混乱するだろうと思います。例えば時の首長が、ここやろうよと、次はやらないという話だと、これは本当に税の公平性からすると、時の首長が勝手にやって、その支持固めのためにとかいろんな憶測を呼ぶんで、これは政治的な判断をされたら、逆に影響を及ぼすのかなと思っています。

ただ、税を動かすとなると、かなり慎重にしなきゃいかんだろうという認識を持っています。ただ、見舞金だとかほかの対策、一時的に被害に遭った皆さんには、何とかそういう増額をしようとか、そういう検討のほうがまだ早いのかなというふうに私は思っています。ですから、今回の台風も非常に心配したんですが、それがなかったということは、やっぱり調整池の効果も出てきたのかなと若干思っています。

ですから、地元の皆さんからはいろんな声を聞いていますけれども、今、税を動かすというよりも、こういう別の方向の少し支援を、そういうことも考えられるかなということを思っているところでありますので、税はかなり慎重にしておかないと、後々非常に困った状況になりかねないんじゃないかなと思っているものですから、この辺は少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

分かりました。

しっかり考えていただいて、負担も、ほかの部分も言いたかったんですけれども、考えるということなんで、税以外のことで、そういったのをどんどん出していって、納得いくような、被害されている住民のほうに納得いかれるような形でやっていってください。

続いて、英語教育について再質問します。

答弁書の中では、世界で活躍する人材を期待する、期待とあるが、18年間、答弁の中では平成14年から開始して18年間この海外短期留学とか、ＤＯＴＥプログラムやっていますが、その事業に参加した若者がこの期待どおりの活躍をしているのか、その辺お聞かせください。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

上間議員の質問にお答えします。

確かに、私たち本村の海外短期留学、平成14年からスタートしまして、若干200名近く、195名の派遣を済ましているわけですけれども、ＤＯＴＥソリューションとの契約の中で、その後の追跡調査とかを入れていないものですから、私たちもその件に気づいて、去年あたりから話合いの中で、そういう追跡調査というんですか、その子たちが、もう今、社会に出たら多分中心的、30代とか、20代の後半になってきているでしょうということで、同窓会的な集まる場をつくれないかなということで、今、模索していますので、今しばらく、来年あたりからは、その後の動向というんですか、その生徒の卒業生の形が見えてくるものと思います。今は大学とか行ったとか、マスコミとか、近隣の情報で、周りの情報でしか言えない状況です。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

私も、この事業、毎年600万、700万近く支出していると思うんですけれども、なかなかどういった本村での若者が海外に出てという話もあまり聞かないし、ましてやまた、この事業を受けた、プログラムを受けた子どもたちがどういうふうな社会に出て、どういうふうに英語を使って自分の身を起こしているのかというのが、全然見えないということがちょっと気がかりになっていました。

それで、英語教育ということで質問させていただいていますけれども、これからやるということで、答弁もらったんですけれども、私が思うには、英語教育も本当に重要だと思います、確かに。学校でも小学生からもうしっかりやるということでなっていると思うんですけれども、それ以上に本村ではやっているということなんです。実際、自分としては否定的な部分が多くて、大変すみませんけれども、英語に接する機会というのは、教育長どのくらいあると思いますか。教育長自体が、今、国内においてどのくらいありますか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川惠重）

国内と限定されると、ちょっと少ないとは思います。ただ、電話等では、外国ちょっといるものですから、よくやっておりますけれども。実際生活の場面の中でどのくらい英語を使うかというのは、ちょっとした芸術関係の方たちと月に１回、２回会うかなぐらいです。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

私も一応基地関係で仕事もしていて、ほかの人よりかは英語に接する機会は多いと思うんですけれども、一般の方々が日本において、どのくらい英語でコミュニケーション取れるのか、取っているのか。そこが相当疑問なんですよね。そのためにこれだけお金を使わないといけないのかというのも、正直言って疑問があります。

じゃ、提案という意味で何ですけれども、こういった小学生・中学生のプログラムに、そういったのではなくて、留学、また進学でアメリカの大学、もちろんイギリスの大学でもいいし、そういったところに行けるために、少し奨学金的なものでやったほうが、逆に言うと、海外に行くという若者は、それを目指していきますから、当たり前、自分がまたこれを仕事にしたりとか、そういった目標があって海外留学とか行くはずなんで、その辺にもっとお金を使って、しっかりした教育が受けられるように、財政面からも支援できるんじゃないかなというふうに思いますけれども、この辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

先ほど来お話があります、平成14年からスタートして18年間、あまり効果がないんじゃないかという御指摘ですが、決してそうじゃないんじゃないかなと私は認識しております。

実は、先ほど教育長からもあったように、結構子どもたちの英語力が高まってきているというのは事実です、これは。着実に18年間積み重ねた成果であろうと。ＤＯＴＥプログラム、ワシントン州立大学と直接やると、今、私もその州立大学行ってやってきているんですが、日本の英語教育は遅れていると、これは全世界でも。もう今、韓国、中国は国家プロジェクトで行って、通常の英語でやるわけです。自分の言葉は当然、何か国しゃべらなければいけないと。これからは、ＡＩの時代、ＩＣＴの時代です。も

う機械化全ていくと。そうなると、国際共通語は英語ですから、これ英語でやり切れないと、国際人としてはやっていけないということを言われているわけです。ですから、小学校からの英語教育を強化しないといけない。

確かに日本は遅れています。英語教育に関しては。何年やってもしゃべれないじゃないかということがあるんで、そういうことはもう打破をしながら、本当に会話のできる、そして専門用語で英語で話せるような環境づくりをしないといけないと思うんです。これは当然、今までやってきたことがさらにプラスアルファになって、５年先10年先、北中城村からそういう国際的なプロジェクトで活躍できる人材が確実に出てくるだろうというふうに思っています。ですから、これからもっと重要になるのが、私はこの英語教育じゃないかなと思っておりますので、北中城村の特徴として、しっかりこのプロジェクトを進めていく必要があるし、またさらに強化をしなきゃいけないんじゃないかなという思いをしておりますんで、どうか議員も、たいした成果ないじゃないかとおっしゃらずに、ぜひ御理解いただいて、お力添えいただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

成果がないというわけではなくて、成果が見えない。言っているように、英検の合格率も高くなったという話もしています。もちろん英検の我が村では補助もやっているというところもあると思うんです。だから、英語圏とか世界に出ようということになれば、自分からしっかりできるような形になると思うんです。自分は英語は道具だと思っていて、使わなければ忘れてしまう。私も経験があります。ずっと外人と一緒に仕事をしていたら、どんどん入ってきて、どんどんしゃべれるようになる。でも、少し離れると、また忘れてしまって、なかなか会話ができなくなったりとかするというものもあります。

小学校・中学校でそういったことをやったとしても、じゃ、この日本国内の中で、なかなか英語も使う機会もない中でどんどん忘れてしまう。じゃ、ここにＤＯＴＥプログラムやった生徒、短期留学行った生徒、じゃ、本当にどうなっているの、今。先ほど追跡調査やるという話もあったんですけれども、この辺をしっかり踏まえながら、やっていただきたい。何もやるな、無駄だという話はまるきりしていなくて、そういったのを踏まえながら、考えながら、もうちょっと効果的に、先ほど言ったように、志がある、海外に行って自分も一旗立てようという志がある若者に対して、どんどんお金、奨学金とか出せるんじゃないかなというふうに私は思っています。そのほうが効果的なやり方ではないのかなというふうに思っていて、今、この英語教育ということで、質問させていただきますが、この辺はどういう考えか、お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

その海外短期ＤＯＴＥプログラムやった学生たちがどうなっているかというのは、確かに気になるところでもありますし、何名かはもう既にやっているということですけれども、全体的な把握は、先ほど担当課長からあったように、これから調査をしていきたいというふうに思っています。以前からも申し上げているんですが、その海外に行くときに、直接沖縄の大学から、アメリカの大学、海外の大学に行けるような、奨学金制度はぜひつくりたいなと思っているんですが、それもなかなか財政状況も踏まえて、村単独では難しいなと思っていて、それは企業の皆さんへの協力も、またやれたらいいんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、議員御指摘のように、そういう支援はどんどんやるべきだろうというふうに考えておりますので、成果の問題が出るんですが、ぜひ成果の見えるような形の取組を今後やっていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　３時１７分　散会

令和２年第６回北中城村議会定例会会議録

招集年月日	令和２年９月４日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和２年９月10日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	散会	令和２年９月10日　午後０時37分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武　すま子	出
	２番	稲福恭秀	出	９番	天久朝誠	出
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	８番議員		喜屋武　すま子			
	９番議員		天久朝誠			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長		比嘉直也			
	議事係長		仲村静香			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	新垣邦男	教育長	砂川惠重		
	副村長		教育総務課長	喜納克彦		
	総務課長	仲本正一	生涯学習課長	與儀光敏		
	総合調整監兼企画振興課長	石渡一義	建設課長	瀬上恒星		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	楚南兼二		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武　のり子	農林水産課参事	鹿島直昭		
	上下水道課長	安次嶺正春	学校教育指導主事	玉城有		
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第４号

令和２年９月１０日（木曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1		一般質問	

一　般　質　問　通　告　書

順位	質問者	件名
5	比　嘉　次　雄	１．選挙広告物のぼり撤去について
6	比　嘉　義　弘	１．サウスプラザの土地の売却について ２．しおさい市場について ３．農を活かした活性化事業について ４．アリーナ建設について ５．村民体育館について ６．高架橋について ７．平和を守る村民の会について
7	山　田　晴　憲	１．新型コロナウイルス感染拡大について ２．公園整備計画について ３．アワセゴルフ場跡地利用計画について ４．新垣邦男村政４期１６年の総括として、重点とした施策、積み残しの課題について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第１．９日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉次雄議員。

○１３番（比嘉次雄議員）

おはようございます。

ちょっと余談申し上げます。

今回の一般質問は７名の方が質疑しておりますけど、その中で６名が建設課関係、大変ですね、建設課長。痩せていませんか。見た目はそうでもないですけど。

それで、当局の村長、副村長、教育長はじめ、17名の方々が今、答弁者として座っておられますけど、一度も答弁したことない人、会計課長、予告質疑です。12月定例会に必ず一般質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

選挙広告物ののぼり撤去についてということで、北中城村長選挙12月１日告示、12月６日選挙が選挙管理委員会から発令されました。それぞれの予定候補者も、当選に向けて日夜奮闘していることと思います。

また、国政衆議院選挙の解散も近々との世論もあり、北中城村村長、新垣邦男氏の出馬も取り沙汰され、期待されております。

今回の選挙に向けて、我が陣営の比嘉孝則事務所に広告物の「選挙のぼり撤去について」の名目で村建設課長名で届いているが、次のことについて伺います。

１、建設課長名で届いているが、管理者はそれでよいか、内容はどのようなものか伺います。

２つ、衆議院選挙予定候補者、新垣邦男、村長選挙予定候補者、天久朝誠、同じく比嘉孝則、予定候補者それぞれの選対事務所に通達・発送しているか伺います。

３つ目、今後の対応について伺います。同様な扱い方をしていくのかということです。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

３点ありますが、２番目、３番目については、建設課長、そして総務課長の方に答弁させたいと思いますが、まず１点目、そののぼりの件でありますが、建設課長名で発送文書が届いているが、それでいいかということですが、これはあくまでも道路管理者である建設課長が、ある意味、注意喚起ということで、これは結構、村民の方からもそういう苦情が来ているということがありましたので、道路管理をしている所管課長として、注意喚起の意味で文書発送をしたということになっております。

内容等については、担当課長の方に答弁させたいと思います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

それでは、私の方から比嘉次雄議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の「選挙のぼりの撤去について」という文書につきましては、令和２年８月14日付で発送しております。内容につきましては、それぞれ同内容で、この同日で発行をいたしております。

続きまして、３番の今後の対応ということでございますけれども、村道利用者、主に歩行者が多かったんですけれども、また警察の方からも道路管理者として適正に対応するように、

各々の方々に注意してほしいということで連絡をいただいております。

特に今回の首長選挙ということもありますので、村民及び道路利用者が特に危険を感じられたり、通行に対し迷惑行為とも捉えられるような行動及び活動については、厳に謹んでいただきたいということで、所管課としてそれぞれの方々にはお願いしたいという思いで、この書面は発行しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○１３番（比嘉次雄議員）

じゃ、１問目から、建設課が注意喚起を促すための通告でありますよということで、我々ももちろん理解もしております。ただ、もしかしたら、当事者が首長であるかもしれないと思ってその問題も出しましたんで、別に問題ではありません。

それで、公正公平な扱い方、あるいはクリーンな選挙戦が今最も求められている状況であります。２カ年前の北中城村議会議員選挙は、非常にクリーンな選挙でございました。景観も乱さずに、のぼりなし、あるいは横断幕などの広告物なし、それについては、新人が非常に困るようなこともありましたけど、あるいはのぼりとか広告物がないと、住民あるいは有権者への情報が行き届かないのかなと思って、投票率の低下も否めないところもあるんですけど、やはり法律は法律、道交法もそうですけど、公職選挙法もそうです。

ですから、お互い望むものでありますので、せっかく今回は衆議院選挙も近々といううわさもあって、あるいはお互いの首長の選挙、各選対事務所も、これに準じて行われれば幸いだと思っておりますので、皆さんの御理解もまたひとつよろしくお願いいたします。

こののぼり撤去についてというのは、８月28日までに撤去せよという命が来ましたけど、その後はどうなっているか、ちょっと伺います。きれいにできたのかどうか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

こののぼりの撤去につきましては、私どもが週数回は現場、村内をパトロールしております。パトロールした課員の方からの報告によりますと、28日までに、取りあえずこちらが指摘、問題ありというふうに捉えたものについては、全て撤去されているということで報告を受けております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○１３番（比嘉次雄議員）

命に基づいて、各選対は撤去されている状況だと今、認識しました。

ただ、６月の県議会議員選挙では、のぼりが煩雑、あるいは広告物の煩雑、それは県の選管だともうかがえるんですけど、お互いの道路のガードレールとか、その辺にもそれ相当ののぼりが立てられておりましたけど、その辺についての対処はどうなっていたのか、ちょっと伺います。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

当時、県議会選挙のときには、警察からこういった指導をしてほしいというような要請文はございませんでしたけれども、やはり通行に、村道敷内に設置されている、こういった選挙関係の広告物等につきましては、やはり私どもも懸念しているところでございました。

ただ、前回につきましては、こういった文言については、文書としては発送しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉次雄議員。

○１３番（比嘉次雄議員）

なぜかと申しますと、選挙終了後もこういう、まだ掲示物あるいはのぼり等が煩雑しているのが見られたから、そのようなことを今申し上げているわけであります。できればこういうものも、県選管なんですけど、ここからもお互いの道路を管理する建設課あたり、あるいは選管等も気をつければ、それでいいような展開ができると思いますので、この辺また求めたいと思っております。

選挙ののぼり撤去についてということで、建設課から道路法32条とか、あるいは43条に違反しているということがありました。当然これは解読してみたら、32条は、許可が得られていない、そして43条というのは、その掲示物を立てているガードレールとかそのようなものを損傷し、または汚損、見苦しいということの解釈で撤去するようにということがありましたので、これはお互い、三者三様、適切に守っていただければ、本当にクリーンな選挙、北中城村は景観も重視しております。そのようなことが求められておりますので、住民からの苦情もないような選挙が行われれば、最高な今回の選挙戦になると思いますので、皆さんのまた御理解、御協力、各選対によろしくお願いして終わります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

おはようございます。

先ほど次雄議員からもありましたけども、今回の質問、私もどちらかというと建設中心にやらせてもらっています。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

新垣村長の任期が徐々に迫っておりますので、提案よりも確認等の質問に力を入れていきたいと考えております。

たしか村長の４期目はアワセ地区の事業計画が形として見え始め、多くの村民は、いよいよ村のまちが本格的に活発になるだろうと期待したかもしれません。さらに村長選では、税収が大幅に伸び、財政的にも一段と安定すると強調されておりました。まさに、それ行けドンドンという雰囲気でした。

しかし、最も期待されたアリーナ建設計画がいきなりつまずき、まだ完成を見ておりません。当局は地主のせいにしておりますが、製作費や計画の杜撰さと私は考えております。

10億の税収が見込まれておりましたが、一方では国からの交付金が75％差し引かれているのを忘れていたのか、増収の効果は期待するほどではなかったように考えます。

逆に、財政的には非常に厳しくなり、現在は逼迫状態にあると思います。そのことに行政サービスの、つまり、村民の福祉サービスが徐々に低下しつつあるように思います。

さて、私の３期目の目標の眼目は２つありましたが、その１つが検証であります。この点は、私が議員である限り継続していく考えでおります。

では、これから一般質問を順次行っていきたいと思います。

１点目、サウスプラザの土地の売却について。

①６月議会の一般質問を締め切った翌日に、インターネットを通して土地の売却について知ったが、その説明を求めたいと思います。

２、サウスプラザの土地は、村の公共施設を建設するために購入したはずでありますが。

３、地域の住民の皆さんとも話合いを持ったか。

４、議会（議会議長）にも理解を求めたか。

５、売却の手法は競争入札か、あるいはプロポーザル方式か。

２点目、しおさい市場について。

１、改めて当初のしおさい市場の目的・目標

を問う。

２、地産地消は農家を育成することでは適切な手法ではあると考えるが、その効果はどうか。

３、細かいようだが、営業時間や休日はどうなっているか。

４、しおさい市場の職員体制はどうなっているか。

５、依然として村の補助が入っているが、黒字経営は可能か。経費面から考えると、継続は難しいのではないかなと思います。

３点目、農を活かした活性化事業。

１、実証実験は終了したようだが、思惑どおり進んだか。

２、コンテナ方式で水耕栽培を今後に拡充していくのか。

３、我が村は、農家による放棄地が非常に多いが、事業により解消は可能かどうか。

４、コンテナ方式を採用する場合、大量の熱が必要とのことであったが、そのために生ごみで熱を作るとのこと。その考えは変わりないか。

５、コンテナ方式での水耕栽培で農家のための放棄地の解消は期待が持てるか。

４点目、アリーナ建設について。

１、前回の議会においても、地主との交渉は全くはかどっていないとのことだった。首長も間もなく代わるので大変気になる。最も気になる１つに、既に約４億円が支出されていることだが、その処理はどうなるのか。

②アリーナ建設の見直しにより、防災を中心とした箱物を造るとのことだが、現在の村の財政力で本当に維持できるのか問いたいと思います。

大きい５点目、村民体育館について。

①村民体育館に関して、ある高校から問題があるとの声があったので、もう一度確認をする。床の直張りは柔軟性がなく体にもよくない中で、もちも長くはないとのことで、これまでの設備費用が大変気になる。見積りの公開を求める。

音響や会議室、そして舞台、さらに障害者用のトイレが１つしかないということで、この辺も少し問題があると村民から言われました。

②20年の期間に設備等の作り直しが必要とされた場合、体育館の所有者に要請が可能かどうか。

３、イ、用地について。

村民体育館スポーツクラブの土地の賃借料は。村民体育館は幾らなのか、そして、何平方メートルなのか。スポーツクラブは幾らなのか、そして何平方メートルなのか。

ロ、建物について。

体育館の賃借料は幾らか。

６点目、高架橋について。

①イオンと徳洲会をまたぐ高架橋の件では、国と県との話合いが持たれるとのこと、さらに現場の視察もあるとのことだったと理解しているが、その結果はどうなったか。

②現在の村の財政状況を考えると、高架橋建設は無理であるし、アワセ地区の活性化にも費用対効果を考えると非常に厳しいのではないかと考えています。

③既に設計料が支払われているが、その件はどうなっているかも気になります。

７点目、平和を守る村民の会について。

①平和を守る村民の会の活動が年々低下していることは承知のとおりである。村長はどう受け止めるのか。

②スローガンの１つに「守ろう平和憲法」とあるが、会長として、あるいは村長として現憲法をどう考えているか。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、義弘議員の御質問にお答えいたします。

まず、１点目です。

サウスプラザの土地の売却という件ですが、サウスプラザは、土地は売却をしておりません。これはもう既に前議会期間中に全員協議会で説明をしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

２点目のしおさい市場について、これは担当課の方に説明をさせたいと思います。

３点目の農を活かした活性化事業も、農林水産の方で答弁をさせたいと思います。

４点目のアリーナ建設、これも既にもう議論をこれまで何回となくやってきておりますんで、それぞれ担当課長の方に答弁をさせたいと思います。

５点目の村民体育館もそれぞれの担当課長の方に、６点目の高架橋についても答弁させたいと思います。

７点目の平和を守る村民の会、活動が年々低下しているということですが、これは結成37年、地道でありますが、毎年継続して平和運動を官民一体となった取組をやってきております。

昨日も出たんですが、それぞれ毎年、事業をしっかりやっていっているという認識を持っております。今後も取り組んでいきたいと思っております。

２点目の平和憲法なんですが、当然、平和憲法は日本国憲法第９条の条文であることから、現憲法維持を守る立場であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（楚南兼二）

私より、２点目のしおさい市場についての①から⑤についてお答えしたいと思います。

まず、①改めて当初のしおさい市場の目的・目標を問うとありますが、しおさい市場ですが、村民に地域で生産される新鮮で安全な農水産物の提供を促進し、村産品の生産奨励と特産品の加工開発、当該特産品の流通販売の拡大及び観光情報などの配信受信基地を目的として、アンテナショップを設置しております。

２点目の地産地消は農家を育成することでは適切な手法であると考えるが、その効果はどうかということにつきましては、専門性の高い営農指導員による指導で、生産から販売ルートの構築・確保、また、村内野菜を活用した総菜販売等、村産農産物を積極的に活用することで、農家の所得向上に向けサポートを行っています。徐々にではありますが、担い手の確保にもつながっております。

３点目の営業時間や休日についてですが、営業時間につきましては、午前10時から午後６時までとなっております。

休日につきましては、毎週日曜日、年末年始12月30日から１月３日、旧盆ウークイとなっております。

４点目のしおさい市場の職員体制についてですが、しおさい市場の職員体制は、店長、経理職員、パート４名（フルタイムが２人、パートタイム２人）となっております。

５点目の依然として村の補助が入っているが、黒字経営は可能か。経費面から考えると継続は難しいのではないかという質問ですが、補助額については年々減少し、市場も努力を行っております。本村はほとんどが零細農家で、経営面だけを注視することなく、農家の育成支援が優先と考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

私の方からは、３点目の農を活かした活性化事業に関しまして回答させていただきます。

まず、実証実験は終了したようだが思惑どおり進んだかという御質問でございますが、23品目を実験いたしまして、栽培成果が高く、商品価値として市場優位性の高い品目を８品目、栽

培成果は十分でありましたが、市場展開に工夫が必要な品目、例えばレタスなどは、夏は優位ですが、冬は路地ものと競合などがあります。そういう品目が８品目で、23品目中10品目で成果が得られまして、うち、かなり高い成果として１品目、低カリウム野菜というものの栽培に関しましては、論文発表、これは一緒に共同してやっておりました琉球大学農学部の方で、論文発表までの成果となっております。

２番目、コンテナ方式で水耕栽培を今後拡充していく考えかという御質問でございますが、コンテナ方式での栽培実証に関しましては、第１に、水耕栽培での栽培成果を出すこと、第２に、ある程度小規模での事業の成立性が得られることを目的に実施しておりますので、コンテナ方式に限定せず、中規模・大規模に展開可能な人工光、よく植物工場と言われますが、そういうものでの考え方で、プレハブ方式や太陽光での園芸ハウス方式なども含めて、今後の水耕栽培事業を広げていければと考えております。

我が村は農家による放棄地が非常に多いが、本事業により解消は可能かという御質問につきましては、コンテナ方式での水耕栽培というだけではなくて、農を活かした北中城活性化事業、農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進事業、これを進めていくことで、特に荻道・大城地区における耕作放棄地に関しては、何らかの活用が図られるように取り組んでいく考えでございます。

４番目に、コンテナ方式を採用する場合、大量の熱が必要とのことであったが、そのために生ごみで熱を作るとのこと、その考えは変わっていないかという御質問ですが、水耕栽培の実証実験としてコンテナ方式で用いたものに限らず、施設タイプを分類すると、害虫や他の種子などの侵入を防ぐエアシャワーや栽培用のＬＥＤ・冷房装置を導入し、太陽光を遮断した人工光型で園芸ハウスにＩＴ（情報技術）やＩＣＴ（情報通信技術）、ＩＯＴ（インターネット等と物との連動）を付加した太陽光型の２種類、これが大きくございまして、特に人工光は電気を多く使用しますので、停電時の対策、また電気料の低減化、これらが事業展開には必要であるとの見解が一般的でございます。

ただし、生ごみで電気を作らないと、コンテナ方式の人工光の水耕栽培は駄目というのではなく、あくまで事業性の面で安価・安定な電気確保が必要であるというものが大本の考えでございます。

その上で、今回、第１弾として水耕栽培を事業化するに当たって、課題となっております生ごみの対策とともに実証していくという方針で取り組んでおりました。

５番目の、コンテナ方式での水耕栽培で、農家のための耕作放棄地の解消は期待が持てるかという御質問ですが、コンテナ方式を用いて栽培実証を行った意図といたしましては、第１に、水耕栽培での栽培成果を出すこと、第２に、ある程度小規模での事業の成立性が得られることが目的であり、それを踏まえまして、農家のための耕作放棄地の解消をコンテナ方式に限定せず、中規模・大規模に展開可能な人工光のプレハブ方式や太陽光での園芸ハウス方式なども含めて、期待を持って取り組んでいくというような考えでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私の方からは、比嘉義弘議員の４番の１と６番の１、２、３の方で御説明いたします。

まず、アリーナ建設の前回の議会においてもということで、既に支出した費用について、その処理はどうなるか、この処理という意味合いがちょっと分かりかねまして、再度お尋ねしたんですけれども、この件については、既にこれ

までの議会の中で御説明しているところではございますけれども、この事業自体を全くなしということにするのであれば、やはりこの事業をという名目で受けております国からの補助、この分についてはやはり返還を求められると考えております。

続きまして、６番、高架橋についてということで、１番につきましては、現場の視察等の結果はということでございますけれども、これは、令和２年３月の定例議会で議員から一般質問でございました。このときに、やはり同じ質問をいただいたときに説明したんですけれども、その際に総合事務局長が村に見えられまして、村としてどういった事業を進めていきたいかということの中の一つとして現地でも案内して、視察を終えているということでございます。

続きまして、現在の村の財政状況からということで、非常に厳しいんではないかというような御意見なんですけれども、これは比嘉義弘議員の御意見ということで私は承ります。

次に、③既に設計料を支払っているが、その件はどう考えるかという御質問なんですけれども、実際、今、現状としては基本設計という段階です、高架橋に関しましては。あくまでも、この事業を進めるに当たっては最低限の支出だと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

それでは、アリーナ建設の２番の方にお答えします。

地球温暖化による台風の大型化、ゲリラ豪雨の増加、また周期性から地震発生確立の増加など、日本列島は災害のリスクが高まっています。また、避難所運営においても、新型コロナウイルス感染拡大から、密を防ぐために１人当たりの必要面積も増加しています。このような状況において、防災のための施設は必要と考えております。

一方、アリーナ計画時にはなかった沖縄市の大型アリーナができたことにより、同様の施設は見直しが必要と考えます。

今後、用地問題が解決しましたら、国と再度調整を行い、防災機能を有する別の施設を、財政の状況を踏まえながら検討が必要であると考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

比嘉義弘議員の質問にお答えします。

私の方から、５番、村民体育館について。

１番については、以前にも回答しておりますけれども、利用者からの直接的な生涯学習課への苦情については伺っておりません。

続きまして、床の耐久性については、使用頻度にもより若干変化はあると思いますけれども、建物の耐用年数に合致しているものと理解しております。

また、音響等いろいろと出ていますけれども、スポーツを楽しむ上で音響、会議室、舞台等については、特に支障はないと考えております。

２番目の方、契約書中の区分により、ルネサンスへの要望は可能と考えております。

③については、既に体育館についての質問、前回までもいろいろと出ておりますので、既に説明済みであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

じゃ、１点目、サウスプラザの土地の売却、これは確かに全協で説明を受けました。その中で、議事録が残っていないと思いますので、少し思い出しながら、確認しながら気になること

を何点か質問したいと思います。

６月議会の一般質問を締め切った日の次の日に、インターネットで土地の売却の告知があったと。唐突感があるのを感じましたけれども、その目的と趣旨をもう一回説明できますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

もう既に全協で説明はしてきたと思っております。これは何も悪意があって、この時期に合わせてやっているわけじゃなくて、ずっと保存している土地の有効性についてどうしようかということを、あくまでも案として提案してみようということで、民間の力も借りてみて、どういう案があるのかをやってみようということでの提案をやったわけです。

ただ、その後、地主会の皆さんが御自分の計画案を持っていらしたので、そこまで準備なさっているんだったら、じゃ、それはそのままにしようということで触っておりません。

ですから、それは、そんなに心配するほどのものでもないだろうというふうに思っております。あくまでも提案を募集してみようというだけの趣旨でした。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

というのは、そのインターネットの告知があった翌日に地域の方から電話があって、こういうことを知っているかということで、我々も全く知らなかったということで、それでその翌日、また土地開発公社の本部に行きまして、北中城でこういうことがあるけれども、どういった理由か分かりませんかというお尋ねをするために、複数のメンバーで行ってまいりましたけども、向こうでは、土地開発公社の本部はどちらかというと手続が中心だと。地元がそういう事情についてはよく知っているんで、地元にも見てもらった方がいいんじゃないですかというお答えがありました。我々が必要以上に心配したのか、やはり気になって、地域住民からの電話があったので、そういう行動を取らせてもらいました。

もう一つ、かつても言ったことがありますけど、行政は石橋をたたいても渡らないぐらいに慎重に臨む必要があると言われているが、なぜ説明を求めたら、土地売却はしないとの結論になったのか。

これは、１週間後に説明がありましたね、全員協議会で。我々からどうなっているかと問うたら、短い時間で結論が出たみたい、さっきの答えでいいんですか。そんなに大事な問題ではなかった、あるいは特に気につけるような問題ではなかったというふうに捉えていいんですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

あまり気にする必要はないと思いますよ。ただ、募集してみようという、ここは公共用地ですから、民間の皆さんが公共と一緒にどう連携できるのかということを踏まえて、まず公募してみようという案で、公募をしてみましたけども、それで逆に地主会の皆さんが自分たちの計画はこうだよということをはっきり示していただいたんで、そこまで考えていらっしゃるんだったらということで、じゃ、心配なく売却とかということを考えなくていいんじゃないかと。

要は、ずっと返還まで、あと何年あるか分かりません。これをそのまま放置して何の対策も打たないのかと言われるのが、村としては非常に懸念事項だったということが発端でありますんで、これは何も触っていませんので、特段問題はないという認識であります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

実は、我々７、８名の仲間で財政の勉強をし

に行ったんですが、そのときに、当初、土地開発公社を利用することは、各自治体で非常にたくさんあったと。ところが最近は、逆に土地開発公社を利用することが多額であればあるほど、その行政の財政が思わしくないのかという考えにとらわれるということで、ちょっと本がありますけども、それに書いてあったものだから、もしかすると村長もこれを読んだのかなと思ったんですけど、やはり土地開発公社がかつてのような使用頻度、あるいは土地開発公社を活用することによって非常にたくさんいいことがあるということであったけれども、最近はそうではなくて、逆に多額の、例の塩漬けになることが多いんで、できるだけ土地開発公社は利用しない方がいいんじゃないかという話が書かれてあったんで、それも見たのかなと思って、急遽変わったのかということの考えで、結論を早めたのかなと思いました。

もう一点だけ、この話合いを持ったときに、村長と副村長とそれから建設課長、３名と言っておられましたか。これを詰めたときに、３名で詰めたということでしたか。

僕は、できれば企画課長やあるいは総務課長も入って、少なくともこの体制で議論した方がよかったのかなと思ってますけども、その点も先ほど言うように、あまり重要に考えていなかったんで、この３名でまとめたのかなと思ったんですけど、どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

３名とか当然、企画振興課長も当然認識はしています。ただ、あくまでも公募してみようという話なんですね、これは。採用するかしないかは、当然また全体でやらなきゃいかんし、議会にも提案しなきゃならないという手続があります。

ただ、地主会の皆さんにそれだけ案があるわけだから、何もこちらが心配する必要はないなという認識ですよね。

私が心配だったのは、何もない、ずっと。一応公共用地として確保して、公社を使ってやっているんですが、おっしゃるとおり、公社の理事長でしたから、公社の将来というのは非常に不安なんですね、みんな。町村会全員、負担金を出してやってはいるんですが、利用するところと利用していないところ、それで今、ハード事業はなかなか厳しいという状況の中で、借手も少ないと。今、金利は低いんですが、これが将来ずっと金利が低いままでいけるかどうかという不安。そういうときに、やはり何らかの対策を打たんといかんだろうということで、ここは当然、民間に売るものでもないですし、民間の力を借りて公共的なものまでやらないかという提案です。だから、簡単に手を挙げて、金があるからやれるというものでもないし、まず、投げてみようという話なんですね。

ですから、投げてみていいのがあれば、当然これはまた全体で議論をしながら、地主会にも相談しながら、最終的には議会に提案していかなきゃならんという手続がありますから。

あくまでもこれは公募の一環という認識で捉えていただいて、これが、すぐ決めて、村長が勝手にやっていくんじゃないかと心配なさっているかもしれませんが、そういうことはないということだけは御理解いただきたいなと思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

あまりにも唐突だったものだから、全員協議会でも申し上げましたけども、結局、臆測を呼んでしまう、やっぱり余計な想像もしてしまう、そういうことが確かにありました。

また、かつて私は、このサウスプラザについての活用方法を質問したこともありましたんで、

公共用地で公共施設を造ると、これが大目的だったんじゃないかなと。そういう中で急遽そういうことがあったんで、気になって質問したわけであります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

公共用地でなぜここをやったかというのは、当然ロウワープラザの開発があるからです。それを民間に手渡すわけにいかないので、先行投資でやったわけですね。

ただ、私は、ある意味、皆さんに不安も与えたかもしれませんが、ある一石を投じて、皆さんがそういう意識を持っていただいたということは、非常によかったのかなと思っております。恐らくそうなると、返還跡地の計画というのが具体的に出てきていると。あと、沖縄市との詰めをしっかりやっていけば、いつ返還されてもこういう計画があるんだよということになると、計画も早いのかなと思っています。

大変お叱りを受けるかもしれませんが、一石を投じてみんながそういう意識が高まったという点では、一定程度、ある意味よかったのかなという部分もございます。これは慎重にせよということであるならば、当然この辺は慎重にしなきゃいけないんですが、ある意味、問題提起をしたら、結構、地主会の皆さんも必死になって考えていただいたということは、私は非常によかったなと。そして、計画も、まあまあ以前の計画よりも非常にいい計画が出てきたなということで、ほっとしているところであります。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

村長の今の答弁、理解いたしました。

次は、２点目のしおさい市場についてお聞きしたいんですが、なぜ当初の目的や目標を聞いたかといいますと、しおさい市場の現状は、どっちかというと、うちなふうではまちやぐわあなってないかなと。当初の目的はアンテナショップではなかったかなと。いわゆる全国に発信する、村の事情を発信する、あるいは村のいいところを発信していくということでそれが設立されたんじゃないかなと思っていたんで、改めてその目標について伺いました。

そういった意味からすると、アンテナショップの機能を果たすんであれば、村の補助もやっぱり、いわゆる積極的な投資でよろしいんじゃないかと思うんですけども、今の状況で補助していくのも、やっぱりだんだん厳しくなっていくのかなという考えを持ってますけど、参事、どうですか。参事かな、誰かな。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（楚南兼二）

再質問にお答えいたします。

今の現状は、たしかに今、出品者協議会の農家の皆さんにも積極的にそういった野菜の出荷数を求めていますが、いろいろ天候とかで作物が不作したり、そういう部分では、ただ、やっぱりお客さんを呼び込むためには品ぞろえということで、今後またそういう中で増やしながら考えていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

しおさい市場がなくてはならないというふうな、そういうふうな感じは今のところ受けてはいませんけども、皆さん方の努力次第ではそれが可能であるんならば、我々も認めてはいきたいと思います。

ただ、今の日本の農業の政策、どっちかというと、いわゆる規模を大きくしないと成り立っていかないと。小さい農家では厳しいという中で、今のしおさい市場の形であると、なかなか零細農家が多いんで、それを作るための、作っ

てあると言ってますけども、でも、将来の農業を考えると、やっぱり前もＺ農園さんがかなり規模を大きくしています。今、5,000坪か6,000坪くらいある。あれぐらいにならないと、村の農家は発展しないのかなと思うんです。

それから、小さく細かくなっているんで、いずれこの耕作放棄地の解消には、このしおさい市場が厳しいんじゃないかなと思うんですけれど、そのあたりはどうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

アンテナショップの設立の経緯は、議会でも道の駅を造った方がいいだろうというような意見がありました。ただ、これを運用するのには大変ですよというようなことがあって、ただ、農家や漁業組合がぜひやりたいということで、一括交付金を活用してやって造ったんですが、当然それが農家の皆さんが、そして漁業組合の皆さんが、自分たちの商品を出していくということが継続的にあれば非常にいいなと思っていたんですが、やっぱりなかなかおっしゃるように、農家の皆さんも大変御苦労なさっているというような状況の中で、だんだん耕作放棄地も多くなっていくと、高齢化が進んでいくという意味では、経営は大変厳しいなということは実感として了解しています。

ただ、じゃ、これをどうするかと、これは補助金が入っているんで、これをそのままやめるというわけにもいきません。ただ、やっぱり頑張っている農家の皆さんもいらっしゃるわけですね。漁業組合もアーサの生産も頑張っていらっしゃるんで、そういうことを同時並行しながら、どういう生き残りがあるのか、あるいは民間活力を活用することも考えられないかということも今、担当課の方で検討をしているわけです。

ただ、おっしゃるとおり、議会の立場からこの補助をどんどんやりっぱなしかと言われると、大変我々としても苦しいものがありますから、将来的に向けて、じゃ、どうすればいいかということを、もう一度考え直す必要は確かにあるだろうというふうに思っております。この経営体制をどうするのかということですね、これは、念頭に入れながらやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

議員の性格なのか分かりませんけども、やっぱり数字を非常にこだわるという傾向にありますけれども、今のしおさい市場の存在感というのが、村長も御認識の上ですから、あまり詳しくは問いませんけれども、やっぱり村民に、わんぬ、しおさい市場があってよかったなと、いろいろと活用させてもらってよかったなということがまだ弱いような気がする。ややもすれば、揶揄する人もいます。何かしおさい市場はその地域のまちやぐわあと変わらないんじゃないかと言う方もおります。そういう意味で、村長が、しばらくは大目に見て、そして村の農家の皆さん方に役立てればというような考えであれば、それでもいいと思います。

あと、さっき人員体制を聞いた、あるいは営業体制を聞いたんですけども、先ほどから言いますように、今、村にもコンビニもあったり、スーパーもあったり、もうコンビニも24時間フル回転、それからスーパーもどっちかというと朝８時から夜11時までということで、ややもすれば今、競争になっているんで、今の体制で本当にいいんですかと、また、営業時間等もそれでいいんですかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（楚南兼二）

お答えいたします。

人員体制、そういった営業時間、ありますけど、やはりしおさい市場は、あくまでも24時間とかじゃなくて、やっぱり出張販売とか買物の弱者とかに移動販売等々しながらも行っております。

ただ、そういう中で、あまり営業時間を長くしますと、またそういった一般管理費とか余計に膨らむものですから、そういうのも精査しながら、そうやって考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

あのメンバーも大体知っているメンバーですから、一生懸命頑張っていることは評価したいと思いますよ。知恵をつけてやっていることも評価したいし、できるだけ長く続けてもらいたいという考えはあります。そういう意味でひとつ頑張っていただきたいと思います。

じゃ、３点目にいっていいですか。

３点目の農を活かした活性化事業についてと。実証実験が始まった頃、いわゆる村内がどっちかというと水耕栽培１点という感じがしましたけど、最近、水耕栽培の話が全く話題にならなくなって、実証実験は終わったけど、その成果はどうなっているかというふうに、細かくやっていますよね、簡単に説明できますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１０時５３分　休憩

午前１０時５４分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

参事だったかな、読んではいるんですよ。ただ、読んで中身が、同じ学校であるけども、レベルが違う。私が理解しづらかったんで、その実証実験はある意味では成功したというふうに見ています。これでまた成功したけども、村の農家に当てはまるかなということで気になって質問したんです。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

ちゃんと書けなくて申し訳ございませんでした。

成果の一部としまして、品目成果だけではなく、この成果を生かして、やはり今後はあの施設を活用しながら、水耕栽培に関心を持つ農業者、またそういう展開を目指す方々に対しまして、研修の場とすることも考えております。

そこで、成果が出た品目の栽培に関して、成果品としては栽培マニュアルとか、あの施設を動かすオペレーションマニュアルとか全部できておりますので、それらを基に研修を行っていただき、実際に自分たちが水耕栽培で農業展開をやっていけるように考えております。そういう形で次年度、今年度はまだそういう募集まではかけられませんでしたが、次年度からはそういう受入れを行って、水耕栽培の農業者を増やしていこうじゃないかというふうな考えを持っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

参事には申し訳ないけど、僕は食料調達で毎日イオンに行っています。それで、毎回行くたびに野菜コーナーを見ているんです。僕の個人的な理想は、あの１つの円いカウンター全部、村の野菜で埋めたいなと思ってます。ところが、まだ半分ぐらいかな、３分の１ぐらいまでしかいかない。ほとんど大手とか、あるいは豊見城とか、ほかの地域から野菜が来ているですよ。

その中で１つ気になるのが、この水耕栽培、

僕も大好きです。というのは、非常に柔らかい。僕の部分入れ歯ではかめない野菜も、野菜を取れます。

ところが、イオンさんは、もう撤退と思います。そして、野菜もそういう水耕栽培の野菜がほとんど見えない。そんな意味から懸念して今、質問をしましたけども、それを本当に今の水耕栽培をやられています、村の小さい農家に補給できるのかなという懸念があります。どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

補足はまた参事の方にやってもらうとして、基本的には、村内の農家の皆さんにやってくださいという話ではないんですね。当然今、本村は路地栽培で安谷屋地区のかんがい排水もやっていて農業振興しておると、当然それはやってもらいたいという思いがあります。

ただ、高齢者でなかなかもう継続してできないよという声も聞いているわけですね。じゃ、若い人たちがどうできるかということで、これまでの農業と違う農業も考えた方がいいんじゃないかということで、実証実験をやったわけですね。

水耕栽培というのは、１年中やれるわけですね、栽培が。参事からあったように、その記録、この実証実験の経験値等々も既にやっているわけですね。ですから、それをぜひ研究したいという人がいれば、それをやってもらいたいし、また今後、民間事業者がぜひそれを一緒にやりたいということもあるわけですね。だから、そういう意味では、広がりが出てくるんじゃないかなと思っています。

そういう意味では、これだけ耕作放棄地が多くなっているんで、そこに水耕施設を入れていくということも一つの方法としていいんじゃないかなと思っています。

今、先ほど参事からあったんですが、低カリウム野菜、これは病院等々が使うやつです。ですから、そういう特化したものについては、水耕は非常にいいんじゃないかなと思って、植物工場等も。沖縄は台風が多いですから、台風が来た後は本当に野菜もない、何もない、それで高騰しているということもあると。そういう意味では、考え方によっては、やり方によってはやっていけるんじゃないかなというのがございます。

当然、具体的に事業化はこれからですから、そういうことも踏まえると、実証実験で得た成果というのは、これは琉球大学も認めているところですから、大いにいろいろなところと連携していけたら、活路は見いだせるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

成果の一環となるのかとは思うんですけれども、今年度、この水耕栽培を事業として行っていきたいという企業が幾つかございまして、その中で１社は来年度この施設を整備して、再来年度から事業を展開していくということで方針を出して、村の方にも協力を依頼してきておりますので、実際に事業としての展開が遅くとも令和４年には現実のものとなるというふうなことで、これも一つの成果かと思われます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

農業関係に精通しているんで分かると思いますけども、かつて日本の農家は機械貧乏というのを聞いたことありますか。農協から機械をたくさんどんどん入れて、トラクターからどんどん入れて、しかし、結果的にはその支払いに追われてしまって、お金はたまらなかったと、貧

乏ということです。

先ほど言いたかったのは、ちょっとコンテナにこだわったんだけども、コンテナで農業をしていくと、どうもお金が必要になってくるんじゃないかなという不安があるというか、また、それが普及できるかどうか、そういった意味で聞いたんですけど、今、それ以外にもまた農業の方法としてはあるわけですよね。

○議長（名幸利積）

農林水産課参事。

○農林水産課参事（鹿島直昭）

今の御質問ですが、コンテナでやる展開以外にも、よくプレハブの事務所とかございますが、ああいうプレハブ形式でこの水耕栽培の施設を造ることも可能ですし、現在は次世代型の施設園芸という形で農水省も推奨しておりますが、一般のビニールハウスではないですが、ちょっと近代的なハウスの中でこの水耕栽培、これをオランダと同じようなぐらいの力を持って、農業を発展させていこうじゃないかというふうな取組も進んでおりますので、そのような幅広く展開は考えられると思います。何を作るか、水耕栽培でどんな品目ができるか、このあたりがちゃんと確立していれば、施設的な方式の選定は可能だと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

かつて旅行社にいたんで、フランスとか視察することもあったんですが、フランスはややもすれば一流国だけども、いわゆる工業国というふうに我々は感じてましたけど、実際は農業国なんですよね。念のために調べたんですよ。そうしたら、国の補助が40％から50％ぐらい入っているんですよね。そういった意味では、日本は非常に補助が弱いということで、今、厳しい状況にあるんですが、我が村も、これを例えていいのか分かりませんが、いわゆる農家を育てていくには、若干村の補助も必要なのかなと思うんですけど、そのあたり考えたことはありますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

当然考えないわけはありませんので、だから、農業推進をしていきたいなと思っているわけですね。

ですから、若い人たちがどう農業に取り組むかということをぜひ考えていきたい。それが水耕であり、植物工場であり、そういうことだったら若い人たちもデータがそろっているんでやれるんじゃないかと。そこに議員がおっしゃったように、行政サイドから補助を出して、例えば設備の資金とかそうことをやれれば、うまい具合にやっていけるんじゃないかなというふうに思っております。

だから、これはＪＡさんとはまた違った制度設計をやっていけないものかなと。当然連携は必要ですから、その辺の取組、新しい取組方みたいなものが開発されていけたら、非常にいいのかなというふうな思いをしております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

村長も国会に行かれるときには、このあたりもひとつ追及していただきたいなと思っています。

ちょっと細かいようだけど、農家の方から聞いたときに、やっぱりこの台風の時期になると頭が痛いそうです。ビニールハウスが飛んでしまったり、そのときにやっぱりまた新たな費用が必要になってくると。そのときに農家としては、畑を始めて、そしてお金になるまでが時間がかかる。その間がやっぱり大変だそうです、調達が。例えば農協さんだったら、まだお金も入らないうちに請求が来て、非常に苦しいとい

うことも言っていました。

それもまたある意味じゃ、村が何とか、今の補助の形ではないかもしれませんけど、考えてもらいたいなと思っています。

時間が来るので、次にいきたいと思います。すみません。

４点目のアリーナの件についてですが、１つだけ気になるのは、やっぱりアリーナは当初から、もう最初から沖縄市の１万人規模のアリーナができるよと。だから、我々は慎重にしてもらえないかなという考えで意見を申し上げました。

その中で、やっぱり今１つ気になるのは、建設課長からもありましたけれども、１点は、既に支出された４億円、これはどうなるのかなという不安があります。

あともう一つ、宜野座村が国際交流を目的として会館を造ったんですよ。結局、使用頻度が少なくて、毎年5,000万ぐらいの赤字になると。やっと今、潰すのも5,000万かかるそうです、民間の企業とタイアップしていろいろと考えてるようですけれども、１つ目は、さっき言った４億円の、もし中止になった場合にはどうなるのかなという、あるいはまた責任の所在はどうなるのかなということが１つ。

またもう一点は、今言ったように、新しい箱物を造ったときに、村の財政で運営できるかなということで、この２点、ちょっと質問します。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

アリーナ建設の今の御質問にお答えしたいと思いますが、アリーナ計画は沖縄市より早かったんですよ、我々は。当然、キングスさんとも相談しながらやっていて、中部に欲しいねと。

じゃ、なぜここにアリーナかというと、大型商業施設があるということ。そこと連携すると、ポツンとアリーナだけがあるんじゃなくて、そうすると非常に効果的になるんじゃないかと。

それで、今、コンベンションセンターが非常に手狭だと。コンベンションと連携しましょうと、ここで分けてもらってというような話までやってきて、その運営をどうするかというのが少し時間はかかりました。なるべく赤字を出さないように、そして、仮に村が補助できて、補助と収入とある程度その運営ができたらいいんじゃないかということでやっておりましたが、確かに沖縄市さんがぱっと向こうの大きな補助をもらってすぐできると。バスケットも何千人以上という話になったものですから、これはちょっと我々とは少し違うなということで、様子を見てみようということで、沖縄市さんはぱっぱっぱっとやったものですから、これは同じ施設を造っても、恐らくうちが補助は早かったんですが、防衛さんとしても、同じものを造ってもねという話になったんで、一応凍結と。それは、当然防災施設も兼ねてますから、それは認めてもらったわけですね。

ただ、これまであるように、用地交渉が難航してしまったということですから、幸いにもそれは少し考える時間なのかなという認識の下に今やっているのは、もう既に防衛さんから補助をもらってます。４億は土地を買いました。当然そのお金を今凍結して、防衛にもお願いをして、ちょっと待ってくれと。新たな方法でやりたいということを今やっています。

ただ、じゃ、やらないのかといって、この計画は全く白紙に戻すのかといったときには、４億は返させてください、全部、当然。それは決まった補助金も全部なしという話になって、さらに使っても返さんといかんという話になるだろうと思っています。

ただ、国もせっかくこれだけ計画を練ってやってきているわけだから、それに代わる施設としてどうするかということも考えた方がいいんじゃないのということなんですね。当然、コン

セプトは防災施設を兼ねてますから、それをイオンモールや徳洲会と連携する施設というのはできないかということも、立ち止まってもう一度考えてもいいんじゃないかという今、段階だろうというふうに思っています。

ですから、この用地の問題が解決したら、そういう話もやっていけるだろうと思っていますが、ただ、用地も、組合は解散ですから、そろそろ本格的にこれをどうするかという法的な手続も視野に入れながらやっていかなきゃいかんだろうと思っておりますんで、これは法的な手続で言うと、組合が解散しないとそれはできませんので、それをどうするかというのは、今後、村としてのまた方向性として再認識をしながらやらなきゃいかんのかなというふうに思っているところであります。

ですから、少し見直しをするという方向性とすれば、金額的にも先ほど企画課長の方が言ったように、財政的なものも切り詰めながらどうするかということも踏まえてやれたらいいんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

今の村長から聞きまして、まだ諦めてはいないと、またやり方によって何とか生かせるんじゃないかというふうに聞いて、安心はしてませんよ、村民もみんな形が見えないものだから、やっぱり不安というか心配はしていることも知っておいてください。

次、５点目、体育館についていきたいと思いますが、これもあまり質問したくはなかったんですが、たまたま高校のある方から、やっぱり今、体育館は使用しづらいですよと。例えば床が直張りだとやっぱり膝の問題もあるし、それから、もちも少し短いですよと、そういったことも資料や、あるいは今回は高校にちゃんと訪問して、我が体育館はどうなっていますかということで聞いたときにも、我々としては、練習は厳しいのかなということを厳しく言われました。

そういう意味から質問しましたけども、あともう一点、これも聞いておきましょうか。障害者のトイレが１つしかないそうですね。その前から何か聞かれたら、やっぱりその関係の団体から、向こうで障害者のためのトイレが１つしかないから、やっぱり使いにくいなということを言われました。

改めて、作り直すとか、そういったことはできないと思うんですけども、このあたりは計算に入ってなかったのかな、そっちにまた隣のスポーツクラブからも、やっぱり利用する人たちからトイレの声が多くて、そこで困っているんだということは、生涯学習課長、聞いていませんか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

先ほどの質問でも述べましたけども、直接、私どもの課にそういう苦情は届いておりません。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

義弘議員、前回もそうなんですが、何かバスケットボール協会が使えないと。ある高校というのは、どの高校かよく分かりませんが、特定的に、例えばプロ仕様だとか、そういう専門的な仕様だということにはなっていないと思います。

ただ、あくまでも使用基準には満たしているんで、重箱の隅をつつくといろいろな問題が出てくると思うんですよ。ただ、これは、村民の皆さんがぜひ体育館が必要なんだと、もう老朽化して早く造ってくれということがあったものですから、その予算の範囲内でやらざるを得ない。当然どこかのアリーナみたいな大きなもの

でもないですし、プロ仕様でもないです。ですから、その辺をぜひ御理解いただけないと。

我々に直接、担当課や私に、村長、あれまずいよとか、あれを直してくれということであれば、当然それは検討しなきゃならんだろうと思っております。盛一議員からも、ちゃちな舞台だと言われてましたが、確かにちゃちかもしれません。ただ、舞台中心というわけじゃないので、あくまでも村民中心に、一般的な使用ができれば非常にありがたいなというふうに思っております。

ただ、いろいろな苦情が来たら、それは当然行政としては対応をしていきたいなというふうに思っておりますんで、ぜひよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○１０番（比嘉義弘議員）

今、村長のお言葉聞いて、ありがたく感じました。

実は、このある高校というのは、我が北中城村にある高校ですから、バスケットも強いです。それで、かつての古い体育館というのは非常によかったそうです。それで、高校もバスケットが強くなったんですよということは言いませんでしたけども、でも、あのときはとても喜ばれました。そこのまたＰＴＡ会長も言ってましたんで、比嘉さんのおかげでと。いや、村長のおかげですよと言いましたけども。

それで、そうなってくると、設備が少し、悪く言えば貧弱というか、あるいは簡易になっていたら、おのずから見積りはどうだったかなということを聞きたくなってしまうんですよね。もし、これが聞けるんであれば、聞かせてください。

これで終わりたいと思います。あと１つ残しましたけども、建設課長から聞きましたので、終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前１１時１６分　休憩

午前１１時３０分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

一般質問を続けます。

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

大変御苦労さまでございます。

９月議会最後の答弁になりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

１、新型コロナウイルス感染拡大について。

１つ、関係支援事業の進捗状況・現況について伺いたい。

１つ、去った７月28日、臨時議会で予算計上、３密対策による快適な空間創出事業補助金（地方創生臨時）の進捗状況、その後の詳細について伺いたい。

１つ、乳児予防接種、インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種の現況について伺いたい。

１つ、ＰＣＲ検査（抗体・抗原検査）等の公費支援の考えについて伺いたい。

１つ、弱者の皆さん、障害のある方、高齢者等への対策対応について伺いたい。

１つ、その後、その他、村単独の関係支援の考えについて伺いたい。

１つ、教育現場について。

子どもたち、小中学生の１年間の単位習得可能なのか懸念されるが、特に中学３年生の受験を控えている生徒たちに支障がないか危惧されるが、対策対応についての考えを伺いたい。

１つ、長期化している新型コロナ禍、ストレスを抱えている子どもたちのケアは、いじめ等の対策対応についての考えを伺いたい。

現場の支援体制の現況について伺いたい。

２、公園整備計画について。

１つ、進捗状況について伺いたい。

１つ、北中城村第４次総合計画でいうところの当面の計画予定はどうなっているか。

１つ、８月４日火曜日、午後３時頃、島袋在ゆうな公園火災事案を承知しているか。

１つ、教訓として、今後の対策対応について伺いたい。

例えば、例、監視カメラ、駐停車規制、住民への周知等。

１つ、出火原因等の中北消防からの事故報告、地域住民、自治会との情報共有について伺いたい。

１つ、公園遊具等、水道設備の設置等の考えについて伺いたい。

３、アワセゴルフ場跡地利用計画について。

１つ、電柱の地中化予定計画の考えについて伺いたい。

１つ、プラザハウス裏側からすこやか薬局中部徳洲会病院裏道から島袋公民館進入道入り口の間、比嘉・島袋地内への車両進入規制の考えについて伺いたい。

１つ、ライカム地区の公園計画の考えについて伺いたい。

４、新垣邦男村政４期16年の総括として、重点とした施策、積み残しの課題について、いかがだったか伺いたい。

１つ、トップリーダーの責務として、４期目の選挙公約について、１万8,000村民へ見える形での説明責任を伺いたい。とりわけアリーナ建設問題については、真摯に丁寧に向き合っていただきたい。

１つ、在任期間の間、どのように精査して後任に引継ぐのか伺いたい。

以上であります。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、山田晴憲議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、１点目、新型コロナ感染拡大について、７項目ありますが、これはそれぞれ担当課長のほうに取組状況を踏まえて答弁させたいと思います。

２点目の公園整備計画、３点目のアワセゴルフ場跡地計画については、建設課長のほうに答弁をさせたいと思います。

４点目の私個人への御質問として、総括として重点とした施策とか積み残しの課題ということですが、これは、さっき、昨日の大城律也議員にも御説明を申し上げましたが、ただ、議員が言うこの「４期の選挙公約についての説明責任を伺いたい」ということですが、説明責任というのはどういう形のものかちょっと私もよく分かりませんが、まず、重点施策としては、もういろいろございました。４期16年。昨日も言いましたが、合併問題、行財政改革、そして保育所の認可化等も踏まえて、大きいのがアワセゴルフ場跡地の開発計画等々、課題としては、先ほど出ましたがアリーナ、そしてそのまだまだアワセゴルフ場跡地、高架橋の問題等々もやらなければいけない課題です。

そして、あと四、五年ではまた恐らくロウワープラザ地区の開発、返還が見えてくるはずですから、そういう意味では、なかなかそこまでは手がつけられなかったということもありますが、やってきた点もありますが、ただ、やり残したという面もあるだろうと思っておりますので、その辺はしっかりまた次の村長に、しっかり引継いでお願いをしていきたいなというふうに思っているところであります。

ただ、説明責任ということですが、当然全村民の皆さんというよりも、後援会の総会、さらには年末の村長激励会、新年会等々で、進捗状況等々については説明してきたつもりでありま

すが、議員の言う説明責任というのはどういう形のものなのか、もし御提案があればお伺いしたいなと思っております。

在任期間の間ということですが、あと12月まで３か月ほどですが、しっかり継続しているもの、さらには手がつけられていないもの等々については、次の村長にしっかり引継いでいって、どうなさるか分かりませんが、課題は課題として説明を申し上げたいなというふうに思っているところであります。

○議長（名幸利積）

総合調整監。

○総合調整監兼企画振興課長（石渡一義）

では、私からは、１番の①、②、⑥について回答いたします。

①ですけれども、第１次分の主な支援策の進捗状況を報告します。

中小企業への支援給付金は８月31日で終了し、225事業所へ各20万円支援をしたところです。

地元商品の販売強化イベント開催は、開催に向けて調整中です。

テレワークによる多様な働き方を支援は、現在howliveにて実施をしているところです。

観光活性化に対する取組支援は、２団体を採択しました。さらに追加で、すみません、「６」と書いてありますけれども、「５」に訂正をお願いします。さらに追加で、５団体を採択する予定です。現時点ではもう採択をしました。

それと、認可外保育所への利用料支援事業は、申請受付中となっています。

次に、第２次分の主な支援策の進捗状況です。

生徒１人１台タブレット端末の整備は、専門事業者の協力を得ながら整備に取り組んでいるところです。

シェアキッチンによる商品づくりサポート事業は、村内設計事務所に設計を委託契約しました。

「地域通貨の導入による地域経済の活性化を促進」という事業は、プロポーザルの準備中です。

宅配ボックスの設置を支援は、９月１日より開始したところです。

医療機関に対する３密対策への支援は、対象となる医療機関に通知をいたしました。

次に、②ですけれども、３密対策による快適な空間創出事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止として、村内でホテルまたは旅館の営業許可を受けている事業者さんに、３密回避のために必要な費用を支援するもので、９月１日から12月28日までの申請を受け付けているところでございます。

次に、６番目です。

今後の支援については、感染の状況、国や県の方針、経済の状況等を踏まえ、必要な時期に必要な支援を行えるよう、状況を注視してまいります。

以上です。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私のほうからは、③番、④番のほうをお答えいたします。

まず、３番の乳幼児予防接種、インフルエンザ、肺炎球菌ワクチン接種への現況についてということですが、こちらは、今年度４月から７月までの４か月間の実施の接種状況は、乳幼児定期予防接種、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種とも令和元年度１年間の予防接種者数の約30％の割合で接種されていますので、ほぼ例年どおりの接種率となっています。

乳幼児の予防接種につきましては、不要不急ではないこと、遅らせずに予定どおり受けることをホームページや広報紙等で推奨しておりますので、現時点では、接種を控えることでの接種者数の減少はない状態です。

また、高齢者インフルエンザ予防接種につき

ましては、10月１日からの開始となっております。

続きまして、４番のＰＣＲ検査等の公費支援の考え方についてですが、こちらは、新型コロナウイルス感染症におけるＰＣＲ検査については、もともと行政検査で公費負担となっています。

厚生労働省からの通知によって、医師が必要と認めた場合の診療報酬の算定要件に該当する場合においても、保険診療によるＰＣＲ検査も公費適用となっており、本人に検査費用を求めないとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

引き続きまして、⑤番のほう、回答させていただきます。

弱者の方への対策対応についてという御質問でございますが、県の指標に基づいた感染防止策を講じ、障害者や高齢者等への福祉事業を実施しております。

また、各福祉事業所に対して、感染防止のための物資の提供や補助が行われております。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川惠重）

新型コロナウイルス感染拡大についての⑦、学校現場についてにお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止策としましては、休校をいたしましたので、その間の未習内容を調整するために年間計画の見直しをいたしました。夏休みの期間の短縮や行事等を変更し、授業時数を確保しております。夏休みの期間の短縮により、小学校１年から中学校２年までは授業時数を確保することができております、今現在のところ。

中学３年生につきましては、30時間程度の不足を生じています。単元の難易度や重要性の高い学習に関しては、時数を確保しつつ、短縮できる内容については全体計画を見直し、時数を調整しております。

それから、学習の質を落とさないよう工夫しております。

また、週２回の早朝の補習、あるいは豆テスト等、それから放課後も同じく週に２日間の補習を行うなどをして、授業時数以外でもそういう学習内容の補習を行っているところです。

それから、受験生が不利にならないよう配慮をしておりまして、特に今年度は、その受験生、３年生が特に心配ということで、いろいろマスコミでも取上げられていますが、今年度に限っては高校入試は、出題の範囲を縮小して実施するということが決まっております。

それから、今度、この長期化に伴う新型コロナによるストレスと、子どもたちのケアはどうなっているかということだと思いますが、当初から、新型コロナウイルス感染防止に関する取組は長期化することが予想されましたので、不安や人権的な問題が発生しないよう、学校の再開直後から、特別授業としてコロナウイルスに関する感染症の授業や、感染者への排除やいじめにつながらないよう、新型コロナウイルスの理解と対応、そして対策、これからの生活について指導を行っております。現在も必要に応じて、指導やそういう講話を行っております。

また、いじめに関しては、コロナだからというわけでもないですが、日頃から先生方のこのアンテナの感度を上げるようにということで、発生を見逃さないよう校長会で確認をし、定期的なアンケートや教育相談を行い、小さな問題から感知できるよう対策を講じております。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

私のほうからは、山田晴憲議員の御質問の２番と３番について御説明したいと思います。

まず、２番の公園整備計画についての①ですね、これの進捗状況につきましては、現在、村におきまして、公園整備計画を策定しておりますけれども、実際、見直しの時期に来ております。

ただし、この今後の進捗状況と言いますと、既存の計画を更新していこうということで、この予算を次年度の予算に要求してまいりたいと考えております。

続きまして、②ですね。北中城村第４次総合計画での当面の計画予定はということ、御質問ではございますけれども、総合計画におきましても、現在後期計画を策定したところではあるんですけれども、実際この計画の中では、ライカム地区内でアワセ土地区画整理組合より譲渡されました公園用地が４か所ございます。こちらについての整備を総合計画にもうたいまして、今後整備に取り組んでいきたいということで考えております。

続きまして、③番、ゆうな公園火災ということで、これの教訓として今後の対策、ないしは地域住民、自治会との情報共有、あと公園遊具、水道設備の設置等ということで御質問があるんですけれども、まず、この件につきましては、８月４日に字島袋のゆうな公園脇の道路、これは道路上ですね、に、路上駐車していた、恐らくは付近住民の所有と思われる車両より１台出火炎上するということがありました。このとき、消防・警察が出動しております。

すぐ隣に、この出火炎上した車のすぐ横にまた同じように路上駐車していた車が、この燃えたことによってバンパー部分か何かが、ちょっとその熱によって損傷したというようなことを把握しております。

また、その炎上の影響で、ちょうど公園周りに歩道が設置してあるんですけれども、そこの横断防止柵もこの火災の影響によって焦げてしまったという状況もございますが、この火災を起こされた所有者からの御連絡、ないしは保険会社から、こういったところからのまだ御連絡がいただけていないという状況もございますので、こちらとしてもまだ困惑しているような状況でございます。

今後の対策対応ということで御質問があるんですけれども、まず、こういった規制等につきましては、特に自治会及び地域住民の方との合意形成が大変重要かと考えております。

この辺りにつきましては、村としましても、こういった御判断ないしは意思決定ですね、こういったものを承っていきたいと思います。

あと、公園遊具と水道設備の設置等、今回、公園内への施設等につきましては、この火災の影響は特にございませんでしたけれども、やはり隣接しております樹木が、枝が焼けたというようなこともございました。これは状況報告でございます。

続きまして、３番、アワセゴルフ場跡地利用計画についての①、電柱の地中化予定計画の考えについて伺いたいということなんですけれども、これも進捗状況ないしは今後の計画の報告とさせていただきますけれども、今回、ライカム地区における都市計画道路でございます南部延伸線の一部と東西線の区間を電線共同溝の早期整備路線として国に認めていただいて、補助を頂いて工事を進めて、既に完了しております。

今後、電線管理者、現在、電柱に架けてある架空の電線ですね、こういったものを地下に全部移設させるというような作業が残っておりますけれども、これは電線管理者によって行われるものでございますので、この管理者のほうと打合せしたところ、向こうの予算の都合もございますけれども、実際、令和４年度より地中化の配線を進めていくということで連絡を受けて

おります。

私どもとしましても、その電線管理者と調整を行って、早期に最終的な抜柱、電柱を抜くところまでの、これを早期に終わらせていただけるように、今後も調整していきたいと考えております。

②、プラザハウス裏道から島袋公民館進入道入り口までの間の車両進入規制の考えについてということでございますけれども、もともとこちらは村道島袋プラザ線と呼ばれる路線でございます。また、こちらにつきましては、現時点ではこの車両進入規制等については、村のほうでは考えておりません。

続きまして、③、ライカム地区の公園計画の考えについて伺いたい。

これは先ほど、説明したものに関連することでもあるんですけれども、このアワセ土地区画整理組合より公園用地が４か所、まずその土地の整地するまでの段階で村のほうに移譲されております。

今後の整備については、現在、ライカム地区に自治会を立ち上げようということで、これの準備会をまずつくろうというような動きがございますけれども、これに関わられます組合事業の清算ですね、こういった団体がございますので、こういった方々からも意見を取り入れて、今後のライカム地区自体の取組などの意見も伺いながら、この公園も含めた整備計画のほうを進めていこうと考えているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

それでは、再質問いたします。

１番目の新型コロナウイルスについてですね、遠慮をされたのかなと思っていますけれども、答弁漏れか分かりませんけれども、一番評価しないといけないものが抜けていました。昨日もありました特別定額給付金の世帯給付状況は99.5％という報告がありました。これ、何で報告しなかったのか。まあ、課長が遠慮されたのかなと。

これと、それから第１次分、第２次分と、支援事業については、執行部が、言うまでもないんですけれども３密対策ということで、限られた日々の業務を拘束の中で大変御苦労さまと、そういうことで率直に村民の皆さんと一緒に評価してというか、御礼を申し上げたいなと思っています。

ちょっとそこの中で、答弁書を拝見しましたら、調整中とか申請受付中等々の記がございました。この件につきまして、周知・広報に何か問いかけするわけではないんですけれども、発信力の不足がないのかなと、そういったちょっと心配、懸念もありますので、どっちにしても申請主義とは言わないで、可能な限り、目的は、私、北中城村が１日でも早く元気になるため、村の経済がそれこそ元気になるための目的だと思いますのでね、そういった面では、改めて問いかけするのも心苦しいのですが、村長のほうから激励も含めて、村民に１日でも早く元気になってほしいとの思いも込めまして、何かその秘策というわけではないんですけれども、方法、手法等でもありましたら。

村長が直に足を運ぶのでも私は結構かと思いますけれども、そこまでやれとは申しませんので、職員の方への労苦を報いるというのも１つのことだと思いますし、葉っぱを掛けてくれとは私言いませんけれども、そういった面で、次の村長なりの思いがありましたらお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

コロナ対策については、特段、秘策らしい秘策もあんまりなくて、職員に葉っぱをかけると

いうよりも、しっかりこの国からの交付金、臨時交付金を踏まえて対策をですね、各分野に行き渡るような形のものの施策を展開をしてきております。

ですから、調整中というのは、これは期間とか、それを考えなければいけないだろうと思っているものですから、どうしても事業者の皆さんとのその調整も必要だろうということで、ぜひコロナウイルスには負けずに、北中城村民の皆さんが健康で、そういうストレスがたまらないような対策もしっかりと考えていかなければならんだろうと思っております。

ただ、心配なのは、これから第３波、第４波も来るんじゃないかという警戒心は常に持ちながらやらないといかんだろうと思っておりますので、恐らくこれはもう長期戦になるのかなという覚悟もしなければならないんですが、これは逆に言えば、村長としてまた職員の健康管理も考慮しながらやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

お聞きするのも心苦しかったんですけれども、確かにおっしゃるとおりで、思いは一緒だと思いますのでね、１日でも早く、村民の皆さんもそうですし、一番は仕事をされるのが職員の皆さんでありますので、職員の方の健康管理も考えていただいて、先ほどの99.5％とは私申しませんので、ぜひとも村民のためにも今後一層尽力してください。

次の質問に移ります。

乳幼児予防接種についてですが、私も、前回もそうなんですけれども、確かにホームページ、村の広報等拝見しました。そして、ありがとうございます。拝見しましたら、接種率も例年どおりということで、皆さんがやっぱり陰日向となって貢献されているんだなと。

そういった面では、子育て世代の皆さんも新型コロナの中では大変かと思いますけれども、そういった中でストレスを抱えて、並大抵の御苦労もされていると思います。

同時にまた皆さんも３密対策ということで、限られた中で尽力されていることは私どもも承知しておりますので、今後ともなお一層精進していただければありがたいなと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

次に、インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンと、それからＰＣＲ検査について、ちょっと一緒になりますけれども、私なりに承知おきしているつもりでございます。

なぜこのような質問をしたかと言いますと、今、村長からもございました、これから秋から冬にかけて、第２波どころか第３波、第４波、その上にまたインフルエンザの流行、ダブルパンチ、これもあるんじゃないかということで、今、マスコミ等々もやっぱり懸念されていますし、同時にまた医療現場がもう崩壊するんじゃないかと、悲鳴みたいなのも聞こえてきます。

同時に、また最悪、考えたくはないんですけれども、日本経済社会が混乱しないかなと。そういった面では、こういった心配もちょっと危惧していますので。

あとは、１例を挙げますと、皆さんもお分かりかと思いますけれども、いち早く読谷村が村の公費でインフルエンザワクチンを村民にいわゆる公費で支援すると、そういった朗報もございましたので、同時にまた県外の自治体もそういった取組をしています。

ですから、インフルエンザに限らず、可能な限り、肺炎球菌ワクチンについても私は尽力されていると思いますけれども、その辺の促進、それから、ＰＣＲ検査についても私は公費ということを承知しております。ただ、それ以外にも、やっぱりその他の理由等々で、またかかられた事情もあるかと思いますけれども、とりわ

け私はぜひインフルエンザワクチン、特に村長は、村を挙げて健康づくりということを日頃からやっぱり力説されておりますので、第２、第３波どころか、第４波、そういった懸念もあるのは私も承知おきしております。

そういった面では、限られた予算の中で大変かと思いますけれども、すぐに答えは私は求めません。ですから、そういった面では、やっぱり村長の一番の仕事、もちろん私たちもそうです。職員の皆さんもそうだと思います。一番は村民の方の安心・安全・健康。そういった面では、一番これが村の財産だと私も思いますので、そういった面では今すぐ回答は求めません。予算等とも精査されて御検討いただけないかと思いますので、その辺、村長の積極的な、後ろ向きじゃなくて、最後の花道でもあるかと思いますので、ぜひともひとつ力説していただければと思います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

この対策については、もうこれ淡々とやらんといかんだろうと思っております。ですから、確かに財政的なものもありますので、なかなか贅沢に財源があるところと違って、やっぱりやれるところはやれるんですが、若干また先延ばしをしなければならないようなところもあるはずです。

ただ、状況を見ながら、対応すべきところは今しっかり対応をしていきたいなというふうに思っております。議員おっしゃるとおり、第３波、第４波も見据えて、その辺は職員が一丸となって一生懸命やっていきたいなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。ちょっと答えを求めるのは大変かなと思いますけれども、そういった面ではぜひ御検討いただいて、やっぱり一番の財産は、私は村民の健康・安心・安全だと思いますので、その辺、予算等とも吟味されて、ぜひとも御検討いただければありがたいかなと思います。

次の質問に移ります。

次は、課長のほうからも答弁書ございました。申すまでもないんですけれども、とりわけ福祉においては、課長先頭に尽力されているのは私も承知おきしています。

改めまして、とかく弱者の皆さんは、いつもちょっと置いてけぼりを食ってしまうのかなと。ましてこういった面では、障害のある方は、いろいろとやっぱり多岐にわたって個人差がございまして、そういった面ではちょっと特異性で、取組等とも私は大変かと思いますけれども、そういったところもちょっと配慮されながら、ぜひとも障害のある方、弱者、高齢者の方も含めて、寄り添って限られた仕事になるかと思いますけれども、ぜひともなお一層の御尽力をいただければありがたいなと。よろしくどうぞお願いします。

次に、これもちょっと最後の質問で、答えは出ているのかなと思いますけれども、その他のその村単独の関係支援についてということですけれども、これもちょっとさっきと関連しますので、ぜひとも予算等とも考えながら、考えたくはないんですけれども第３波、第４波と秋から冬にかけてそういった懸念もありますので、前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナの一番最後、教育現場についてということで、ちょっと質問いたします。

これも先ほど教育長のほうから答弁いただきました。申すまでもないんですけれども、学校再開後、新型コロナの特別授業とか、いじめにつながらないかなとか、そういった面では、日頃からそういった生活指導ですかね。それから、

申すまでもないんですけれども、以前からそのいじめについてはいろんな問題がございましたので、そういったもろもろのことを含めて取組をされていたのは、もう大変御努力、承知よくしております。

そういった面では、学校現場には、直接、間接を問わず、想像を絶する多大な困難があったんじゃないかなと。そういった面では、子どもたちの学習の遅れとか、ストレス、いじめ、そして今度の新型コロナの上に、例の熱中症ですね。そういった面ではもうダブルセットして考えないといけないという御努力といいますかね。

その上に、以前から問いかけられています教職員の方の働き方改革とか、そういった面では、あとは国・県のこの指導ですかね。

そういった面で、難題とか課題とか山積している中で、現場の皆さんの御努力というのは、心労、御努力というのは本当に大変かなと。敬意を表したいなと思っております。

そういった中で、昨今、こういったちょっと報道がありましたのでお聞きしたいなと思っていますけれども、学校受験を控えている中学３年生は、さっき教育長のほうからも説明ございましたが、単位取得、学習の遅れは大丈夫なのかと。そういった面で、中頭地区教育長会、対応を協議したというマスコミ報道がございました。差し支えなければ、その詳細等々と結論事実といったら失礼ですけれども、何か答えでもございましたらお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川惠重）

ただいまの山田議員の質問にお答えいたします。

中頭地区10市町村で教育長会を構成しておりまして、多くの教育長さんから、この学校の授業時数の確保ですね、これには非常に懸念があるということで、学力低下するとこれは大変な問題だということで、これから10年先、あるいは20年先を背負って立つ子どもたちの教育をしっかりやっておかないと、これ後々、コロナも大変ではあるんですが、そういう学力保障という問題は大変重要な問題であるというのをたくさん意見いただきまして、その実際の各学校における授業時数の確保状況のデータを全部持ち寄りまして、各市町村、それを精査しました。

その結果、先ほどから数字出ていますように、小学１年生から中学２年生までは何とか授業時数を確保できそうだと。ところが、３年生は卒業式がちょっと早いものですから、もう足りないと、授業時数ですね。どれくらいかなということを集計しましたら、大体30時間ぐらい足りないということでした。

それで、それをどう確保するかということで、もう年間計画をやっぱり見直していかないといかんだろうということと同時に、高校入試というのを例年どおり実施しますと、それをその範囲内の教育課程を終了することは大変難しいという最終結論に達しまして、教育長さん連名で、県立学校教育課、それから県の教育長のほうに要請をいたしました。この対策を、対応を何とか現実的に対応してくれということで要請しました。

その結果、全ての中学校に、県立学校のほうからアンケートを取っています。その結果を踏まえて、学校の意見も取入れながらやったのが、先ほど話しました例年どおりの範囲内での高校入試の問題を作るのはちょっと厳しいだろうということで、その出題範囲を縮小していきますということで、各中学校にも既にその各教科の出題範囲の文書が届いています。そういう経緯がございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございます。

私がなぜこのような質問をしたかと申しますと、実は教育長の御答弁に注視していらっしゃる保護者の方がやっぱり多々いらっしゃいまして、そういった面では、私から申すまでもなく、やっぱり少しでも不安を解消していただければいいのかなと。特にやっぱりなかなか現場の先生方は声を出し切れないと。少しでもこういった場を通して、保護者の皆さんに声が届けられればということで質問させていただきました。どうもありがとう。

そういった面では、いろんなその限られた中で大変かと思いますけれども、一番は未来ある、将来ある子どもたちのためですので、ぜひとも御努力が絶えないかと思いますけれども、御尽力のほどよろしくお願いいたします。

次に、これ、私もちょっと今まで気がつかなかったんですけれども、こういったことをちょっと私たまたま拝聴、拝見しまして、ありがたいなと。お分かりになっている方もいらっしゃるか分かりませんけれども、あやかりの杜のほうで、早くから施設側の配慮でいわゆるボランティア学習といいますかね、人数は恐らく限られているかと思いますけれども、本当に献身的に、特に中学生かなと、受験を控えているですね。そういった面では、無償でその場所を提供してあげて、無償で子どもたちにその学びの場を提供しているということ、ありがいことをちょっと私お聞きしまして、こういった面でも、即、教育長も承知おきしているかと思いますけれども、そういった面では、これも１つの私は例かと思いますけれども、この件について承知おきしているかということと、ほかにも何かそういった事例事案がございましたら、この場を借りて教えていただけましたらありがたいと思いますけれども。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川惠重）

今、あやかりの杜のあやのふぁさんですかね、が、中学校、ちょうどこのあやかりの杜のバスがありますので、それを利用してあやかりのほうへ生徒たちが来ていらっしゃいまして、今おっしゃるように無料塾を開いております。特に数学が得意といいますかね、ということで、それをなさっております。

過去に塾で講師をなさっていた経験があるということで、それをずっとやっております。これはもう３年前にも私も相談を受けまして、ぜひ子どもたちのために頑張っていただきたいということでやっています。

ただ、今年に限っては、コロナの関係がありましてこれがもうできなくて、もう学校のほうでということで今やっているところであります。

それから、そのほかのボランティアということですが、学校へ、大学、本村の中学校、要するに北中城村中学校を卒業した大学生がボランティアでその放課後に講座を、無料塾の講座を行っています。それは中央公民館でもまた行っていますので、そういう多くの方たちが村のこの子どもたちのためにボランティアとして活動をしていると。

それから、これは、そういうボランティア団体がありますが、そこが主催する塾もありますけれども、これも中央公民館で行っていますけれども、その教える講師の方もいらっしゃいますが、今度は食事を作って提供している方々もいらっしゃいます。また、そこに食材を提供している企業さんもいらっしゃいますが、ただ、名前は出さないでくれという形でして、ちょっとあまり公表するというわけにもいきませんので、そういうことがあります。

このように、多くの方たちの支えによって、本村のこの小中学生の教育が支えられているというのは非常にありがたいなと。

もちろん、そのほかに朝の登校のときの見守

りとか、交通安全指導とか、これも多くの方たちの協力を得て、大変もう感謝申し上げます。

それで、教育委員会としましては、教育の日がありますので、そちらのほうで感謝状等を差し上げて、この感謝の意を表したりはしているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

大変ありがとうございます。

これは、私も今初めて今聞くことばかりですし、また、その席にいらっしゃる執行部の皆さんもそうですし、我々議員においても、こういった面ではこの場をお借りして大変ありがたいことだなと思います。

まさに、教育長先頭に、教育委員会のほうで、申すまでもないんですけれども、北中城村教育立村北中城村ここにありということの素地というか、下地が脈々と走っているのかなと。大変ありがたいことだと思います。

そういった面で、これとはまた別にちょっと懸念されることがたくさんあるものですから、次にちょっと進みますけれども、申すまでもないんですけれども、秋から冬にかけてこれから新型インフルエンザの流行もありますし、一部の報道で、またこういったこともございましたので、ちょっと心配し過ぎじゃないかなと言われるか分かりませんけれども、学校現場の教職員の皆さんが疲労こんぱいで懸念が心配されるというマスコミ報道がございました。この上に、また第２波、第３波、第４波と、秋から冬にかけてまたインフルエンザの流行まであったら大変なことになると。

そういった意味では、また一部の報道で、多岐にわたる学校現場の混乱を解消しようということで、子どもたちに寄り添うということで、部活動ですね、これを外部からの人材登用も１つじゃないかなということでのまたマスコミの報道もございました。

そういった面では、ちょっともろもろ積み上げ、積み重ねになってしまいますけれども、私が取り越し苦労であればいいんですけれども、本当に現状の中でもそうですし、またこれから予想されることも加味して、本当に学校現場の支援体制は大丈夫なのかと。本当に学校、子どもたちのその単位取得は大丈夫なのかなと。ストレスもありますし、いじめとかいろんな対策等々もあるかと思いますけれども、そういった面では、本当に私たち大人が真剣に考えてあげないといけない時期じゃないかなと思いますけれども。

ちょっと教育長に聞くのも大変私心苦しいんですけれども、大丈夫かな。じゃ一応、答えを求めるのはちょっと心苦しいんですが。ちょっと現状でもよろしいですから、先のお考えもありましたらお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（砂川惠重）

今、教職員の働き方改革と、もう１つ、地域のボランティアによる支援といいますかね、ということがありますけれども、確かに教職員、これまで大変もう過重労働といいますか、時間外勤務が非常に多いということで非常に問題視されまして、今、その大改革をしているところではあります。それで、先ほどの授業数確保においても、土曜日を出校日にしようかという議論などもありましたけれども、やはりそちらのほうは働き方改革と逆行するということで、これはもうしないということで、そのほかの時間で有効に使っていこうということで配慮をしているところです。

それから、実は、これからもう既に案つくっているわけですけれども、コミュニティスクール、国のほうはこちらのほうを推進するという

ことになっているわけですが、このコミュニティスクールというのは、まさに今、山田議員がおっしゃっているように、地域の方と学校が一緒になって子どもたちを育てていくということの考え方ですね。

それで、一般の地域の方たちでできることは、そのコミュニティスクールに参加している方たちで地域の方たちに呼びかけをして、その地域の方たちでできる仕事は、その地域の方たちにやっていただいて、そして、先生方は、一人一人の生徒に多くの時間を使って向き合って、やっぱり一人一人の子どもを大事に育てていこうという発想なんですね。

ですから、これからそのコミュニティスクールということを目指してといいますかね、構成していかないといかんだろうということで、今ちょうどその構想を持って動いているところです。これからまた表に出てくると思いますけれども、そういう方向で動いております。

もちろん、部活動も含めて、部活についても実は子どもたち、ちょっともう自宅待機といいますかね、学校などが始まらないときは当然ですけれども、学校が始まっても緊急事態宣言が発せられている間はやっぱり３密は避けなければいけないということで、部活動もやらないためにストレスがたまったり、いろいろありましたので、これ、現在はもうその感染対策をちゃんとして、少しずつ部活動も再開していこうというところであります。

そういうところにおいても、地域の方たちもなるべくは関わっていただきたいというんですが、やっぱりこれは慎重にやっていかないと、外部からまたいろいろ入ってきますと感染というのがまた考えられますので、そこも慎重に現在のところ進めているところです。

はい、以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

どうもありがとうございます。そういった面では、ちょっと私も聞き慣れない、耳慣れないことがちょっと今お聞きしまして、改めてそういった面では、陰日向となってやっぱり子どもたちのためにさせていただいているのかなと。そういった面ではちょっとありがたいなと。

そこで、ちょっと村長にお聞きするのは大変心苦しいんですがね、そういった面では、学校現場がこういった面で御尽力しているのを私も今聞いて、100％とは申しません。私なりに少しは理解できたのかなと。そういった面では、本当に将来ある、未来ある子どもたちのために、もちろん先生方も働き方改革といろいろな等々がございます。それからしたら、確かに結局は予算、お金の話しになってしまうか分かりませんけれども、もちろんこれも私すぐにはとは申しません。これも村長に、ちょっとどうしてもお聞きすることになってしまいますので、将来のその人材育成のことも含めて、村長の前向きのお答えでもいただければありがたいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

一般質問ですから、何も心苦しく思わないで結構だと思いますよ、はい。

当然、今、教育長からもあったように、教育現場、大変な状況であるんですが、子どもたちの感染拡大につながらないような対策を事小まめに対策をやっている状況でありますので、ぜひ当然教育委員会にも支援をしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

この辺もちょっと時間はかかると思いますし、

また予算的なこともございますのでね、ぜひとも教育長、教育委員会ともそういった面では、十分に配慮されて、子どもたちのために前向きな答えを期待しておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

次に、ちょっと飛んでしまいますけれども、ちょっと時間の関係で、先に４番目のこの村長の４期目の件についてお聞きしても。

ちょっとその前に、ちょっと議長、時間もらってもいいですか。休憩いただいて。すぐ終わりますけれども。

○議長（名幸利積）

駄目です。質問してください。

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

はい。

それでは、４期目の総括について、村長のほうからも先ほどありまして、昨日もちょっとございました。

るる私のほうから、その重点施策の評価というのも、私のほうから言うのもおこがましんですけれども、村長のと被る部分はありますけれども、私なりに、合併の問題とか評価していいのかどうか分かりませんけれども、合併問題とか、保育所問題とか冠水問題、それからあやかりの杜と。特に村長は痛みを分かち合う村政を提唱されて、愛される村づくりということで、そういった言葉を提唱されました。

あとは申すまでもありません。英語教育関係も力を入れました。

そして、女性長寿日本一ということで、一連の健康づくり事業もされました。アワセの跡地利用計画ということで、イオンモール、徳洲会も誘致されました。そういった面では、私当初、北中城村というのは沖縄県どまりの地方区と言ったらおかしいんですけれども、本当に田舎だなと思っていましたけれども、そういった面では、こういったことも踏まえて、この辺は女性長寿日本一の県とか、横浜ベイスターズの誘致とか、そういった面では、この辺がやっぱり呼び水となったのかなと思いますけれども、私も県外に、ちょっと知人友人からもお褒めの言葉をいただいたり、北中を認知しているよと、認識しているということの評価をいただきましたので、そういった面では、私個人の判断ではなくて、そういった面では、少しは北中城村というところが全国の仲間入りできたのかなと。そういった面では、ちょっと私は評価したいなと。まあ、私だけではないと思いますけれども。

次に、ちょっと手厳しいことを言ってしまうか分かりませんけれども、課題というか積み残しですね。

これも村長もお分かりだと思いますけれども、先ほど、義弘議員のほうからもございました農業関係の一連の事業ですね。それから、ちょっとこの辺も、私はこだわっていたんですけれども、人材育成、人づくり、後継者づくりがいかがだったのかなというところも、ちょっと私なりに疑問を持っています。

それから、最後になりますけれども、跡地利用計画、とりわけアリーナ建設問題ですね。そういった面では、ちょっと積み残しの仕事がちょっと大きな部分があったのかなと。もちろん評価する部分もたくさんあります。

ここでちょっとまた村長に問いかけするのも心苦しいんですが、私の言っていることは当たっているかどうか。村長のほうへ答弁いただければ。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　０時２２分　休憩

午後　０時２２分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

いや、間違ってはいないと思いますし、また非常に過分な評価をいただいて大変恐縮しているところであります。

人材の後継育成というのは、ちょっと意味が私ちょっと、職員のそういうことなのかどうなのか、ちょっと今はっきりしないんですが、大変すみません。

はい、積み残したのは確かにございます。ただ、道筋だけはぜひつくっておきたいなと。次の村長に御迷惑をかけないような体制をしっかりつくっていきたいないというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

質問するのは心苦しかったんですけれども、はい、ありがとうございます。

それで、次にちょっと辛口になりますけれども、本題のアリーナ問題ですね。その経緯と、先ほど義弘議員のほうにもございましたけれども、経緯と進捗状況について改めてちょっとお聞かせいただければ。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後　０時２３分　休憩

午後　０時２４分　再開

○議長（名幸利積）

再開します。

村長。

○村長（新垣邦男）

これはもう、これまでもずっと話をしてきたところなんですが、もう議員も御承知のとおり、用地購入が100％ではないものですから滞っているという状況であります。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

また同じ回答をいただきました。

というのは、なぜ私質問したかと言いますと、あと何か月しかないんですよね。結局いつもここの答弁で終わってしまうんですよ。ですから、その続きが、義弘議員のも、本人おっしゃっていましたけれども、そこがちょっといかがなものかなというところで私はあえて質問したんですけれども。

まあ、先ほど、義弘議員のほうに、答弁でもございましたけれども、あまり私は最悪のことを考えたくはないんですがね、万が一そのアリーナ取りやめになってしまって、先ほどのちょっと答弁とダブってしまうか分かりませんけれども、その返還等々も含めて、国、防衛省になりますか。そちらとの何といいますかね、返還等々も含めて、詳細がどういった形で、村長が在任期間中、一つのけじめと言ってしまっていいのかどうか分かりませんけれども、どういう形で整理するのかなと。その辺ちょっとお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

その後ないんじゃないかと言うんですが、これはあくまでも用地交渉。地権者に納得していただいて、了解をもらわないと事業進まないわけですね。もう当然の話しですが。

では、これどうするのという話し。まずは交渉して、何とか説得をしていきたいというふうに思っております。いつまでもその地権者の皆さんもそのままじゃいかんだろうというように思います。

ただ、最終的には、義弘議員にも御質問でお答えしたんですが、やっぱりこの事業がなくなるとなるとそれによって多大な損害を被るわけです。これまで補助金もらって事業計画をして、これは公共用地という仮換地もしているわけですから、そうなると当然法的な手続、今後ですね、やっていくこと以外にはないのかなと思っ

ております。

それで、これは区画整理組合が解散しないとできないものですから、ですから、今後は当然村として、地権者にどういう法的手続でやっていくかということを念頭に入れながらやらなければいかんだろうと思っております。

もう１点は、この事業が、国がもう駄目だと、もうやめろとか、そういうことはなかなか国は言わないはずです。ここの、この判断は村がやらなければいけないです。

ただ、そのときにこの事業に代わる事業、この補助事業をやらないとなると返さなければいけません、お金を。ですから、そこまでそのリスクを負ってやるのか、あるいは規模縮小をして、今は国に預かってもらっていますので、待っていてくれということでやるので、これは今後、村としてしっかり議論を深めていって対応しなければいけないのかなというふうに思っています。

ですから、道筋的には当然あるわけですよ。はい。当然地権者が了解をいただけないときには、こちらとしては法的手続に踏み込まなければいけないのかなと思っています。

そうなると、またいろいろ課題は出てくるわけですが、最終的にはそういう手続を踏み込んでいかなければならんだろうと思っております。

ですから、次の村長さんがどう考えるか分かりませんけれども、ただ、こういう道筋だけは当然内部でも話しをしておりますので、そういう方法しか私はないのかなと思っております。

ですから、この事業をやめるとなると、本当にリスクは大きいですね。ですから、このこともしっかり考えなければいけないだろうと思っています。

これは、それぞれ職員が認識をしておりますから、次の村長がどう決断をして、方向性をやるのかは、また職員と相談をしていただければいいのかなというふうに思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

確かに答弁は、前回も同じ答弁をいただきました。それは私も承知おきしています。敢えてそれを問いかけたのは、村長が、先ほどの答弁の中で、説明責任うんぬんということでありましたけれども、ぜひそういうところを、これも私前回でお話ししたと思います。例えば、これがいいのかどうか私分かりませんよ。ホームページの中で、村長の部屋とか何かつくっていただいて、これも村長、「検討する」と私はおっしゃっていたんじゃないかなと思いますけれどもね。

そういった面で、私は一番大事なところはここじゃないかなと思うんですよ。そういったところなかなか皆さんのお耳に入らない。こういったところも含めて、ぜひとも、もちろんその後継者にそういった道筋をしっかりつけるということは、私は、村長にお伺いになるまでもなく、言うまでもなくお考えになっていると思いますけれどもね。私は一番大事なところはここじゃないかなと思って、そこであえて私、二度も三度も同じような感じで質問させていただいています。

ですからそこを、例えばさっき言いましたホームページでも結構ですし、また村の広報を使うでも結構ですし、一番大事なのはこの辺かなと。そこをぜひともですね、再度御検討いただいて、次の村長さんにしっかりしたたすき、リレーではないですけれども、できるような形で。もちろん一番は村民の方に見える形で、分かる形でやっていただくのが私は最後の職責かなと思いますけれども。ぜひともお願いしたいと思いますけれども。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（新垣邦男）

すみません、今の話しはアリーナ問題の話しですか。

○１１番（山田晴憲議員）

アリーナ、はい、はい。

○村長（新垣邦男）

あの、ですから、これは地権者がいらっしゃるので、これは公に今、村長の立場で、ああやる、こうやるという話しになるとこれは問題になるわけですよ。それで、当然組合が解散しないとそういう話しに持っていけないものですから。今現在は何も言えない状況。だから、経過説明するしかないわけですね。当然、法的になると裁判問題になります、これ。

だから、こういうこと慎重にやらないと、今、一応交渉して、ぜひ御理解いただきたいと、こういう事業しているので。でも、それはもう、当事者も御理解いただいていると思うんですが、では、そうなるとどうするかという。

だから、先ほど言ったように、今この段階でそういうことを本当に公にして、皆さんにね、公にしてどうするのという話しになると非常に困るわけですよ、村として。

だから、次の対応も考えながら、その変わるには計画をどうするの、これはまた国と相談しないといけません。それで、どうしても地権者が駄目だと、絶対譲らないと、これは、というのだったら、じゃ、そういう手続いきましょうねと、こういう次の段階に入っていくわけです。

ですから、これを、ホームページや何かで公表するようなものでは私はないんじゃないかなと。余計もう混乱極めるし、逆に地権者に御迷惑をかけるという話になるもんですから、その辺は丁寧にですね、慎重にやっていったほうがいいだろうと思っています。

当然、次の村長には、そういう経緯も踏まえてその御判断をいただくんですけれども、その辺はしっかり引継いでいきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

その辺は村長なりにお考えということで私も今改めて認識いたしましたので、限られた中だったと思いますけれども、その辺も考慮されて、積み残しと言ってしまっていいのかどうか分かりませんけれどもね。ちょっとこだわるようですけれども、やっぱり選挙の争点の一番でしたのでね。そこはやっぱり何らかの形で、私は直接接してやっぱりやるべきではないかなということでの、まあこれは私だけではありません。村長を応援していた方たちがやっぱり言われているものですから、その辺はそれではお聞き届けいただきまして、村長なりにお考えだと思いますので、ぜひともその辺は次の方にうまい具合でバトンタッチできるように御配慮よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。ちょっと時間がないので。

最後、公園整備計画と、それからアワセの跡地利用の中でのちょっと質問、時間がないので限られますけれども、ちょっと大きなところだけ、ぜひとも公園計画については、いろいろと検討、お考えだと思いますので、その辺は地域の皆さんにも十分ニーズに応えられるように、一緒になって進めていただければと。あと予算的なことも、また事業計画等もあるかと思いますので、ぜひともよろしくお願いしたいなと思います。

一番大きな、ちょっと公園のその火災事故の件なんですけれども、そういった面では、状況を掌握しているかと思いますので。ただ、地域の方が、これもちょっと提案で果たしていいのかどうか分かりませんけれども、区長ともちょっと相談させていただきまして、妥当かどうか、ちょっと私も逆に御相談とも言えますけれども、ああいった感じで一歩間違えば、そのゆうな公園というところは、犬の散歩をしていたり、大

変子どもたちが多いところで、何も人災まではつながらなかったんですけれども、最悪間違えば人、もしくは子どもの事故があってもおかしくないところだったなということも私もちょっと後で見て、ちょっと身の毛がよだつ思いをしましたので、そういった面では、いいのかどうか分かりませんけれども、御検討と思いますけれども、例えば監視カメラとか、車の駐停車の規制とか、そういった面では、自治会、地域と一緒になって、何らかのいい教訓ということで、そういった面でのその周知等々、もちろん担当課としても苦慮、検討されていると思いますけれども、その辺何かお考えでもありましたらお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（瀬上恒星）

山田議員の御質問にお答えします。

今、山田議員のほうから、区長さんと相談されたというお話しではあったんですけれども、具体的に例として挙げられている監視カメラとか、道路の駐停車禁止措置など、こういったものにつきましては、直接自治会長から要請ないしはそういったことはまだ私どもは受け取っておりません。

ただし、こういった監視カメラ、個人情報とかそういった問題とかもございますので、必ずこういった措置を取るためには地域住民の御理解と御協力が不可欠であります。

そのために、まず、山田議員と自治会長のみではなくて、実際にお住まいの方々との意思の疎通ですね。疎通ないしは方向性を取りまとめしていただくことが、今、山田議員が御提案されたものにまた近づいていく対応が可能じゃないのかなというふうに今お伺いして考えたところでございます。

あと、情報共有等とかいうところも例で挙げられてあるんですけれども、こういった事故、事件等につきましては、やはりこれも同じように個人情報等が多く含まれることがあります。こういったもの以外のことについては、やはりこういった地域住民の方への情報提供は村としても積極的にやっていくべきことだと考えておりますので、こういったものにつきましては、密に連絡を取ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○１１番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。

確かに管理する側としては御努力が絶えないなと、大変かなと思って、これも承知おきしていますので。というのは、やっぱり申すまでもありません。やっぱり万が一大変な惨事になってしまったらどうなのかなと。特に、本当にこの一帯は子どもが、子育て世帯の皆さんが一番多い地域でありますので、ちょっとその辺も考慮しながら、再度また私たちも自治会長、自治会を先頭に、いろいろと試行錯誤しながら、同じようなことがないように検討してみたいなと思います。はい。ありがとうございます。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後　０時３７分　散会

令和２年第６回北中城村議会定例会会議録

1	令和２年９月４日					
招集の場所	北中城村議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	令和２年９月24日　午前10時00分		議長	名幸利積	
	閉会	令和２年９月24日　午前11時03分		議長	名幸利積	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等別	議席番号	氏名	出席等別
	１番	安里道也	出	８番	喜屋武　すま子	出
	２番	稲福恭秀	出	９番	天久朝誠	出
	３番	伊集守吉	出	１０番	比嘉義弘	出
	４番	大城律也	出	１１番	山田晴憲	出
	５番	上間堅治	出	１２番	比嘉義彦	出
	６番	金城高治	出	１３番	比嘉次雄	出
	７番	比嘉盛一	出	１４番	名幸利積	出
会議録署名議員	８番議員		喜屋武　すま子			
	９番議員		天久朝誠			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長		比嘉直也			
	議事係長		仲村静香			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	村長	新垣邦男	教育長	砂川惠重		
	副村長	比嘉聰	教育総務課長	喜納克彦		
	総務課長	仲本正一	生涯学習課長	與儀光敏		
	総合調整監兼企画振興課長	石渡一義	建設課長	瀬上恒星		
	会計課長	米須清喜	農林水産課長兼農委事務局長	楚南兼二		
	住民生活課長	名幸芳徳	健康保険課長	奥間かほる		
	税務課長	喜屋武　のり子	農林水産課参事	鹿島直昭		
	上下水道課長	安次嶺正春	学校教育指導主事			
	福祉課長	喜納啓二				
議事日程	別紙のとおり					

議事日程第５号

令和２年９月２４日（木曜日）

１．開議　午前１０時００分

２．付議事件及び順序

日程番号	議案番号	事件名	摘要
1	認定第　１号	令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	委員長報告、質疑、討論、決定
2	認定第　２号	令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
3	認定第　３号	令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
4	認定第　４号	令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
5	認定第　５号	令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
6	議案第４４号	令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分について	委員会付託省略、討論、決定
7	議案第４６号	令和２年度北中城村観光防災力強化事業契約について	〃
8	議案第４７号	令和２・３年度北中城村無線放送施設整備事業請負契約について	〃
9	陳情第2-6号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	即決
１０	陳情第2-7号	県産品の優先使用について（要請）	〃
１１	意見書第５号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	〃
１２		閉会中の継続審査の申し出	

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開　議（午前１０時００分）

日程第１．認定第１号　令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第１．認定第１号　令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

一般会計歳入歳出決算審査特別委員長。

○一般会計歳入歳出決算審査特別委員長（天久朝誠議員）

認定第１号　令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和２年９月７日、本委員会に付託されました認定第１号　令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、９月８日、11日、14日、23日に開催し、８日、14日に山田晴憲委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、１款１項１目住民税個人現年課税分が対前年度比で増額になった理由、収入未済額が増額になった理由はとの質疑に対し、主な要因として、平成30年度の譲渡所得による一時的な所得増が上げられる。平成30年度の譲渡所得を除いて令和元年度と比較すると、令和元年度の村民税個人現年課税分は約3,500万円の増となっている。収入未済額の増の主な要因として、不動産売買による納付税額増による未納が上げられる。滞納者は平成30年度と比べると21名減となっているが、滞納額が約229万円増となっているのは、不動産売買による納税額増で、未納額が増えたことによるものとの答弁。

収入未済額の理由で不動産売買の納付税額増とある。収入は入っているのに税金は支払わない。徴収についてどう考えているか。預金口座の調査は行っているかとの質疑に対し、本来なら不動産売買でお金が入ってきたら税金を払うのが常である。中には、もともと生活が苦しくて不動産を売って借金等を払い、税金が払えなくなる。一概に所得があっても全部支払いができるというわけではない状況。しかし、村はずっと何もしないわけではなくて、督促、催促などで請求していく。それでも支払わないときに預金調査に入っていく。支払いできる預金等があれば、差押えという手順。今回の方々は、これまで収入がほぼない方で、税金がゼロ円から５万円の方が土地を売っても税金が入ってこないのは、もともとの収入があって納税されている方々ではなくて、収入が入ってきても払えないのではないかと想定している。しかし、今後は調査して差押えも考えられるとの答弁。

１款２項１目固定資産税の収入未済額2,630万3,134円の収入未済となった理由はとの質疑に対し、収入未済額の主な要因は、名義人死亡後の相続がうまく進んでいないため、借金返済等などの理由で納付ができないことが上げられるとの答弁。

14款１項１目３節保育費負担金の収入未済額と不納欠損額が対前年度比で増額になった理由はとの質疑に対し、当該負担金については、保育所利用者から徴収する利用者負担額である。世帯の課税状況等により階層を決定し、公立保育所及び認可保育園分については村が徴収し、認定こども園及び地域型保育施設については各施設で徴収している。当該収入未済額について

は、村が徴収する公立及び認可保育園の保育負担金の未納分で120万7,000円が生じたものである。収入未済として滞納のある世帯数は10世帯、内訳は令和元年度分の現年度分６世帯65万8,000円、平成30年度以前の過年度分４世帯54万9,000円である。不納欠損については１世帯24万8,500円となっている。滞納及び不納欠損の主な理由については、保護者の離職などにより前年度より世帯収入状況が異なった、離婚前の滞納分が転出した元夫名義で督促が困難等の事案が見られた。前年度決算時に比べ収入未済の12世帯からは減少し、不納欠損については１世帯と同じであったため、１件当たりの滞納金額が大きかったことが要因と考えられる。村では、滞納が生じないよう、また、滞納額が積み上がらないよう口座振替の実施や振替不能時に速やかに通知し分納相談を行うなど、徴収強化に取り組んでいるところである。現在の徴収状況は、現年分の滞納を増やさないために分納のお願いをしており、令和元年現年分滞納世帯６世帯のうち３世帯は承諾をもらっている。最終的に厳しい世帯は、児童手当の支給に合わせて納めていただくという対応を行っている。また、不納欠損の１世帯は前年度と同じ世帯で、状況としては、離婚する前の世帯主に請求書を送ろうとしても、外国に帰ってしまっているため請求できない。基本的に世帯主に保育料は請求しているが、状況によって、離婚した後でも妻から徴収することもあるが、母子世帯となった世帯で非常に生活困窮となった世帯であり、そこから請求すると生活が成り立たないということもある。生活保護寸前になる前に前夫に請求している状況との答弁。

18款１項１目１節土地建物貸付収入で284万2,520円が収入未済額となった理由はとの質疑に対し、土地建物貸付未収入については３件分が未納になったことによるもの。１件については７年分217万2,170円で、賃借人が亡くなったために相続人と会えない状態が続いている。もう１件については４年分66万7,920円で、年度支払いが厳しいということで、分割払いでの調整により支払いを行っている。残りの１件については、１年度分2,430円で今年度支払い済み。７年滞納分については、次年度債権回収業者へ依頼をしたいとの答弁。

22款３項２目１節雑入の後期高齢者医療特別対策補助金で412万9,763円が収入未済額となった理由はとの質疑に対し、補助金交付決定通知時と確定通知時の２度にわたり調定伝票を新規に作成したため。11月27日に補助金交付決定通知が来たときに、歳入予算が入る準備ということで調定伝票を作成する。そして、事業が終わった後に事業実績報告を提出し、４月24日に確定通知が来る。そのときに差額分を増減することになっているが、もう一回新規で打ってしまったことにより、11月27日分が未済額になっているとの答弁。チェック体制はどうなっているかとの質疑に対し、財務会計のシステムの中で、調定の未収入一覧表というのがあり、チェックが可能。今回は後期高齢者医療会計から一般会計への違う会計同士のやり取りがあり、後期高齢ではチェックしたが、一般でチェック漏れが発生した。今後気をつけていくとの答弁。

歳出、２款１項１目10節ふるさと納税返礼品の件数はとの質疑に対し、3,587件、多くが東京都、金額は平均すると１万5,000円、１万円の返礼品が多く出ている。そのほかに100万円２件の高額寄附で、村内宿泊施設のデラックス・スウィート５日間などもあった。スパの利用券、ランチ券なども返礼品として取りそろえている。イオンモールライカムは全国展開しているので、ふるさと納税返礼品の基準に該当しないということで、総務省から通達があった。また、寄附金の残額は様々なものに使っている。児童館や学校の補修などとの答弁。

委託業務を観光協会や商工会として村内企業

にできないかとの質疑に対し、観光協会を中間会社として、今後ふるさと納税業務委託できないか検討した。商品の発注票送付業務、多岐にわたるクレーム対応があり、今の観光協会の体制では無理とのことであるが、将来的には観光協会に担ってもらいたいと考えているとの答弁。

２款１項１目14節、17節、村役場底地（里道）用地賃借料の内容、購入用地の内容はとの質疑に対し、役場庁舎敷地内に77.93平方メートルの里道があり、役場庁舎建築に伴って国から購入を行うものである。賃借料として10年分５万8,015円、用地購入費119万円で、全て国の試算により契約を行って支払いを行った。庁舎建設の整地に伴って図面を確認した。もともと里道であることは把握しており、庁舎を建築する際に村有地にしないと建築確認の許可が下りないので、購入することになった。国は遡って賃料を取らないといけないということもあり、賃借料10年分となっているとの答弁。

３款１項１目13節福島交流事業委託料の実績はとの質疑に対し、当該事業については、福祉のまちづくりを学ぶとともに福祉力向上に資する人材の育成を促進することを目的に、東日本大震災の被災地である福島県へ児童を派遣した事業である。北中城村社会福祉協議会へ委託し実施した。具体的には、令和元年７月に教育長を団長に北中城小学校の児童９名を含む16名を派遣し、福島県新地町、大熊町、須賀川市、玉川村にて交流事業を実施した。事業費の一部は福島県から補助金、福島空港うつくしま・ちゅらしま総合交流事業補助金を活用しているとの答弁。

目的は達成できたか。参加していない子どもたちにも伝えられるような取組を行ったかとの質疑に対し、参加した児童に感想文を出してもらった。参加するに当たり、事前の学習会を開き、現地の津波被害で津波だけがクローズアップされる中で、原発がある現状、あるいは内陸部で被害を受けた須賀川市の奇跡のあじさいの場所についても事前学習した上で参加している。そして、現地で被災地を見て持ち帰ったものが将来的に防災力、福祉力の向上に役立ててもらいたい趣旨で実施した事業。発表会や共有できる取組は大切と考えている。残念ながら今回はスケジュールの関係で課題の残る部分があったが、今後の事業展開でしっかり取り組んでいきたいとの答弁。

３款２項１目19節ファミリーサポートセンター事業負担金の実績はとの質疑に対し、ファミリーサポートセンター事業は、子育てのサポートをお願いしたい方と子育てサポーターの相互援助活動に関する連絡調整を行う事業である。本村では、北谷町、嘉手納町と協定を締結し、３町村において公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会に共同で委託し実施した。令和元年度の事業実績額1,732万3,0000円のうち、子ども・子育て支援交付金を充当し、本村の負担金は181万1,917円であった。令和元年度の利用実績は、延べ利用実数287件、令和２年３月末時点のおねがい会員281名、まかせて会員77名、どっちも会員30名となっている。負担金及び実績については、別紙の資料を参照いただきたいとの答弁。

国際化で外国の方も利用する。語学研修など必要ではないかとの質疑に対し、まかせて会員の確保、中部地区においては外国人への対応が課題となっている。特に英語だけでなく、フィリピン語、インド語など多岐にわたっているが、研修までは至っていない。スキルを持った方を募集するしかないとの答弁。

３款２項４目19節放課後児童健全育成事業補助金の事業運営状況はとの質疑に対し、当該補助金3,837万3,400円については、放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブの運営に対する補助金であり、子ども・子育て支援交付金を充当している。令和元年度は村内５施設へ補助を実施

し、161名の児童が利用している。また、同節内の放課後児童健全育成事業補助金320万円については、令和２年４月に開所したしまぶく学童クラブの開設準備経費に対する補助金であり、子ども・子育て支援交付金を充当しているとの答弁。

４款１項４目13節健康長寿のまちづくりアクション事業委託料の実績はとの質疑に対し、健康長寿のまちづくりアクション事業では、城ヨガ、健活フェスタ、健幸マイレージを実施した。城ヨガは計２回行い、延べ280名の参加があった。健幸マイレージについては登録者数135名、健活フェスタは89名の参加。３年前から庁内の職員を集めて健康サポートチームというのを立ち上げている。このチームで健活フェスタということで、健康保険課、福祉課、生涯学習課、企画振興課の４つの課の職員で実施したとの答弁。

４款２項１目19節新一般廃棄物処理施設整備推進室負担金について、事業の進捗はとの質疑に対し、浦添市のクリーンセンター整備基本計画、基本設計の答申を環境省から受けて、事業計画に向けて動く予定となっている。令和３年にごみの搬入数量算定が始まって令和８年度までかかる。その間に設計、工事が入るとの答弁。

５款１項３目13節農を活かした健康・福祉の里づくりに向けた推進業務委託料について、事業の今後の展開はとの質疑に対し、前年度までに整理された基本計画を踏まえ、今回の業務では民間事業者の明確化、本事業を民活事業で展開することについて、事業内容の確定、４段階プラスアルファで整備を進める。第１段階整備から第４段階整備までの取組内容を明確に、特に第１段階整備に関しては実施、検討まで整理。土地利用調整、第１段階から第３段階整備に関して、特に第１段階整備地の事業賃借を協議。造成面での基本設計等について取りまとめを行い、事業対象地域の自治会とも定期的に役員会での意見交換を図り、第１段階整備の実施に向けて推進を行ってきた。以上の取組等を受け、令和２年度では、再度、沖縄振興一括交付金の活用により、事業予定者の確定、事業実施者と村とが共有を図った事業実施に向けての導入施設、整備手法等の在り方、第１・第２段階整備に関する造成、配置計画及び基本的な設計概要等の再検討、事業計画の策定、村・地域・事業者・関係団体等による里づくり環境協定、第１段階整備区域の事業者と地権者との土地賃貸の覚書締結などを実施し、その後、第１段階整備の取組について、令和３年度から整備着手、令和４年度から事業開始に向け作業を進めている。

なお、本業務に関しては、令和３年度から村の費用を極力持ち出すことなく、民活事業として整備に着手する計画としていることから、民間事業者の自己資金とともに民間事業者へ交付可能である総務省ローカル10,000プロジェクト事業交付金、環境省、廃熱・未利用熱・営農地等の効率的活用による脱炭素化推進事業費、農林水産省、農山漁村振興交付金、農福連携の推進事業費、内閣府、地域再生計画における事業への支援等の活用により、官民連携の下で民間事業者主体での整備を図っていくこととなる。各省庁の交付金は、目安として事業費２分の１だが、細かく精査すると、計画では３分の１程度、約１億2,000万円が補助金対象と考えている。雇用に関して明確な数字は出ていないが、雇用の場としては、病院、ホテルとテントを合わせたグランピング施設、レストラン、村の直売所を考えている。雇用が生まれてくるのは確実。村の費用持ち出しについては、第２段階になると事業者が土地を借りて地域振興施設のようなものを造り上げていく際、農業関係の企業であれば入れられる。そのような整備を村がどう判断するかでゼロとは言えないが、現在全部で６段階までの整備段階では持ち出しはほぼゼロの計画との答弁。

各省庁が絡んで計画されている。一番肝心なのが土地利用計画。調整区域の変更ができてからしか事業は進行できないのではないかとの質疑に対し、まず第１段階に関しては、農地転用、農業振興地域からの除外をしないでできる整備計画を立てており、検証を行っている。第２段階がレストランや地域振興設備、観光農園に関しての施設は建物になるので転用は必要になってくるが、農業施設関連の建物になるので、農振地域の中での転用なので調整できる。病院だけがかなり調整が必要になってくる。その点に関して、県の農林水産課の農政経済課としては、村が青写真を持たないで病院というのは一切考えられないので、交付金を活用して青写真作りとともに地域と調整を図ってきた。村として課題に上げられた青写真と、地域として歓迎するのかという課題については、準備が整った。これを持って県と調整を進めていこうと考えている。本村農業委員会事務局も情報収集をしている。しっかりと計画を持って対応していくのであれば、断られることはないと考えているとの答弁。

６款１項３目13節観光周遊バス導入支援業務委託料、運行委託料の実績はとの質疑に対し、観光周遊バス導入支援業務では、実証実験の準備から実施並びに効果検証を行っており、運行ダイヤの検討や検討会議の支援、利用実態把握、アンケート調査等を実施している。また、運行業務においては、実証実験期間中の周遊バスの運行を行っている。令和元年度は延べ2,350人に利用をいただき、１日平均19人の利用となっているとの答弁。

７款２項２目19節自治会補助工事補助金の実績はとの質疑に対し、予算額300万円、支出済額295万5,700円。熱田自治会、安谷屋自治会、大城自治会内の工事を行った。毎年、各自治会から要望を取っている。担当職員が現地を調査して補助金が充てられるか判断する。補助にそぐわない場合もあるので、そういったものを調査する。一部を自治会で負担してもらい、残りを補助金で対応するなどもしているとの答弁。

９款２、３、４項幼稚園、小学校、中学校の特別支援員臨時職員賃金の実績はとの質疑に対し、特別支援員の人数について、北中城小学校７人、島袋小学校３人、北中城中学校４人、北中城幼稚園４人、対象児童数は、北中城小学校が35人、島袋小学校が10人、北中城中学校が10人、北中城幼稚園が７人。過年度に比べると、支援員も支援を受ける児童も減ってきている。予算も減っているが、他市町村に比べて現時点で北中城村は優遇されている状況で、問題ない状況との答弁。

９款２項２目18節、20節教育振興費の備品購入費、扶助費で多額の不用額出た理由はとの質疑に対し、備品購入費については、令和２年度からの教科書改訂に伴い、教師用教科書及び指導書の購入費として計上していたが、教科書が前期と後期に分かれており、年度末時点で後期分が未発刊だったため、購入することができず、その分の執行残。令和元年度に２年度の教科書を購入するが、後期分が２年度に入って発刊されるので、購入予定。扶助費については、昨年度、算定基準の見直しによる対象者数の減と新入学準備用品費入学前支給分の見込み誤りによる執行残となっている。国の基準が改定されたということで、村が独自に見直しするものではなく、国が定めた生活保護の基準に準用している。準備用品の誤りは、令和２年度の入学生に対してランドセルの費用助成があるが、この費用を過大に計上している。実際、申請は少なかったということとの答弁。

９款６項２目14節体育施設費使用料及び賃借料で1,545万9,314円の不用額が出た理由はとの質疑に対し、関係課同士の連絡不足により、相殺を行うときに必要な歳入歳出予算の公金振替処理が未処理となっていた。未処理分は、令和

２年度に対応する予定。今後、原因と対策を話し合い、再発防止に努めるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は附帯意見を付して、全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

附帯意見。

認定第１号　令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算について、歳入の雑入の中で調定伝票の二重起票、村立体育館土地賃借料の歳入処理及び歳出処理の未執行といった事務処理のミスで多額の収入未済額、不用額が出た。決算の統括課及び予算執行の各担当課はチェック体制を徹底し、財務会計事務は的確に処理されるよう求める。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第１号　令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、附帯意見を付して認定するものであります。

認定第１号　令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり附帯意見を付して認定することに賛成の方は御起立を願います。

（起立多数）

○議長（名幸利積）

起立多数です。認定第１号　令和元年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については、附帯意見を付して認定するものと決定しました。

日程第２．認定第２号　令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第２．認定第２号　令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて報告いたします。

認定第２号　令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和２年９月７日、本委員会に付託された認定第２号　令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、９月８日、14日、23日に開催し、８日、14日に山田晴憲委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から、担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳入、１款１項１目国民健康保険税の収入未済額と不納欠損額の理由はとの質疑に対し、不納欠損額の主な理由は、令和元年度の不納欠損処分調書において、主に住民基本台帳登録が抹消されている方、生活保護開始により執行停止の方となっている。収入未済額の対処としては、

納税義務者に対しての督促状の送付、戸別訪問、居所不明者実態調査を行っている。収入未済額と不納欠損額は、平成29年度から令和元年度の３か年の推移を見ると減少傾向にあるとの答弁。

徴収等の職員体制はどのようになっているのかとの質疑に対し、係長１人、職員1人、会計年度任用職員３人との答弁。

歳出、６款１項１目13節保健事業費の委託料の120万7,686円の不用額が出た理由はとの質疑に対し、主に二次検診及び運動支援事業に係る委託料の残額となっている。どちらも当該年度に本村が実施する特定健診を受けた方で、対象要件に当てはまる方に対する事業となっている。事業の要件に該当する対象者は、健康づくりに対する意識が低いケースが多く、事業への参加を呼びかけているが、なかなか伸びてこないことや毎回同じ対象者で新規の対象者が少ないなどが要因となっている。実績として、二次検診受診者が約40人を想定、受診者が16人、運動支援事業参加者が約50人を想定し、10人の参加となっているとの答弁。

運動支援事業の不用額が予算額に対し大きい、見積りが甘いと思うが、どのように考えているのかとの質疑に対し、新しく開設した村内スポーツクラブを委託先に追加した。村内にあれば参加者も増えると期待感もあったが、今後検討する必要があるとの答弁。

６款１項１目13節保健事業費の特定検診未受診者対象委託料の実績はとの質疑に対し、本事業は特定健診の未受診者に対し、受診歴や問診の内容をＡＩ及びソーシャルマーケティングの技法を活用した分析を行い、個人の特性に応じた勧奨資材の作成及び特性の仕分け、年２回の勧奨はがきの送付までを委託する事業になっている。実績としては、連続受診者387人に通知し279人受診、受診率72.1％、不定期受診者916人に通知し397人が受診、受診率43.3％、未経験1,535人に通知し181人が受診、受診率11.8％となっているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第２号　令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定するものであります。

認定第２号　令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

（起立多数）

○議長（名幸利積）

起立多数です。認定第２号　令和元年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定するものと決定しました。

日程第３．認定第３号　令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第３．認定第３号　令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

読み上げて報告いたします。

認定第３号　令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和２年９月７日、本委員会に付託されました認定第３号　令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、９月８日、14日、23日に開催し、８日、14日に山田晴憲委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から、担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳出、３款１項２目23節償還金、利子及び割引料、過誤納金が対前年度費で大幅増となった理由はとの質疑に対し、対前年度比で大幅増額となった理由は、死亡増と所得申告変更の増によるもの。死亡人数、所得申告変更は毎年変動がありなかなか読めないものがある。前年度の実績を基に予算を組んでいるので当年度はこのような結果になった。過誤納金還付金の内訳として、死亡34人、14万4,258円、所得申告変更５人、12万5,102円となっているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第３号　令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定するものであります。

認定第３号　令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

（起立多数）

○議長（名幸利積）

賛成多数です。認定第３号　令和元年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定するものと決定しました。

日程第４．認定第４号　令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第４．認定第４号　令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

読んで御報告いたします。

認定第４号　令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

令和２年９月７日、本委員会に付託されました認定第４号　令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会において、９月８日、15日、18日、23日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席いたしました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、１款１項１目下水道使用料の収入未済額の増の理由はとの質疑に対し、本村の下水道事業は、令和２年４月１日より地方公営企業法を適用し、従来の特別会計から公営企業会計に移行している。これに伴い、従前の特別会計は、令和２年３月末日をもって打切り決算を行う必要があり、従来であれば、出納整理期間５月末日までとして収納に反映されていたが今年度は料金収入を計上することができないため、収入未済額の増となったとの答弁。

３款１項１目１節下水道事業県補助金5,092万円の収入未済額は次年度へ繰越との説明だが、その内容はとの質疑に対し、島袋地区浸水対策事業の一環として、令和元年度に実施予定であった第３号調整池整備工事（第２期）及びそれに関連する業務費用であり、その県補助金の内訳金額は、第３号調整池整備工事（第２期）4,492万円、第３号調整池整備工事（第２期）現場技術業務420万円、３号調整池整備工事（第２期）磁気探査業務180万円。なお、これらの工事及び業務は令和２年度において発注済みであるとの答弁。

歳出、１款１項２目15節の工事請負費の予算現額が565万円に対し支出済額188万9,880円であり、376万120円の不用額過多となっている理由はとの質疑に対し、維持管理に係る請負工事費は、不測の事故や不具合等、臨機に対応するための費用として、当初予算の段階においては、ある程度の推定で計上しており、実績として少額にとどまったため、支出済額よりも不用額が大きくなったものであるとの答弁。

予算計上に当たっては地図や現場確認が必要かと考えるが、想定できない部分というのは具体的にどういったものがあるのかとの質疑に対し、一般的に漏水事故、これは表から見ていて分からないもの。定期的に部分的な調査を行ってはいるが、そこでは見つけられないことや他のところで発生するなど、当初の段階ではここという具体的な場所がなくて、実際使っているうちに不具合があったりすることに対応できるように、ある程度の予算枠を取っているとの答弁。

前年度はほぼ予算消化しているがやり残しはないのかとの質疑に対し、基本的にやるべきものの対応は済んでいるとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第４号　令和元年度北中城村公

共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定するものであります。

認定第４号　令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

（起立多数）

○議長（名幸利積）

賛成多数です。認定第４号　令和元年度北中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定するものと決定しました。

日程第５．認定第５号　令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第５．認定第５号　令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

御報告いたします。

認定第５号　令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定について。

令和２年９月７日、本委員会に付託されました認定第５号　令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会においては、９月８日、15日、18日、23日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

収入、１款水道事業収益について、予算額に比べ決算額が減額となった理由はとの質疑に対し、予算計上の作業に当たっては、直近の実績とライカム地区等での今後の開発予定を見込んで作成していたが、令和元年度については基地の使用水量が前年度に比べて４万1,283立方メートル減少したことが大きく影響しているとの答弁。

これからも基地の使用水量は減少するのか、また、増える見込みはあるのかとの質疑に対し、基地の使用水量は、年や月ごとで開きがあるために想定が難しい。また、基地の使用水量が前年度を維持する形で予算計上している。最近の状況としては、基地の給水地点が新しく増え、給水されていなかった地域も給水範囲として取り組んでいるため、減少分が新しい分と差引きして、現状維持されると考えているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第５号　令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定するものであります。

認定第５号　令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

（起立多数）

○議長（名幸利積）

賛成多数です。認定第５号　令和元年度北中城村水道事業会計決算の認定については、認定するものと決定しました。

日程第６．議案第４４号　令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分について

○議長（名幸利積）

日程第６．議案第44号　令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

読み上げて報告いたします。

議案第44号　令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分について。

令和２年９月７日、本委員会に付託されました議案第44号　北中城村水道事業会計剰余金処分について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、９月８日、15日、18日、23日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

剰余金処分計算書中、資本金への組入れの算出方法は決まっているのかとの質疑に対し、現行の公営企業会計制度においては、組入資本金制度が廃止となったため、義務的な組入れは不要となっているが、実務的な取扱いとして、旧会計制度の考えを継承し、その他未処分利益剰余金変動額1,039万2,111円（決算書４ページ）と同額を計上しているとの答弁。

建設改良積立金の積立が1,000万円、利益積立金の積立て500万円というのは定額として金額が決まっているのかとの質疑に対し、処分金額に絶対こうしなければならないという義務はない。具体的には建設改良積立金への積立ては、将来への投資だとか大規模な修繕などで必要なときに行使し、将来に向けた蓄えとして積立てをしている。割合としては建設改良積立金1,000万円、利益積立金500万円とし、建設事業のほうがよりお金が多く使用されるということで配分を増やしている状況であるとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決すべきものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号　令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案のとおり可決です。

議案第44号　令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（起立多数）

○議長（名幸利積）

起立多数です。議案第44号　令和元年度北中城村水道事業会計剰余金処分については、原案のとおり可決するものと決定しました。

日程第７．議案第４６号　令和２年度北中城村観光防災力強化事業契約について

○議長（名幸利積）

日程第７．議案第46号　令和２年度北中城村観光防災力強化事業契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

それでは、議案第46号　令和２年度北中城村観光防災力強化事業契約について御説明申し上げます。

議案第４６号

令和２年度　北中城村観光防災力強化事業契約について

下記のとおり物品類購入契約を締結するために、北中城村議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４７年条例第５７号）第２条の規定により議会の議決を求めます。

記

１．契約の目的：観光防災力強化の為の備品等購入

２．契約の方法：指名競争入札

３．契約金額：￥１６，２７７，８４６－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥１，４４７，８４６－）

４．契約の相手方：沖縄県那覇市三原三丁目１２番２０号
アースウイング　株式会社
代表取締役　羽　地　万寿雄

令和２年９月２４日　提出
北中城村長　　新　垣　邦　男

別添、物品類購入契約書と入札結果を添付してございます。御審議をよろしくお願いいたし

ます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号　令和２年度北中城村観光防災力強化事業契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第46号　令和２年度北中城村観光防災力強化事業契約については原案のとおり可決されました。

日程第８．議案第４７号　令和２・３年度北中城村無線放送施設整備事業請負契約について

○議長（名幸利積）

日程第８．議案第47号　令和２・３年度北中城村無線放送施設整備事業請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（新垣邦男）

議案第47号　令和２・３年度北中城村無線放送施設整備事業請負契約について御説明申し上げます。

議案第４７号

令和２・３年度　北中城村無線放送施設整備事業請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和４７年条例第５７号）第２条の規定により議会の議決を求めます。

記

１．契約の目的：北中城村防災行政無線整備事業（北中城村全域）

２．契約の方法：指名競争入札

３．契 約 金 額：￥１４４，１００，０００－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：￥１３，１００，０００－）

４．契約の相手方：沖縄県沖縄市字登川９２３－１
有限会社　三省電気工事
代表取締役　新　城　安　雄

令和２年９月２４日　提出
北中城村長　　新　垣　邦　男

別添、工事請負契約書と入札結果書を添付してございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号　令和２・３年度北中城村無線放送施設整備事業請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第47号　令和２・３年度北中城村無線放送施設整備事業請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第９．陳情第２－６号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）

○議長（名幸利積）

日程第９．陳情第２－６号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第２－６号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）については、会議規則第39条第３項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第２－６号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第２－６号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第２－６号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）は採択されました。

日程第１０．陳情第２－７号　県産品の優先使用について（要請）

○議長（名幸利積）

日程第10．陳情第２－７号　県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第２－７号　県産品の優先使用について（要請）については、会議規則第39条第３項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第２－７号　県産品の優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。陳情第２－７号　県産品の優先使用について（要請）は採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。陳情第２－７号　県産品の優先使用について（要請）は採択されました。

日程第１１．意見書第５号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（名幸利積）

日程第11．意見書第５号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○５番（上間堅治議員）

意見書第５号

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の
急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出します。

令和２年９月２４日　提出

北中城村議会議長　名　幸　利　積　　殿

提出者：北中城村議会議員
上　間　堅　治

賛成者：北中城村議会議員
比　嘉　義　彦
比　嘉　次　雄
伊　集　守　吉
比　嘉　盛　一
喜屋武　すま子
大　城　律　也
比　嘉　義　弘
金　城　高　治
稲　福　恭　秀
山　田　晴　憲
天　久　朝　誠
安　里　道　也

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和３年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1　地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2　地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3　令和２年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4　税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5　特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和２年（２０２０年）９月２４日

沖縄県中頭郡北中城村議会

あて先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第３項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第５号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。意見書第５号　新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については可決されました。

日程第１２．閉会中の継続審査の申し出

○議長（名幸利積）

日程第12．閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

建設文教常任委員長から陳情第２－８　嘉手納基地立入調査の実施及び嘉手納基地由来の汚染水の取水を止める陳情について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって、令和２年第６回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前１１時０３分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

北中城村議会

議　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名議員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿